

令和 3 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録

令和 3 年	8 月 3 1 日	開 議
令和 3 年	9 月 1 7 日	散 会

香 美 市 議 会

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 1 号 ）

令和 3 年 8 月 3 1 日 火 曜 日

令和３年香美市議会定例会９月定例会議会議録（第１号）

招集年月日 令和３年８月３１日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ８月３１日火曜日（審議期間第１日） 午前 ８時５９分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
４番	依光美代子	１４番	大岸真弓
５番	笹岡優	１５番	爲近初男
６番	森田雄介	１６番	山本芳男
７番	久保和昭	１７番	比与森光俊
８番	小松孝	１８番	小松紀夫
９番	村田珠美	１９番	甲藤邦廣
１０番	島岡信彦	２０番	利根健二

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	建設課長	井上雅之
副市長	今田博明	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境上下水道課参事	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	明石清美	ふれあい交流センター所長	猪野高廣
市民保険課長	植田佐智	会計管理者兼会計課長	萩野貴子
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横山和彦	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
建設課参事	近藤浩伸	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 7 1 号 令和 2 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 令和 2 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 6 号 令和 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 7 号 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 8 号 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 9 号 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 0 号 令和 2 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 1 号 令和 2 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 2 号 令和 2 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 3 号 令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 8 4 号 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 5 号 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 6 号 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 7 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 88号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89号 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 94号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 95号 財産の取得について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和3年8月31日(火) 午前9時開議

- 日程第1 審議期間の決定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 市長の報告
- (1) 報告第10号 令和2年度香美市健全化判断比率の報告について
- 報告第11号 令和2年度香美市資金不足比率の報告について
- (2) 行政の報告及び提案理由の説明
- 日程第4 議案第 71号 令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 72号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 73号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 74号 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 75号 令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 76号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入

歳出決算の認定について

日程第10	議案第	77号	令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第	78号	令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第	79号	令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第	80号	令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第	81号	令和2年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第	82号	令和2年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第	83号	令和3年度香美市一般会計補正予算（第6号）
日程第17	議案第	84号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第18	議案第	85号	令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
日程第19	議案第	86号	令和3年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第20	議案第	87号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	88号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	89号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	90号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	91号	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	92号	香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	93号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第27	議案第	94号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第28	議案第	95号	財産の取得について

会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、久保和昭君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 8時59分 開会 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和3年香美市議会定例会を再開し、9月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位、執行部におかれましては、何かと御多忙の折、9月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初秋を迎え、天気も少し安定してきたようで、青空も見えるようになってまいりました。ここ数年、全国的に雨の降り方も変わってきたように感じております。最近は線状降雨帯、湿舌などの言葉も一般的に使われるようになってまいりました。7月には熱海市におきまして土石流が発生し、多くの貴い命が奪われました。そうした中、多くの犠牲者を出した繁藤災害も慰霊祭が執り行われました。発災から50年がたち、今後は慰霊祭も縮小されると聞いております。豪雨時の早期避難等の対応の必要性を改めて感じたところでございます。

先日開催されました東京オリンピックは、多くの感動とともに終了いたしました。また、パラリンピックにおきましても、すばらしい対戦に心を奪われ、テレビにくぎづけになっているところでございます。

コロナ対応におきましては、ワクチンの接種も一定のめどが立ちつつあり、また、抗体カクテル療法の外来対応も可能になったと報道がありました。明るい兆しも見えてきておりますが、現状の感染拡大を見たときに、いま一度気を引き締める必要があると思っております。

さて、本定例会議に市長から提出されております議案等は、令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算についてを含む議案25件、報告2件であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、8月26日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から9月17日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は本日から９月１７日までの１８日間と決定いたしました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、６番、森田雄介君、７番、久保和昭君を指名いたします。両名はよろしくお願いいたします。

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定による、報告第１０号及び第１１号の報告がありました。

次に、監査委員から、令和２年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、令和２年度香美市水道事業会計決算審査意見書、令和２年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、令和２年度財政健全化判断比率の審査意見並びに令和２年度資金不足比率の審査意見が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第４、議案第７１号、令和２年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第２８、議案第９５号、財産の取得についてまで、以上２５件を一括議題いたします。

行政の報告及び議案第７１号から議案第９５号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さん、おはようございます。全議員の皆さん御出席の下、令和３年香美市議会定例会９月定例会議が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様既に御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでにない感染拡大で、極めて厳しい状況となっております。高知県におきましても、ステージを非常事態に上げ、感染抑止に懸命に努めてまいりましたが、感染者数が大変多く発生する状況となりまして、２７日からまん延防止等重点措置の適用を受けることとなりました。

こうした事態に鑑み、今後につきましては、国・県の指示、呼びかけに対しまして、県下市町村と一体となって応えとともに、市民の皆さんのさらなる御理解、御協力をいただき、感染防止の一層徹底、ワクチン接種の推進・完了に向けて力を尽くし切りたいと考えています。

こうしたことから、市内小中学校におきましても、２学期は８月２７日からとなって

おりましたが、9月1日に変更することとなりました。8月の休業期間は学校を開放し、9月1日から3日までの授業は午前中のみとし、登下校や給食につきましては、可能な範囲で分散の形を取り、部活動は9月12日まで休部するなど、感染防止に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各課関連の行政報告を申し上げます。

まず初めに、定住推進課でございます。

1、香美市ものづくり会議について、平成29年度に設立した「香美市ものづくり会議」は、令和3年度第1回目となる会議を8月18日に開催しました。現在は、「物部川ブランド」、「土佐山田フラフ」、「土佐打刃物」、「ふるさと納税」、「第一次産業」の5つの分科会が活動しています。本年4月からは「土佐山田フラフ」分科会の主催する「フラフのある風景フォトコンテスト」を開催して作品を募集し、7月17日に表彰式を行いました。今後も、香美市ものづくり産業の底上げを図り、香美市の産業発展を目指して活動してまいります。

2、集落活動センターについて、平成29年3月に開所した「集落活動センター美良布」は、開所して4年が経過し、地域内外の交流の拠点としての機能を担う一方で、部会活動を通じた地域の活性化に積極的に取り組んでいます。また、平成30年4月に開所した「集落活動センターひらやま」では、活動及び施設の充実を図るため、倉庫兼ボルダリング施設兼加工場の複合施設「集落活動センターひらやま別館」の建築工事を行い、本年5月に完成しました。今後、当施設を活用し、地域経済の拡充や活性化につなげていきます。

3、姉妹都市交流について、本年度の全ての交流事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりましたが、特産品の販売等を通じて、引き続き姉妹都市交流の推進を図ってまいります。

健康介護支援課。

1、新型コロナウイルスワクチン接種について、高齢者接種がおおむね完了し、8月中旬までに12歳から64歳までの全接種対象者に接種券を送付しました。接種につきましては、皆様のお手元のほうには8月22日の数字が出ておりますけれども、直近の数字が出ましたので、8月29日までの登録データの数字をお知らせします。高齢者のうち1回目の接種が終わった方が8,575人、高齢者人口に対する接種率83.23%、2回目が8,400人、81.53%となっています。ちょっと数字が違いますので、お控え願いたいと思います。また、全年代では、1回目の接種が終わった方が1万2,170人、人口に対する接種率46.65%、2回目が9,205人、35.28%となっております。

次に、商工観光課でございます。

1、もっと香美市事業者応援補助金について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を対象に、4月から受付を開始しましたもっと香美市事業者応援補助金

につきましては、これも昨日、８月３０日現在の数字が出ましたので、その数字をお知らせいたします。８月３０日現在の交付決定数は５５件、予算執行額は２，０９１万５，０００円となっています。

２、香美市地域電子マネーカード発行事業について、４月２０日から利用を開始しました地域電子マネーk a m i c a（カミカ）につきましては、市民２万５，９１９人に１万円の電子マネーを付与し、８月１５日までの利用額は、２億２，８９１万７，０００円、付与額の８８．３％となっております。こちらの数字は本日集計が出るということでございまして、少し古い数字になって申し訳ありません。

次に、建設課です。

１、工事関係について、がけくずれ住家防災対策事業については、繰越事業が７件あり、現在施工中です。また、本年度になり数件の申請があり現地調査を行い、随時県ヒアリングを受け早期着手を計画しています。過年度発生の災害復旧事業ですが、本年度完成に向け一部計画の見直しを行い工事着手しています。本年５月梅雨前線等豪雨により、農林業施設災害が３件あり随時国の査定を受けています。また、８月豪雨により公共施設及び農林業施設に災害が発生し、現在現地等調査中で、詳細を確認できた箇所より、査定等準備にかかっています。交付金関係道路整備などについて県からの交付決定もあったことから、年度内完成に向け着手しています。

ただいま詳細について確認できた箇所から査定準備にかかっていると報告申し上げましたけれども、昨日数字がまとまりましたので報告いたします。令和３年８月豪雨災害のほうの数字でございますけれども、全体で３９件、金額で言いますと３億５９０万円という数字になっておりますので、御報告申し上げます。

２、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線について、繰越工事については９月末完成見込みです。今後については、附帯施設である上下水道等事業の進捗に併せ、早期完成を目指します。

３、各種協議会について、高知県市町村道整備促進協議会及び物部川改修期成同盟会において、県下関係市町村と協力し、予算確保などの本年度１回目の要望活動を一部郵送となりましたが、７月に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省などに行いました。２回目の要望についても１０、１１月に予定しています。また、国道１９５号改良促進期成会において、８月に総会書面決議を行い、老朽化及び災害、併せ通学路安全対策などの要望を計画しています。

教育振興課。

１、香美市公立学校特認校制度の導入について、香美市の公立学校における特認校制度の導入及び片地小学校の特認校認定につきまして、香美市公立学校特認校制度検討委員会から「導入は適当である」との提言をいただき、令和３年８月２日に開かれた香美市教育委員会で協議し、承認を得て導入することが決まりました。これからは片地小学校の来年度の募集に向けて準備を進めてまいります。また、今後は大栃小中学校の導入

につきましても検討していく予定です。

生涯学習振興課。

1、東京2020パラリンピック聖火の採火・集火式について、令和3年8月13日、鍛冶屋創生塾の炉からパラリンピック聖火の採火を行いました。採火された炎は、白ゆり授産所とかがみの育成園で展示された後、市役所1階市民ホールで展示されました。また、16日にオーテピアにて県下4市村から集められた炎が合わさる集火式が行われ、24日のパラリンピック開会式で全国の炎とともに聖火台に灯されました。

消防課。

1、令和3年1月1日から令和3年6月30日までの火災、救急及び救助出動件数について、去年同期と比較して、火災件数は増減なし、救急出動は40件の増、救助出動も2件増となっております。詳細は表に掲げておりますので、御参照ください。

2、消防施設等の整備について、香北町根須に建設中の消防署香北分署は8月31日に引渡しを受けました。通信指令設備等の整備を行い10月下旬の運用開始を予定しています。

続きまして、今期定例会議に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第10号は、令和2年度香美市健全化判断比率の報告について。

報告第11号は、令和2年度香美市資金不足比率の報告について。

議案第71号は、令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について。

議案第72号は、令和2年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第73号は、令和2年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第74号は、令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第75号は、令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第76号は、令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について。

議案第77号は、令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について。

議案第78号は、令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について。

議案第79号は、令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第80号は、令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 8 1 号は、令和 2 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について。

議案第 8 2 号は、令和 2 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 8 3 号は、令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）。

議案第 8 4 号は、令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）。

議案第 8 5 号は、令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）。

議案第 8 6 号は、令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）。

議案第 8 7 号は、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 8 号は、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 9 号は、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 9 0 号は、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 9 1 号は、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 9 2 号は、香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 9 3 号は、香美市過疎地域持続的発展計画の策定について。

議案第 9 4 号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

議案第 9 5 号は、財産の取得について。

以上、報告 2 件、議案 2 5 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照ください。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 以上で市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 1 0 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 開会前に訂正がありました 3 ページの件で、退職手当の負担見込みが 1, 5 0 0 万円ぐらい増えたんですが、新たに退職するようなあれが発生して今回数字が変わったのか、この数字が変わった経過を説明いただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

退職手当負担見込額の中に会計年度任用職員の分を含まずに試算していたため、これを含んだ形で訂正させていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。以上で報告第10号についての質疑を終わります。

次に、報告第11号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。以上で報告第11号についての質疑を終わります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月7日午前9時から開会いたします。

本日はこれで終了いたします。

（午前 9時26分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 2 号 ）

令和 3 年 9 月 7 日 火 曜 日

令和３年香美市議会定例会９月定例会議会議録（第２号）

招集年月日 令和３年８月３１日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ９月７日火曜日（審議期間第８日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
４番	依光美代子	１４番	大岸真弓
５番	笹岡優	１５番	爲近初男
６番	森田雄介	１６番	山本芳男
７番	久保和昭	１７番	比与森光俊
８番	小松孝	１８番	小松紀夫
９番	村田珠美	１９番	甲藤邦廣
１０番	島岡信彦	２０番	利根健二

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	健康介護支援課長	宗石こずゑ
総務課長	川田学	建設課長	井上雅之
企画財政課長	佐竹教人	農林課長	川島進
定住推進課長	中山繁美	商工観光課長	石元幸司
防災対策課長	日和佐干城	環境上下水道課参事	依光伸枝
市民保険課長	植田佐智	ふれあい交流センター所長	猪野高廣

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	横田恵子
議会事務局書記	大和正明		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会9月定例会議事日程

(審議期間第8日目 日程第2号)

令和3年9月7日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----|-----|-----|
| ① | 13番 | 山崎 | 龍太郎 |
| ② | 17番 | 比与森 | 光俊 |
| ③ | 5番 | 笹岡 | 優 |
| ④ | 6番 | 森田 | 雄介 |
| ⑤ | 15番 | 爲近 | 初男 |
| ⑥ | 14番 | 大岸 | 眞弓 |
| ⑦ | 4番 | 依光 | 美代子 |
| ⑧ | 11番 | 山崎 | 晃子 |
| ⑨ | 9番 | 村田 | 珠美 |
| ⑩ | 2番 | 山口 | 学 |
| ⑪ | 12番 | 濱田 | 百合子 |
| ⑫ | 3番 | 舟谷 | 千幸 |
| ⑬ | 1番 | 萩野 | 義和 |

会議録署名議員

6番、森田雄介君、7番、久保和昭君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） おはようございます。13番、山崎龍太郎です。日本共産党会派を代表して、少し発言させていただきます。

菅首相が政権を投げ出していました。新型コロナ対策に有効な手だてを打てないままの退陣です。こんな政治はもう我慢ならないという国民の世論と運動に追い込まれた結果とも言えます。総裁選により、ますます対策が後手後手になるのではないのでしょうか。速やかに国会を開き、コロナ対策に集中すべきです。感染爆発や医療崩壊に有効な施策を講じ、地方自治体や医療機関等への支援を惜しまず、国民の苦難解消を図るべきと考えます。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。一問一答です。

最初に、鍛冶屋創生塾について伺います。

過日の全員協議会において、研修生の現状と卒業後の支援について課長より説明をいただいたところです。支援策につきましては、昨年6月定例会議の質問のときに答弁をいただいた、香美市の鍛造業者が研修生を受け入れる場合の補助制度についても検討したいという点につきましても、対象を広げて制度設計をされたことにつきまして、敬意を表するところです。

1期生は幅広い基礎的な技術を身につけ、現在は、自らがメインに生産する包丁、釜、なたの製造に取り組み、日々研さんを重ねていると伺っています。2期生は、講師、助手、1期生の指導の下、少しずつであります、技術取得に邁進しているとのこと。事業主体の高知県土佐刃物連合協同組合も、まだまだ先の長い取組ですが、産地形成の面からも、研修生の独立に向けての支援を惜しまないと伺っております。

そこで、順次お尋ねします。

①です。

現状、運営面について問題はないのか。お願いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） おはようございます。山崎龍太郎議員の質問にお答えいたします。

必要に応じて土佐刃物連合協同組合や県と協議をしております。現時点では運営面等での問題は発生していないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在、2期生も入られて、ちょっと密な状況にもあるように感じたりもしますが、特に2期生は若いすわね、生活面等についての指導等はどのようになさっているのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

事務局のほうで父親的な存在でいろいろ指導していただいております。昼食についても1期生を見習ってお弁当を持ってくるか、そういったことで必ず御飯を食べて、あと、夜とかもなるべく次の日に備えてゆっくり休むとかいうふうな指導はいただいていると聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） コロナが大変な時期で、消毒とか体温計とか、特に今回は県外の出身者が多いすわね、たまには帰省されたりもすると思うんですけど、そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

毎朝検温を実施し、消毒についても徹底して行っております。マスクにつきましては、事務局等にいるときはしておりますが、研修中はやっぱり少し暑くなりますので、外して作業していると聞いておりますが、できる限りのコロナ対策はいただいていると伺っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

鍛冶屋創生塾はこの間、テレビ、新聞等で数多く取り上げられたところです。議会だよりもインタビュー記事が掲載されておりました。1期生の受け答えもすばらしく、その点は一人前とも感じたところです。塾の情報発信は本市のイメージアップにもつながりますが、いかなる見解をお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

鍛冶屋創生塾の研修風景等につきましては、創生塾の事務局がツイッターで随時発信しております。土佐打刃物の後継者育成の取組を知っていただく上で大変重要と考えておりますので、今後、情報発信の拡大について検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちなみに、ツイッターはどれだけの方が見られているか

って分かりますの、そこは確認されていないですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

自分も時に触れ確認はしておりますが、いいねの数が大体10ぐらいしかないので、そう多くは見られていないと思いますが、実際に見られている数がどれくらいかというのは分かりませんが、定期的に見ていただいている方はいると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私は不定期に見てはいますけれども、いい日常が分かりますので、ぜひここにおられる各位も見られたらいかがでしょうかと思います。

塾生たちの様々な情報発信で、入塾希望等はなかったのか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

事務局のほうに確認しましたが、入塾希望の方のほとんどがネットを見て鍛冶屋創生塾の存在を知ったと聞いております。ただ、塾生の活動を見たかどうかまでは確認していないと伺っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 1期生、2期生については定員を上回る応募があったということでよろしかったと思いますが、やっぱりやってみたいという方に受けてもらうためには、今後もいろいろ情報等を発信するというがは、塾生もそうですが、様々なツールを使わんといかんと思いますけど、そういうことについて、ものづくり会議とか、様々な部分で話されたことはないでしょうかね。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

8月に開催されましたものづくり会議の本会議におきまして、高知工科大学生にお願いして研修風景等の動画を作成し、塾生募集に活用してはというふうな話がありましたので、こちらのほうを進めていって、またいろんなメディアで流していただいて、3期の塾生募集等に活用したいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

ものづくり会議では、分科会において鍛冶屋の学校構想段階当時から議論を重ね、創生塾の実現に至り、現在、今後の方向性も検討され、本会議に反映されているのではないかと考えます。本会議での研修生たちの将来展望も踏まえて、市長への提言みたいな

ものはなかったのか。また、市長がどういうふうを受け止めているのかも踏まえて、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） おはようございます。それでは、山崎龍太郎議員の御質問にお答えいたします。

8月に開催されましたものづくり会議の本会議において、土佐打刃物分科会からは、鍛冶屋創生塾の現状と今後の方向性などが報告されました。その中で、1期生の卒塾後の修行先決定や2期生の様子などが報告され、卒塾後3年間の研さん期間の後に受入先となる働き場を確保することの重要性や、その課題について議論されたことが報告されました。

会議の中で意見といたしましては、中古機器の保管場所について休校した学校の活用ができるのではないかという御意見や、先ほどもお話がありましたが、1期生の卒塾前に動画を残して、募集の際に活用したらどうかということで、高知工科大学学生に依頼中であるとの意見がございました。

ものづくり会議は市長への提言機関ではありませんが、会議には法光院市長にも御出席いただいておりますので、内容は御承知いただいていると思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市長にちょっと伺いたいんですけど、ものづくり会議の本会議に参加もされている中で、市長の受け止めですわね、そういう話が出たところでいかがお受け止めなのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 8月18日に開催されました第1回ものづくり会議に出席させていただきました、今、課長からも報告がありましたような意見が出されたところであります。

この1期生につきましては、さらに技術を習得するため、3人がそれぞれ違った方向で取組を進められるということでもありますけれども、さらに応援をしていく必要があらうかと思っておりますし、同時に、この方々がそれぞれ香美市の中で独立していくということについても、できる限りの応援をしなきゃならないだろうと考えておるところであります。

いろいろと考え方はありますけれども、どういう形でランディングしていただくのかということでもありますけれども、香美市だけで完結できないものもあります。県にも大変御協力いただかなければならないこともありますので、現在の塾のそばに鍛冶屋の訓練を積み重ねられるような場所を造るだとか、あるいは、近くに御協力していただけるようなところを探すとかいうことも必要だと思います。また、既に龍河洞には3つの工房がありますけれども、そこに集中するというのも1つの方法だろうと思います。昨日

は、土佐刃物連合協同組合の組合長、また次期組合長や前組合長が訪れまして、鍛造団地についての要望書を頂いたところであります。

考え方はいろいろあると思いますが、皆さんが向かっている方向は、いかにしてこの方々を定着させ、またどこにさせるかということでもありますので、一層意見を出し合って、しっかりと現実にあったものにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

今議会に補正計上されました新規従事者支援事業につきまして、補助期間を最長2年とされました。その根拠について伺います。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

刃物組合と協議しまして、鍛冶屋創生塾で学ぶ期間と同じ期間である2年間を、修行に必要な期間、専門課程の期間として設定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 妙に根拠は乏しいみたいな感じがするけど、期間を同じ2年ということで、確かに1期生の状況を見よったら、2年も要らない可能性もあるかなと。まあ言うてみたら、雇われているところの稼ぎの一端を担うということから言っただけはね。ただ、そのところを具体的に2年を最長とすると、もし1年でこのお金は要らないよと、実際そうなればありがたいんですけど、受ける側としては指導料的なもの、講師謝金と原材料費的なものであったと思いますが、原材料費は製品に確実に必要になっていけば要らないものになっていくとかいうふうな発想もありますが、どの時点で打切ると言うたらおかしいけど、終わるとかっていうのは、協定書を組合と受入先の間で結ぶように書いていましたけど、そこに明記していくようになるのか。そこをお願いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

山崎議員のおっしゃられましたとおり、研修生においては、上達の早い方や遅い方がおりまして、2年を待たずして一人前になる方や、また2年以上かかる方も出てくる可能性もございます。それぞれ修行の手續などにつきましては、刃物組合と受入先とで締結する協定書において明記していく予定ではあります。それと、また、修行期間中ではございますが、月に1回は創生塾のほうに来ていただいて、様子を確認するようにはなっておりますので、その状況を見ながら、またその修行期間を判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。

そのほか土佐刃物連合協同組合、運営側から要望等はないのかという点で、先ほど市長から、昨日、組合長を含めて来られて、鍛造団地の要望等も出されたということは伺いましたけど、ほかに要望はないのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

夏場は研修棟内の温度が上がり過ぎまして、夏ばてになる研修生も若干出てきております。スポットクーラーを設置してほしいという要望がただいま上がってきております。以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 鍛冶屋は熱いものですので、スポットクーラーはうちにもあるんですけど、ほぼほぼ使ってないですね。実際のところは、構造的にあそこは風が通りにくいということもありますけど、熱気は上へ上がりますので、私の工場やったら二重にして上に抜けるようにしてたりしていますけれども、実際、こういう箱物を造るときには、やっぱり私どもも夏場暑いなど、開けっ放しにしても風が通らんなど。騒音等については、近所の理解等もありますので、そこまで最初思うほどのうるささはないと感じたりもしますが、そこら辺は今後の教訓にしてもらいたいし、そういう要望があるんやったら、また御一考いただきたいと私どもも思ったりもするところです。それでは、次に移ります。⑥です。

独立に向けてはまだまだハードルが高いと考えます。機械設備については、廃業された方々からのベルトハンマー等の寄附もあった等も聞いておりますが、場所については、鍛冶屋バンク登録制度が機能しているとは言えません。また、独立となると、事業を回していく経営感覚も問われるところです。将来ある若者が本市に定住し、伝統産業を守り発展させていくために頑張る決意です。個々の努力はもちろんのことですが、運営サイド、行政サイドのその時々への支援も含めて、柔軟な対応も必要と考えます。

先ほど刃物組合のほうから要望も上がったということもありますが、そういうことの検討も踏まえて、また、よく市長が言われます、売るほうの問題ですわね、今、コロナ禍でありますけれども海外を中心に包丁がいまだにずっと出ています。需要と供給のバランスから言ったら、需要が大きい状況はあります。そういうことも考えたときに、いかなる見解をお持ちなのか、お尋ねします。課長及び市長にお伺いしたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

ハード面につきましては、先ほどからお話に出ております鍛造団地の要望が出ておるように、独立する際の働く場所の確保が大きな課題になっていると考えております。た

だ、鍛造団地となりますと、場所や規模、団地の在り方や方向性など検討に時間がかかりますので、関係団体と協議していきたいと思っております。

ソフト面につきましては、現状の支援で十分足りているのかなというふうには考えておりますが、今後、必要な支援が発生した場合には、県と一緒に協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 鍛造のことについては、今、お話がありましたように、需要供給が物によって随分違ってきております。農林業の機械化が大変進みまして、そうした農林業の刃物については需要が大変落ち込んでいるような状況でありますけど、一方で、包丁については需要が大変上がっているようなところで、仕事としては一定量あるわけですが、やはり仕事の量を安定的に確保するということも考えていかなければなりませんので、そのことについても昨日、前組合長、それから現組合長と一緒に話をさせていただきました。その点については、いろいろと努力をなされてることもよく分かりましたけれども、まだまだ若い人が自分の作りたいもので切り開いていくこともできるわけありますので、若い人の意見も入れていく必要があろうかと思えます。

そして、刃物だけではなくて、周辺のことについても今後は検討しなければならないと。例えば、さやでありますとか柄、ハンドルなんかについても産地が限られてきていて、このさやや柄だけでやっていけるかというところ、これも大変厳しいところがありますので、鍛造と併せて考えていく。やはり産地として、そういうことについても需給できるようにやっていかないといけないと。特に今、若い人たちが関心を持つのは、デザインについて大変関心を持っておりますので、そうした切れ味と同時に、やっぱり柄やその周辺についても研究していく必要があるのではないかなというような話をさせていただきました。

今後は、後継者を育てるルールは次第にできてきていますけれども、その人たちがさらに取組を強化していけるような環境の中には、そうした周辺部についての話、需要の拡大でありますとか、周辺のを応援していくことも必要になってこようかと考えておるところでございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2番目の質問に移ります。産業振興条例についてです。

私は、この条例は議員発議にて条例化されたものとして、いかに条例にのっとった会議開催等に努められているのかに注目し、課長が代わるたびに質問しているところです。これまでの質問で、ものづくり会議と産業振興条例の関係性も整理され、基本ものづくり会議で議論され、形になって動き出した施策等を条例の仕組みの中で連携していくという点については理解したところです。

そこで、伺います。①です。

産業振興推進委員会の開催状況、会議内容についてお聞きします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

平成28年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度にそれぞれ1回ずつ開催し、農業、林業、観光、商工業の各分野の目標や取組実績、課題について、資料を基に検討や意見交換を行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これまでの答弁では年2回の開催を考えているとのことでしたが、なかなか実現できないという点で、コロナ禍でありますけれども、開催の必要性について、現課長の認識をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

産業振興に関する施策の目標や取組状況を委員の方々にお示しし、課題や改善点等を審議する会ですので、ぜひとも複数回開催したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 会議の内容について、工夫を取り入れているようにはちょっと思えない部分もあるんです。実際、以前も指摘したんですけど、香美市の商工観光推進委員会というがございまして、補助金事業についての精査みたいな格好で、そこに関わる人が出てきて、この事業はどうや、どうのこうのって話されたような、私もその頃はまだ産業建設常任委員会委員長でして、出席が可能ということで参加した経過があるんですけども、先ほど目標とか取組を示して課題改善点、この課題改善点になかなか行き着いていないということですわね。そういう点でいったときに、やっぱり、ものづくり会議は今現在行われて、分科会方式でやられていると思うんですけど、商工部門とか観光部門とか農業、林業部門とか、そういう部分の方向性というがは考えられないものなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

委員の方からも、ちょっと進め方について改善を求める話が出てきておりまして、今まではその年の補助金について紹介して、それで意見を交換するような形でしたが、今はそれぞれの分野において、それぞれの事業内容や目標、それに対する取組、その年度にどういった事業を実施しているかという資料を提示して、議論というか、検討できるように、資料作成をしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） 後の質問にも関連してきますので、ここはこの程度とどめますけど、分科会方式であっても、委員の誰かからも話があったということですね。次に移ります。②です。

提案資料についてですけれども、委員から改善の提案があったというがは先ほど申されたことかもしれませんけれども、本市が行っている施策について改善等の提案は現在までなかったのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

令和元年度の委員会におきまして、林業分野について委員から意見が出ましたが、その後、担当課への具体的な改善等の提案はなく、制度の改正等には至っておりません。以上です。

○議長（利根健二君） 1 3 番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） 具体的に動けないというがは何かの要因があるんでしょうが、事務局サイドのことなのか、それとも、これについてはどこかのところで、林業分野だったら農林課のほうで検討を重ねて、実際は何かお答えをお返しせんといかんがですね、それができていないと。

委員はやっぱりそれなりの使命感を持ってやっていると思います。様々な意見があると思うんです。それがやっぱりまだ出てきていないというところに、私はちょっといかなものかなと思うんですけど、今後、活発な議論の上に最終的な意見がまとまっていく方向性というがは、そこら辺、課長はどういうふうな工夫、先ほどの少人数でやるというがで活発にいくと思ったりもするんですが、昔何とかいうて市民から公募して、20人ぐらいでやった会議もありましたわね。けんど、なかなか収拾が取れなくなるというふうなことも聞いたことがあったんですけど、そこら辺のところは産業振興推進委員会の中でどのように考えるのか。到達点まで持っていくためには、まだまだ開催回数とか、コロナ禍においてのやっぱり会議開催の工夫とか、様々要ると思いますが、もう一度見解を。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

今現在、委員会が年1回しかできていません。実際は、やはり一度提案を年度の早い段階でさせていただいて、その経過等を見ながら、もう一度それについて検討する時間が必要と考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 3 番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

私は開催スケジュールについても提案したところです。課長が答弁されたこととダブるかもしれませんけれども、1回の会議にて報告から結論まで得るなど、なかなか困難

なことであります。次回の開催までに関係資料等を照らし合わせ、事業等の改善提案をもらうとか、会議前の事前提案をもらい、スムーズな進行等に努めるべきだと思います。また、その2回の開催というがも、結局、間隔の持ち方なんかも重要と思うんですよね。今までは予算のこととか補助事業のこととか、決算についてはあまり審査していないところもあったんですけど、そこも工夫を持ってやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

昨年度につきましては、委員会開催日の1週間前に資料を送付し、事前に資料の確認を委員の方をお願いしておりますが、やはり十分な時間がない中での委員会開催となっております。他の自治体では事前に分科会を行い、協議した上で委員会に臨むといった形式のところもございますので、他の市町村の事例を参考にしながら、委員会の運営方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

条例制定後5年が経過し、本条例の目的に照らし、市民目線からの提案等も必要と考えます。委員会規則等を改定し、市民委員を増やして、先ほど述べられました分科会方式とかいうことも取り入れて検討すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

委員会の委員は規則でその人数が規定されておまして、市民代表は2人以内となっております。ただ、今の農業、林業、観光、商工業の4分野がある委員会におきまして、現状の2人で、先ほど議員が言われましたとおり、市民目線からの提案等が十分なされるのか検証しまして、増員について検討したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 商工、農林について関心のある市民もおられると思います。的確な情報発信をして、現状は公募をかけていないと思うんですけど、公募等の方式はどのように考えるのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

今の委員は令和4年12月31日までの任期になっております。令和5年1月1日から新しい2年間の任期が始まります。香美市審査会等の委員の公募に関する条例におきまして、市民一般に公募することになっておりますので、それにのっとった方式でそのときに公募をかけたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと関連して伺いますけど、ものづくり会議の委員と産業振興推進委員会の委員を兼務されてる方も多いかと思いますが、いろいろ学識者とか商工会の役員とかね。そういう部分で、メリットとかデメリットについて課長はどのような認識なのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

ものづくり会議の委員と産業振興推進委員会委員の兼務について、メリットとしましては、香美市の事業等にやっぱり広く理解を示されている方が多いと思いますので、そうすると、会の進行がスムーズにいくというメリットがございます。逆に、デメリットとしましては、少なからず補助事業等の当事者がいる場合がありますので、その場合は利害関係が絡んでくる、それに対する意見が出てしまうということと、あと、委員の固定化により意見が偏ってしまう可能性があると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そこら辺についても今後の検討課題という認識でいいのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

市民以外の委員につきましてもまた検討して、幅広い分野から委員を選定したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 3番目の質問に移ります。住宅リフォーム補助金制度の復活という点でお聞きします。

経済対策としての住宅リフォーム補助金制度は終了し、政策課題、目標を人口減対策、子育て対策に向けてということで、令和2年度より子育て世帯新築住宅取得支援事業及び子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金が創設されました。新築住宅取得支援につきましては、金融機関等の広報もあり、令和2年度の300万円より倍増の600万円の予算化を令和3年度はされたところです。片や、住宅リフォーム支援は、令和2年度は200万円の予算のところ、124万1,000円の実績となっております。

そこで、伺います。①です。

本補助金の実績を、件数、三世帯同居、多子世帯加算も含めて、その状況を詳細にお尋ねします。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

令和２年度の実績は、交付件数５件、補助金額１２４万１,０００円、施工金額７２０万４,５８０円となっております。本年度は現在までに５件の申請があり、補助金交付見込額１２３万４,０００円、施工見込額７７３万１,５８８円といった状況でございます。三世代同居加算につきましては昨年度、本年度ともに１件ずつ、多子世帯加算も昨年度、本年度ともに１件ずつございます。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） リフォームですけど、どのような工事内容なのか、ちょっと詳細が分かればお尋ねします。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 令和２年度は外装工事に係るものが多く、次いでキッチン、洗面台等の水回り設備工事が主なものとなっております。本年度は床、壁、天井の張り替えに係るものが多く、次いでユニットバスなどの設備工事が主な工事内容となっております。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

５件と５件ということではありますが、これらの事業を否定するものではもちろんございません。ただ、対象が狭いと考えるところです。経済対策から子育て対策にシフトされたということで、こういう結果も必然かもしれませんけれども、いかなる事業効果を生んだのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 多子世帯、それから三世代同居の申請も一定数あることから、子育てを行う世帯の経済的負担軽減及び世代間の子育て支援促進を図る目的に対して、補助金実績見合いの一定の事業効果があるものと考えております。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

この間、以前、本市の住宅リフォーム補助金制度を活用し、仕事おこしになり、住宅塗装をさせてもらったことのある業者と話をさせていただきました。今年の５月、６月の売上げはゼロ円です。毎年５０万円から１００万円の月の売上げがあるのに、お客さんから、コロナがいつ終わるか分からんので、お金をちょっと残しちょきたいきとか、様々なその他の理由から、仕事が先延ばし、またキャンセル等があったそうです。

片や、リフォームされている市民の方にも若干伺いました。市外業者の営業活動の中で話をしているリフォームすることになりましたが、見積りより高くなってしまったとの声も聞いたところです。確かに補助金事業がなくなって、市外業者は営業活動を結構かけてきていますのでね。私は地元業者がリフォームしている光景にあまり行き着いていないという実感です。

香南市の担当課にも伺いました。大変市民に人気の補助金で、喜ばれていますとおっしゃっておられました。一度利用しても限度額20万円までなら何度でも使えるとか、対象工事も増やすとか、市民ニーズに合った改正も行っています。四万十町のほうでは、令和2年度より制度を復活させたとのこと。町民からの要望が強くあり、このまちに住み続けたいから傷んでいるところを改修したいと、高齢者を中心にした多くの要望があったと言っておられました。

本市においても、市民の要望、業者の要望はたくさんございます。今住んでいる市民がこのまちに住み続ける意義は大きいと考えます。制度の復活、再構築を望みますが、見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

香美市住宅リフォーム補助金事業は、平成24年から令和元年度まで8年間継続的に補助を行ってまいりましたが、ほかの新しい行政需要への対応や、より効果的な事業への転換、総合戦略等に掲げる新たな政策課題への対応等、事業の選択と集中を図る総合的な観点から廃止した経緯につきましては、前の定例会でお示ししたとおりでございます。

しかしながら、良質な住宅ストックの形成と流動化、子育てしやすい環境の整備等は重要であると考えておりますので、引き続き耐震化、香美市産木材の使用等の住宅関連事業を進めるとともに、地域経済、事業者支援の観点からの新たな施策展開があれば、随時関係所管課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以前、課長は、経済対策の効果は薄れてきた、低いということもおっしゃられたんですけれども、実際、私は、この事業は市民、そして業者も踏まえて、8年間やられたということもあって、かなり認知度も上がってきて、最近でも、あの制度なくなった、残念やわというふうな声も聞きます。市政に対する評価は、私はすごく上がると思うんですけれども、そこら辺はどのような見解をお持ちですかね。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） もとより市民の皆様の行政に対する期待、評価というのは、第一に、行政の公平性、地域の連携性、継続性を前提としておりますので、それぞれの施策が偏りなく、地域の未来のために発展的に施行される必要がございます。この点を踏まえまして、今後とも個々の市民ニーズが行政課題とどうつながるか、引き続き総合戦略等を中心に検討してまいりたいと思っております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほどの業者ですけれども、少し大変ということで、コロナの県対応ステージ特別警戒への引上げに伴う外出・移動の自粛により、直接的、間接的に影響を受けたということで、県の営業時間短縮要請対応臨時給付金を5月、6月

分の対象で申請したということです。業者である以上は仕事がしたいと、仕事には自信があると、しかし、コロナ禍で営業もままならず不安だ、リフォーム補助金があれば話をする上でありがたいとも述べられておりました。

苦境に立たされている業者への直接支援、本市では昨年のような給付金はございません。何とか仕事がしたい業者、このまちに住み続ける住民のためにも、制度の復活はどうかということで、少し先ほど課長が答えられた観点とはずれると思います。再度お尋ねしたいんですが、その前に、課長は新しい事業展開も、総合戦略に鑑みて、考えていないことはないと言われたように私の耳には入ってきたんですけど、そのところはどうか、ちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） まず、今まで申し上げてきた経緯から、旧の住宅リフォーム補助金の復活は今のところ考えてはおりませんが、定住推進施策、それから事業者支援・育成の観点からの新たなアイデア、事業展開があれば、当然、関連の所管課と協議してまいりたいと思っております。アイデアというのは、まだ頭の中にある段階でございます。実際、市街化区域の空き家問題などがいろいろ浮上してきておりますが、そういうものの解決のために使えないかとかは、少し頭をよぎってはおりますけれども、具体的に研究してはございません。それからまた、所管課が違う分野でございますので、さらに研究を進めていかないといけないと思っております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 議員の立場で私どももいろいろ考えんといかんがですけど、行政に携わる課長も含めて、現場を取り仕切る様々な担当課と話もされて、やはりリフォームにつながる、先ほど言われた定住推進とか事業者支援、市街化区域云々ということになると都市計画といった部分との関連性も踏まえてとなりますが、私どもの頭はそこまでなかなかついていきませんが、ただ、やっぱり提案は様々させていただきますので、ぜひまた新たなメニューの開発や事業も踏まえて、よろしくお願ひしたいというふうにして、何よりも住宅リフォームの復活を今回は望んだのですが、なかなかそう簡単にいかないということで、再度聞いても仕方ないので、次の質問に移ります。

4番目、耐震改修の推進についてであります。

本市の重点施策として、住宅耐震改修事業がございます。他市と比較しても有利な制度で、当初予算では耐震診断委託料が60件で207万4,320円、これは個人負担はゼロですね、もちろん。耐震設計は20万5,000円が1件分で、60件で1,230万円、耐震改修は150万円で、60件で9,000万円が予算化されております。

そのような中、同僚議員の質問にて、香美市地震火災計画における重点推進地区の耐震診断後の設計・改修が進んでいない点が分かりました。栄町から旭町5丁目の対象建物数1,430戸のうち、診断率は189戸の13.2%、設計は83戸の5.8%、改修は74戸の5.2%であります。香美市全域と比較して進んでいないようにも感じま

すが、そこら辺はいかがでしょうか。この地域は地震時の火災による類焼が心配されており、感震ブレーカーの設置や消火栓、消火器の整備も行っているところです。

そこで、伺います。耐震化推進のために何らかの対応が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

地震火災対策計画における重点推進地区につきましては、住宅の耐震化を進めていく必要があると考えております。広報誌への掲載や市民ホールでのパネル展示、一般社団法人高知県建築士会香美支部に所属する建築士、耐震診断士による戸別訪問等の普及啓発を行っておりますので、引き続き普及啓発に努めてまいりたいと思います。また、重点推進地区につきましても、住宅耐震化の促進を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 耐震診断士による戸別訪問と言われたんですけども、これは診断を受けませんかというふうな訪問ですかね。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

診断を受けないかというような内容になってきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 耐震診断をされて、全てに改修が必要なわけでもないでしょうけれども、設計まで行き着いていないと。13.2%から5.8%を引くと、7.4%の方は何らかの要因があって、それが自己負担のお金の問題なのか、業者の問題なのか、そこら辺は課のほうとしては整理できているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

診断後に住宅耐震事業が進んでいない理由につきまして、全体の把握はしておりません。高知県が令和2年度に実施しました県民世論調査で、旧耐震基準の木造住宅所有者で耐震診断を受けていない方に診断を受けていない理由を問いますと、耐震改修が必要になっても費用が高額で出せない、耐震化しても被害は避けられないという声の方を合わせますと、回答者のうちの8割近くを占めているという結果が出ております。また、耐震化の補助制度の認知度は、回答者の6割という結果が出ております。当課で確認できた理由につきましては、設計・改修に要する費用の問題や、転居や入居までに工事期間が確保できないなどがあり、大体の理由としましては、やはり費用面が多いものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長は、県の部分で、診断を受けない理由については話をされました。現実問題、今この地域で診断率も13.何%で低い低いんですけども、実際、13.何%の方は受けて、そこから耐震診断、改修まで行き着いていないですわね。診断を受けたということは、結果によっては改修も踏まえて検討するのが頭にあつてのことと思うんですけど、そのところで費用の問題とか工事期間の問題とか言われたんですけど、ある方に聞きますと、診断して業者の選定から改修まで1人でやったら、なかなかいろいろとかかって5年ぐらいの期間要したと、これは耐震改修された方ですけどね。それはもう個人がやることですので、ただ、行政の支援等も踏まえてどうやったかなとも思いますけれども、通常、診断されて改修まで行き着くには、どれぐらいの期間でしょうかね。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

診断から改修工事完了までの期間は、平成15年に診断した物件を令和になってから改修したというのもありますし、診断後直ちに設計に着手して年内に改修工事を完了するものなど、まちまちあります。過去5年間の診断申込みから改修工事完成までの平均的な事業期間は約1年となっております。なお、最短では3か月、最長では3年8か月かかったという例もあります。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 3か月というのは、1部屋だけをやるとかいう工事なんですかね、全体やって3か月で終わらせたということでしょうかね。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

かなり小規模で、耐震工事もそんなに大がかりなものじゃなかった物件になります。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 概略的に課長のほうにも情報とかが入ってきて、改修までいっていないということについてはつかんでいるみたいですけど、特にこの地域につきましては、やっぱり何かのときには、自分くだけじゃなくて全てにも影響を火災等するという可能性を持って、大変危険を伴う地域でもあると思います。やっぱり診断を受けられて、後でやる予定の方もおると思うんですけどね、期間はまちまちということですので。やはり対象世帯の方々にアンケート等を具体に取って、個人に係る部分やき、ちょっと慎重にせんといかんところもあるかと思いたすけれども、そこでもう少し個別具体の啓発、広報なんかでやっているということも言われたんですけど、診断もそうですが、目的は改修まで行き着いて建物の寿命を延ばしていくということ、そのために多

くの予算も投じて、自己負担は最低限で、他市と比べても有利な制度で市長の肝いりでやっていますので、そう思ったときには、今年間60件予算化されています。最終的には全て使われているかもしれませんが、実際そのところを考えたときには、やはりもう少し踏み込んだ対応をすべきと考えます。アンケートも踏まえて、見解を伺います。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

耐震診断を実施したものにつきましては、耐震改修に至っていない世帯へのアンケート調査は実施可能と考えます。また今後実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時02分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） おはようございます。17番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、小学生児童通学路の安全対策についてお尋ねいたします。

去る6月28日午後、千葉県八街市におきまして、走行中のトラックが道路脇の電柱に衝突し、下校中の小学生児童の列に突っ込み、2人の男子児童が死亡、1人が重体、2人が重症といった悲惨な交通事故が発生しました。皆さん御存じのとおりだと思います。事故を起こしたトラックの運転手は飲酒運転だったということで、言語道断の事故でございました。児童を亡くした御家族の悲しみを思うと、ただただ腹立たしさしかありません。

今回の事故で、9年前の平成24年4月に発生しました京都府亀岡市の事故を思い出しました。集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負った悲惨な交通事故でございました。その際にも一般質問をさせていただき、香美市の通学路安全対策をお尋ねしたところでございます。このたびの千葉県の事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁から市町村立小学校の通学路における合同点検等実施要領が示されたと思います。以上を述べまして、順次お尋ねいたします。

①です。

市内小学校 7 校では、通学路危険箇所のリストアップが進められているのか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） おはようございます。比与森議員の御質問にお答えいたします。

通学路における危険箇所につきましては、平成 28 年 1 月より、関係機関の連携を図るため、南国警察署交通課、高知県中央東土木事務所道路建設課・道路管理課、香美市小中学校校長会、本市建設課、防災対策課、教育振興課を構成員とする香美市通学路安全対策連絡協議会を立ち上げ、危険箇所の対策を検討・協議し、可能な限りの対策を行っているところです。

本年度につきましては、さきに議員からも御説明していただきましたとおり、令和 3 年 7 月 9 日付文部科学省からの「通学路における合同点検の実施について（依頼）」の文書の内容も含めまして、8 月には各機関から報告があり、危険箇所のリストアップを終えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 17 番、比与森光俊君。

○17 番（比与森光俊君） ②です。

今回のリストアップは終了しているということですが、作成に当たっては、小学生児童の目線から、児童の情報も活用するとともに、保護者、地域見守り活動者の声も聞くようになっていると思います。これはその通達の中にもそういうふうに明記されていると思いますが、コロナ禍の状況から大変な作業とは思いますが。そのような取組は終了された中身として含まれていたのか、それとも従来どおりのものだったのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

危険箇所につきましては、各学校が保護者等と協議もしていると理解しておりますが、そのほかに交通安全母の会から報告いただきました箇所も、取りまとめて作成しております。また、今年度におきましては、高知工科大学からも通学路の安全対策における危険箇所の報告をいただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17 番、比与森光俊君。

○17 番（比与森光俊君） 今回、児童目線での危険箇所調査も重要と言われていると思いますので、その点も、今すぐにではなくても、取り組んでいただきたいと思います。

平成 24 年、亀岡市での事故の後実施されました合同点検では、見通しが悪い、道路が狭いなどの基準で危険箇所を洗い出しましたが、千葉県八街市の事故現場のように、

見通しのよい道路でも事故は発生します。そのことを踏まえ、今回の点検では、車の速度が加速しやすい見通しのよい道路や、幹線道路の抜け道となっている道路なども点検するよう要請されていると思います。幹線道路からの抜け道は地域により課題も異なると思います。抜け道では速度規制が必要な道路があるかもしれません。以上のようなことは、保護者や地域の見守り活動に周知されているとの認識でよろしいのでしょうか。見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

学校を通じて調査を依頼しておりますので、学校から周知していただいていると理解しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 分かりましたが、恐らく保護者の声が届いてるかどうかは非常に疑問に思うところです。アンケートでもいいので、保護者に100人出して、1人、2人の保護者しか返事はもらえないかもしれませんが、今回は一応終了しているということですが、保護者の声もぜひ聞く機会を追加で取っていただきたいというふうに思います。

③です。

今回の通学路における合同点検が完了した後、学校、道路管理者及び警察署と協議の上、対策必要箇所を本年9月末日までに抽出、これはもう大体終わっているということですが、先ほど言いましたことをぜひ追加していただきたい。抽出された対策必要箇所については、道路管理者及び警察署から助言を得ながら対策案を検討・作成することが、10月末日をめぐりにそれぞれ実施するよう示されていると思います。対策が必要な箇所の数を含め、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、通学路安全対策連絡協議会につきましては、今年度8月24日火曜日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対応の県ステージが非常事態に引き上げられたことに伴い、会の開催を中止し、書面開催といたしました。各学校等から提出された危険箇所の報告につきましては、事前に委員の皆様にお送りしておりますので、それぞれの危険箇所における道路や交通安全等の管轄の観点から、対策案や所見の回答をいただくよう現在依頼しているところです。

なお、今年度の危険箇所報告につきましては、学校ごとの区分別に、舟入小学校4か所、山田小学校5か所、楠目小学校17か所、香長小学校1か所、大栃小学校2か所、鏡野中学校4か所、香北中学校1か所、高知工科大学10か所の合計44か所となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 分かりました。結構ありますね。これには、スクールゾーンのラインとか横断歩道の白線とかはまた別でしょうか、そういうことも含まれてのこの件数でしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

そういうものも含まれた危険箇所になります。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 私も昨日、市内小学校7校の周囲を回ってきました。残念なことに、まともな横断歩道はゼロに等しかったというか、そして、スクールゾーンという字が残っていたのは、片地小学校の手前の1か所やったかなという状況で、舟入小学校のように国道にスクールゾーンという文字で注意喚起を打っているところもあるので、あそこは県道ですし、今後なかなか大変な作業になろうかと思いますが、その辺の出てきた件数に対しては現状しっかり対処していただきたいと。

それと、先ほど少し述べました抜け道の件ですが、特に自分が山田小学校校区に住んでいるということもありますが、現在、新町西町線は国道195号へ出る手前で工事していますので、結構北から踏切を渡った車が駅のほうへ抜けていく台数が多い、そして飛ばすということを非常に個人的には危惧しています。例えば信号で踏切が遮断されて上がった後、多いときにやっぱり10台近い車が一举に駅のほうへ向いて流れていく。登下校時間と重なることがなければいいわけですけど、この辺もまたやまびこ会のメンバーとか学校の先生、保護者の声も聞いて、ほかにも抜け道では危惧される箇所もあるわけですけど、特にこの山田小学校グラウンドの北の道路は、そういう傾向が今後ますます増えるんじゃないかなと思っていますので、その辺お願いしたいけど、どうでしょう。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられた箇所につきましては、小学校のほうからも危険箇所として上がってきておりまして、今回検討する中身になっております。今後検討、対策を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） ④です。

今定例会議提出の議案第83号、令和3年度香美市一般会計補正予算（第6号）、交通安全対策費（ハード事業）では、本年1月25日に開催されました通学路安全プログ

ラムにおいて、安全対策が必要とされる箇所の整備のための予算が計上されています。そして、千葉県の事故を受け、通学路における安全対策は急務であり、交通事故防止のために補正予算を要望することが記されています。今回の対策案に対しても計画的に安全対策が進められると思いますが、可能なものから速やかに実施されることを強く望みます。

今後の取組について、一応リストアップされた後、どのような取組を考えられているのか。そして、今回の補正予算で出てきました分で、リストアップされた中から解消できる箇所もあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 暫時休憩いたします。
（午前 10 時 16 分 休憩）
（午前 10 時 17 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

今回の補正にて上げているところは、昨年度上がってきた道路管理者としてできるところ、安全対策、白線等、その他を上げておるものです。一部ダブっているところもありますが、結論から言いますと、道路管理者ができることで全部の交通安全対策ができるということはありませんが、できる限り安全に向けてという形での計上となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17 番、比与森光俊君。

○17 番（比与森光俊君） 可能なものから迅速な対応を望みまして、次の質問に移ります。

質問事項 2 項目、香美市地域電子マネー k a m i c a（カミカ）について、普及と定着を望み、質問いたします。

香美市から無料で 1 万円がチャージされ、4 月 20 日から運用が開始されました k a m i c a ですが、去る 8 月 31 日までが有効期限でございました。本定例会議初日には、市長の諸般の報告で利用額等をお聞きしました。その際、31 日までの数字が出るということでした。それも含め、順次お尋ねいたします。

①です。

市民 2 万 5,919 人に 1 万円分の電子マネーが付与されたわけですが、有効期限でありました 8 月 31 日での利用額、利用率をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

4月20日の香美市民を対象に付与した電子マネーの総額は2億5,922万円、利用額は2億4,771万364円、利用率は95.6%となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 95.6%ということですが、この数字をよく利用していただいたと捉えるか、その辺はどういうふうに捉えていますか。まだ周知徹底が足らなかったのか、使われていない人が4.4%いるという捉え方なのか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

パーセンテージ的には大分高い数字が出ているというふうには思いますが、残額を見ますと1,100万円ぐらいございますので、やはりもう少し周知すれば、もう少し高い数字になったのかなと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） パーセントから計算すればいいのかも分かりませんが、kamicaが手元に届かなかった人数は何人でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

市役所に戻ってきた方に対して受け取りの勧奨通知を約2回行いましたが、現在でも78人分のカードを届けることができず、商工観光課のほうで保管しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） なかなかこれをどういう状況か判断するのは難しいと思いますが、届かなかった人の状況をどのように推察され、入院されているとか等もあると思いますけど、この78人についてはどんなことが考えられますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、入院されている方もいらっしゃると思いますし、住所を置いたまま少し外へ出ていかれている方とかもいると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） ③です。

全く未使用の人数は何人だったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

先ほど申しました届かなかった78人分を含めまして、全く利用がなかった方は77人となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 自分が思っていたより結構おいでますね。k a m i c aが手元に届いて使わなかった人が777人と、届いていない人が78人ということですね。

○商工観光課長（石元幸司君） はい。そのとおりです。（後に「カードが届いた上での未使用の方は699人」と訂正あり）

○17番（比与森光俊君） ④です。

k a m i c a 定着には市民の現金チャージしかないと思います。8月31日までに現金チャージされた人数と金額をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

御自身で現金チャージをされた方は918人、チャージ金額の総額は1,635万7,000円となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 現金チャージに関しての問合せとかトラブルとか、特に何か発生していましたら、その件をお聞きしたい。なければ結構ですので、お願いします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

今のところ現金チャージに関しましては、特にトラブルといったところは利用者の方からも事業所のほうからも聞いておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） ⑤です。

k a m i c a を紛失した市民への対応などはスムーズにできたのでしょうか。反省すべき点があれば、その事例を含め、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

カードの周知不足により、カードを郵便で受け取った方が誤って捨てたり、あと利用方法が分からないため放置するなどのケースがありました。また、1万円分の電子マネーの付与ばかりが目されたことで、1万円分を使い切った後にカードを捨てたという

事例が多くあり、自分でチャージして繰り返し利用できる電子マネー機能や、支払金額に応じて付与されるポイントサービスに対する周知が不足していたと思っております。

また、カードを紛失した場合の再発行につきましては、当事者でなくても代理の方が再発行できるようにしておりますので、そこについては事務は順調にいとておております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 利用した後捨てた方がおいでということですけど、この後、10月1日からまたチャージされるわけですが、そういった人が再発行で来る可能性がかなり高い、多くなるかもしれないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

やはり今現在でも、10月にもう一回チャージがあるという話を聞いて、捨てたので再発行に来ましたという方が多くいますので、今後、10月の現金チャージについてポスター等で周知した際には、また捨てた方が再発行に来られるケースは多く見受けられるとておております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） k a m i c aの普及、定着には啓発活動が今後大切だと思います。よろしく対応していただきたい。

⑥です。

10月1日には新たに1万円がチャージされるわけですが、k a m i c a普及を望み、今後の課題と取組をお尋ねいたします。先ほど少し触れましたが、以前、香美市民でなくても、香美市で仕事をされている方などへのk a m i c a使用を推進していきたいとお聞きした記憶がございます。そのことも含め、今後の課題と取組を具体的にお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

10月5日に付与を予定しております1万円分の電子マネーを使って終わりではなく、今のところ10月11日を予定しておりますが、アプリをリリースする予定になっております。こちらにつきましては、カードを持っていない方でもそのまま番号を取ることができますので、すぐに使うことができるようになります。そういったものの利便性の向上、また、電子決済のメリットの啓発や行政ポイントの付与など、k a m i c aをアピールしまして、商工会及び加盟店と連携してk a m i c aの利用拡大に取り組んでいきたいとておております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 8月の下旬でございましたが、高齢の生活保護受給者お二人が、生活保護受給者はk a m i c aを利用できないと話していたと又聞きで耳にしました。間接的にはなりますが、その方に生活保護受給者もk a m i c aを利用できることを伝えていただきましたが、既にカードを紛失し、その後入院されたこともあり、この方は未使用のままでした。お二人の会話ではありますが、ほかにもそういった認識の方がおいでるのではないかと危惧するところでございます。その辺の周知も手抜かりのないことが求められます。課題として対応すべきと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

今現在、k a m i c aの利用につきましては、ホームページや各加盟店におけるポスター、チラシ等で啓発はしておりますが、もう少しいろんな多くの方に知っていただけるように、啓発方法もより詳しくできるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 先ほど述べましたように、生活保護受給者のお二人の会話の中で、生活保護受給者はk a m i c aを使えないという会話をされていたという事実があるわけですので、その辺も福祉事務所を通じてなり、啓発、周知に今後取り組んでいただき、k a m i c aが定着することを望んで、私の一般質問を終わります。

○議長（利根健二君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

午前10時45分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで、商工観光課長、石元幸司君から発言を求められておりますので、許可いたします。商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 先ほどの比与森議員のk a m i c a未使用者の人数に対する答弁の中で、カードが届いている上で未使用者の方の人数を「777人」と申し上げましたが、カードが届いた上での未使用者の方は、未届け分78人を除いた「699人」となりますので、訂正させていただきます。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君から、比与森光俊君の質問への答弁について、訂正したいとの申出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。

一般質問を続けます。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 5 番、日本共産党の笹岡 優です。

最初に、新型コロナ対策についてお聞きします。

市長を先頭として、担当部署を中心に全職員の協力で、市民へのワクチン接種は円滑に進んでおり、事業者、市民への救済支援はコロナを乗り越える力になっています。また、教育委員会において、園児・児童・生徒の命を守る保育、学校などの感染対策に細心の注意を払っていただいています。御尽力に感謝申し上げます。

昨年、中国の武漢が閉鎖されたのは1月23日で、日本でも最初の新型コロナ感染者が報告されました。しかし、日本政府は武漢、中国からの観光客等渡航対策を怠り、香港で感染が報告された豪華客船ダイヤモンド・プリンセス号への対応でも、船内での感染拡大と、乗船客を一般交通機関で帰らせるなど、あまりにも危機意識のない対応に終始しました。また、日本は島国です。飛行機と船による入出国における検疫を強化すれば、ブロックすることができたのではないのでしょうか。現在の爆発的感染拡大の最大の責任は、この水際対策が極めて弱く、対策が後手後手になった政府の姿勢にあります。また、人類にとって最大の脅威である感染症対策に、科学的な知見を無視し続けてきていることです。国会での政府分科会の尾身会長や東京都医師会の尾崎会長の再三の警告を無視し、学校への一斉休業や、小さくて感染対策には使えないマスク配布、せっかく第1波を国民の協力で抑えてきたのに、Go Toキャンペーンの強行など、場当たりの対策によって混乱と感染拡大を全国に広げ、非常事態の下で、反対の声を押しのけてオリンピック・パラリンピックを強行しました。

ワクチン接種は有力な対策ですが、万能ではありません。今後、現在のワクチンが効かない変異株も出てくる危険性も危惧されます。この新型コロナウイルス感染症との闘いを考えるときに、この点を認識して取り組む必要があります。

今、第5波の爆発的な新型コロナ感染拡大でコロナ災害となっています。災害は被害を最小限に抑え、救済は最大限備えることが鉄則です。災害時の主体は市町村自治体です。国・県の指示待ちではなく、主体的、能動的な取組が求められているのではないのでしょうか。そのためにも、この間の総括をしっかりと行い、市民の命を守る効果的な対策が必要だと考えます。

事前認識として、保健所そのものはこの20年間で、1994年には847か所あったものが469か所に45%削減され、感染症ベッド、病床は、1998年には9,000床あったものが今は1,800床、約80%削減されているという事実から今見なければなりません。

そこで、①です。

高知県は人口が極端に偏在化しています。高知市、南国市、いの町で高知県の人口の半分が集中していることを考慮すれば、管轄保健所地域での軽症者の隔離・療養施設、例えば香南市野市町にあります青少年センターなどの活用を含めて、施設の整備と民間

医療機関の協力による支援体制の整備が必要ではないでしょうか。この点について見解をお聞きします。

○議長（利根健二君） 笹岡議員、答弁は一応香美市に権限のあるところだけの答弁になりますので、よろしくお願いいたします。

健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

療養施設の整備や必要な民間医療機関体制整備は、県のほうで進められています。県に確認しましたところ、青少年センターは既の下見も行われておりましたが、施設の構造上、コロナの療養施設としては不向きだったと聞いております。また、民間医療機関も県の医療調整本部が中心となって調整されているようでして、9月6日、昨日から新たにまた病床は増えているとお聞きしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 建設課がつくっていただきましたマスタープランで大変いい資料があって、66ページに、日中の高知市と香美市の関係、香南市、それから南国市の移動の関係の人数が出ていますが、その数も含めて、結局、日常的に人流が多いんですね。

そこで、ちょっとお聞きしますが、現在では自宅療養が1万3,500人となって、高知県でも今日の発表では354人ですので、自宅療養を今しているわけで、これは大変危険な状況です。この間、高知県もベッドを確保するために、ホテルの借り上げ等で施設対応してくれていますが、今後感染拡大が広がれば、どうしてもこれは要と思います。

そこで、私自身ちょっと疑問を感じてるのが、この前、南国市と香南市の市民のPCR検査を高知市の中央公園に集めてやったと聞きました。人流を抑えと言いながら、感染爆発が広がっている高知市に人を集めてPCR検査をやるというね、本当にこれは整合性があるのか。なぜ中央東保健所管内の南国市と香南市の方々は少なくとも、ドライブスルー方式等含めて、この東のほうで、高知市とは分離するようなことはできなかったものでしょうか。この辺についても何か見解は、もしありましたら。県の報告、県の指示待ちだけでいいかな、意見を上げないかんやないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 笹岡議員、県の施策、高知市の施策については権限外です。

○5番（笹岡 優君） 意見ですよ。意見を上げることはできないでしょうかという話です。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 感染が拡大された地域では、先日の高知市の

中央公園のように、県がPCR検査を行うことはあり得るとはお聞きしてはしまして、東のほうでもっとすごい爆発的に感染が増えたときには、東のほうで県がPCR検査を行うことはあり得るとお聞きしていますが、香美市のほうから要請する考えは持っていません。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 感染対策の全体的な戦略として、人流を止めるといいながら、先ほど言ったように、マスタープランの資料でも毎日高知市との関係で香美市は3,500人の方々が動いているんです。南国市とは2,500人が動いているんです。香南市が1,700人。だから、毎日毎日7,700人の方々が仕事関係等で動いているわけですね。人流を止めるといいながら、PCR検査は高知市に來なさいという施策でいいかなとすごく疑問に感じます。

今回、災害用の段ボールベッドの活用等も含めて、この前オリンピックで使いましたよね、やっぱり隔離療養施設を今後どう確保するかというのを、中央東保健所管内で検討していく必要はないでしょうか。備えを今検討して、こうなったらここを使う、こうなったらこう使うというのを今議論しておかないとまずいんじゃないかなと。なぜかと言ったら、ベッドを構えても、医療機関等の支援、看護師等の応援がなければいけません。日本の場合は8割が民間病院、特にこの地域は公的病院というより民間の方々に応援いただかんといかんわけですので、その辺の話合いは今しとかなないと、起こってからで間に合うんかなと。そこをちょっと聞いているんですけど、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） そこは県の権限になると思いますが、県のほうも大変苦慮されているようで、やはり民間医療機関も含めた調整を医療調整本部が中心となってやっているとありますので、もし県のほうから何か要請があれば、こちらでも協力していくという姿勢で臨みたいと思っております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、認識としてお聞きしていますが、今、結局このコロナ対策では市町村からは何の意向も反映されないという認識でいいでしょうか。お互いに協議して、今、国の指示待ち、国がなかなか機能してない部分があるんですが、県の指示待ちでないと動けないという認識でいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 指示待ちと言いますか、県は一々市町村から言われなくても十分に検討されているという認識です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本当に今回、日本の医療体制が先進国と言えないぐらいの実態がありますので。

②に移ります。

軽症者を重症化させないために、積極的な抗体カクテル療法、酸素投与の推進が必要ではないでしょうか。この点についての必要性をお聞きします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

抗体カクテル療法は、今年7月に厚生労働省が特例承認した治療薬で、新型コロナウイルスに結合する2種類の抗体を混ぜ合わせて使用する中和抗体薬です。発症から7日以内の患者で、重症化につながるリスクがあるが、酸素投与を必要としない軽症者向けのものです。医師が総合的に判断して投与するものです。海外の知見では重症化リスクが7割下がったというデータがありまして、期待されている療法だと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ抗体カクテル療法をね。しかし、ちょっと心配なのは、この2つの薬品をどれくらい持ってるかをなかなか公表されていないと思うんです。それと同時に、酸素濃縮器が半導体不足で間に合わない話もありますので、ぜひ県や地元の国会議員を通じまして、供給見通しについてちょっと調べられないでしょうか。これ実際構えたもののですね。そういうことはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 県にお聞きした状況では、特に抗体カクテル療法が必要な人に足りていない状況ではないとお聞きしておりますが、供給見通し等は県のほうで尽力されていると思いますので、市で答えられる範囲ではないと考えます。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私の間違った情報かもしれませんが、全国で7万人分しかないという話もありますので、ぜひちょっとこれは注視する必要があります。

③です。

陽性者の受入体制を備え、積極的なPCR検査の推進で市中感染をブロックする手だてが今必要ではないでしょうか。お聞きします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

市単独でのPCR検査は、今のところ実施する予定はございません。香美市では、検査協力医療機関の協力もあり、検査を受けてもらう体制はできていますので、必要な方には受診していただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この新型コロナの最大の特徴は、陽性者になっても自覚症状がない点にあるのではないのでしょうか。それが市中感染や家族間感染、職場、保育、学校などのクラスターにつながった全国の経験からも、PCR検査は不可欠だと思います。そのためには、いつでもどこでも無料でできるようなことをどう国も進めていくかが問

われていると思いますので、ぜひ検討していただき、意見を上げていただきたいと思います。

④に移りたいと思います。

緊急搬送において、命の選択が迫られる事態になることが危惧されます。命をつなぐ酸素ボンベ、入院待機ステーションの準備など、爆発的な感染拡大の備えをするときではないでしょうか。この点はどうか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えします。

酸素ボンベにつきましては、救急自動車、酸素投与用の携帯バッグ、それと予備として合計37本を備蓄しており、必要数は確保できているものと考えております。また、入院待機ステーション等につきましては、高知県医療政策課など市役所関係機関と連携し、適切な医療が確保されるように努めたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ちょっとお聞きしますが、酸素ボンベを供給している会社というのは高知県に何社あるか分かりますでしょうか。そして、その体制等はどうかなという。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 県内に何社あるかまでは把握しておりませんが、現在、香美市の消防本部がお願いしている会社につきましては、本社を含めて4つ工場と営業所がありますので、一定の供給はできるものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ、先ほど言ったように、コロナ災害と言われているので、備えを本当に今からやって、この事態になったらこうするというのを全部戦略として持っておかないと、起こってからどうする、どうするでやったらなかなか間に合いませんので、ぜひ、担当課も大変だと思いますけれども、ちょっとその辺は想像力を働かせていただいて、お願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。気候変動への取組についてです。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、産業革命前と比べた世界の平均気温上昇幅が、2021年から40年間の間に1.5度を超える可能性が非常に高いとする報告書を公表しました。そして、前回の、人間活動が地球温暖化の主な原因である「可能性が極めて高い」から「疑う余地はない」と結論づけました。

①です。

気候変動は今や生活のあらゆる場面に影響を及ぼす緊急課題となっています。コロナ問題もそうです。今生きる私たちにとって、日本社会において気候変動の最悪の結末を

回避し、クリーンで持続可能な社会へ歩むためにどう行動すべきか問われています。子供たち、孫たちの未来を安全で、安心して自然と共生する豊かさを享受できる社会をつくるために、気候変動教育を地域で、学校の先生も、そして学校においても充実させるときではないでしょうか。お願いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 笹岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校では近年改訂された新学習指導要領におきまして、児童・生徒一人一人が持続可能な社会のづくり手となることが求められており、議員御指摘のとおり、学校教育における環境教育、気候変動教育の充実がまさに求められていると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 人間活動が引き起こした気候変動により、今、熱波や大雨、そして、地域によっては干ばつや山火事などの頻度や強度が世界的に高まっています。高知県では強大な台風が襲来することや、本市では2018年豪雨の経験から、長期間線状降水帯が居座り続けることが地形的にも予想されます。気候変動は現在の若者が直面する最大の課題です。自然と共生するためにも、現象を科学的な知見に基づいて認識を深めていくことは、市民、子供、孫たちの命と財産を守る地方自治の根幹に関わる問題ではないでしょうか。

先ほど求められていると言われましたので、以前の質問でも、ドローンを使ったりして、やっぱりこの四国山脈の中でなぜ物部川がこういう流れるようになってきたのか、なぜ杉、ヒノキ、造林に向いているのか、なぜ鍛冶屋ができたのか、歴史的経過から見たら、ずっとあの山に当たって線状降水帯ができやすい。大雨が降るから、物部川も直線的に全部削られて、神母ノ木のところまでもう谷のように深く掘られているんですね。ですから、その地形を見たときに、いかにこの香美市というのは雨、豪雨との闘いをやってきたのか、そういうところで生活をしてるということを、やっぱり皆さんぜひ研究していただけないかなということです。そして、今日でしたかね、ちょっと新聞報道でありましたが、世界の医療関係者、医療科学の方々が、この温暖化で2度上がってきたことで人間に与える影響について発表しています。私もそれを入れていませんでしたので聞きませんが、ぜひこれも研究いただいて、人間も自然の動物ですので、気候が変わって環境が変わったら自分たちに影響することも含め、子供たちのことですので、ぜひちょっとその辺もお願いしたいと思います。

そこで、先ほど言った内容も含めて、ちょっと紹介したいのは、高知新聞でなかなか面白いなと。声ひろばの小中高生コーナーがありますね。そこに「森林の大切な役割」ということで、高知市の泉野小学校の子供が、1つ目は生物を守ることです、2つ目は地球温暖化を防ぐことです、3つ目は山崩れなどの災害から守ってくれます、4つ目は快適な環境をつくってくれますと、森林の大切さについて言っています。こういう視点

はすごいですので、ぜひ。それから、私たちのこの羽の関係で（資料を示しながら説明）、なぜ緑を守ることが必要なのか、この緑の羽根運動の趣旨が書いています。私たちを心身ともに健康にし、大切なことを教えてください。そして、人と野生動物の共存を助けてくれますと書いていますので、やっぱり身近な教育教材でやったらどうかと思いますが、その点、何か答弁ありましたら。そういう足元の環境問題からぜひ出発していただければいいなと思って。お願いします。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 笹岡議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地球規模の視点に立って気候変動教育を充実させることは、先ほど課長からも答弁いたしましたように、大変重要であると考えております。今期学習指導要領には、先ほども述べさせていただいたことに加えて、現代的な教育課題に取り組む資質・能力を子供たちにしっかり身につけてくださいという1項も大きく明示されておるところでございます。

今、御指摘をいただきましたことなどにつきまして、子供たちが自分事として学び、考え、取り組む教育の推進に一層尽力してまいりたいと考えております。香美市の子供たちも決してほかの市町村に引けを取らないほど、環境教育や、それから今、気候変動教育の課題等がございますけれども、こういったことに対しても積極的に取り組んでおると理解をしております。けれども、日々状況が変化しておりますので、こういったことを踏まえて、一層取り組んでまいりたいと考えております。またよろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） よろしく申し上げます。

②です。

さきのG7において、自然災害や食料安全保障といった様々な社会的課題を自然の力を利用して解決しつつ、生物多様性と便益に着目した次期生物多様性国家戦略、ネーチャー・ベースド・ソリューションズ（NbS）ですが、この自然、基礎、そして解決策が出されました。次期生物多様性国家戦略として今、その重要性が確認され、自然に基づく解決策への資金量を増加させるための集中的な取組として明記されています。本市として早急に調査研究をし、担当課を中心に、横断的な対応、また立案する体制づくりが必要ではないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

5月20日、21日にオンラインにて開催されたG7気候・環境大臣会合の成果がまとめられたコミュニケ、また、次期生物多様性国家戦略研究会報告書については、現在研究しているところです。今後、県や近隣市町村、関係各課とも連携を図りながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひ研究していただいて、ちょっとそれですけど、脱炭素に関わる問題として、自然の力を利用する視点が関心を集めております。森林や農業を含む土地利用に着目した排出削減対策です。森林面積が全国一の高知県で、そして全県のトップの本市にとって、この視点が今本当に大切ではないでしょうか。

さきの G 7 での自然に基づく解決策への資金量を増加させるために集中的に取り組むということは、まさに本市にとって追い風になっていく。日本のトップ企業も含めて、このことを今本当に研究しています。ですから、これとかみ合っていけば、香美市のいろんな施策との関係でマッチングしていくことができると思いますので、そのためには、今、世界がどう動いているのか。後でも触れますが、日本がこれに後ろ向きになったら、日本の製品も含めて買わない、銀行等、保険会社も含めて、投資しないという形になってきます。ですから、もう流れは、2030 年に向けてどうやってこの温暖化を止めて、もう一回地球の再生をするかということに全神経を今集中しているわけですね。それに対する企業家の在り方、企業の在り方を含めて問われてきますので、ぜひそこら辺を、もう一回何かありましたら。この間やってみて、来年 4 月から専任の体制になり大変だと思いますけど、ぜひ決意がありましたら何かお願いします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） 今、調査研究しているところでもありますが、香美市の強みでもある森林環境を保全するという点につきましては、確かに森の豊かさを守る、また、川や海などの生態系全体の保全にもつながることでもありますので、議員のおっしゃることは大切なことかと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 市長の判断等も含めて、専任課をつくっていただくということで、本当にありがたいことですが、その方向でやっぱりこれを生かしていくということをお願いしたいです。特に担当課を中心にイニシアチブを発揮していただいて、農林課や建設課や防災対策課とも横断的な議論を深めて、脱炭素社会の実現へ本市として対策や基本政策の立案等も含めて、ぜひ進めていただきたいと思います。

③です。

お手元の資料①にあります。今度、2030 年に向けての日本の方針がこういう形になろうとしています。7 月に発表された国の第 6 次エネルギー基本計画の素案は、資料を見ていただいたら、赤いところが原発をまだ使い続けて増やすという内容、赤い部分です。黄色い部分の LNG も地下資源です。そして、石炭も使い続け、石油も使うという、火力発電を重視してまだ残していくという、こんなことやったら本当に世界から大きな総スカンを食らうと思います。EU では再生可能エネルギーを、日本では 38 %

までしかやらないと言いますが、70%から74%にやると言っています。そして、アメリカも同じような方向です。日本はアメリカから言ったら20年間遅れている目標を掲げていますね。ですから、先ほど言ったように、子供たちや孫たちの未来を閉ざすような事態が起こっているのに、こういう後ろ向きな形になっているわけです。石炭依存は、EU諸国も2030年にやめるという、ゼロの方向を目標にしているんですね。ですから、そこをぜひ研究いただいて、これでは駄目だと思います。この影響というのは全てのところに来るわけです、自然環境ですので、全部、被害は皆国民、世界の方々に起こるわけですので、そこでお聞きします。

7月に発表された国の第6次エネルギー基本政策の素案は再エネを約36%から38%で、原発を約20%から22%、石炭を約19%など、あまりにも後ろ向きです。これでは地球と人類の未来を閉ざすことになります。未来のあるべき姿を描き、そこから求められる政策を考えるバックキャスティングの手法が必要ではないでしょうか、ここまでの目標を持っていくのに、この目標が低かったら駄目だと思います。本市としての見解と調査、研究の必要性についてお聞きします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） 「第6次エネルギー基本計画素案の概要」の数値につきましては、暫定的なものであり、今後、変動し得るとも記載されておりますので、注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 政府の方針では、この内容を10月に閣議決定するという動きになっていますので、これから本当に声を上げることが大事です。こんな後ろ向きじゃ駄目だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

脱炭素社会の実現とエネルギーの戦略ということで、この前報告されましたが、世界気象機関の報告書では、気象災害が50年間で5倍に膨れ上がったと、これからまだ強まるという報告をしています。過去50年間の台風や水害、干ばつなどの気象災害についての包括的な報告書を発表し、50年間で災害件数は5倍に増加したと言っています。地球規模での環境破壊や、特に異常気象による災害の多発や増え続けるごみの問題や海洋汚染、そして、富裕層と貧困層の格差の問題が空前の規模で拡大し、それがまた紛争をつくるという、この資本主義的なシステムそのものが大きな弱点となっているのではないのでしょうか。

私、ちょっと調べてびっくりしたんですが、日本は国内で供給される衣類の9割を輸入に頼っている。そして、環境省の発表では、ファッションと環境に関する調査で、2020年に国内に供給された衣類の量は81.9万トンでした。そのうち9割に当たる78.7万トンが事業所や家庭から使用後に手放され、うち51万トンが焼却、埋立てにされていると。日本に供給される衣類は、原材料調達から廃棄まで推計9,500万

トンの二酸化炭素、CO₂を排出する。これは2019年度に国内の全自動車が出したCO₂に匹敵すると。車を走らせるよりこういう衣類の問題になっていますので、私たちの生活の在り方、物の使い方も含めて今、本当に検討しなければならないと考えています。

私も新聞報道でびっくりしたんですが、トヨタ自動車が月に90万台造ると言っている。国内で売れている車は外車も含めて500万台しか、全部のメーカーで売れていないんですね。トヨタ自動車1社だけで月90万台ということは、1年間に1,000万台以上造りゆうと。国内で売れる新車台数の倍の力で造りゆうということは、いかにこの資源を使い、環境破壊をし、水を使う、こういうやり方をやめないと、止めないといかんわけですので、今、トヨタ自動車も頑張っていて、水素エンジンを使って今、サーキットをやっていますが、本当に企業の在り方も含めて問われておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

このように、私たちの未来にとって、大きな、私たちがいる意味高度成長期で謳歌してきたツケを子供たちや孫たちに回すことになりますので、お願ひしたいと思います。

それでは、次の3番目、地域環境の整備についてです。

①森林経営管理制度に基づく森林所有者の意向調査を行ってきました。現時点での確認件数、森林組合への委託件数、面積等進捗状況をお聞きかせ願ひたいと思います。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

令和元年度の意向調査は、繁藤、河の川、庄谷相、神池地区で合わせて235件、約202ヘクタール、781筆分を送付し、回答は136件、148ヘクタール、549筆あり、うち森林組合へ委託したい意向は17件、約26ヘクタールで94筆です。

令和2年度は、檜谷、小峯で合わせて46件、約29ヘクタール、212筆分を送付しまして、回答は40件、28.6ヘクタール、202筆あり、うち森林組合へ委託したい意向は3件で6ヘクタール、27筆です。

意向調査済み面積は、令和元年度が約197ヘクタール、令和2年度が約61ヘクタールといった進捗となっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 森林経営管理制度を推進していく上で、制度としての積極面というか、こういう形でこれまで地主等の関係を小峯地区からとっていきよって、ちょっとテンポとしては大変困難なものがあると思いますが、その積極面と同時に一方で、長期的に粘り強い取組が必要です。取り組んでみての困難性や問題点がありましたらお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

制度としてのメリットは、手入れが行き届いていない森林について、市が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みが構築されたことで森林整備が推進されることです。

一方、ネックとなっていることは、登記名義人が亡くなっていたり、共有名義人が多数の場合、相続人等の探索に係る事務が多大となることです。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 来年度予算に向けて取り組もうとしていますが、今後どういう方向に、この間の取組を総括して、構想として検討されているか、それはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

意向調査の対象地区につきましては、令和4年度は土佐山田町の檜谷で本年度の隣的林班81ヘクタール、物部町で本年度に引き続いて小峯の一部、ここはちょっと面積が未定ですが、実施する予定としております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） あとでちょっと別のところで触れようと思っていましたが、今、全国で不在地域が410万ヘクタール、九州の面積より大きい不在地域となっています。高度成長のときにずっとその財産を持ってきたという方々が、もう財産をよう継承できないということになっていて、それが大きな問題になっていますので、よくここは研究する必要があります。

②です。

画面やタブレットもあると思いますけど、資料②を見ていただいたら、色分けをされています。これは、本当に頑張っていただいて、施業地集約化の優先順位を示した森林の区分です。このゾーニングをしていただいたということで、本当に積極的な取組に感謝します。本市には広大な国有林もあります。四国森林管理局高知中部森林管理署と県森づくり推進課とも連携し、岡山県の西栗倉村も参考にして、未来構想を議論するときではないでしょうか。ここまで持っていく、こういう森にしようという構想ですね。どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

香美市未来の森づくり委員会では、西栗倉村やその他市町村の構想を参考にしまして、今年度、森づくり構想を作成中でございます。高知中部森林管理署、高知県木材産業振興課、高知県中央東林業事務所、高知県森林技術センターは、森づくり委員会のアドバイザーとして参画をいただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひそれをお願いしたいと思います。森づくり構想ということで今言われていましたが、本市の国有林は香美市の土地面積の 25 % に当たります。そして、森林面積を比率で言ったら、28 % が国有林なんです。今、国有林野管理経営法が改定されまして、国有林等の企業の伐採権というのが拡大されて、最長 50 年にもなっています。50 年間民間が切り続けても構わんと。そして、この民間事業者は再造林の義務が課せられていません。資料を見ていただいたら、周りの青いところ全部国有林です。そこで今、ぜひ調査してください。私が知っている限りでは、大豊から入り、京柱峠から林道がつけられて、矢筈のほうから木材をかなり出していると思うんですが、どういう計画なのか、ネットワークはあるんですか、つながっていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

御質問にありました法改正によりまして、民間事業者が国有林野の一定区域において、一定期間、安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度が創設されております。四国内では今年度、四万十町の国有林を樹木採取区と指定しておりまして、現在、香美市の国有林は指定となっておりますが、指定に当たり意見がある場合は意見書を提出することができる制度となっておりますので、協議が必要な場合は意見書を提出したいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 国有林と市有林を含めた全体での推計ですわね、エリアですので、そこを管理している方々が違うわけですので、未来の森というのはその方々も含めた構想にならんとまずいんじゃないですかという話なんです、そのためにはオブザーバーというより主体になってもらわんといかんところじゃないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 御指摘の件は今後研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） さきの気候変動の取組でも紹介しましたが、自然災害、食料安全保障といった様々な社会的課題を自然の力を利用して解決しつつ、生物多様性と便益に着目した次期生物多様性国家戦略、ネーチャー・ベースド・ソリューションズの流れができています。国際的にも確実に強まってきますので、国内企業も含めて取組を強めて、未来の森構想をやっぱりそういう流れとの関係でも議論していただいて、まとめていただきたいと思います。

それでは、③です。

農業委員会が遊休農地の調査・対策と担当課が人・農地プランとして意向調査を行っていると思います。この結果と今後の予想を踏まえて改善策をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

農業委員会では、遊休農地の実態把握、発生防止、解消のため農地パトロールを行っています。令和２年度の遊休農地面積は前年度と比べますと１．９ヘクタール増加し、今後も後継者不足などにより、遊休農地が増えることは予想されます。対応策としては、農地の拡大を考えている担い手や新規就農者へ農地をつなぐほか、農地あっせん事業、あっせん情報などで貸したい、売りたい農地の情報を広域に発信しています。

人・農地プラン作成に当たってのアンケート調査結果の概要としましては、土佐山田町平野部などの耕作条件のよい地区は、今後の５年後、１０年後においても農地の機能が保たれる見通しではありますが、中山間地などの耕作条件が不利な地区では、中山間地域等直接支払制度などの活用により、何とか農地の機能を維持している状況となっております。

また、これから将来に向けて、ますます農業者の高齢化が進み、農地を維持することが困難な状況となり、耕作放棄地等が増加してくる状況が予想されます。これらの課題解消に向けて、新たな担い手への農地の貸し借りが円滑に進むように、農地中間管理機構を活用した地域の中心経営体や、新たな担い手への農地を集積・集約化する取組を推進するよう、考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） やっぱり優良農地、構造改善をしたところも耕作放棄が出てきたりしていますので、そういうことも含めて、今、意向調査もそうですが、この問題を先ほども言ったように、気候変動との関係も含めて、かなりクローズアップされる問題だと思いますので、ちょっと総合的に検討を、先ほど同僚議員の質問でも、こういうのを課題にしてどうするかということを議論していったらいいんじゃないかなと思うんです。産業振興条例の関係等であったんですが、ぜひお願いしたいと思います。

そうしたら、次に、食料自給率の関係をちょっとちらっと紹介だけします。

食料自給率が３７％とまた低くなりました。今、地元のスーパーとか、こうやって（資料を示しながら説明）高知県の野菜はおいしいということで、今、大阪と広島に専用の段ボールも作って出荷しているそうです。これを地域で生産者と消費者をマッチングできるような仕組みができないものか。もう輸入に頼る、また、全国で流通に頼ってしまつてトラック輸送する、ＣＯ₂を出す、その地域で産直というか、地消地産、必要な量を作って、その地域で消化する方向のイメージが要ると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

続き、4番目の質問に入ります。防災対策の前進についてです。

①です。

線状降水帯の形成を半日前に予測する、アンサンブル予報に気象庁が取り組んでいます。これは来年から多分可能になるんじゃないかと思うんですが、高知工科大学には、環境理工学群で自然科学の大気の関係等を調べている方もおりますし、システム工学群で地滑り等の研究者もおります。自然科学や地滑りなどの感知防災の研究者もいますので、総合的な検討と連携が必要ではないでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

気象庁は、豪雨防災や台風防災へ利用する予測の不確実性に対しての課題を克服するために、いろいろな研究をされているようであります。その研究の中にアンサンブル予報システムの開発があるようです。

また、高知工科大学の感知防災の研究というところでは、5月に開催されましたイブニングセミナーでもお話がありましたが、自然現象が発するインフラサウンド、超低周波音を利用した防災・減災に向けた研究がされているとのことであります。詳しいことは分かりませんが、防災対策を担当する部署としまして、こういった研究が進み、災害対策に対して精度の高い情報が得られるようになりましたら非常に心強く思いますので、ぜひこのような研究を進めていただけたらと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどの超低周波音で土砂災害を検知するインフラサウンド観測ネットワークなんですね。これはもう既に今、土佐湾の関係で取組を進めています。黒潮町の関係と土佐湾のほう、それから、足摺岬でもやっています、地震、津波関係の今対応をしています。それから、自然科学の関係、大気、気象の問題は、人工衛星を使つての内容をやっています。その方は佐岡に住まれて、実験的というか、やっていますので、こういう方々のノウハウをちょっと調査できないものなのかなと、連携を含めて。ちょっとその辺はどうでしょうか、一回お話を聞くというのは。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

また高知工科大学のほうともちょっとお話をしてみまして、そういった機会を設けられるか相談してみたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②ですが、地震火災対策を重点的に推進する地区の、先ほど同僚議員からもありましたが、耐震対策として、空き家を生かし、民間パワーによるエリアリノベーションの研究をすることはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

市街地の空洞化に歯止めをかけ、さらにはかつての活気を取り戻す一つの方法としてエリアリノベーションが注目を集めているようです。リノベーションとは、住居や店舗を改装して新たな価値を加えるということです。地震火災対策重点推進地区は市街地の中心地域であり、この地域が活性化することは大事なことと考えます。活性化するには、空き家の利用は必要と思います。リノベーションを行いながら、耐震化も取り入れていくことで、エリアリノベーションもより進んでいくのではないかとというふうに考えます。以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 担当課のほうも地震火災対策も含めた活性化は必要という認識だと思います。現在、家族主義という概念、親の事業、あるいは土地を子供が引き継ぐということが途絶えてしまう時代になってきています。これから、家族以外の者への継承が課題になってきます。それができなければ放置されます。

所有者不明土地問題研究会の報告では、先ほど紹介しましたが、全国で九州の面積以上の約 4 1 0 万平方メートル規模の不在の土地があると。一方で、移住定住の要望を見たら、毎年、毎年 1 0 0 件の移住希望があるという話も聞いたんです。その方々の中に商店街で事業をしたいと、店をやりたいとかいう方もおる。住まいも欲しいという方もおると思いますので、その辺をうまくマッチングしていける方向があるんじゃないかと。特に八王子宮の鎮座から 5 5 0 年、こちらに移ってきてもう 3 8 0 年、4 0 0 年近く災害に持ちこたえたエリアというすばらしい、そして、この地下にはお酒もつくれるようなおいしい水が流れており災害復興のための拠点にもなりますので、ここを本当にどうやって生かすかと今やる必要があります。日本において土地は私的所有の対象である意識が強い中で、土地の公共性について議論するときに来ているんじゃないでしょうか。この香美市のまちづくり、顔として、災害時の拠点となる公共的な位置づけとして今、検討することが必要だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以前、道をつける問題で建設課長と話しましたが、まちづくり誘導手法で地方分権による都市計画の決定権が大幅に緩和されてきていますので、この研究は要だと思います。ぜひこの点での何か御意見がありましたら。ちょっと研究というか、先ほど同僚議員が言いました、住宅リフォームの問題も民間パワーの活用でセッティングして、定住希望者とマッチングすれば進んでいく可能性もあるんじゃないかと思うので、ぜひ御検討をお願いします。答弁がありましたらお願いします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

本市の中心市街地の衰退、空洞化というのは進んでいると思います。今後、まちの顔、防災対応の拠点ということで、中心市街地の土地や建物においての有意義な利用に関す

る議論というのは大切なことと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 次に進みます。5 番目です。二度と戦争しない決意の取組についてお聞きします。

7 月、香長平野の戦争遺産展に携わってきました。そのとき、コロナ禍、一層の平和の尊さと実相を語り継ぐ重要性を痛感しました。

①です。

コロナ禍で平和教育の工夫が重要となっています。足元の戦争体験者から話を聞き、実相を語り継ぐ交流証言者の育成など、平和教育の構築に取り組むときではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 生涯学習振興課において、香美市内の価値のある文化財や集落に残る歴史、風習、伝説、戦争体験談など、いろいろな事柄のアーカイブ作業に取り組んでおります。この事業をどのように進めていけばいいのかは手探り状態なんですけれども、まずは地区公民館活動の中で情報収集を進め始めたところです。

今後、この事業を拡充して、平和教育にもつなぐような事業展開をしたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 8 月 13 日の高知新聞で、戦争とは、人類の最たる愚行であると、香北町下野尻の久保さんという方が、自分の戦争体験を B5 用紙 48 枚にまとめた内容が報道されていました。こういう貴重な財産がありますので、これは本当に後世につなぐことが必要と思います。

そこで、次の②です。

核兵器禁止条約が国際法として発効されました。今年の広島市平和記念式典での平和宣言は、核兵器の完全なる撤廃に向けて人類の英知を結集する必要があるとし、長崎市平和宣言では、国を守るために核兵器は必要だとする核抑止の考え方の下で、世界はむしろ危険性を増しているという現実を直視すべきと明確に訴えています。この核抑止は、核兵器を使うことを大前提としています。核兵器廃絶を求める本市の姿勢とは相入れないものではないでしょうか。本市として、被爆者の核兵器のない平和をとの叫びから生まれた平和宣言に呼応し、連帯する見解を示すときではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

核兵器禁止条約の発効が確定してからも、香美市も加盟しています平和首長会議が、見解やメッセージをその都度発信しております。内容につきましても、平和宣言に連帯

するものであり、香美市としての見解でもあると考えておりますので、改めて香美市独自の見解は考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 先日発表された内容で、こういうのがありますね、8 月 10 日付で高知新聞にも報道されていましたが、バイデン政権が検討している、核の先制不使用を軸とする政策、核を私たちは先に使いませんという、これに対して反対しないように宣言するよう求める公開書簡が日本に送られてきたと、菅首相宛てに。だから、以前オバマ大統領がやろうとして、2016 年に核の先制不使用を検討したとき、日本政府は反対したと。今回は反対しないでくださいということをわざわざ言っています。全国の世論調査でも、核兵器禁止条約に参加すべきが 71% ということを経典されましてね、国民世論なんです。もう核兵器禁止条約に賛成してくれと、署名、批准してもらいたい。第 1 回締約国会議が来年 3 月にあります。署名しなくても、少なくともこの会議にオブザーバーで参加してくれとまで世論が言っているわけです、それが 85% なんです。ですから、今、本当に国民世論は核抑止力の問題から脱却せんといかんというわけですので、そこをぜひ研究もしていただいて、何か市としてアピールができるものがあればお願いしたいと思います。

日本政府は、核兵器禁止条約に署名しない理由として、法的な理由で入らないということではない。入らないのは我が国の方針である。つまり政治判断だと言っているんです。日米安保条約は核兵器禁止条約に参加することを法的に禁止しているわけではありまぜんとし、安保条約には核兵器という言葉は一言もないわけであり、核抑止から抜け出しさえすれば、安保条約の下での核兵器禁止条約に参加可能ですと、もう既に EU の同盟国であるベルギー等はこれに署名する方向に動いていますので、このコロナ禍、環境破壊の世界の中で、核兵器とかいう問題を乗り越えるメッセージが必要と思いますが、検討いただくような状況はないでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

先ほどの答弁とも重なりますが、必要に応じて平和首長会議でも見解、メッセージを発信しております。笹岡議員が言われましたように、核兵器禁止条約の参加をとか、まずはオブザーバーとしての参加をとということについても見解を出しております。それは全加盟都市の意見でもありますので、改めて香美市として見解をとということまでは考えておりません。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひホームページ等も含めてお願いしたいと思います。

③です。

全国戦没者追悼式において、菅首相に不戦の誓いの言葉はなく、アジア諸国への加害

責任や反省にも言及しませんでした。一方、令和天皇は深い反省に触れられ、極めて対照的でした。

本市として戦没者追悼式を行ってきましたが、今回は中止するようになりましたけど、二度と戦争はしないという立場で開催しているのでしょうか、その辺の中身をお願いします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

本市の市制施行からこれまで途切れることなく続けてきた戦没者追悼式を、本年度は新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、やむなく中止とさせていただきました。誠に遺憾ではございますが、来年度以降、事態の好転を待ちたいと考えております。

式典では、これまで中学生による平和作文の朗読を行ってまいりました。近い将来、社会を担う中心となる世代に、歴史と真摯に向き合い、自身がなすべきことを考えてもらう機会としております。戦争の悲惨さと幾多の尊い犠牲を忘れないこと、戦禍を繰り返さない強い意志を次世代に引き継ぐことを念頭に、これからも追悼式の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本年度は式典中止のため、市長の追悼メッセージをホームページに掲載しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 先日、福田康夫元首相が高知新聞の「米中最前線」に、軍事力競争時代の終結をとという内容で、包囲より信頼構築と出されていまして。ちょっと今日の新聞を見たら、岸防衛大臣が乗艦、イギリスの空母が横須賀に来ているんですね。対中国で軍事的な共同訓練をやっているみたいなんですけど、こういう方向でいいかなとすごく疑問を感じます。

④です。

政府は、従軍慰安婦を慰安婦という用語を用いるよう閣議決定し、萩生田文部科学大臣からは、学校教科書で従軍慰安婦の用語を使わないよう指示がきているのではないのでしょうか。事実関係をお聞きします。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。

現状におきまして、文部科学省から用語を使わないようにとの指示は来ておりません。

なお、笹岡議員のおっしゃられるように、本市に残る貴重な平和教育資料などを活用し、平和の大切さを考える教育については、今後も引き続き真摯に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 韓国の併合から太平洋戦争、朝鮮半島をめぐる歴史的な事実をゆがめることはできません。なぜ今、朝鮮半島が2つに分断されたのか、日本がどう関わったかということがあります。特に、本市にはその歴史的な経過によって居住する市民の方々がいらっしゃいます。なぜ日本政府は歴史を後戻りさせるような言動を繰り返すのでしょうか、これではいつまでたっても戦前が終わりません。河野官房長官談話では1993年8月4日に明確に言っています。「我々はこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。」この立場をぜひ堅持するよう、子供たちに受け継いでいただきたいなど。そうしないと、また誤った歴史感によって、市民同士の中でトラブルになっていくことにもなりますので、そういう戦前のいろんな間違いをもう乗り越えていく方向にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次、6番目の質問に移ります。

○議長（利根健二君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 6番目の質問をします。四国新幹線についてお聞きします。

①です。

四国新幹線建設の要望が四国経済界から上がっています。本市としての見解をまずお聞きします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

四国地方への新幹線の導入につきまして、昭和48年に四国新幹線と四国横断新幹線の2つの構想が国の基本計画路線に位置づけられた後、基本計画から整備計画への段階が移行することなく、以来50年近くが経過しております。

全国的に新幹線網が整備されていく中で、四国地方のみ新幹線が整備されないと、他地方との経済的な競争条件がますます不利になっていくと考えられます。また、近年、新幹線が整備された北陸地方や九州地方などの状況を見ましても、観光客の増加や経済の活性化等、大きな効果が現れております。

高知県は、平成28年に高知県鉄道高速化期成同盟会を設立し、また、国土交通省に対して、2つの基本計画から整備計画への格上げに必要な調査研究実施及び新幹線ネットワーク整備コスト削減方法など、技術的な研究実施という具体的な提言を行っております。しかしながら、まだ基本計画の段階で、整備計画にも格上げされていない状態で

ございまして、新幹線建設を実現するまでにはかなりの年月を要するのではないかと考えられます。

本市といたしましても、地方創生、経済活性化を図る上で必要なインフラであり、四国新幹線、四国横断新幹線の早期実現を望むために、今後も高知県鉄道高速化期成同盟会などで議論を重ねることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 四国新幹線整備促進期成会に加盟はしているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 四国新幹線整備促進期成会の構成員は 46 団体ございまして、会長が四国経済連合会会長、また、副会長が 4 県の知事、また、4 県の商工会議所連合会会長等になっております。あと、四国 4 県の町村会長、四国 4 県の市長会会長、市議会議長会会長、町村議会会長等が構成員となっておりまして、高知県市長会の会員に香美市長も入っておりますので、加盟しているということになります。

ちなみに、高知県市議会議長会会長も構成員でございますので、香美市議会議長も加盟しているということになるかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 公共交通機関の役割について、もともと 1987 年に国鉄が分割民営化された。このときに三公社五現業が民営化されて、N T T に電電公社がなりました。そして、郵政の民営化をやられてきた。しかし、国鉄の場合は三島特例といって、四国と九州と北海道はもともと全国プール制の運賃だったものが、この三島では独自の運賃でやっていけないと。今でも国鉄当事から持っている株等を優利な金利で借りて支援しているわけですが、そういう中で、資料③のようなルートをフルスペックで造るということですので、確かに岡山県から今の瀬戸大橋については併用橋になっていまして、あれはレールを敷いています。線路の幅が違いますので走れますけど、四国に入ってから全部フルスペックでやったら、新幹線を走らせるレールを往復含めたら多額のお金が要るわけです。そういうことを含めて整備計画に格上げせえという姿勢で今、香美市は進めているという認識でいいんですか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 複線化についてでございますが、四国では高松駅から多度津駅までしか現在複線化できておりません。土讃線については単線となっております。ただし、複線化となりましたら、用地取得、線路整備等の莫大な費用がかかる割に、在来線の複線化となれば新幹線ほどの時間短縮はないと思いますし、経済効果がどのくらいあるのかが焦点になるとは思います。

J R 四国の中期経営計画の中では、この在来線複線化の整備については具体的には明

示されておりませんが、四国が目指す公共交通ネットワークの将来像として、新幹線を骨格とした公共交通ネットワークの構築が描かれておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 確認ですが、私が言ったフルスペックというのは、もう新幹線専用の線路を引くという構想に賛成なのか。今の在来線の複線化といえば別ですが、先ほど言ったように、複線化されているのは在来線が高松駅から多度津駅までが複線化、それ以外は全部単線です。ただ、国土交通省の意見でも複線化やったら時間が早くなると言っているのは事実です。もう一つは、電化されているのは高松駅から松山駅を抜けた伊予市までが電化されているんです。電化もされていないのが四国なんですね。そういう中で、JR 四国が大変体力のない中でこれをやるとなってきた場合、多額の費用を市町村が負担することになると思うんですが、その認識はあるわけですね。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 昨日、県の交通運輸政策課のほうにも確認したんですけれども、具体的な事柄につきましてはまだ全然決定もしていないということでございますので、今後、四国新幹線整備促進期成会の中でも調査、研究しながら、議論を続けていくようになるかと思えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 会社関係の経営方針じゃないんです。これをやることによって、市民の限られた予算をそこに向けなければならない、この経営判断を間違ったら、ずっと建設費用に多額のお金が出ていくことになりますよと、その認識をぜひ持っていてください。

②です。

在来線が JR 運営から切り離されることがもう閣議決定されています。ですから、私も九州新幹線を見てきました。廃止されることが懸念されます。もしそれを廃止しなかった場合は自分たちの自治体でやれということで、九州新幹線では、博多駅から鹿児島中央駅までの間が運行開始になってから、在来線の鹿児島本線が JR 九州から払い下げになって、今、自治体のお金で運営、経営をやっています。大変困っているのは、鉄橋からトンネルも含めて、その維持管理を今後どうしていくかです。在来線を廃止するという認識は持っていますか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

現在の新幹線整備体制では、新幹線が開通となった場合、それと並行する在来線は JR から経営分離されることが原則となっております。これまでの事例を見ますと、並行在来線につきましては、1 番、第三セクター鉄道会社に移管、2 番、JR 運営のまま存

続、3番、鉄道廃止としてJRバス路線への転換など、いずれかのパターンで路線の存続が図られています。

現在公表されております、四国横断新幹線の案につきましては、岡山県から宇多津町付近、四国中央市付近から分線され、高知市までのルートとなっております。現状の土讃線とは並行しておりませんが、一部廃線になる可能性もございます。

将来的に四国新幹線が開通したとしても、通勤や通学等の日常生活を支える在来線の必要性は大いにありますので、仮にJRから運営が切り離されたとしても、そのまま在来線廃線を容認という選択肢は、本市におきましても、また、ほかの沿線市町村にとってもあり得ないと考えております。

今後、四国新幹線、四国横断新幹線の実現に向けて議論をしつつ、在来線存続の方策についても期成同盟会などで協議していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） JRに体力があればできるんですが、JRがもともとと言ったように三島特例でやっていますので、JR四国は体力がないんですよ。ない中で新幹線を走らせたなら、新幹線のほうへシフトする。在来線は全部市町村の負担でやってくださいとなったときに、建設費用の負担が発生するのと同時に、在来線の運営と管理の維持が発生するということをぜひ検討いただきたいと思います。

コロナ禍で今、本当に人の動き、思考が変わってきている中で、都市部に人を集める、今回も岡山県からの新幹線です。もともと徳島ルートと言って、鳴門大橋を鉄道併用橋のまま造ったところが、それがやまって明石大橋は併用橋にならなかったわけですね。だから、岡山県まで行くルートが本当に経済効果があるかということも含めて、ぜひ検討いただきたいと思います。

そうしたら、次に第7番目の質問ですが、ジェンダー平等についてです。

小田急線で大変弱い方々に志向が向けられたフェミサイドというのが起こりましたが、そこも含めて、ジェンダー平等の問題を聞きたいと思います。

①です。

お手元に資料④があると思いますが、これを見ていただいたら分かるとおおり、この前も紹介しましたが、今年の課税標準額段階別令和3年度分所得割額等に関する調から、私がその傾向を調べました。担当課にも大変支援を頂きました。これを見ていただくと分かるとおおり、上にいくほど所得階層が低い方々で、黒字の方が女性です。所得が低いほど人数が多くて、所得がどんどん高くなればなるほど男性が多いという状態が出ています。本市の実態を直視し、経済実態からジェンダー平等への抜本的な改善策が求められます。

この間の議会質問でも明らかにしましたが、女性の従事者が多い介護や保育など、公的な分野、エッセンシャルワーカーと言われる必要不可欠な働き手の方々への改善策を

講じるときではないでしょうか。調査の必要性も含めて見解をお聞きします。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター所長、猪野高廣君。

○ふれあい交流センター所長（猪野高廣君） 笹岡議員のジェンダー平等についての質問にお答えします。

課税標準額段階別令和３年度分所得割額等に関する調において、課税標準額１００万円以下の納税義務者数は全体の４８％であり、その階層の女性比率が高く、逆に課税標準額の階層が高くなると女性の比率が低いということは認識しております。その原因につきましては、市単独での調査は考えておりませんが、国や県等が実施する際には協力していきたいと思います。

本市におきましては、香美市男女共同参画計画女性活躍推進計画思いやりプランが改定されまして、議員の皆様には６月定例会議の審議期間中に配布させていただきました。この計画は、２０２１年度から２０２５年度までの５年間の計画で、市民１０人で組織する香美市男女共同参画推進委員会委員の意見や、市民アンケートの意識調査結果も反映した計画となっております。意識調査では、収入や所得についての具体的な項目はありませんでしたが、事業を進めていく上で、収入等についても意識しながら、この計画を進めていくことで、ジェンダー平等につながるよう、施策を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 先ほどありましたとおり、納税者の比率を見ていただいたら、１０万円から１００万円、１００万円から２００万円の層が約８割、七十数%なわけで、この方々全体を所得が多い階層にどう引き上げるかという市の施策が今後要ると同時に、所得が多い方々の男女の比率をどうやるかということが、今後のまちづくりの中で一つの視点として必要ですので、庁舎内の政策調整会議等でぜひ反映いただいて、男女の所得格差についても問題提起していただければありがたいと思います。

②です。

総合案内業務を外部委託する場合、委託先の労働条件についてお聞きしたいと思いますが、どういう形になっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 笹岡議員の御質問にお答えします。

総合案内の委託業務は、香美市と委託先である会社との契約になり、総合案内に従事される方と香美市との間に雇用関係はありませんので、委託先の労働条件の詳細までは把握しておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 私が知っている限り、総合案内というのは男性が座っている

のをあまり見たことがないんですけど、大体女性の仕事という感じです。入札時の最低価格を設定しているのでしょうか。入札でやったという認識でいいですか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今回入札を行いました、最低制限価格は設けておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 公務労働を外注するときに、基本的に受ける側は人件費になるわけですが、それに対して最低価格がないということは、安ければいいという方向になるのでしょうか。これは官製ワーキングプアをつくることになって、本当にいいかなと。ジェンダー平等にも逆行すると思うんですが、その点の認識はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 安ければいいというわけではなくて、当然行政サービスですので、その水準が低下することが一番問題だというふうに考えています。

労働条件の中で重要な賃金については、当然労働基準法が守られるというのは大前提でございますけれども、その中で市としても経費が抑えられて、住民サービスの向上につながれば一番いいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 本市として総合案内業務をどのように位置づけているのでしょうか。定額給付金やこの間ワクチン接種などで多くの市民が集中して来ました。一番最初に総合案内に行ったときに、市の職員なのか、外部の委託されちゅう人なのかというのは分かりません。そこで接します。場合によっては危険な事象が起こる可能性もあるんです。そういう業務で、まさに香美市の顔ではないでしょうか。外部委託の目的が安ければいいという方向になってしまったら困ります。今回私自身がなぜ問題意識があるかといったら、今年10月からの委託の求人広告が出ました。見たら、賃金下がっているんですよ、今まで継続しとった方々も含めて。これ見たら、下がっていると同時に最低賃金なんです。この前高知県の最低賃金が820円まで上がりましたね、それと変わらない委託でいいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

まず、総合案内は、笹岡議員も言われましたけれども、来庁された方が最初に接する場でありまして、来庁された方をスムーズに目的の部署へ案内するとともに、様々な問合せなどへの対応も行っており、対応次第で本市の印象が大きく変わるような重要なポジションという位置づけで考えております。

先ほど新しい募集案内で賃金が820円と言われましたけど、自分が目に留めた中で

は850円だったような気もするんですけれども、前回から下がったかどうかというのは、今の方の賃金水準も把握しておりませんので、申し訳ないですが、その辺はちょっと承知していないところです。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 市の方針としては、委託先はこれから次々変えていくと、入札でやっていくと。そのときには今まで雇用されちゃった方々は、今3人体制で回しているみたいですが、3人の方々が再雇用されずに、条件も含めてそのとき切っていくという、切られてもしようがないという立場でしょうか。継続性を言って担保するのか、その辺の熟練性がありますよね、そこをちょっと検討しておく必要があると思います。今回見たら扶養内でのお仕事を希望の方という募集になっています。扶養家族ぐらいの収入で構わない方という募集になっていますので、ぜひちょっとここは今後の在り方として検討いただければと思いますが、それで本当にいいのかなということも含めてお願いします。

○議長（利根健二君） 質問ですか。

○5番（笹岡 優君） いいです。検討できれば、答弁がありましたら。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 笹岡議員の言われることも十分分かりますが、香美市としても行政改革大綱の中で事務事業の見直し、そして、その中で民間委託推進も定めておりますので、サービスの低下を招かないような形で、今後、笹岡議員の言われたことも検討できるところは検討に含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 公共の病院等がどんどん削減していく、そういう形で公共という仕事がどんどん安ければいいという方向に流れることは、大変危険だと思いますので、ぜひ検討ください。

最後の質問に移ります。街づくりについてです。

①です。

都市計画マスタープランでの都市計画道路の見直し検討で、途中はしよりますが、楠目百石線等の都市計画道路は、整備効果を踏まえた都市計画道路の見直しを行いますとあります。どのような見直しをするのか、その手続をお聞かせ願いたいと思います、資料⑤で地図も作っていますので。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まず最初に、香美市都市計画マスタープランを隅々まで熟読されていることに改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

マスタープランにおいて、人口の減少、少子高齢化、財政逼迫、災害リスク増など、香美市において例外なくこれらの悪条件に対応し、持続可能なまちづくりを計画しなけ

ればなりません。

その中の一つとして、長期未着手の都市計画道路見直しがあります。県において、令和元年から３年をかけ、高知広域都市計画道路検討委員会を設置し、決定時から２０年以上未着手や一部着手及び代替路線整備済みの既成路線などについて見直しを行っています。

香美市において、未整備６路線、既成路線１路線の７路線があり、そのうち市道関係３路線につき、現在廃止が妥当との意見を頂いています。３路線につきましては、主要幹線である県道等が未整備であり、その支線となるために廃止妥当となりました。その方針に基づき、再度関係機関と広域的な協議、検証を行い、今後、都市計画法による変更手続となります。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） ３路線というのはこれですね（以降、資料を示しながら説明）、ここの楠目百石線、それから、こちらに来て本町駅前線、駅から比与森議員のところのほうへ行くやつやないかな。それから、南新町線という、黒岩工業のところから県道。この植岩次線というのは県道です、県の計画。この道がまだめどが立っていないということで、この３路線を廃止するという認識でいいですか、これも含めてですが、その辺のちょっと判断の。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども言いましたが、主要幹線である県道等が未整備で、その支線等になるために廃止という形になっています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 先ほど言った、３路線の見直しが決定したというのは、この３つという認識でいいですか、それをちょっとまず。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも廃止決定ではなく、妥当ということで答申といたしますか、案が示された形になります。先ほども言われたとおり、ちょっと順不同になりますが、南新町線、本町駅前線、楠目百石線の３路線となります。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 次に、見直しの検討をする路線というのは何があるでしょうか。この前からずっとありますね、宮前秋月丸線もその一つの対象だし、植岩次線も一つの検討になるのでしょうか、ちょっとそこはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 画面でも示されておりますが、宮前秋月丸線と市で計画せないかん分、それとあと併せて植岩次線みたいな県決定でせないかんもの、それと広

域的に市をまたがっちゅう路線とか、いろいろそこら辺の要素はあるため今後の検討課題とは思いますが、ただし、香美市だけの判断ではできないため、今回はその3路線という形になっています。次の路線が今後どうなるかということは未定と考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうしたら、南新町線のところは、立田通りと今やっている例のローソンから南を向いていく岩次線との関係のところが今回もう廃止の方向で決まったと。宮前秋月丸線の新改通りから植岩次線の間も、もう本来必要ないことも含めて、県道の廃止が決まらなくても接続道はやめることができるという認識でいいんでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 市決定の分ですので、市の判断でそこら辺はできるという認識にあります。

ただし、宮前秋月丸線につきましては、未着手が植岩次線への接続部だけではないため、そこら辺は単純に点数積上げで今回は答申されていますので、そのような形になったと認識しています。あくまでも市で決める部分の県から答申ですので、決定したわけでもないし、今後市のほうで再度協議しなければならない路線と認識しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうしたら、もう一回確認なんですが、ここのファミリアのところへ行っている部分と、あけぼの保育所から来て回っている部分と、この前の議会答弁ではあけぼの街道から山田バイパスへ行く分についてはやりたいという話もありましたわね。ですから、宮前秋月丸線も部分、部分でやめることはできるという認識でいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほど来述べておりますが、市で決める問題ということですよ。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうしたら、決める場合の手続だけちょっと確認しておきます。

まず、検討委員会で県との関係も含めて答申を出してもらって、あと都市計画審議会に諮ったら廃止になるという認識でいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然、都市計画法第26条第6項に適した流れでいきます。その中で今現在案ができています。案は県の答申の中で決められたことですので、市の関係機関ともう一度協議は行わなければならないと思います。続きまして、広聴会

の開催と住民の意見、都市公告縦覧、都市計画審議会など、それと都市計画決定のほうで、随時法に準じていくことになります。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ②に行きます。

都市計画マスタープランでは立地適正化計画の策定の検討と明記していますが、この立地適正化計画の中身をちょっと具体的にイメージとして示していただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 前段の質問でも答えましたが、様々な悪条件に対応し、持続可能なまちづくりを今後計画しなければなりません。

立地適正化計画については、都市計画法などによる従来の土地利用計画に加え、住居機能や都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりの形成に向けた取組を推進するためのものであります。

ただ、現在のところ、香美市、特に土佐山田地区におきましては、都市計画内の市街化区域につきまして、比較的コンパクトにまとまっています。人口はある程度停滞傾向にはなっており、また、新たな集客力のある公共施設等の誘導計画も今のところありません。しかし、今後、市街地内の人口の動向や新たな計画等の立案、災害予想地域等に注視しつつ、市街地のスポンジ化が今以上に進行するようであれば、総合的な計画を策定しなければなりません。

また、同じように進め方につきましては、都市計画法に基づき進んでいく形となります。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ちょっとイメージとして、基本的に土佐山田の町は上段と下段がありますよね、土生川から北もありますけど、こういう今ある中で、中心街のところに全体の人を集めていく施策をやっていくと。その場合に、公共的な施設も含めた検討も要るということを、今回の立地適正化計画策定の一つの議論としてお持ちなのかどうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 全体的としまして、市街化区域の中をコンパクトにまとめようというのが立地適正化計画の素案の流れだと思います。ただ、先ほども述べましたように、香美市土佐山田地区におきましてはある程度まとまっているので、それをどうまとめるのかが今後の問題と考えています。将来的には人口が減ることも確かですし、町なかも寂れていくということは今までの議論の中にもありました。空洞化ということがありますので、どういう対応していくのかが課題、それに向けて進んでいかな

ければならないというふうに考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） そうしたら、土生川から北、下段のところを集めるのじゃないに、市街化区域中心街の機能面をうまく高めていって、病院機能から介護を含めた利便性のいい町にまとめるコンパクトシティを検討していくという認識でいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 市街化区域と市街化調整区域で分かれちゃうので、住むく中心をまとめるというのが立地適正化の話だと思います。調整区域はまた別問題になってくると。調整区域から市街化の町の中へどう誘導するかというのも、立地適正化の中で考えていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 全体的に上段と土生川からこの間の関係の機能を高めていくとなってきた場合、特にこの間議論になってきました、地震火災対策の重点推進区域との関係の矛盾がありますよね、そこに人を集めるためにはそこを解決せんといかんので、それも一緒に議論していくということにつながっていくのか、そう認識しちよっていいでしょうかね。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今までも何回か議論の中にありましたが、やはり町の中で道のなく、それと建て直しができないようなところをどのような形に持っていくかという議論は、今後必要だと思います。

ただ、担当レベルの議論という形になりますが、やはり最終的な区画整理などまで踏み込んでいかないといけないのではないかという認識は持っていますが、なかなかそこまでの形になるのかという疑問は残っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 分かりました。ぜひどこか先進地も含めて今後御紹介いただければ、もっと活発な議論になっていくと思いますので、この立地適正化計画という内容のもうちょっとイメージがわくようなことがあれば、今後協力いただきたいと思います。そういう活発な論議をしていく、土地、市有財産をつつくわけですので、それをぜひお願いしたいと思います。

③です。

国の方針は、I C（インターチェンジ）の平均間隔を欧米諸国と同等の水準に改善することを発表し、I Cが設置されていない市町村等に重点的に整備するとしています。自治体間の福祉や医療、救急、災害時の避難や救援活動、そして復旧や復興に繁藤地域

にＩＣを設置する必要性はないでしょうか。今後の土地の利便性も含めて検討はされたのか、お聞きしておきます。

ちょっと説明ですが、資料⑥を見ていただいたら、今の大豊ＩＣから要望している繁藤地域までは直線距離でやっても８．２キロメートルあります。逆に、繁藤から南国インターまでは７キロメートルありますので、直線距離でも１５．２キロメートルになりますか。実際二十何キロメートルあると思うんですね。そこはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

大豊ＩＣから南国ＩＣ間は約２１キロメートルあり、山間部を通り、トンネルや橋梁の多いことから、日本の平均ＩＣ間距離１０キロメートル、欧米諸国では４キロメートルから５キロメートルですが、倍以上となっており、両ＩＣから約１０キロメートル付近が大豊町との市町界となっています。

自由な出入りを制限することにより、連続走行を可能とし、高速交通手段として定時・走行・快適性を確保しておりますが、利便性の観点からアクセスポイントがＩＣのみであることがウイークポイントでもあり、ネットワーク形成による地域生活の充実、地域経済の活性化等を推進するため、既存の高速自動車国道を有効活用したスマートＩＣが導入されています。

スマートＩＣは、国が定めた制度に基づき、地方公共団体などにより、災害時の代替機能や地域医療への貢献、地域活性化への支援などの整備効果や計画交通量を取りまとめ、関係機関で構成される地区協議会等で検討や整備を経て、国土交通大臣の許可を受け、着手することになります。

また、繁藤地区へのＩＣ整備についてですが、災害対応には有効ですが、地域活性化や周辺道路の交通円滑化などが望めず、アクセス道路は国道３２号となり、市街地や観光拠点へのルート上に南国ＩＣもあることから、現在、市としてスマートＩＣも含めた計画はしていません。

今後、市としては、平成３０年７月豪雨の高速道路橋梁落橋の件もあること、併せてトンネル等も多いことから、防災面強化、災害に強い道路整備を要望していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 今、政府の方針はサービスエリアにＩＣを接するケースと、高速道路本線から直接ＩＣに接続するケースの二通りで、先ほどの支援策をやるといふふうになっています。高松市等にもあるんですが、一方向だけ、高知方面に行く、乗れる、だから高知方面から帰ってくるだけのＩＣでやれば、技術的にはあそこは可能じゃないかなと、甫喜ヶ峰に入るところも含めて思うんです。そうやることによって大きいのは、今後、市で検討いただきたいのは、繁藤地区を今後どう振興していくかというこ

とで、森林資源の活用で、貯木場もそうですが、バイオマス発電とか、今は宿毛市に行っていますが、雇用の問題でも大変大きな役割を果たしています。製材工場や集積材の工場とか、製品づくり、プレカット工場など、あの地域をどうやって振興していくかということを今後議論するときに、こういう高速道路等も生きてくるんじゃないかと思いますので、国の方針はこういう形になりますし、技術的にはどうなんですか、私は技術的にはそうたくさんの工事というか、規模を大きくせんとできないような感じではないと思うんですが、その辺の技術的なことがもしありましたら。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然御存じのとおり、高速道路が山岳地帯、山を通っている関係の中で、それに入るＩＣの接続道というのは、やはりある程度の平地というか、距離が要りますし、くると回っていかないかんクランプ等がありますので、そこら辺を踏まえますと、予算、お金もかかる、場所も要するという形になって、繁藤地区では不適切ではないかと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 香美市に高速道路が通るときに、なぜあそこにＩＣをつけなかったか、本当に後悔の念がありますが、そのときにやっておけば条件もよかったかもしれませんが。繁藤の振興策と同時に、香美市全体の中のあの地域を今後どうやって復興というか、一つ生かしていくかということでも検討する必要があるかなと思いました。

先ほどの新幹線の話じゃないんですが、新幹線の駅もフルスペックとなった場合は、土佐山田駅に来ませんので、どこか別のところへ行くでしょう。南国市と共同の駅になるかも分かりませんが、そういうことも含めて総合的な検討をしておかないといけませんので、まあ、新幹線を走らせてえいかということも含めてあるんですが、ぜひ今後の視野として検討いただければと思いますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 新幹線の件は私が担当ではないので何ともよう言いませんが、やはり今あるものをどう利用するかという形の中でいくと、橋の落橋らがあつたら高知県は孤立して何ともならんようになりますので、防災面に対する強い道路づくり、あるものをどう使っていくかということがもっと大事だと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 今、人類にとって脅威であるウイルス、また、感染症と気候変動にどう立ち向かっていくかが問われています。子供たち、孫たちの未来に少しでも安心で、安全で、豊かな自然を享受できる環境をどうしてもつなぎたい。命と健康を守ることを最優先とする、ケアに手厚い社会をつくらなければなりませんし、今も、これ

からも更なるウイルスの脅威等を乗り越えないとできないと思います。

来年度予算編成に当たっては、ぜひこの間の質問の視点も協議いただいて、今本当に環境問題と感染症、ウイルスと本当にどう共存していくか、どう再生していくかということを含めた議論をお願い申し上げまして、全ての私の質問を終わらせていただきます。

○議長（利根健二君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

消毒のため、休憩いたします。

（午後 1時45分 休憩）

（午後 1時47分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可を頂きましたので、順次通告に従いまして、一問一答方式で質問をしてみたいと思います。

今回は5項目についての質問であります。

まず1点目です。給食の地産地消ということで聞いていきたいと思います。

先日、新聞を見ておりましたら、今年は児童憲章の制定から70周年に当たるということで、その背景や訴えが記事になっておりました。

戦前、子供は天皇の赤子であり、家父長制の下で支配され、人格の主体は認められていませんでした。それが戦後になって、憲法とこの児童憲章の下で、自らの人生、人格の主体と位置づけられました。

児童憲章の前文と3原則「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」そして、それに続く本文12項目の中身を見ると、その理念を反映させた施策を具体化し、また、現在の制度がそうなっているのか、検証していかなければならないと改めて思ったところであります。

そこで、①の質問であります。

現在の施策も振り返ってみて、児童憲章に対する見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 児童憲章の中で学校給食と関連があると思われるのは、3項目めの「全ての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる」という項目だと思っております。

平成21年に改正された学校給食法の「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」等、7つの目標とも合致しているものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今回は給食の質問でもありますので、特に児童憲章の中での

給食に関わる部分を御説明いただきましたけれども、そもそも憲章と名のつくものは、日本におきましては児童憲章が一番古いということも記事の中でありました。さらに世界の中で一番古い憲章は何かというと、イギリスのマグナカルタまで遡ります。これは結局もろもろの約束ごとや権利的契約内容を示していると言われております。よく家庭の責任などと言われがちなものでも、実際に児童憲章なんかを見ましたら、児童を守る約束ごととしてしっかりと明文化されているということが分かると思います。そのことを申し述べて次の質問に移りたいと思います。

②です。

先ほども触れていただきましたけれども、子供の健やかな心身、育ちを保障する上で学校給食は重要な役割を果たしております。成長期にある子供への食育は、将来の食習慣など、生きるための基礎を培うことになります。食育の重要性への見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであると同時に、食に関する指導の重要な教材であり、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める役割を担っております。

本市においても、安全・安心でおいしい給食を提供することを基本に、給食を食育の生きた教材として、食に関する知識の普及や基本的な食事のマナーを学ぶ機会として重要であると認識しております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私も全く同感であります。生きた教材として、本当に給食の役割はあると思います。

そこで、以前にも言わせてもらったと思うんですけれども、教育の一環であるという確認ができるのかなと思います。順次そのことも続いての質問の中でお聞きしていきたいと思います。

③に移りたいと思います。

新型コロナウイルスの影響で、食をともに楽しむという分野では制約が広がっていることと思っております。学校給食における現状はどのようなのでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） コロナ禍では、給食中は黙食の上、児童・生徒が多い教室は、食事の部屋や時間を分散する対策をしており、児童・生徒同士で楽しく食べるということができなくなっております。

栄養教諭による食事時の給食指導もできないため、4時限目の終わりにマスクをした状態で事前に給食指導をしたり、コロナ以前には、生産者の方を学校に招き、食材のその後と一緒に給食を食べたりしていましたが、現在は、生産者や調理員の仕事の様子の

動画を食事中に見せることで、残さず食べる心がけや感謝の気持ちを育む取組をしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 今の環境には非常に制約がある中で、目いっぱいの工夫をされておるんだと思います。確かにおしゃべりを楽しくしながらということはなかなか難しいのはそのとおりでありまして、ただ、その代わりに前後の時間を使っておるということも今少し聞かせていただきました。そういうところができることであると思いますので、できる工夫を今後も続けていただけたらと思います。

④に移ります。

地域の食料自給率を上げる取組がやがて食育につながっていくのではと考えます。特に本市の特産品などは、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の特産品づくり、6 次産業化の取組もしております。特産品化するには、一定の量が必要ではないかと思うところです。それらの加工、ストック施設の整備と給食との連携を視野に入れた、回転サイクルの構築が検討できるのではないかと提案するわけですが、見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

平成 20 年度から特産品づくりの取組である特産品振興事業を実施しておりますが、現在、学校給食に提供できるような特産品はできておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 今後特産品化するときに、一つ給食にも出せることを念頭に置いた開発であるとか、例えばですけれども、今、なかなか難しいと言われますけれども、ジビエを売り出そうとしたときには、どうしても冷凍ストックの施設なんかも必要になってくると思います。そういったことを一体的に考えていく場が必要ではないかなと思うんですけれども、現在の見解で将来性としてはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 特産品を給食にということは、地産地消の面からも非常に有意義なことであると思いますが、家庭から給食費を頂いている関係で、その範囲内というか、毎年赤字が出ておるところもありますので、費用のこと等も考えまして、特産品振興事業で学校給食に使えるようなものがあつたら、そのときはそれで考えていきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 決して値段の安いものばかりが特産品では当然ないとは思いますが、特産品として育てようと思うには、一定の量が当然要すると思いますし、

それを給食で提供するときに限って、多少補助なんかも考えていける。その地域全体で応援していくということも考えてはどうかなと思います。

それを申し添えて、⑤に移りたいと思います。

子育て世帯を応援する施策として、給食費を段階的にでも第2子、第3子への半額、無償化を検討すべきではないかということでお聞きいたします。理想は、先ほども2点目で述べたように、教育の一環でもあることから、義務教育の無償の原則に従って、無料化に向けて努力をしていくべきものだと思っております。

ただ、財政的なものとかは常にありますので、段階的にでも検討できないか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 学校給食費に対する支援策といたしましては、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して援助する就学援助制度等がございます。

学校給食に係る経費は、学校給食法に基づき、施設整備に要する経費や給食センターの運営に関する経費は設置者である市が負担し、給食費は材料費のみに充当しており、給食費の無償化等については考えておりません。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今の段階では検討していないということですが、他市町村には幾つか無料化に取り組んでいる市町村もあると思いますし、高知県内におきましては土佐町とかでは取り組んでおったと思います。

また、給食費の額も大体似たような額ではあると思うんですけれども、そういった他市町村の取組なんかは今後参考にされていったらどうかなと思うんです。今検討はされていないようなんですけれども、参考にされてはどうでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 教育費の使い方としては、市町村ごとにいろいろ重点的なところがあると思うんですが、香美市といたしましては、今のところ就学が困難な生徒の給食費は実質無料となっておるので考えておりませんし、給食費の金額についても、今現在、しばらく上げていない状態で赤字となっておりますので、値上げする、しないは別にして、それを下げるということにはならないと思っております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 教育費単独で考えていくとなかなか楽しい話にはなりにくい。ただ、義務教育ということ考えたときには、理想はあるんだということ。それと、本当に行政、市町村の工夫次第で産業おこし、④でお聞きしましたけれども、特産品づくりと絡めていくことも今後できるんじゃないかなと思っておるところであります。ぜひとも教育だけで抱えてしまわずに、連携の中で検討をお願いしたいと思います。

以上を述べまして、次の大きな２点目の質問に移りたいと思います。学生支援とまちづくりということでお聞きいたします。

大学と地域の連携を検索いたしますと、たくさんの事例が出てきます。その中の一つ、「大学を核とした共創まちづくり」と題する論文を見ておりますと、アメリカにおける取組を３つの段階に類型したものがありました。第１段階が、市民向け講座などを行う一方向の取組。第２段階が、大学と地域が連携し、地域課題の解決に取り組む双方向の取組。第３段階が、地域と大学がつくり出す新しい価値創出によって、エリア全体が発展する多方向の取組であるとしております。

本市でもと、将来に向けて想像が膨らむところではありますが、現段階は第２段階ではあるものの、第３段階というのはまだまだであると思います。様々な企業、事業者、NPOが寄り集まっている地域にはなっておりません。第３段階へと進んでいくためにも、多様な企業等が集まってくる状況、現在の地域の事業者等が成長していく後押しをと思います。そして何より、現在大学で学んでいる学生との多様なつながりが、その土壌として必要なのだろうとも思います。

そこで、①です。

k a m i c a（カミカ）を普及継続するに当たって、市外の人も利用できるアプリの開発をすると聞いております。先ほど午前中の答弁でも、１０月１１日にはそのアプリをリリースということもお聞きいたしました。第１弾ではないかも知れませんが、ニーズをしっかりとつかんだ機能をつけることがk a m i c aの利用につながるものと考え、特に大学のある町としての特徴を生かすためにも、利用者にもなる高知工科大学の学生との共同開発を検討できないか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

ただいま１０月１１日の利用開始を目指し、k a m i c aの決済と加盟店情報が検索できるアプリを準備しております。利用開始が近づいていることもあり、これからの高知工科大生との共同開発は少し難しいですが、利用開始後に利用者の意見を聞き、必要に応じて改良を加え、利便性の高いアプリにしていきたいと考えておりますので、その際には高知工科大学の学生からも意見や提案をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） 実際、このアプリ自体は民間の委託先企業が、もうプログラミングまで開発したという認識でよろしいでしょうか。今の御答弁でありましたら、改良も今後されていく予定であるということですので、さらなる充実のお願いをし、その中には大学生の意見もまたよろしく願いいたします。

②に移ります。

南国市は、学生が企画・立案し、実施するまちづくり・地域づくり活動の支援として、

南国市学生まちづくり協働事業費補助金を創設しております。本市では、地域活動奨励事業費補助金などで取り組まれてきた事業もありますけれども、補助制度を見て、何か考えてみようかなどと、きっかけになるオープンな運用がされているのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

本市では、地域活動事業を行う学生団体に対して補助金を交付することにより、学生を中心とした自主的な地域活動を支援し、学生と市民との協働及び人的資源の活用による地域の活性化を図ることを目的とした、香美市学生地域活動支援事業費補助金事業を平成27年度から実施しております。学生が地域活動に関して主体的に企画・立案し、実施することができる補助制度と考えております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 自分も決算資料なんかで補助金の存在などは見たりします。

ただ、南国市では同様の補助金がある、同様というか、目に触れるようなところで補助金がありますよとなっておりました。本市が進めております地域活動奨励補助金なんかは、学生がじかに目に触れたりという機会はあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 大学であれば、学生課などを通じて御案内を差し上げておりますし、山田高校とか、近隣の学校についても同様に学生課を通じて案内をしているところでございます。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、次の③に移りたいと思います。

新型コロナウイルスの影響によりまして、困難性を抱えていた学生の生活実態が浮き彫りになっております。これはオンライン授業への切替え、サークルほかの外出自粛、飲食店などでのバイトシフトの減少といった直接的な影響だけではなくて、そういった状況にあるにもかかわらず高過ぎる学費を払い続けることや、貸与制の奨学金による多額の借金を背負うことになるという現実が、あまりにも理不尽ではないかと多くの学生が感じているということがあります。多くの先進国では、大学の学費が無償であったり、低額であったりしております。日本において、生活費や学費を賄うためにバイトに励まざるを得ないというのはどこかおかしいのではないかと思います。

よく成人式などで若い人に送る言葉の中に、「私たちの社会にはまだまだ解決のできない多くの問題を抱えております。その解決には若い皆さんの力を大いに発揮してもらわなければなりません。」といった挨拶を自分なんかもよく聞くんですけれども、改めて提起をしなければならないのは、私たちの社会が活力を保って、よりよい社会を構築していくためには、若い学生が自由かつ熱心に、自分と周りの環境に対して提案と行動でもって働きかけてもらわなければならないということであります。私たちも見詰めて

いるだけではなく、行政などを通じて支援をと声を上げるべきではと思います。

納税者の理解を得られるのかと心配するかもしれません。また、国の事業があればそれを取り入れようと思われるかもしれません。しかし、遠くの親戚より近くの他人と言われます。今、目の前にいる他人様の学生が、危機的な状況になったときに身近な支援者となってくれる可能性は、十分にあるのではないのでしょうか。

今回、あえて市内飲食店や大学生協と連携をと提案するのは、コロナ禍の影響を長期的に受ける飲食店を応援する意味合いも持たせられるのではないかと考えてのことです。市内飲食店や大学生協と連携した市としての支援ができないか、見解をお聞きます。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

学生支援の観点からはk a m i c aを引き続き利用していただくことを考えております。10月以降の追加ポイントにつきましても学生が活用できるよう、学生支援課と連携していく予定でございます。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 少し南国市を引き合いに出させてもらいますけれども、南国市では9月補正で学生に配る弁当代を計上したと聞いております。これは、農林水産課の新型コロナウイルス感染対策事業として、大学生支援と地産地消拡大を目的とした四方竹などの市内生産品をメインとした弁当の配布を、高知大学医学部と農林海洋科学部のそれぞれに2回、各200食を11月下旬に実施という予定で、J A高知県加工部に委託する予定ということであります。予算額が114万円。ちょっと引き合いに出させていただきましたけれども、学生の困難に心を寄せながら、同時に地産地消の拡大という視点も持って、少ない額ではあっても、そういった姿勢を示しているところであります。

本市も当然k a m i c aを利用してもらおうということも考えておられるので、全く何もしていないわけではないんですけれども、こういった他市の取組なんかも参考にされてはどうかと思います。見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 他の事業とのタイアップなどについては、ちょっと今のところ、例えば農林課とか商工観光課からの打診はないので、特段検討はしていません。

高知工科大学の学生の困窮状態については、定期的に先方の学生支援課とコンタクトをとり、状況は確認しております。困窮実態については、今のところ、例えば食料が不足するといった事態について、大学側もあまり聞き及んでいない。ただし、食料支援の様々な活動があり、それに学生が行かれている状況については、把握しているということでございます。

何より高等教育の就学支援制度が令和２年度から開始されまして、これにより学生の就学状況はコロナ以前よりも随分好転していることもあり、引き続き状況把握に努めていきたいと思っております。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） 情報は収集していただきながら、同時にちょっと心を寄せるというか、こちらから少し励ますというような意味合いで、こういった地域からの働きかけというのはぜひやっていただきたいなと思います。そこは気持ちの通い合いというところにもなろうかと思えます。困窮ではなくて、ある意味災害時のプッシュ型の支援にもつながるのではないかなと思っております。

次の質問に移ります。④です。

奨学金返還支援制度について、６月定例会議での同僚議員の質問に対しまして、使いやすい制度になるよう検討するとの答弁がありました。現時点で具体的な内容があればお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和３年６月定例会議で比与森議員から奨学金返還支援制度の導入につきまして一般質問がございまして、来年度に向けて検討すると回答しております。

現時点では奨学金返還支援制度を導入済みの市町村が県内に５市町村ございます。こちらから要綱などを収集して、来年度導入に向けて適宜準備を進めておりますが、具体的な案につきましては現在検討中になっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） こちらのほうを進めていただけることには大賛成でして、なおかつ使いやすい制度ということでありましたので、希望すれば本市の定住にもつながる、就職にもつながるということです。ぜひともいい形をお願いしたいと思います。また、来年を楽しみにしております。

大きな３点目の農福連携について質問したいと思います。

農福連携という言葉で言われ出したのは、ここ５年から１０年、もっとではあるかとは思いますが。それ以前からも福祉施設と農家との個別的なつながりなどを通して、農業関係へ就労する事例はあったと聞いております。

では、なぜ改めて国や行政が積極的になっているのか、そこは農業が抱える高齢化や担い手不足、そして、福祉が抱える就労先の乏しさという困りごとが補い合える関係にあるというマッチング戦略があると思います。

政治政策のほうから見ましても、障害者雇用促進法であったり、ニッポン一億総活躍プランであったり、また、経済財政運営と改革の基本方針（２０１８年）、農福連携等推進ビジョン（２０１９年）と、整備が進んでいるところであります。

農業は、地域環境の保全につながっている面もあります。農福連携が進むことは地域問題の解決にもつながっていく可能性があります。

以上、述べまして、①でお聞きいたします。

福祉関係者と農業関係者を結びつける仕組みが必要との見解が、以前に議場でも答弁があったと思います。この間の取組をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 令和元年9月、前回答弁以降の経過につきまして御説明を申し上げます。

令和2年9月に県障害保健支援課、県中央農業振興センターと市農林課、福祉事務所の担当者で意見交換の場を持ちました。

先行事例である安芸市をモデルとした体制づくりを想定し、農業者サイドと障害者サイド、両者のニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築と、その中核機能をどこが担うのか、対象者の選定や農業者の障害に関する理解、トラブルへの対応、就農後の定着支援を誰が行うのかなど、具体的な課題を抽出しましたが、その後解決策の検討には至っておらず、現状、取組の進展はございません。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

先ほど福祉事務所長が述べましたとおり、令和2年9月に関係者4者で意見交換会を実施しました。

会議では、安芸市の事例紹介や事業実施に向けて関係機関等で構成する推進会議等の設置、香美市の現状などが話し合われ、既存の社会福祉サービスの有効活用であるとか、事業を推進するためには専従者の配置が必要になるなどの課題が整理されました。

これ以降は報告できるような取組には至っておりません。継続した関係機関との話し合いが必要であると考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 協議はされて課題は抽出したけれども解決策が見えないと、その解決策の主たるものは専従者の設置に尽きるようなお話であったと思います。もちろん設置してすぐにそれが進むというわけでもないですけども、ただ、設置しないことには何も進まないのかなとも思います。多々この農福連携ということは言われながら、いろいろな補助制度、国の支援策なんかもあると思います。何とかそれらを組み合わせたときに、専従者の人件費というようなものも出てこないのかなと、そこはちょっと自分もまださらに研究していかなければならない段階ではあるんですけども、ただ、本当にいろいろな活動に対しての交付金があります。地域でも6次産業化の取組であるとか、先ほどの給食の話とも関わってくるかもしれませんけれども、いろいろな施策を進

める、動き出せば使える交付金もあるよということもあります。ぜひとも進めていただきたいと思います。

②に移ります。一応お聞きしておきます。

②では、今後この取組をどのようにされていくのかお聞きしたかったわけですが、今、なかなか進んでいないということでもあります。この課題をどういうふうに解決していくのか、また、解決していくつもりはあるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

平成31年4月、農福連携の全国的な機運醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するため、国の省庁を横断する会議として農福連携等推進会議が設置され、令和元年6月には取組の方向性を示した農福連携等推進ビジョンが取りまとめられております。

本ビジョンでは、障害者が農業分野で活躍する場を創出し、農福連携の裾野を広げていくに当たって、次の3つの課題を整理しております。1、農福連携という取組自体がよく知られていない。そのメリットが多くの関係者に十分浸透していないなど、知られていないこと。2、どのように始めてよいか分からない。農業と福祉の双方ともお互いのことをよく知らない。農福連携を通じた農業経営の発展や人材育成等に手間と費用がかかるのではないかなど、踏み出しにくいこと。3、経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えにくいなど、広がっていかないことの3つでございます。

そして、これらの課題に対応した3つのアクションとしまして、1の知られていないという課題に対しましては、農福連携のメリットの発信、戦略的プロモーションの展開で認知度の向上を図ること。2の踏み出しにくい課題には、取組の促進のために農福連携に取り組む機会の拡大、ニーズをつなぐマッチングの仕組みの構築、障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成、農福連携に取り組む経営の発展を図ること。3の広がっていかないという課題には、国民的運動を展開するための基盤の形成、関係団体等での横展開を推進し、取組の場を拡大することに取り組んでいくとされております。

これに加えて、国が紹介しております農福連携の支援体制を構築している地方公共団体の事例では、農作業請負のマッチング支援、障害者の農業経営体での就労支援、福祉分野等からの農業参入支援、これらの複合的、段階的な支援などが取り上げられております。

こうした提言や事例を参考としまして、障害者の就労支援に向け、課題解決の検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

現在、農林課におきまして、農業者等から農福連携について具体的な御相談やお問合

せなど頂いた事例はありませんが、農業経営の安定化を図る上で、安定した労働力の確保は最大の課題であるため、課題解消に向けた取組の一つとして農福連携を推進することは重要であると考えております。農福連携を推進するに当たり、まず、農福連携に知識や関心のない農業者や市民に対しまして、認知度の向上を図ることが重要であると思われまます。

今後、農業者からのニーズ把握に努めながら、農福連携に取り組むことによる客観的なメリットや優良事例など、様々な取組内容などについて情報発信し、農福連携の裾野を広げていく取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 様々にできることから進めていただけたらと思います。お願いいたしまして次の質問に移ります。

○議長（利根健二君） 午後 2 時 4 5 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 2 7 分 休憩）

（午後 2 時 4 3 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） それでは、大きな 4 点目の質問をさせていただきます。移動手段の確保ということでお聞きいたします。

誰しもが迎える高齢期において、移動手段の確保は多くの人にとってなかなか解決策の見つからない課題となっております。様々な個人の移動ニーズに応えていた本人の自動車がなくなると、それぞれのライフスタイルの数だけ困りごとが出てくる状況ではないのでしょうか。しかしながら、高齢になって多かれ少なかれ共通するニーズである通院、これには何がしかの支援のやり方があるのではと感ずるところでもあります。

そこで、①の質問です。

地域交通対策検討委員会などで、市外への通院に対する検討は行われたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市公共交通対策検討委員会（後に「香美市内地域交通対策検討委員会」と訂正あり）におけます、市外への通院に対する検討につきましては、直近の平成 31 年 2 月の提言では具体的に言及されておられません。

公共交通を利用した市外病院への通院につきましては、香美市営バスから J R 四国、

汽車への乗継ぎを行っていただきまして、例えば南国市においては御免駅から市営バスで接続されております高知大学医学部附属病院、また、J A 高知病院、高知医療センターへの通院を行っていただくことが想定されます。持続可能な公共交通の実現のためにも、鉄道や市営バスを含めて既存の路線を最大限活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 実際に検討はされていないけれども、行き方はあるということでありました。僕もこの質問をするに当たっての具体例として、今は何とか車で行っていると。しかし、将来において乗れなくなったときには、もうちょっと大変だということであります。乗れなくなる理由には、地元の方の持病で視力が、目が見えにくくなるという部分があったりもします。そうすると、運転だけでなく、本当に公共交通機関の移動も、乗継ぎとかになったらかなり困難があるんじゃないかなろうかなと。少しでも行きやすい方法を検討しなければならないと思ったところであります。

トータルで質問したいので、②に移ります。

本市の地域交通対策検討委員会の市営バス事業の在り方提言書を見返しておりましたら、運転手不足と高齢化の問題に触れ、4つの対策を提言しておりました。これらの運転手確保に対しての支援策の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

運行事業者の運転手確保は、公共交通の利用促進や利便性の向上と並んで重要な課題となっております。香美市の市営バス運行業者の状況を見ましても、ジェイアール四国バスのOBの方や退職した市役所職員運転手の雇用、また、運行事業者同士で出向での勤務など、工夫を凝らして市営バスの運行が維持されております。

運転手確保支援といたしましては、近年に事例がありましたが、例えば移住希望者への就職先としての紹介、具体的に運転手確保の相談を受けた場合には、運行事業者と一体となって適任者を探したり、また、高知県空白有償運送運転者講習への補助制度などの活用を推進することとしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 様々な、少なくとも既存路線、市営バス路線の充実を、市内を交通空白地域にさせないというような取組の中で、何とか運転手を確保して維持していく方向性は、現状として取り組んでおられるということだと思います。

移住希望者に対する仕事としてといいましたら、移住の支援制度であったりとか、これらの運転手確保をするに当たって、何がしかの国や県からの事業費の裏づけなんかもあるということではよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 県の補助金といたしましては、公共交通活性化支援事業費補助金がございます、これに運転手確保対策事業がございます。例えば、大阪や東京で開催する就職フェアとか、移住相談会などの出展のときに、運転事業者に対していろいろ要する経費を補助するというふうな形になっております。

定住推進課としましても、移住の方とかでそういう運転手、運行事業者からいろいろ相談もございましたら、運転手確保に向けての支援なり、また、御協力はしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしたら、③に移ります。

福祉タクシー制度の第5条で、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、通院に限り必要最小限の範囲で香美市外への利用を認めるものとするとあります。しかしながら、過去に問い合わせたときには、透析の場合は認めておるけれども、その他の場合は認められていないというお答えが、これは議場ではないですが、ありました。基本的に、やむを得ないから医大や医療センターに通院しているのであって、補助がなくても通院する状況に変わりはないと思います。経済的にしんどさがあっても、健康には代えられないということで、何がしかの方法で通院されておることと思います。

こういう話をする場合には、財政面という話が常に出てはきますけれども、条件に当てはまる人全員が制度を利用してしまうと破綻するという見解であります。そういう財政論と計算の話ならそのとおりなのですけれども、福祉制度は全ての人の最低限の人間らしい生活を支える社会的仕組みであって、3次産業が主な産業に発展した日本を含む先進国においては、福祉事業に仕事を回すことは経済活動支援の側面も担っておると思います。世界に先駆けて自動車のライン生産を始めたフォードは、低価格の自動車を大量生産しただけではなくて、その自動車の買い手も自社の労働者の中から生み出しております。

経済活動は、めぐりめぐって税収の安定増にもつながることと思います。長生きをして、より多く公共交通を使ったほうが、社会が安定、発展するのではないのでしょうか。むしろ高齢者の移動という需要を潰してしまったら、将来においてより低コストでの移動手段の確保という、ひょっとしたら自動運転といった技術的ブレイクスルーが近々起こるかもしれない。ただ、それに対する需要が少ないと、そっちへ進もうとする力にマイナス作用する部分でもあるのではないかなと思うところであります。

以上のことから、透析以外でも市外医療機関を受診しなければならない理由がある場合には、福祉タクシー制度を利用できるようにするべきだと考えますが、見解をお聞かせいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

透析の場合は、香美市内に対応できる病院がないため、受診できない理由があるということで市外への受診を認めております。全ての方に認めていけたら一番いいとは思いますが、その他の病気を該当させることになれば、この病気はよくて、この病気は駄目だという線引きが大変難しい判断になると考えております。

車がなくなると途端に不便になりますので、そこは何とかしなければという気持ちはありますが、香美市外の病院での受診が増えれば、香美市内の医療機関への影響、また、議員がおっしゃるとおり、財政面への影響が考えられると思います。高齢者の方はこれからますます増えることが想定されておりますので、関係各課と総合的に検討していく必要があると考えております。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 少なくとも線引きを考えると難しいけれども、必要性というか、ニーズは自分もこの間聞いたところでありますし、何とかしたいなと常々思っております。福祉タクシーには福祉という名前もついておりますし、何とかと思います。

先ほどは病気での切り分けというんですか、そんなことでの御答弁でしたけど、本当に個々の事情、個々の事情というのは病気の内容によらず勘案できる部分がトータルである場合には、最終的に判断できる余地というのがどこかにあるべきじゃないかなと。少なくともこの条例で定めた文言を読む限りでは、その余地はあるのではないかと考えておるところです。運用するに当たってのそういった判断を、今後、少しは余地があるという方向で検討いただけないかと、実際に運用いただけないかなと思うんですけれども、再度の見解をお願いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 先ほどの答弁と重なりますけれども、いろんなパターンがあるかと考えますが、今の時点ではこれ以上の運用は厳しいと思います。

また、「市長がやむを得ない事情で」のやむを得ないをどこまでかというところは、本当にケース・バイ・ケースになりますので、今すぐにこの場合はと答えることは、ちょっと難しいと考えております。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） また、具体的な事例なんかも今後出てくると思います。自分がお話を聞いた方も、今現在ではまだ移動も何とかしておりますけれども、病気の進行具合とか年齢等によって、また御相談しなければならないと思います。今ここでお答えできないかもしれませんが、何とか検討の余地はぜひ残しておいていただきたいと思います。申し添えておきます。

最後、大きな5点目の質問に移りたいと思います。子供の歯科矯正ということでお聞きいたします。

6月16日の衆議院厚生労働委員会におきまして、子供への歯科矯正への保険適用の拡充に関する請願が全会一致で採択されております。この請願には7万筆が集まったほ

かに、山梨県では県議会と16市町村で意見書が可決されたということでもあります。

一般的な永久歯からの歯の矯正治療費は、検査から治療まで65万円から95万円かかるとされております。前歯3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常など、一部の矯正治療には保険適用もあるようですが、それに該当しない状態であれば自己負担ということでもあります。

今回、発育期における適切な歯科矯正を願う声が届いたことは喜ばしいことでもあります。本市の現状を聞いておきたいと思い、質問いたします。

①です。

小学校の歯科検診で要治療とされた子供の受診数、また、率をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

要治療とされた児童・生徒の受診数、率につきましては、まだ受診勧奨などを行っている学校もありますので、全学校として御報告できる数値は整っておりませんが、現在分かっている範囲でお答えさせていただきますと、数値を把握できた小学校の4校では、要治療175人、受診数43人、受診率24.6%、中学校3校で要治療92人、受診数54人、受診率58.7%です。

先ほども申しましたように、夏休み前に検診結果を家庭にお知らせして、2学期に受診結果を確認しておりますので、まだ集計ができていなかったり、今後、受診勧奨するなどをしていくところですので、数値に変動がありますことを御了承ください。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ②です。

そのうち歯科矯正が望ましいと言われた事例はあったのでしょうか、ひょっと分かりましたらお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

学校に確認しましたところ、歯科矯正をしたほうが良いとの診断事例はほとんどないと聞いています。

なお、学校におきまして、児童・生徒や保護者から歯並びなどが気になるなどの相談を受けた場合は、医療機関で相談するようにと伝えているとのことです。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしたら、最後、③でお聞きいたします。

金銭的な面だけではないかもしれませんが、予防歯科の重要性の啓発も含めて、今後、保険適用されるまで当面の補助をすることが、受診率の向上にもつながるのではないかと思います。そういったことはできないか、お聞きいたします。

- 議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） 国民健康保険の保険者の立場から申し上げますと、保険適用外の治療に対する補助は現在のところ考えておりません。
- 議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。
- 6 番（森田雄介君） 今後、保険適用になった場合、小・中学生であったら医療費は無料という形になっていくと思います。その確認をさせていただいて構いませんか。
- 議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。
- 市民保険課長（植田佐智君） 議員のおっしゃるとおりでございます。
- 議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。
- 6 番（森田雄介君） 今、ほとんどいないということでありましたが、ゼロではないんでしょうかね。制度ができてからで間に合えば制度を使っただいて、矯正なんかもしていただいたらと思うところであります。一応早い段階での保険適用になるのではないかなと思いますけれども、選挙も控えていることもあります、来年度に間に合えばとは思ってはおりますが、もしその方向性が見えてきたときには周知していただければと思います。そのことを申し添えまして、以上、私の質問を終わらせていただきたいと思います。
- 議長（利根健二君） 森田雄介君の質問が終わりました。
- 消毒のため、休憩いたします。
- （午後 3 時 0 3 分 休憩）
- （午後 3 時 0 4 分 再開）
- 議長（利根健二君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を行います。
- 森田議員の答弁におきまして訂正があるようですので、定住推進課長、中山繁美さんの発言を許します。
- 定住推進課長（中山繁美君） 先ほど森田議員の移動手段の確保の質問の中で、「香美市公共交通対策検討委員会」と答弁いたしましたので、正しくは「香美市内地域交通対策検討委員会」でございますので、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。
- 議長（利根健二君） ただいま、定住推進課長、中山繁美さんから、森田議員の質問に対する答弁を訂正したいとの申出がありました。会議規則第 6 5 条の規定により、これを許可することにいたします。
- 一般質問を続けます。
- 次に、1 5 番、爲近初男君。
- 1 5 番（爲近初男君） 1 5 番、市民クラブ、爲近初男です。通告に従い、質問をいたします。
- まず初めに、1、森林環境税活用事業について質問いたします。この事業は、森林環

境譲与税を活用し、間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の推進、普及啓発等の森林整備に関する事業の実施により、林業の振興に大きく貢献し、今後も力強く展開していこうとしております。

その取組が議案細部説明書の１１ページにありますが、その中でも森林環境税事業補助金についてお聞きいたします。

現在、森林を皆伐した場合、植付けや防獣対策、また、下刈り等の作業による投資は大きくて、立ち木販売収入から再造林費用等を賄える状況になっていない現状があります。再造林を望む山林所有者にとって、森林整備事業の植付けや下刈り等の作業に対しての補助は大きな力となっていますが、その県補助対象外経費として受託手数料、森林保険料や下刈りにかかる経費についての補助メニューを新設し、支援するための追加補正として４７１万９、０００円が上がってきています。

①です。

今回対象となる面積、また人数等をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

再造林関連経費に係る部分の面積は１５．１ヘクタールで所有者は１３人、下刈りに係る部分は９ヘクタールで１５人の見込みとなっております。

以上です。

○議長（利根健二君） １５番、爲近初男君。

○１５番（爲近初男君） １５ヘクタールで１３人でしたかね、そうしたら、ヘクタール当たり大体３０万円ということかな。分かりました。

②です。

植え付ける樹種等は決められているのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

県の造林補助事業等で採択されたものが補助対象となりますので、樹種も県補助要綱に準ずることとなります。

なお、今回の追加支援分は全て杉、ヒノキの予定であります。

以上です。

○議長（利根健二君） １５番、爲近初男君。

○１５番（爲近初男君） 今回本市で植え付けるのは杉、ヒノキと言われましたが、対象の樹種はほかにもあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

市町村森林整備計画で定める樹種でないと、県補助の対象にならないというところがあります。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 次に、（2）です。森林経営管理制度の質問です。同僚議員の質問と重なる部分もあるかもしれませんが、質問いたします。

手入れがされていない森林について、市が仲介役となって、山林所有者の方々と林業経営体をつなぐ森林経営管理制度ですが、発足して2年が過ぎましたが、現在の状況をお聞きします。

①です。

山林所有者への意向調査の大まかな傾向をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

午前中の笹岡議員の質問で、3、地域環境の整備についての①の答弁と同じこととなります。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 市に任すとか、森林組合に任すとか、②とも関係するんですが、自分で管理するのは割合的に3分の1ぐらいとか、大まかな割合みたいなものは分からないでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

申し訳ございません、割合についてはちょっと手元に持ち合わせておりません。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 記憶で結構ですが、一番多かった回答で、山主の意向としてどんな傾向だったか、分かればお願いしたいと思いますが。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

令和元年に実施したもので、一番多いのは市へ委託したい、次に多いのは森林組合へ委託したい。それから、令和2年度も同様に市へ委託したいというのが多くあり、次に多いのは森林組合へ委託したいということになっています。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） そうしたら、自分で管理したいというのはほとんどなかったということでしょうか。分かりました。

その意向調査を踏まえて、今後の対応とか、計画をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） ②ですね。

○15番（爲近初男君） はい。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

意向調査により、森林所有者の連絡先や意向を把握した後、森林組合に境界の確認等を委託し、森林所有者と境界を確認した上で、森林組合が森林経営計画の策定や造林事業の契約を所有者と締結します。その後は、これまでの森林整備と同様に、既存の国、県の補助事業を活用しながら、作業道の開設や搬出間伐等を実施していくこととなります。現在は、令和元年に意向調査を終えた地区で境界が確定した段階です。

意向調査の対象地区については、令和４年度までは計画済みですが、令和５年度以降は現在未定です。

また、地形や標高といった要件により、林業経営に適さない森林については、森林には木材供給といった機能のほか、水資源の涵養や国土の保全、生活環境の保全といった機能がありますので、方向性としては、公益的機能の発揮を目的とした森林整備を行っていく考えでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） １５番、爲近初男君。

○１５番（爲近初男君） 意向調査の中で、市に任す、そして森林組合に任すという結果が出ておりますが、実際に森林組合に任すといった場合の今後の動きというのはどんなになりますか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

その後の動きとしましては、森林組合が森林経営計画の策定や造林事業の契約を所有者と締結し、その後、施業に移っていくということになります。森林経営計画をつくって、実際施業へ流れていくには、あと二、三年かかるような見込みとなっております。

以上です。

○議長（利根健二君） １５番、爲近初男君。

○１５番（爲近初男君） 道路から遠いとか、土地が悪いとか、経営に適さない森林があると思うんですけど、そんな森林について市は今後こういった取扱いをするのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

大まかな方向性としましては、先ほど申し上げましたように、公益的機能の発揮を目的とした森林整備を行っていく考え方ですが、具体的には林業経営に適さないという判断基準や方法、森林整備を進めるための施業方法などについては、今後、関係機関と連携して検討していく予定になっております。

以上です。

○議長（利根健二君） １５番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） 分かりました。

この森林経営管理制度に関連した実施予定の事案として、森林整備普及啓発事業費補助金 5 0 万円が補正予算で上がってきていますが、この内容をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

意向調査の予定地になっていない森林の市外在住所有者から問合せがありまして、今なら共有者の合意形成が可能であり、できるときに境界の確認を行いたいという趣旨の問合せでした。物部町の森林であったため、今回、物部森林組合が対応することになったもので、境界の調査・確認に対して補助するものでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 5 番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） 分かりました。今後、再造林に向けての支援、また、森林環境税活用事業等も活用していただいて、林業の振興に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2、消防施設の充実について質問いたします。

議案第 9 3 号において新過疎法が制定され、持続的発展の支援に向けて、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の施策が香美市過疎地域持続的発展計画として策定され、実施していくとしていますが、計画の 6、生活環境の整備計画において質問いたします。

消防施設の消防屯所建設についてですが、大栃ほか 4 分団としております。

①です。

大栃分団屯所の完成時期をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） お答えします。

大栃分団の屯所については、令和 4 年度中の完成を考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 5 番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） 計画よりちょっと遅れぎみなのでしょうか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 当初の予定より若干遅れを生じており、年度内の完成は困難と考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 5 番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） ②です。

今後の分団屯所の整備計画をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 先ほど申し上げました計画の中には、明治分団、永野分団、

片地分団、美良布分団の順に計画を立てておりますけれども、建設地などもろもろの条件が整ったところから、できるだけ早く着手していきたいと考えておりますので、順番が前後する可能性があります。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 今後の計画として4分団を挙げられて、その中で前後するということですが、その原因というか、問題点等がありましたらお願いします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 主な原因としましては、建設地の問題が出てこようかと考えております。現在の場所に建て替えることができる分団と、手狭、あるいは浸水地域などもろもろの事情によって、別の場所に建て替える必要があるようなところもありますので、そういうことを全て調整して進めていくとなると、必ずしも順番どおりにはいけない可能性があると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 問題解決を早くしていただいて、早く分団屯所が順次新しくなるようにお願いしたいと思います。

（2）です。

救助工作車整備と記載されていますが、いろいろな救助資機材や装備が備えられている救助工作車を更新予定しているのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 現在、配備しております救助工作車につきましては、平成14年11月に配備をした車両で古くなってきております。来年度に更新を考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○15番（爲近初男君） 救助工作車の大きさというか、トン数というか、その変更はないでしょうか。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 現在の車両が非常に大きくて、中型で辛うじて乗れる大きさになっております。

また、道路の関係などからも入れないところがあって、積み替えて出動するようなことも発生しておることから、次の更新車両についてはもう少し小さな、消防車両で言いますと、現在のポンプ自動車のような大きさの車両を想定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 15番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） （3）です。

新しい香北分署についてお聞きいたします。

①です。

運用開始時期をお聞きします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 市長の諸般の報告にもありましたとおり、8月末に建物が完成し、受け取りました。現在、通信機材などの整備を行っており、10月末の運用開始を考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 5 番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） ②です。

その新しい香北分署ですが、操法訓練への対応はできるのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） タブレットの中に写真をつけておりますので、それを御覧いただきたいと思います。写真2のほうになります。

模式ではありますけれども、青で示したところが操法訓練場として使用するエリアと考えております。あと照明を7か所に備えまして、夜間の訓練もできるようにしております。この操法訓練に備えまして、消火栓とか、防火水槽も設置しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 5 番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） 見てみますと、照明とか、放水の遮断施設も設置されているようで安心しました。

③です。

ヘリポート整備の検討はしているのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 消防長、宮地義之君。

○消防長（宮地義之君） 同じく写真1を見ていただけたらと思います。

この敷地のセンター付近にヘリポートとして考えなくもなかったんですけれども、現在、分署敷地内へのヘリポートについては考えておりません。

なお、緊急時などに近隣ヘリポートが使用できないことなどを想定して、分署の運用開始後に高知県消防防災航空隊などと調整、検討を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 5 番、爲近初男君。

○ 1 5 番（爲近初男君） ヘリポートはすごい重要だと思います。整備できるものなら整備に向けて前進すべきと考えます。これからも検討を要望したいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（利根健二君） 爲近初男君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。次の会議は９月８日午前９時から開会いたします。本日の会議はこれで延会いたします。

（午後 ３時３０分 延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 3 号 ）

令和 3 年 9 月 8 日 水 曜 日

令和３年香美市議会定例会９月定例会議会議録（第３号）

招集年月日 令和３年８月３１日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ９月８日水曜日（審議期間第９日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１２番	濱田百合子
２番	山口学	１３番	山崎龍太郎
３番	舟谷千幸	１４番	大岸真弓
４番	依光美代子	１５番	爲近初男
５番	笹岡優	１６番	山本芳男
６番	森田雄介	１７番	比与森光俊
７番	久保和昭	１８番	小松紀夫
９番	村田珠美	１９番	甲藤邦廣
１０番	島岡信彦	２０番	利根健二
１１番	山崎晃子		

欠席の議員

８番 小松孝

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	健康介護支援課参事	横 山 和 彦
副 市 長	今 田 博 明	健康介護支援課長	宗 石 こずゑ
定住推進課長	中 山 繁 美	建 設 課 長	井 上 雅 之
防災対策課長	日和佐 干 城	環境上下水道課参事	依 光 伸 枝
市民保健課長	植 田 佐 智	管 財 課 長	和 田 雅 充
福祉事務所長	中 山 泰 仁	ふれあい交流センター所長	猪 野 高 廣

【教育委員会部局】

教 育 長	白 川 景 子	教育振興課長	公 文 薫
教 育 次 長	秋 月 建 樹		

【消防部局】

な し

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一 圓 幹 生	議会事務局書記	横 田 恵 子
議会事務局書記	大 和 正 明		

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和３年香美市議会定例会９月定例会議議事日程

(審議期間第９日目 日程第３号)

令和３年９月８日(水) 午前９時開議

日程第１ 一般質問

- | | | | |
|---|-----|----|-----|
| ① | 14番 | 大岸 | 眞弓 |
| ② | 4番 | 依光 | 美代子 |
| ③ | 11番 | 山崎 | 晃子 |
| ④ | 9番 | 村田 | 珠美 |
| ⑤ | 2番 | 山口 | 学 |
| ⑥ | 12番 | 濱田 | 百合子 |
| ⑦ | 3番 | 舟谷 | 千幸 |
| ⑧ | 1番 | 萩野 | 義和 |

会議録署名議員

6番、森田雄介君、7番、久保和昭君(審議期間第１日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。8番、小松 孝君は、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大岸眞弓です。私は、住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

1点目の介護保険制度につきまして、6月定例会議の質問で明らかになった点も踏まえ、8項目についてお聞きいたします。

まず、①です。

6月定例会議におきまして、介護度の認定を受けながらも未利用の方が、要支援も入れると4割から5割近くいることが分かりました。中でも要支援の方が保険給付を受けている割合が低く、要支援1で51.4%、要支援2で66.4%でした。理由を尋ねますと、家族が申請したものの本人がサービスを使わない、また、福祉用具の購入など、1回だけの利用で済む方がその中には多いということでした。

資料①を御覧になってください。これは、香美市が行いました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の平成29年度版をコピーしたものですけども、それを見ますと、介護保険未利用の理由がずっとありますが、これは要支援、またはそれ未満の方が対象になると思いますけれども、気になりましたのでお聞きいたします。パーセンテージは低いものの、おしまいから5番目に「利用したいサービスが利用できない、身近にない」が2.2%ですけれどもあります。「サービスを受けたいが手続や利用方法が分からない」というのも6.3%となっております。

そこで質問①です。

「利用したいサービスが利用できない、身近にない」は、家事援助のことか、また、介護施設のことなのか、そして、利用方法が分からないと答えた方は、制度が始まって21年目になる介護保険そのものを知らないのか。ただ、知らない方も保険料は徴収されていると思いますので、放置できないと思います。この調査を受けましてどのような対応をされているのか、まずお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） おはようございます。お答えいたします。

新規の介護認定者には、認定結果とともに、介護保険のパンフレットと在宅サービスを受けるために必要となるケアプランを作成してくれる、近隣の居宅介護支援事業所や

地域包括支援センターの連絡先を記載した文書を送付しております。

また、介護サービスの利用について、手続や利用方法が分からない旨の相談があった場合、包括支援班高齢者相談窓口の専任職員が対応しております。利用したいサービスがないという場合についても、相談があればさきに述べました高齢者相談窓口の職員が、本人がどのようなことに困っているのか、必要となるサービスがどんなものなのか、代替となるサービスがないかなど、提案しながら介護サービスの利用につなげられるよう、対応しております。

また、第8期の計画に合わせて、介護保険のパンフレットをこのような冊子にさせていただいていますけれども（資料を示しながら説明）、これも新しく作っておりまして、この時期には民生委員さん等にも会を通じて説明を行うなどしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 窓口に相談に来られた方はしよいというか、どういう場面でこの制度を知らないことが分かるのか。これはアンケートでたまたま6.3%の方が利用方法が分からない、手続が分からないと答えられた方ですね。そうすると、そのほかにも相談先が分からないとか、どこへ行っているのか分からない、そういう制度があることそのものが全く知られていない。例えば入院をずっとしておいでたりとか、そういう方もいらっしゃるかもしれませんね。この窓口まで行かない方々は、例えば地域で民生委員が回ったりしたときとか、そのほかに何か方法がございますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 主には民生委員とか、やはり心配された近所の方ですね。また、議員の方々にもいろいろ情報を頂いたりしておりまして、できるだけそういう方については、その方は発信する力も弱いと考えられ、幾ら広報とかで啓発してもなかなか届かないという方もおいでだと思いますので、そのあたりは地域での情報を大事にしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

施設入所の待機者が延べで約280人いることが、さきの議会質問で明らかになりました。原則要介護3以上でないと入所対象から外れるということと、費用負担の問題、施設が足りないなどの問題があるかと思います。たくさんの要介護高齢者や御家族が、年金収入だけで賄える施設への入所を希望しております。特に、国民年金の方は費用面について悩んでおられます。年金からはみ出る部分を拠出できる家族がいる場合はまだいいのですが、そうでない方が多いと思います。以上述べてお伺いいたします。

②です。

施設入所待機者の考えられる解消策を、難しいかもしれませんがお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

大変難しい問題だと思います。施設入所待機者を解消していくことは、本当に私たちもできるだけ早く入れたらなと思っておりますが、それまでの間少しでも慣れ親しんだ地域で心身ともに安心して暮らすことができるように、また、介護者の介護負担軽減にもつながるようなケアプランの中で、工夫してやっていきたいとは考えております。

また、今後も待機者の状況については注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 多分施設が足りないことは、もう今現在起こっている状態を見ますと分かるんですが、仮に施設を立ち上げますと、今度は介護保険料に跳ね返ってくるというところで、なかなかジレンマの問題だと思いますけれども、ただ、やはり介護保険制度という制度の中で、保険料はもう皆さん受けても受けなくても結構な額をとられているのに、サービスの一つの施設入所が満たせていないという状態は、やっぱりこれは何らかの手当をしないといけないと思うんですね。なかなか難しい問題ではありますけれども、やっぱり費用面でいきますと高齢者もこれから増えていきますので、施設入所の待機者も増えていくことが考えられます。市町村の窓口ではどうにもならないことかもしれませんけれども、やはり国のほうで介護保険にかかる費用をもうちょっと増やしていただくことが、大本の一番の解決策かなと思いますけれども、担当者はどのようにお考えになりますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護保険そのものが国の制度で行われておるものですので、国で大きな施策を打っていただけると、それは私たちも助かると思います。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） さきの議会で施設入所の待機者が280人、延べにしても余りに多いなと思って、ちょっとどうしたらいいんだろうと思いながら質問させていただきました。

それでは、③の質問に移ります。

利用料負担が理由でサービスを抑制している要支援、要介護者がいますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 現時点では、利用料の負担を理由として、介護サービスの利用を抑制しているという事例は把握しておりませんが、ケアマネジャーが利用者の自立支援、重度化防止に必要なケアプランを作成していると思いますので、そのような声がありましたら、担当ケアマネジャーや地域包括支援センターのほうへ相談が上がっていると考えられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 資料①で御紹介しました、介護保険未利用の理由の中に、利用料を払うのが難しいという方が4.5%いらっしゃるんですね。ケアマネジャーの方が相談にも応じるということなんですが、利用料を払うのを難しいというのは、それが払えるように何かの援助をしないと解決しないと思うんです、ケアマネさんが相談に乗りましても。その資料①は平成29年度版の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ですが、令和2年度のニーズ調査では、利用料負担について聞いた設問そのものがありません。高齢者福祉計画では、高齢者の生活をどう支えていくのか、この経済面をどうするのかという面での調査や観点が弱いのではないかと思います。第8期高齢者福祉計画の基本理念には、今回初めて国際社会共通のSDGsの理念である、誰一人取り残さないというキーワードが掲げられております。SDGsの17ある目標の一番初めは貧困をなくそう、そして、3番目が全ての人に健康と福祉をです。SDGsを意識して利用料負担の軽減、または、支援の検討が必要ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 利用料の負担軽減につきましても、1割負担とか、いろいろ所得に応じて行われているものでありますので、なかなかそこは難しいと思いますが、貧困に対しての相談とかもありましたら、福祉事務所とか、関係各課と調整しながら、総合的に支援していけるように調整をとっていきたいと考えます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 介護保険制度の会計の中で考えるとなかなか難しいというのは分かります。ただ、6月定例会議で御紹介もしましたように、一般会計から介護保険特別会計に繰入れをする、または、別の高齢者福祉部門のほうで利用料負担の軽減をしている自治体が結構ありますので、なお、それも御参考に検討をしていただきたいと思います。

次に、④の質問に移ります。

1968年に日本で初めて全国レベルの介護実態調査が行われました。全国社会福祉協議会が実施をしております。その中で、70歳以上の寝たきり高齢者20万人を介護しているのは「嫁」が49%、1968年の調査ですので嫁という言葉が出てきておりますけども、そして、次に「配偶者」が25.6%、これは大部分が妻です。次いで3番目が「娘」で14.3%と9割以上が女性でした。その後、政府のゴールドプランなどを経まして、2000年に介護保険制度が始まり、介護する人の属性が変化しました。国民生活基礎調査によりますと、2019年は同居の主たる介護者は「妻」が25.9%、「娘」が16.1%、「息子」が14.9%となっています。介護の形態も同居が2001年には71.1%だったのが2019年には54.4%で、別居の家族等は

7.5%から13.6%に倍増しています。

そこでお聞きいたします。④です。

このように在宅介護の主たる担い手が女性だけでなく、夫や息子にシフトしてきています。また、別居する親の介護に通うなど、介護の形態も複雑、多様化してきております。現時点の本市の状況について、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 令和元年度の9月時点になりますけれども、要介護1から5の認定を受け、在宅で生活している方の世帯500件を対象に実施した在宅介護実態調査の結果によりますと、有効回答数421件のうち、主な介護者と本人との関係は、子が48.9%で最も多く、次いで配偶者が28.3%、子の配偶者が11.6%となっており、主介護者の性別については、男性が31.6%、女性が64.8%となっています。

また、同調査によると、回答数469件のうち、単身世帯が35.8%、夫婦のみの世帯が26.2%、その他の世帯が36.7%となっております。これを平成29年1月の調査と比較したところ、男性が増えてきているというお話もありましたが、大体男性が3年間で3%増ということ把握しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 主に担う介護者の様子が変わってきていると、9割が女性だったのが、こういうふうに変化してきております。それで、息子というのが多いんですね、しかも要介護者は単身、または、65歳以上の伴侶のいる二人世帯。そうすると、私が次の質問に掲げております家事援助サービスが非常に重要になってくると思います。

⑤でお聞きいたします。

介護保険には、同居家族がいれば炊事、掃除、洗濯などの家事援助サービスが利用できない原則がありますが、その制度設計には、今、課長も答弁されましたように無理が生じているのではないのでしょうか。

資料②を見てください。介護者の主な介護が、食事の準備や掃除、洗濯などの割合が7割から8割と高くなっております。一方、高齢者世帯の家族構成では、資料③を見てください。第8期高齢者福祉計画のコピーですが、今申しましたように、一人暮らしや二人暮らしの配偶者65歳以上の世帯が最も多くなっています。令和2年度の数字を拾いますと、その世帯が土佐山田町で5割強、香北町で6割強、物部町で7割強となっています。この世帯の方々への介護などの支援は、同居でない子が通い等で行っていることが考えられます。また、同居であっても、仕事を持ちながら介護を行っている場合があります。この援助があることによって、高齢者は在宅生活を続けていかれております。そういうふうに感じますが、いかがでしょうか。本市では、同居家族がいる場合の家事援助サービスの取扱いはどうなっておりますでしょうか。

以前に私、何年前ぐらいでしたか、商売をされているそこのお嫁さんから相談を受けて、ここの窓口に家事援助サービスをお願いしましたところ、別棟でありながら同居ということなのでそれはできないというふうに言われました。それで、商売をしているのでなかなか忙しくてしてやれないんだと、風呂掃除だけでもお願いできないかとお願いしましたが、家族がいる場合は家事援助は駄目ですと言われて断られております。要介護者が在宅にいる場合でも、その体の状態によって動く、ほかの掃除はできても風呂掃除がちょっときつくて無理というのはあると思うんです。そこだけでもお願いしたいということで来られたんです。

そこで、もう一つ資料④を御覧ください。２００６年の法改定に伴う家事援助サービスの運用厳格化に批判が高まり、是正が求められたため、厚生労働省老健局が生活援助等において、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的に可否を決定することがないようにとの通知を、２００７年、２００８年、２００９年と３度にわたって行っております。本市でも家事援助サービスについては柔軟な対応をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 同居家族がいる場合の訪問介護サービス生活援助等の取扱いにつきましては、議員が示していただきました、この厚生労働省老健局の通知があつて以来、柔軟にできてきているというのが大きなお答えにはなりますけれども、同居家族がいることのみを判断基準として、一律的にサービス利用の可否を決定するものではないという認識に立っております。同居家族が、例えば障害とか、疾病とか、その他やむを得ない事情により家事が困難な場合については、利用が可能となっております。やむを得ない事情については、個々の利用者の状況に応じてケアマネジャーから相談を受けて、具体的に今、判断してやっているところです。

○議長（利根健二君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） 通知以来は丁寧な対応をしていただいているということで、年度的に通知以前だったような気がします。もし今であれば、今、私が申しましたような事例は可能になるのでしょうか、家事援助サービスが。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 複雑な事例が多い中ですが、例えばお風呂の掃除ですと、家族の方の状況にはよりますが、家族の方が元気で、御自身もお風呂に入られるときにお風呂の掃除をされるというような場合には、お風呂掃除は該当しないと思います。

ただ、もし仕事が忙しいとか、日中独居で介護をされる方が御飯の準備ができない状態という場合は、御飯の準備が該当したり、また、御夫婦ともに高齢で大変体がちょっと弱いとかいう場合には、もちろん家事援助は入っておりますし、例えば一緒に住んでいまして関係性が悪いとかいうような状況でも、家事援助は入るようになっておりま

す。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 日中、同居でありましても商売をされていますので、朝早くから遅くまでいないんですね。分かりました。話をすれば丁寧に対応していただけるということで、これはぜひ広く周知していただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） まだひょっと誤解が残っている場合があるかもしれませんので、一つ一つの御家庭についてはケアマネジャーが確実にについておりますので、周知はもうそこからできるとは思いますが、なおまた、そういうところについては大きく周知もしていかなければとは考えます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の⑥の質問に移ります。

離れて暮らす父親の認知症の進行をきっかけに、1年の介護休暇をとって帰郷しました男性の例です。当初は、休業中に特別養護老人ホームを探して父親を入所させ、復職するつもりでしたが、すぐに施設も見つからず、56歳で離職を余儀なくされました。その後は収入を閉ざされ、貯金と父親の年金で暮らしています。その男性は、高齢者虐待防止法は分かるが、なぜ介護者虐待防止法がないのか。父の介護のために収入源を断たれ、24時間365日、介護拘束のような日々を過ごしている。これは介護する者への虐待ではないのかと語っています。

ほかにも、育児や仕事をしながら、同居の、または別居の家族の方が介護に通い、拘束される時間や介護にかかる出費で、介護が重荷になっている方が身近にたくさんいらっしゃいます。

そこでお聞きいたします。

介護離職、これは全国的には年間9万人から14万人という数字が出ておりますけれども、介護離職や介護虐待などを生まないために、自分と要介護者の生活全般を担う介護者らに対して支援策が必要ではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えになるかどうか分かりませんが、介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となったことを背景にできた制度であります。家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に創設されたということで、介護者の介護負担を軽減するためにも介護保険サービスがありますので、ぜひサービスを利用させていただいて、併せて先ほどの事例には該当しませんが、介護休業や介護給付金といった制度の活用も必要であると思います。

また、ケアマネジャーへの相談というのが一番いいのではないかと思います。お困

りの方は包括支援センターのほうにお越しいただいて、また具体的な相談に乗っていき
たいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長が言われましたように、介護の社会化といって始まっ
たんですね。今でも在宅へ、在宅へと戻ろうとしている感じが私はしますので、そうい
う制度なんだけれども、20年たってみたら介護離職、虐待、それから、言いたくない
言葉ですけど介護殺人のようなことが起こるようになりましたので、新たな問題意識を
持ってこの問題には対応していかないといけないと思うんです。介護離職や虐待に向か
う理由として、施設入所が困難とか、先ほど言いました家事援助サービスが同居してい
ると受けられない、それから、生活費や介護費用などの重い負担などが重複してあるの
ではないかなと思います。このうちの例えばどれか一つでも解決するのであれば、負担
感は随分違うと思います。先ほど課長から御答弁がありましたけど、介護給付金という
のはどのようにして受け取れますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） ちょっとそこは詳しく調べていないので、申
し訳ないです。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） なお、問題意識として持っていていただきたいと思います。
次に、⑦の質問に移ります。

6月定例会議で、介護保険料の算定を応能負担に限りなく近づけられるよう、算定区
分の細分化を求めました。検討はしていただいていますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 本市の介護保険料所得段階は、国が標準とし
て設定する所得段階を採用しております。介護保険料は、3年を1期とした介護保険事
業計画期間中の介護サービス給付費等の費用を見込み、必要な介護保険料を定めており
ます。次期の介護保険料を定めるのが令和6年からとなりますので、そこに向けて令和
5年度中にまた検討が始まるところですが、その際には保険料の上昇を抑制するために、
また所得段階の細分化について検討していきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、⑧の質問に移ります。

さきの定例会議で、介護保険の基金の取扱いに関する質問で、被保険者の負担軽減の
ため基金を繰り入れて対応するよう求めました。高齢者の負担が重いことは課長も認め
られ、基金を取り崩すことは十分あり得るとの御答弁でした。そして、県議会での地域
福祉部長の答弁も紹介して質問いたしました。課長答弁は3年ごとの見直しの際、不
用額を被保険者に返すべきは当然と答弁をされています。

そこでお聞きいたします。

県議会での地域福祉部長の答弁は、厚生労働省老健局介護保険課が各県での説明会のときに示した見解であります。それを見て、会計検査院のほうがこういうふうに指導したわけですが、次期計画時には全額繰り入れて保険料の軽減を求めます。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 令和２年度末の介護保険事業運営基金は１億７，０００万円ほどです。今期の介護保険料は、当該基金を３，３５０万円取り崩して歳入に繰り入れることで保険料の上昇を抑制しました。少なくとも今後１０年は介護サービスの給付費等は上昇する見込みです。今の実態ですけれども、第５期、第６期、第７期で今が第８期が始まったところですので、その第５期、第６期、第７期ごとに給付費は３億円ずつずっと上昇している状況ですけれども、保険料を上げないように基金を繰り入れてきたという経過がございます。仮に、第９期計画の際に基金全額を繰り入れて保険料を下げ、給付費が不足して財政安定化基金からの貸付けを受けた場合には、第１０期での保険料は大幅に上昇させることとなりますので、基金の繰り入れについては現状の保険料を維持できるように計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） ６月定例会議の質問では、これ以上の大幅な引上げはできないというふうに課長も認識をお持ちの上で、第８期は３，３５０万円取り崩してというふうな御答弁だったのは記憶しております。上がらなかったのはありがたいといえますか、ただ、それでも高いんですね。何とか介護保険料の引下げに、高齢者の負担を軽減することはできないかとの思いで質問をしているわけですが、なお、もう少し繰り入れることができれば、介護保険料を下げるために対策していただきたいと思います。もちろん高齢者が増えて介護料が増えたら介護保険料も上がっていくんだというのは、制度上のもう欠陥といいますか、宿命のようなものですが、そのことは介護保険被保険者にとってはやりようのない、誰でも高齢者になりますので、社会保険としての考え方をとるならば、やはり介護保険制度は、必要なときには誰でもいつでも使える、それから、費用負担も年金では全然足りないなんていうことがないような状況に、被保険者である市町村も何とか対策をしていっていただきたいと思ったところです。

それを述べまして、２点目の質問に移ります。

①です。

本市のワクチン接種事業は予約もスムーズに進み、報道にあるような混乱はありませんでした。また、集団接種をした高齢者からは、注射も好きじゃないし副反応も怖いけど、感染したら大変だと思って出かけたなら、会場では手際よく親切にしてもらったとした、ありがたかったという電話をわざわざ私の自宅にかけてくださった方がいらっ

しゃいます。その方は80代の一人暮らしの女性ですので、何かあったとき一人暮らしだし、どうしようという思いが強かったようです。私は、接種予約を最初に本市の場合は手紙でお知らせする方法をとったのがよかった、結果としてスムーズに進んだのではないかと思います。担当課だけでなく、多くの職員さんも休日出勤、残業続きで大変だったと思います。担当課として御苦勞された点や今後の課題があればお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

御質問にありましたように、ねぎらいやお褒めの言葉も多数頂いており、ありがたく思っております。一方で、予約方法、案内方法などについてはお叱りや御意見も頂きました。担当課としましても、今までに経験したことのない緊急かつ大変重要な事業ですので、暗中模索の状態の中、進めてまいりました。

苦勞した点につきましては、医師や看護師など接種に当たるスタッフの確保、接種計画の策定と被接種者に対する案内方法や予約方法などの仕組みづくり、接種に必要な物品の準備と接種会場の運営、ワクチンの適切な管理、個別接種への対応など様々です。先ほど質問にもありましたように、特に被接種者に対する案内とか、接種人数とワクチンの調整、キャンセルや変更への対応などには苦勞しておりました。

それから、今後の課題としましては、想定される次の接種に向けた体制づくりと、経験、ノウハウの引継ぎ、そして、利便性の高い接種会場の確保等が挙げられると思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） マンパワーは足りておりますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） 接種に当たる医師とか看護師につきましては、医師会とか看護協会、それから、高知大学にも協力いただきまして人数は足りております。その他スタッフにつきましても、担当課ほか、各課からも応援いただいて賄っておりまして足りておる状態です。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、②の質問に移ります。

デジタル関連法が成立し、行政事務もデジタル化に向けて加速しています。デジタル法の中身に関する質問はまた次の機会にいたしますが、多くの自治体のワクチン接種事務、また、それ以外のコロナ関連の持続化給付金事業の事務などを見ていると、あれでよかったと言えるのか。パソコンの画面上だけでしか可否が分からず、延々とメールでやり取りしなければならない、どこを直せばいいのかも言ってもらえない。もともとウェブ予約が何か分からない高齢者にとっては、門前払いされているのと同じ状態では

なかったでしょうか。

そこでお聞きします。

これからの時代、デジタルの必要性は否定しませんが、今回の本市のワクチン接種事務は非効率に見えて結果的には早く進み、市民の方にも喜ばれました。このような市民がアクセスしやすい窓口を置くことは重要なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

ワクチン接種に関して言いますと、65歳以上は全てアナログといいますか、接種日時と場所をこちらで指定させていただいてのやり取りで進めてまいりました。手間はかかりますが、案内の方法としてはよかったと感じております。

また、ショッピングやチケット予約などでインターネットに慣れている65歳未満の方につきましては、ウェブでの予約枠とコールセンターでの予約枠を準備して対応させていただいておりますが、その配分も含めてうまくいっていると感じております。

行政事務のデジタル化、オンライン化が進んでも、市民がアクセスしやすい窓口の設置や問合せ、相談にすぐ応じられるような体制は必要だと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 端末が未整備の地域といいますか、世帯もあろうかと思いますが、デジタル化も今課長が言われたように、社会整備が整っていくのを見ながら、急がずに丁寧に進めていく必要があるかなと思いました。

それでは、次に3点目の質問に移ります。ケアラー支援についてです。ヤングケアラーだけではなく、それ以外の介護する方々への支援が必要ということでお聞きいたします。

18歳未満の子供が親や祖父母を介護する、ヤングケアラーの存在が社会問題として捉えられるようになりました。厚生労働省のインターネットでのアンケート調査では、中学生のおよそ17人に1人、高校生の24人に1人が該当するとされています。調査や識者からのヒアリングの上、子供たちの悩み相談、環境の整備、SNSで匿名参加できるサロンの整備や家事、育児支援、介護サービスなどの支援策がまとめられております。

日本ケアラー連盟では、18歳以上になると児童福祉法から外れ、急に社会的支援が乏しくなるため、ヤングケアラーとは区別して、18歳以上からおおむね30代までの支援の必要なケアラーを若者ケアラーと呼んでいます。

一方で、老老介護や重度の障害者をケアする家族の負担も深刻です。以上述べてお聞きします。

①です。

市内の中学校、高校で調査をし、ヤングケアラー当事者の思いと実態をつかむ必要が

あるのではないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

18歳未満のヤングケアラーにつきましては、福祉、介護、医療、教育など様々な分野が連携し、早期に発見した上で支援を行うことが重要とされておりますが、本市におきましては、これまで該当する対応事例がなく、実態は不明となっております。

調査を実施する場合には、結果をどのように活用するのか、本人からの自発的な相談に対応するのか、アウトリーチ支援を行うのかなど、支援体制の在り方を含めてその方法を選択する必要がある、十分な議論が欠かせないものと考えます。

先行自治体における実践例の情報収集に努めるとともに、教育委員会、学校とも連携し、どのような方法であれば可能であるのか、検討したいと考えます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 検討していただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。調査はこちらからかけないとなかなか分からないんですね。なぜかといいますと、国の実態調査では、ケアラーの6割以上の子供が誰にも相談したことがない。それで、孤立しております。その中には、家族に対して偏見を持たれたくない、自分はそんなにかわいそうじゃないとか、そんな思いもあったりするんですね。哀れみの対象として見られたくない、こういう複雑な思いを持ちながら大変な毎日を送っていますが、同時に、一方ではケアラーの子供時代を振り返って、自分の時間がなくてつらかった、誰かに声をかけてほしかった、こういうふうな意見を寄せています。

所長が言われましたように、行政からのアウトリーチが必要なんですね。その一環として調査が行われるところが増えております。今、コロナ感染症の広がりですらに孤立しているおそれがあります。ヤングケアラーの複雑な心情に寄り添った調査、対応をお願いします。

埼玉県では、それぞれ子供たちの持っている端末にアクセスして、それであると自分の名前も分からないというか、情報が得られるということで、そういう方法もあろうかと思しますので、なおその点をお願いしたいと思います。

学校関係ですが、調査ということになりますと、教育委員会のほうで何か考えていただけることがありますか。例えば校長先生からとか、いろんな貧困とか重なっている場合が多いですので、大変な状況のお子さんってふだんから気にかけて、声をかけてくださったり多分していると思うんですね。それで、学校の先生方からどうかというふうな、それから、スクールソーシャルワーカーもいらっしゃいますので、その相談の中で、ひょっとヤングケアラーではないのだろうかというふうな視点でもって相談に応じていただくとか、そういうことは学校のほうでできますでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

現在、学校におきましては、今、大岸議員のお話にございましたように、気になる子供への対応として、学校だけではなく、ふれんどる一むでございますとか、様々な視点で個別の対応を行っておるという状況がございます。

現状の中では、先ほどもございましたように、ヤングケアラーではないかと思われるような実態についての報告は上がってきておりません。けれども、そうではないだろうかということにつきましては、今後もしっかり注視をしていかなければならない大切な事案だと考えております。私どもが、今、この子には支援が必要だと思って一生懸命関わらせていただいておりますけれども、そうじゃない、もしかしたらそこから漏れているという場合も考えられますので、各学校の校長等とも協力しながら、しっかり見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 深刻化しておりますけれど、潜在化もしているということで、まず実態をつかんで対応することが大事だと思いますので、なお調査をお願いしたいと思います。

次に、②の質問です。

一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事の児玉真美さんのエッセイが、地元紙でも連載がありました。御覧になった方もいらっしゃるかもしれません。児玉さんには34歳になる重度の障害を持つ娘の海さんがいらっしゃいます。大学で専任講師をしていた児玉さんは、障害のある子の親になった途端、周囲から障害児を持つ親とはという上から目線で励まされたり、アドバイスをされたりすることに釈然としない思いでいました。仕事との両立で余りに苦勞するので、行政の窓口に思い切って電話で相談すると、子供に障害があったら普通はみんなお母さんが面倒を見ているよと言われ、勇気を出してSOSを出したのに叱られてしまった、こんな体験が何と多かったことかと述懐しています。児玉さんは娘さんが2歳のとき、天職と定めていた英語教師を辞め、介護に専念せざるを得ませんでした。日本では障害のある我が子を母親がケアするのは当然という社会通念がまだ強く、親ケアラーの存在は見えにくいと感じています。

英国ではケアラーを一個の個人として認め、ケアラー支援の国家戦略が打ち出されております。2008年の戦略では、ケアラーを「被介護者を最もよく知るエキスパート・ケア・パートナー」と認めて、「ケアラー自身のニーズに対して支援が受けられる」「介護に従事していない人と同じように自分の生活を営むことができる」となっているそうです。また、オーストラリアでは介護週間があり、ケアラーたちに寄り添っております。社会全体が重度の障害を持つ人のケアを担う家族に対して、このような理解や共感があれば、当事者の気持ちと負担感は随分軽くなるのではないのでしょうか。長くなりましたが、以上を述べてお聞きします。

②です。

重度の障害のある子供を持つ母親は、周囲の理解と支援を必要としています。孤立を防ぐ手だてをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

重度障害児につきましては、各種サービスの利用に際しまして、相談支援事業所でのニーズ調査を通じて計画作成が行われることから、悩み事も含め、相談機会は確保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 例えば、母親がデイサービスとかショートステイとかに行くと、その間は体が休まるというのがありますけれども、介護者の思いにちょっと光を当てて対策していくことは、その方が一人の個人として、後で出てきますけど、健康で文化的な生活を営むことができるように、そこまでいかないとなかなかケアラー支援にはつながらないと思うんですね。

今は制度の中でやっておるということで、次に③の質問に移ります。

①と②で述べましたように、介護保険でいうところの介護だけではなくて、ヤングケアラー、若者ケアラー、重度障害者のケアラーの方々の存在に、社会の目が今やっと向けられるように日本でもなりました。法や制度が届かない部分を自分が壊れかけても担い続けるケアラーは、コロナ禍でショートステイが断られるなど、睡眠時間が全くとれないという例を私は最近身近にお聞きしております。追い詰められている状態なんですね。何らかの支援、アウトリーチが必要ではないかと思います。

そこで、先ほど紹介しました埼玉県では、議員立法でヤングケアラーを含むケアラー支援条例を制定しております。

ちょっと御紹介しますと、ヤングケアラーだけではなくて、切り口はそこですけども、「ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行わなければならない。」が基本理念であります。それから、「ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わなければならない。」というふうに、考えられる全てのケアラーに照準を合わせてできています。ほかの北海道の栗山町とか、三重県のほうでも大体こういうふうになっております。北海道の栗山町、三重県の名張市でも、今年の6月定例会において全会一致で同条例が可決されました。埼玉県では、先ほども言ったかもしれませんが、議員立法でこの条例をつくっています。

そこでお聞きします。③です。

本市でも実態を調査し条例を制定できないか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

御紹介いただきました、栗山町ケアラー支援条例は、平成22年9月を初回といたしまして、通算3回を数える実態調査や社会福祉協議会との連携による10年に及ぶケアラー支援活動など、令和3年4月1日の条例施行までに12年を要したものと聞いております。

本市におきましては、まず先進事例の情報収集に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひ検討していただきたいと思います。12年かかってここにきたんですね。これから12年かかるということではないと思うんです、もうここまでできていますので。本当に毎日苦しい思いをされているケアラーの皆さんが、少しでも周りの理解と共感を得て、生きやすい生活が送れるような状態になってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、4点目の質問に移ります。加齢性難聴者の補聴器購入に市の補助を求める質問です。

まず、①です。

補聴器購入助成事業を行う自治体が増えております。今年7月の時点で補聴器購入の助成制度を実施している自治体は、全国で35市町村に上ります。住民税非課税世帯で65歳以上が対象とか、自治体ごとに一定の所得要件などもありますけれども、実施をしたところでは、年金生活の高齢者に光が見えた、少額でもうれしいなどの反響が広がっています。

本市にも、補聴器が欲しいけど高くてなかなか手が出ん、聞こえんき外へ行きとうないという声をお聞きいたします。市民の声を受けて3度目の質問であります。市は補聴器助成事業の政策的意義、行政効果をどのように捉えられるのでしょうか、まずお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

難聴の補聴器購入助成事業ということですが、難聴の補正を行うことによる認知症予防の効果については、WHOの認知症予防ガイドラインによりますと、まだエビデンスが不十分となっております。このため、補聴器の補助については、現段階では積極的に政策として実施することは難しいと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これを仮にやっただけの場合の効果とか、それはどのようにお考えになりますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 補聴器を助成するという事業以外に、やはり難聴については大変いろいろ課題がある状況になりますので、補聴器をつけただけではなかなか効果が薄いということがWHOのほうで言われています。ただ、難聴への介入は必要だと考えておりますので、そちらのほうに力を入れるべきではないかと思います。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 難聴への介入をぜひ進めていっていただきたい。それで、助成事業につなげていただきたいという私の質問ですけれども、エビデンスの話もありましたので、②の質問に移ります。

2015年に政府は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）で、喫煙や高血圧症、糖尿病などとともに、難聴が認知症発症に影響を及ぼすことを発表いたしました。

新潟県では、日本耳鼻咽喉学会新潟県地方本部会が、認知症予防策として補聴器購入助成制度の創設を県や市町村に呼びかけてきたこと、また、住民からの運動などもありまして、5市町村で実施されています。補聴器ってすごく高価なものですが、助成の額って多いところで4万円ぐらい、少ないところでは1万5,000円とか、2万円とか、そういうところが多いようです。補聴器全額をとということではないので、もうちょっと検討しやすいのではないかと思いますのですが、香美市第8期高齢者福祉計画の52ページに、認知症対策の推進に当たっては、令和元年6月に厚生労働省より発表された認知症施策推進大綱に沿って、認知症の発症を遅らせ、ちょっと中略しますが、最後は、共生と予防を車の両輪として施策を推進するとあります。介護保険の調査で介護をされている方の一番の不安は、認知症対応というのも多かったと思います。それで、予防が大変大事だと思います。

そこでお聞きします。②です。

認知症予防のため、補聴器の助成実施ができる方法の検討、研究をお願いできないか、再度お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 新オレンジプランでは、議員のおっしゃっており、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等を認知症発症の危険因子としております。運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、市民活動など、日常生活における取組が認知機能低下の予防につながるとしています。

補聴器が認知症予防につながるというエビデンスは不十分とされていますが、話が聞き取りにくいために集い等への参加を遠慮される例も確かにあります。人の聴力は加齢により40歳前後から弱まり始めると言われております。御本人や周囲の方が聞こえにくいのではないかと感じたら、耳鼻咽喉科のほうに相談、診察を早めに受けることを啓発していくことが大切と考えます。

また、市のほうでも国の研究等の動向とかにも注視しながら、どのような対応ができ

るか、考えていきたいとは思っています。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、課長が答弁されましたように、聴力検査を促すこともしていただけたらと思うんですが。

③です。

40代から聞こえの低下が始まるそうですが、気づいていない方もおられます。高齢になったら、自分がどの程度の聴力なのかを知っておくことは、災害情報のキャッチ、外を歩いていても車が近づいてくる音などを聞き分けてよける。こういう一人暮らしの場合、安全に暮らす上で聴力があるということは大変重要なことではないかと思います。高齢者福祉の様々な計画の中に、市での聴力検査を加えることはできないでしょうか。これはできないということで一度答弁をいただいておりますけれども、例えば専門の機器が要りますので、耳鼻科でないとできないんですけれど、その検査費用について補助を出すとか、今、言われたように、聴力検査を促すといったことの対応を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 現状をお話ししますと、やはり独自の聴力検査につきましては、検査費用の財政負担や検査機器、それから、医師会との調整など、いろいろ多くの課題がございますので考えておりません。また、特定健診のほうでも、生活習慣病の発症予防を目的としているため、今のところ聴力検査が含まれていません。それから、後期高齢健診でも検査の予定はないというふうにお聞きしております。

ただ、加齢性難聴は本人が自覚しにくいことが多いので、コミュニケーションに不自由さが生じやすい、また、社会的孤立など、問題が多くありますので、そのための注意喚起とか、必要な方には受診勧奨を進めていくように、まずは努めていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の5点目の質問に移ります。虐待・DV問題に関してです。

通報があっても虐待防止に至らず、子供の生命が失われる痛ましい事例が度々報道されます。同居の親以外の家族や親族からの虐待など、凄惨な事件も後を絶たず、深刻化しています。また、コロナ禍でDVの増加とともに、女性の自殺率も増えています。家庭という人の目から遮断された私的領域で、親から子へ、または、夫から妻へ、逆もありますけれども、一方的に繰り返し行われる暴力は、引き離さないと断ち切れません。エスカレートして命を失う場合もあります。

こんなことはもう終わりにしたい、何とか方法はないだろうかと思って質問に掲げております。虐待の通報や被害当事者から申告があった場合、関係機関がどのような手順で対応していくのか、現在の法整備、接近禁止命令とかいろいろあるのですけれども、

何か変わってきた点もあったりするのかな、法整備と市の対応をお聞きいたします。

まず、①です。

虐待が通報等で判明したとき、被害当事者の心身の安全をどう確保し、保護に至った場合のその後の対応はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

児童虐待への対応におきましては、福祉事務所が通告受理後48時間以内の目視安全確認と保護者面接を行い、緊急分離の要否を判断いたします。その結果、子供が緊急度・重症度の高い状態にあるケースや、子供の所在が確認できないケースである場合は、児童相談所に事案送致し、児童相談所が一時保護・指導措置・施設等処置を実施することとなります。

DV対応では、福祉事務所が避難の緊急度が高いと判断した場合、女性相談支援センターに事前協議を行い、一時保護所での保護の可否を女性相談支援センターが決定します。保護期間中、女性相談支援センターでは被害者の生活自立のための情報提供や、保護命令に関する手続、カウンセリング等の支援を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 家庭への介入を判断するのは児童相談所ということになり、福祉事務所では相談して決定していただくというふうになりますか。

それでは、次に②です。

コロナ禍で、DVが増えているとお聞きします。一家庭内で児童虐待とDVが同時にある場合もあるかと思いますが、市がつかんでいるDVの件数と対応をお聞きします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉事務所で受け付けたDV相談は、令和元年度3件、令和2年度4件で、令和3年度は9月1日現在で4件でございます。

その対応累計といたしましては、警察への相談引継ぎが2件、面前DVによる児童相談所への通告が3件、関係者の疾患への対応が2件、生活保護申請への引継ぎが1件、要保護児童として管理が1件、他市町村からの相談事例が2件。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 一時保護された方がその後どういうふうになっていっているか、状態はつかんでおられますか。一度家庭から引き離されて、施設なりに行って、それからまた家庭に返されるとかいうふうな事例がありますか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

D V 対応におきまして、一時保護後の実態につきましては、残念ながら福祉事務所のほうではその状況につきまして把握していないところでございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうしたら、次に③の質問に移ります。

少し長くなりますけれども、質問の意図を分かっていただくために紹介させていただきます。

臨床心理士の信田さよ子さんは、原宿カウンセリングセンター初代所長としてたくさんD Vや虐待、アルコール依存症、摂食障害などの被害者、加害者の相談に乗ってきました。家族関係に関する著書も多数出版しています。

信田氏は積み重ねてきた体験から、家族は無法地帯と述べております。著書の中で信田氏は二十歳そこそこの若い夫婦の間に生まれた赤ん坊を、妻がキャバクラに働きにいつている間に泣き止まないで夫が殴って殺した事例を紹介しています。この若い夫婦は、親からの虐待やネグレクトを受けて育ち、貧しい家庭に自分の居場所がなかったという共通点がありました。夫は切れやすく、すぐ妻を殴り、妻は夫から見捨てられるのが怖くてそのままにしていました。この二人が幼児期、少なくとも親の暴力などを受けず、多くの子供たちと同じように普通に子供期を過ごしていたら、こんな帰結にはならなかったと思います。また、自分の受けた暴力を理不尽な目に遭っていると思えなかった妻、警察に通報され、男の俺が妻に代わって育児をしてやっているのに、泣き止まなかったからしつけをした、俺は被害者と言わんばかりの夫。殴る、蹴るなどは家の外の路上でなら傷害罪として逮捕されますが、家庭の中では当事者間の問題とされます。そのためたくさんの社会資源がこぼれ落ちてしまっております。

以上、述べてお聞きします。③です。

暴力の連鎖を断ち切り、虐待やD Vなどの再発防止のためには、幼児期からのジェンダー教育、学校教育は大事ではないでしょうか。物事への対処の仕方、また、暴力によらない解決方法、人としての情操は学びの中で育つと思います。

また、家庭内暴力は貧困がベースになっている場合も多くあります。貧困の解消も不可欠だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

経済的困窮を抱えている家庭の保護者に関しましては、暴力等を受けた経験、配偶者との離別や死別の経験、障害や疾病、就業の状況、学歴等、様々な困難を同時に、重層的に抱えている可能性があります。特に、独り親世帯の保護者につきましては、D V、精神疾患、就業と子育ての両立の負担、ネグレクトや子供の養育が不十分になりがちであるなど、子供の育ちに影響を及ぼす様々な困難や社会的な不利を抱えるリスクが高いことが指摘されております。

対策といたしましては、社会福祉協議会に委託・実施をしております、生活困窮者自

立支援事業を通じまして、相談や対応と適切な支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 大岸議員の御質問に、乳幼児期の施設、学校教育の担当課でありますので、お答えさせていただきます。

虐待やDVの再発防止や負の連鎖を断ち切るためには、乳幼児期の子供をお預かりしている保育園等において、ジェンダーの視点も含め、人権研修やその他の研修を通じて保育士のスキルアップに努め、園児一人一人の個性を大切にしながら、保護者への支援もしていくことが必要であると考えています。

また、人を大切にする人権教育を推進するためには、自分の人権を守るとともに、他者の人権を守ること大切であるとされております。さらに、他者を大切に思い、協働で学びを深めていくためには基礎学力を身につけることも重要であります。学校教育では、児童・生徒の発達段階に即して、各教科や人権教育、道徳教育等を中心にしながら、学校教育全般における人を大切にする教育により、虐待やDVの防止に努めております。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 他者を大切に、とても大事なことですけども、口で言われただけでは、自分が他者から大切にされていなかったら恐らく分からないと思います。自分の体験として、周りから大事にされている、認められているという実感があって初めて、他者も大切にできるのではないかと思いますので、そういう意味では本当に貧困の解決、これも行政課題としてまた別の機会に質問もしたいと思いますが、行政課題として持っていかなければならないことではないかと思っております。

このDVとか虐待、それから、介護もそうですけど、家庭の中で起こっている問題が、なかなか虐待にしましてもどこで介入するのかが非常に難しい。こういうことがあるのではないかと思います。その信田さよ子さんの著書ですけども、明治31年施行の明治民法の「法は家庭に入らず」の精神が、戦後の民法にもそのまま引き継がれている。明治民法がそのまま引き継がれているのは、国保の問題でいつも私が質問します世帯主なんかにも引き継がれていると思うのですけれども、この明治民法の精神は、家族は愛情によって結ばれるのであり、そこに法的規制など必要ないという観点に立脚しているからそうになっているんですけど、それがもしベースになっているとしたら、家庭内で起こる暴力はますます潜在化して、今、言いましたけど、子供というのは将来どんなに社会で役に立つかもしれない、それから、女性ももちろんほかの方もそうですけれども、大人になって社会の中で社会貢献をして、自分も自己実現をしてやっていく。一人一人が幸せに暮らすことって、大きな社会資源、経済問題にもつながると思いますので、社会資源がこぼれていかないようにという観点で、ぜひ対応とか、対策をしてもらいたいと

思います。

それで、家庭の問題だけに押し込めない、DVも虐待もそれがとても必要だと思います。所長、いかがですか、家庭に押し込めておかない、介入をどのタイミングでするかとか、どういうふうにお感じになりますか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

どのようなタイミングで家庭に介入していくか、これは初動対応でありながら、終着点に行き着くような、非常に重たいテーマであろうと思います。児童虐待防止、DV防止の業務を預かる部署といたしましては、まずはやはり被害者の生命、身体の安全確保を最優先に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 虐待の場合、児相などに一時保護されて、それでまた一定様子を見ていて家庭に帰されることがありますね。最初は落ち着いていても、また再びやっぱり暴力に、子供たちは暴力を受ける家庭に学校から戻らなければならない。毎日、毎日そんな状態で、家庭への介入とともに、一時保護をした後どうするかが物すごく大事だと思いますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、6点目の最後の質問に移ります。

まず、①からです。

医療制度改定一括法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）により、国民健康保険は、県が運営方針に保険料の平準化と公費の独自繰入れを禁止する財政均衡に向けた取組を明記しなければならなくなりました。現時点で本市では県の方針をどのように検討しているか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 保険料水準の統一に向けた検討は、県全体で議論していくことであり、今年3月定例会議で答弁したとおりでございます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そのときと変わっていないと、県全体で進捗していつていくということですね。確かあのときに、まだ保険料、国保税はこれからも上がっていくでしょうという課長の御答弁がありましたけれども、それも変わりないですか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 保険料のほうは、統一されたとしても医療給付のほうが上がっていく、それから、国からの補填等が今と変わらないような状況であれば、統一後も上がっていくものと思われます。もう一つ、被保険者も減っていきますので、一人頭の負担も大きくなっていくと思われます。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○ 1 4 番（大岸眞弓君） 県一元化の厚生労働省の狙いは、公費を減らして被保険者の保険料を増やすということです。そういう方向でいっているのかなと思いますけれども、県一本化以前の時には、少なくとも市で医療給付費とか、年齢構成とか、高齢化率とかいうのを勘案して保険料を決めることができていたけれど、これからはもう県全体での判断になっていくと。それに合わせてやっぱりやっていけますか。何か自治体の、いや、うちは医療予防をこれだけ頑張っているんだから、そこは反映をしてくれとか、これ以上の負担はなかなか大変なんだとかいうふうなことを、市の担当者から県のほうに提言するような機会がありますか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 令和5年6月までに、保険料水準統一の内容をどのようにするか検討していくのであって、その検討の場でどのような内容、統一といってもどの水準にしていくかを検討していきますので、その中で意見を述べることは可能です。

県統一といいますのも、例えば小さな、香美市も大きくはございませんけれども、香美市よりもっと小さな保険者としましては、医療給付が一気に跳ね上がったりと、少ない被保険者がそれを賄わなければならない。そういったことを防ぐというような意味もあって、県全体でそれを支えていくという方向になっていきますので、その面からいくと、香美市の事情だけをぶつけるということはせずに、県全体として国保をどのように運営、継続、維持させていくかというところを検討していかなければならないと考えております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○ 1 4 番（大岸眞弓君） 国保税を決めるのに、以前は市町村で決めておりました。今、課長の御答弁をお聞きしますと、県全体の医療給付費を賄っていくために香美市民も県全体で責任を負うとか、何かそんなふうにししか聞こえないんですけれども、本当にひどいなと思います。負担がこの間、物すごく増えておりますので。

それでは、次の②の質問です。

国保税のコロナ特例減免の令和2年、令和3年の申請者数と受理件数、また、その内訳をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免について、令和2年度に申請のあった令和元年度分の件数は34件、令和2年度分が40件、9月1日現在における令和3年度の申請件数は10件です。なお、書類等に不備があったケースは、修正され、全て受理しております。

それと、この申請決定の内訳でございますが、令和元年度分が34件中31件が承認され、3件が不承認でした。また、令和2年度分は40件中38件が承認され、2件が不承認でした。令和3年度は10件中9件が承認で、1件が不承認でありました。

以上です。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 不承認の理由を聞いてよろしいですか。前回でしたか、3月定例会議でしたか、主たる生計維持者と世帯主の捉え方について違いがあって、決定に至らなかったという理由はお聞きしております。その不承認の理由が、そのほかにもありましたらお聞きします。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 理由としましては、世帯主の前年の所得が1,000万円を超えたケース、それと所得更正をして該当する納期自体がなくなったケース、これは令和元年の話でございます。それと、前年収入がなかったため収入減少額が10分の3以上とならないケースになります。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その御答弁を受けまして、③の最後の質問です。

不承認の理由をお聞きいたしました。それで、先ほど言いました、特例減免の取扱い事務につきまして、主たる生計維持者と世帯主の捉え方なんですが、厚生労働省の通知は減免対象を主たる生計維持者、そのほかに何も書いておりません。令和2年の所得合計が1,000万円以下も要件にありましたので、今その不承認の理由になったとおります。

聞きましたら、本市では主たる生計維持者を世帯主と限定して、減免が受けられない世帯が出ておりました。南国市や香南市、高知市に問合せをすると、世帯主でも世帯員でも、実態に合わせて世帯員も制約なく減免対象となっています。それで国から交付金が下りなかったとかいう事例はありません。コロナ禍の緊急支援策、減免ができています。コロナ感染症の影響はいつ収束するかまだ分かりません。国保税の大幅値上げに続くコロナ禍での減収に、先が見えないと頭を抱えている事業者がたくさんいらっしゃいます。香美市として厚生労働省の通知どおり解釈した運用を再度求めます。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 議員のおっしゃいます通知は、令和3年6月2日付の厚生労働省国民健康保険課と総務省市町村税課が出した事務連絡のことではなかろうかと思われます。その事務連絡に係るキュー・アンド・エーが6月11日に出されており、主たる生計維持者とは、その者の属する世帯の世帯主を指すとありますので、香美市は通知どおりの運用をしております。

なお、交付金が下りないというのではなく、下りた後に返還を求められる可能性があるということを、さきの3月定例会議でもお答えさせていただいております。

○議長（利根健二君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その通知が来直して、主たる生計維持者が世帯主のことであると明文化しているわけですか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） そのとおりです。令和２年度も同じように交付基準を示した通知があつて、その後に事務連絡として、キュー・アンド・エーで先ほどと同じような解釈が示されております。

○議長（利根健二君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） その時点のコロナ対策での緊急支援策ですので、主たる生計維持者が世帯主と限定されるのは、私は大変おかしいんじゃないかと思います。香美市で不受理といいますか、支援が受けられなかった方は、夫が年金で、妻が介護施設へパートで行っていて、コロナでその仕事がなくなったと。それで、妻のほう給料が高かった場合は、主たる生計維持者は妻になると思います。ほかの自治体では、そういう取扱いで減免が受けられておりますので、この違いは私は大きいと思います。自治体の担当者がどうやってできるだけ多くの困っている方を救おうかと考えたときに、いや、主たる生計維持者は今は妻のほうなので、これでやりましょうというような判断ができないのか、それを聞いているわけです。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） ３月にもお答えした内容と重なります。まず、国のほうからは、主たる生計維持者が世帯主でなかった場合は世帯主の変更をせよと、キュー・アンド・エーで示されております。

それと、ほかの自治体がするといっても、香美市としては国の交付基準どおりに減免するということを打ち出しておりますので、交付金自体はすぐ申請すれば下りてきます。下りてきますが、下りてきた後、会計検査等にかかりますと、これが国が出した通知どおりの運用がされているかどうかの審査をされます。その際に、受けた交付金を返還しなければならない事態が生じてきます。そういったことも考えて、国の通知どおりの運用をしております。

○議長（利根健二君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） 会計検査というのは毎年ありますか、そういう事務について。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 毎年あるわけではありませんし、内容もどういったものを検査されるかというのは都度、都度変わりますので、必ずしもあるとは限りません。

○議長（利根健二君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） 思いますのは、やっぱり今コロナ禍で何とか皆さんがこれを取り切ろうとしている。固定費なんかも少なくなると、収入がなくなったら助かるんですね。コロナ対策のお金を使って減免してもらいたいという思いで来られる方々に対して、やっぱりコロナ禍であるからできるだけ申請をして、救っていかうという立場にぜひ立ってもらいたかったと思います。

話は全く変わりますけれども、高知工科大学の学生支援のお手伝いにちょっと関わっ

てしたりしているのですが、先日、高知工科大学の担当者の方と学生支援を行っているメンバーとで懇談会を行いました。その中で、地域の方にこういう食料支援をやっているのは非常にありがたいという言葉とともに、学生向けの支援制度があるわけですが、大学のほうではできるだけ多くの学生がこれを受けられるように事務をやりましたと。それで、申請者全てが、まだ足りないけれども、このお金を一時的にも受けることができたというふうな報告を聞いて、ちょっと、ああ、大学でもいろいろやってくださっているんだと思ってうれしかったのを覚えておりますけれども、ぜひそのような立場でこれからも事務を行っていただきたいと申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（利根健二君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

午前１０時５０分まで休憩いたします。

（午前１０時３７分 休憩）

（午前１０時４９分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） ４番、香美市をよくする会の依光美代子でございます。通告に従って、４項目について質問をさせていただきます。

最初に、高齢者の健康についてお伺いいたします。このコロナが続く中、高齢者の様子がちょっと変わってきていることを心配して質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年より続き、収束する気配もありません。今年度に入り、高知県内では８月より急拡大が続いておりました。やっと９月１日より感染者の数は減少傾向にありますが、まだまだ予断を許さない状況と思います。

住民は、昨年より感染予防のため３密を避け、外出自粛を強いられています。高齢者にとってこのように自粛生活が長引くと、人との接触も少なくなり、話をする機会や外出が減り、家の中でじっとすることが多くなりました。じっとするので足腰が弱るなど、身体機能が低下し、足腰が弱るから動くことが大層になる悪循環を繰り返し、体調不良となっている現状があります。

また、認知症の方たちは、軽度であった方がこの２年間の外出制限により、人との接触が少なくなり、閉じ籠もって症状が一段と進むという状況もあります。地域の方などが私のところへ、独居の高齢者が変化している様子を知らせてくれます。美代子さん、早うちょっと来て、最近誰やらさんが何かおかしいがよ、早う見に来てと声がかかることもあります。

医療機関の先生からは、今年に入り、急に血圧や血糖値の高い高齢者が増えている。これもやっぱりコロナ感染の外出自粛生活が長引くことが、大いに関係してるのではな

いかというお話を聞きました。高齢者からもこのコロナ感染拡大による外出自粛で、体調不良や身体や認知機能の低下の声も聞きます。

①でお聞きいたします。

現在の高齢者の現状をどのように受け止めておられますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、外出自粛による運動不足や他者との交流機会の減少などが、高齢者の心身の健康に影響を及ぼしかねない、心配される状況と認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 本当にそうですね。先日も、高知新聞の記者から県下の状況、昨年と今年と続いているから、高齢者の様子を聞かせてくださいということで、非常に心配しておられました。それで、いろんな地域へも入って聞くと、コロナが感染拡大することで高齢者教室が、前回は12月定例会議でしたか、そのときは介護予防教室も続いているから心配ないような状況でした。確かに地域のいきいき教室は開催されてやりゆうというところもあるけれど、今回も8月で拡大して心配だから休むところがまたちょっと増えている。今年の初めだったか、少し増え出したときに休んだけれど、そうするとやっぱり地域の人が、話もできんしいかんね、体使わんかったらもう何かぼけがますます進みそうということで、ある地域では、月に1回だったけれど2回に増やそうやという地域があったと、その取材に来られた方にお聞きしたんです。地域にまだその力があれば、そうやって頑張って私たちが何とかと、やってくださる地域もあるけれど、そうではない、やりたくても何をどうしていいか分からんという心配な状況があると思うがです。やはり行政として何らかの手だてが必要ではないかと思いますが、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 新型コロナウイルスに関する正しい知識の伝達、また、ワクチン接種を推進し、安心して日常生活が送れるというのが基本にありますけれども、コロナ禍において、広報とか新聞折り込み、パンフレット、動画配信、それから、DVDなどの媒体を用いて、介護予防の啓発や自宅で行える運動などを紹介する取組を行っておると、以前議会でもお答えしたことがあると思いますが、今後もそれを継続していきたいと考えております。

介護予防に関する教室や講演会を行う際には、しっかりと感染予防対策を取って、高齢者の方が安心して参加できる形で、コロナ禍においても可能な限り開催していく必要があると考えております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） そうですね、本当に少しでもこのコロナ禍の中でできる

ことはないかと努力もしてくださっている、社会福祉協議会なんかが行う高齢者に対してのいろんな講演会なども、感染予防してやられたり、人数を分けたりと色々な工夫をされて、とても大事なことはないかと思います。まだまだ状況が長引く、こんなに長引くと、元気な私たちでさえ何か調子がおかしくなったりすることがあるがですね。

やっぱり高齢者が元気に暮らす秘訣ってあるがですね、毎日行くところがあると。その行くところが、今、コロナ感染で残念ながらいろんな教室がお休みになったりして行けなくなっている、外出自粛になっていると。そして、次に毎日することがある。それから、そのすることが誰かのお役に立てることがある、おしゃべりする人がいる、こんなことがとても大事になってくると思います。

そこで、私からの提案ですが、元気な高齢者の力を借りて、お変わりないですかの見守り電話ができないでしょうかということです。現在、社会福祉協議会が75歳以上の独居高齢者で申請してきた人を対象にですが、傾聴ボランティアの「声ともだち」っていうて、お変わりないですかと声がけ電話をして、体調はどうか、夜は眠れていますか、食事は食べれていますかというチェック項目の5項目を聞いて、あとはちょっとおしゃべりをするということでやっています。そうしたときに、コロナ禍の今年に入って余計に感じるんですが、やはりこの電話を待ちかねているんですね。今までは多少人と接触があったのに、コロナになって全くなって、この電話を待ち望んでいる。最初は弱々しく電話に出られた方が、おしゃべりをする事で元気になって、いや、元気をもろうた、よかった、また頑張るきねという声を頂いたりするがですね。やはり高齢者にちょっと声がけをするということは、すごく大事じゃないかなということを思ったがです。高齢者の方に対して声がけをすることによって、高齢者の皆さんがまた話ができる、それから、気にかけてくれる人がいると思うだけで安心して暮らせると思うがです。高齢者全てにというとなかなかだと思うので、75歳以上の独居の人を対象に、そんなことができればと思うんです。その電話をすることで、何かその方に変化があっても、すぐまた職員に連絡がきて対応ができる。同僚議員からも質問があったように、やっぱり高齢化して、体を弱らせて、介護のお世話にならないかん、施設に入らないかん、自分のことが思うようにできない、それは本当につらいことになるから、そうなる前の手当。これから先、コロナがまだまだ続く中で、非常にその辺も心配して、何か今その手だてをすることが、早く気づくことが、少しでも介護予防にもつながるのではないかと思うがです。

それからまた、今お電話をかけているボランティアさんも言っています。相手とお話をする事で、お一人暮らしをしている方っていろんな工夫をされているがですよ。そこからまた自分の老後と照らし合わせて、学ぶことも多くあるという声を聞きます。こういうように、高齢者の力を生かした見守り電話はできないでしょうか。

もう一点は、コロナで外出が減り、家の中でじっとすることが多くなっています。先ほども自宅でできるあれを配っているということもおっしゃっていました。それから、

動画とかも。私も関わっている高齢者教室の皆さんには、市から頂いた体操のあれとパタカラ体操との2とお渡ししているんです。時々聞くけど、皆お休みのときやっていると言ったら、一人もやっているという人がいないがです。やっぱりみんなですからできるがやと、やったらいいと思ってもなかなかできない。違うわよ、今は一つでもいいからせんと、体の機能がどんどん衰えていくのよというお話をさせてもらうことがあるんです。

やっぱり毎日何かこう動かせることがないかなと思って、資料1に、家で一人で行える体操の日めくり健康カレンダーをちょっと載せています。これは、宮崎県木城町の日めくり健康カレンダーというものです。これは、このようになっていまして（資料を示しながら説明）、月、日、曜日というように分かれています。この日を合わせて、1月だったら1日、月曜日というような形でやります。それで、9月になったら9月1日に合わせると、ここにその日の運動を書いています。声を出して今日の日にちに合わせようとか、その日の運動と回数を書いています。その月ができたなら下のチェック項目に丸を入れると。その運動の回数もその人に合わせてするというところでやっています。

ただ、これも配っただけではなかなか忘れたりするんですよ。ここのいいのは、有線放送で毎日午前10時半と午後3時に、皆さん、おはようございますということで、今日の項目から始まったり、脳トレの問題を呼びかけたり、今日の体操はこんなですよと説明をして、何回行いますと掛け声をかけもってやる。だから、その放送が聞こえると、すぐカレンダーの前へ行ってしまう。もし、用事をしていたり忘れたら午後3時のをやるということで、体を動かす人が増えていると。1日1つだけだから、体力のある方は前日にやったのをその後にやったりとか、それぞれが加減をしながら続けていて、いい効果が出てきているということです。そのカレンダーも、絵を保育から小学校、中学校とそれぞれに募集して、かわいい絵を載せている。これの特徴は、1年間終わってもずっと日めくりをするだけで使えるんですよ。それがすごくいいかと思います。

こんなことを参考に、毎日体を動かすヒントになる健康カレンダーなどができないでしょうか。今、ワンセットのを配っていますよね、あれってなかなか続きにくいというものもあるだろうし、それと、何とか防災無線を、防災無線は防災だけということになっていますが、健康香美市、香美市の人々が年がいても住み慣れた地域で健康に年を重ねるためにも、そんなちょっと工夫ができないかということも思います。いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 依光議員、③の質問に中身が移っていると思いますが、それでよろしいですか。見守り電話とか、カレンダーについての例がありながらの質問でしたので、通告的には③へ移ってよろしいですか。

○4番（依光美代子君） ③です。お願いします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

高齢者の特に75歳以上の方については、民生委員さんと連携した見守りを行っております。また、その他、地域包括支援センターや社会福祉協議会の地域訪問、それから、今議員からおっしゃっていただきましたボランティアによる見守り電話は、多分「声ともだち」という事業がありまして、そのことだと思うんですけども、そのほかにも見守り郵便とかも実施して相談には対応しております。

ただ、やはりみんなと一緒にやったらできるんですけど、一人になるとなかなか続かないというのはいろんなことがそうですし、コロナによっていろんなことが分断されている状況があると思います。

また、「声ともだち」は社会福祉協議会に委託しておりますが、まだもう少し工夫ができるのであれば検討を早急にしてみたいと思いますし、また今後も体操カレンダーを実際私も受け取っております、大変参考にさせていただいております。そういう運動とかの継続意欲につながる働きかけにつきましては、今後も刷新していかなければいけないと思っておりますので、また御提案も寄せていただきたいと思います。前向きに検討していきたいと思います。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

今、見守り活動等それぞれやられているということでお聞きしましたが、本当に皆さんが大変ではなかろうかと。私が近所の方からお電話があって、その人を見に行ったときに、これはこのままではいかんと思って、市での対応を何とかできないだろうかと聞いたけど、やはりいろんなことがあってすぐ対応できんから、私にできるならしてほしいということで、そこでやったことがきっかけでずっと関わっておらないかん。結局、すぐ職員が出られない状況があるのかな、ありがたいことに地域の人と協力しながら対応したりしてできているからいいけど、こういう状況はここだけではない、もっとほかにあって気づかない。民生委員が見守り活動をしているということも言われましたが、本当にうちの地域の民生委員には頭が下がります。私も連絡を取り合って、この方が今こうで、今日こんな対応をしたよと、向こうからもまたこうこうやったきねと、お互い様で連絡を取り合ってやるんですけど、民生委員によったら、何か向こうから連絡がないと行かないという方もおいでます。そこの辺もあって、ちょっと心配をするところな感じです。

高齢者への見守り郵便も出している。これも本当に半年に1回、1年に1回ぐらいなんですよね。それに対して以前は返事が返ってきたら、その地域へまた行って、はがきの内容によっては、職員が対応したり保健師に行ってもらったりということができているけど、そこの辺もなかなかコロナでいろんなことが前へ進まないというか、できないというか、もどかしい状況があると思うんです。

今、課長が前向きにいろんなことを検討していきたいとおっしゃってくださったので、ぜひその辺を地域の人や民生委員と連携しながら、民生委員にもやっぱり現状をお伝え

する。高齢者の状況は、今、こんなになっていますから、皆さんちょっとお願いしますとかいうような定例会での声かけも、毎回、毎回出ていくのは厳しいでしょうけど、そういう現状を知ってもらうこともすごく大事になってくるのではないだろうかと思いますが、民生委員との確認はどんなふうにされていますか。何か声が挙がってきたら対応するのか、それとも、定例会の何回かに1回は顔を出して話合いとかしているとか、どんな状況でしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 民生委員からは、何かあった場合にはすぐに連絡が入るという状況でやっております。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） こういうようにコロナが続いている、やっと少なくなったから、このまま収束に向かってくれたらすごくいいけれど、これがまだまだ長引くと、高齢者の様子がますます変化してくると思いますので、ぜひ民生委員の会に行って、コロナで高齢者の身体機能とか認知症にすごい変化が出てきているから、ぜひ気をつけてもらいたい。また、何か変化があったら早いめに声がけをお願いしますということ、ぜひ一度お願いしたいと思います。

それで、市長にお尋ねいたします。

木城町は有線放送で声がけをしているがですね。防災無線を使ってどうこうは健康介護支援課の課長では答弁できないと思うので、市長にお尋ねをするところですが、市長もやっぱり香美市の高齢者が元気に、住民みんなが元気に暮らす、健康香美市ということを目指していると思います。

防災無線で言うのは防災に関することだけという制約があるかと思いますが、そうではなくて、この木城町のように、まだ香美市には毎日の体操をやるとかいうカレンダーができていないわけではないけれど、皆さん、おはようございます、今日の体操しましょうと、ちょっと声がけをするだとか、その体操に対しては健康介護支援課のほうでまた工夫もしてくださる、前向きに検討してくださるということなので、そういう声がけ、体操であったり、それから、健診、今日はどこそこ地域で健診がありますとか、明日はどこそこ地域で健診がありますとか、ちょっと住民の気持ちを促進することを、防災無線だから防災に関することだけしかできないんじゃないかと、やっぱり市民が安心して健康に暮らせる、それも防災に最終的につながっていくと思うがですよ。いいことには防災無線を幅広く活用できるよう研究できないものでしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 依光議員、すごくいい内容だと思いますので、こういう場合は1項目として通告へ入れておいていただければいいと思います。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 防災無線を活用した健康づくりといいますか、元気づくりについてのお尋ねにお答えしたいと思います。

このコロナ禍の中で、在宅で過ごされている高齢者ももちろんでありますけれども、施設に入っている高齢者も面会が今、制限されていて、大変寂しい思いをしております。一般の市民の皆さんも行動抑制をしているというような状況でございまして、今、議員が言われるように、何とかそういう中であっても、高齢者の健康のために防災無線が使えないだろうかということで、提案としては大変なるほどいい提案だというふうに思います。それは高齢者だけではなくて、日頃の活動の中でも、そういう運動をするような機会を防災無線でお知らせするという事は、大変いいのではないかと。日めくりカレンダーのお話もありましたけれども、ラジオ体操なんかの放送を流せば、たまに体を動かしてみようかという人が、高齢者以外にもたくさん出てくるんじゃないかと思うんですけれども、今、心配されていますように、防災行政無線は目的があって設置されているものでありますので、ぜひともそういうところは研究もしてみなきゃいけないと思います。

それから、日頃から防災行政無線を職員が起動させるということをしっかりやっておかないと、いざ大変なときに防災行政無線が十分に使い切れないということもありますので、できれば防災行政無線は日頃から有意義な活動に使うことで、防災行政無線をしっかり使って機動力を上げていくこともふだんからやっておかないと、さあ、防災行政無線を動かしてくださいといったときに、いや、アナウンスは嫌だとか、やり方が分からないなんて言っていたんじゃないかと、大変なお金をかけて造った施設であることから、防災の面からも、健康の面からも両方から検討させたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 質問の中に放送で利用したというところがあったので、その答弁に対しては課長があれかと思ひまして、失礼いたしました。

それで、もう一点、課長にお尋ねします。今、いろんなことを対策として数々挙げてくださいましたよね、その状態だけで高齢者の変化をキャッチできる、このままで大丈夫だと思われていますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） コロナが始まってから、いろんな模索をして新しく始めたこともありますけれども、常にやはり今どういう状態かを確認しつつ、足りないところがあれば検討していかなければいけないと考えております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 常に確認をしてということで、ぜひ御苦勞をかけますが、よろしく願ひします。

それでは、2 番目の質問に入らせていただきます。J R 土佐山田駅の利用促進についてお伺ひします。

J R 土佐山田駅の利用者は、近年、人口減少や少子化、そして、ほかの交通手段の発

達に伴い少なくなっております。そして、ＪＲ四国では、昨年からのコロナ禍の影響で、利用者が一段と減少し、収益が大きく減収となり、厳しい状況となっています。国土交通省からも経営改善を求められています。

そんなときに、７月２７日の地元新聞を見て驚きました。県内６駅の有人窓口、みどりの窓口のことですよね、みどりの窓口を２駅にという記事がありました。私は、これが経営改善の一つではないかと思いました。以前、９０周年の式典をしたときに、ＪＲ四国高松支店の方とちょっとエレベーターの件でお話をさせてもらったんですが、そのときには既にこのお話が出ていました。いつになるんですかと言うと、いや、いや、まだ先のことですよと言っていたから安心していましたが、こんなに早くこのことが出てくるといのはちょっと驚きでした。

その新聞記事を読むと、土佐山田町の駅だけではなく、四国内に３２駅あるみどりの窓口を、人手不足による業務の効率化が目的で１６駅に半減させると書いてあります。そして、県内にある６駅のうち、土佐山田、御免、朝倉、須崎の４駅では有人での切符売場を本年度中に廃止し、廃止後は県内の有人でのみどりの窓口は高知駅と窪川駅の２駅のみとなるようです。

やがて土佐山田駅では、職員が取扱いをしていた切符販売の全てを自動券売機の「みどりの券売機プラス」を導入して、常駐職員も削減すると聞きました。このまま利用者が減少するとやがて無人駅になるのではないかと心配します。土佐山田駅が無人化となれば、今まで利用していた少し援助が必要な障害のある方や、高齢者の方などの利用が難しくなります。説明文を見ると、そういう方は前日までにお電話をください、対応しますとあるけど、１番ホームだけであって、２番ホームなどでは対応できませんとなっていました。

もう一つ、大変心配するのは、このまま利用者がますます減少すると、特急が止まらず通過駅になることです。私も時々県外へ行くときに利用させてもらいゆうのですが、県外へ行くの大変不便になります。

ＪＲ四国の令和３年度からの事業計画の中には、駅周辺の地元自治体や関係団体と協働する取組を行い、持続的な鉄道網の確立、そして、鉄道利用の拡大を目指すとあります。ぜひ今のうちに香美市としてできること、何らかの利用促進となる手だてが必要ではないでしょうか。また、ＪＲ四国との連携などもあればお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 依光議員の御質問にお答えいたします。

ＪＲ土佐山田駅につきましては、本年１０月からテレビ電話対応の無人券売機設置に伴い、みどりの窓口を廃止する予定であると伺っております。ＪＲ四国に問合せをしましたところ、改札の駅員は残るとのことですが、御指摘のとおり、利用者減少は今後、駅の無人化につながることも懸念されます。持続可能な鉄道網の確立に向けて、ＪＲ四国と自治体は一体となって利便性向上、利用促進等の各種施策に取り組んでいるところ

です。

最近では、ＪＲ四国の取組として、アンパンマン列車のリニューアル、パターンダイヤの導入や香川県ですがＷｉ－Ｆｉ環境の導入、また、駅案内の多言語化など、また、高知県におきましては、高知の公共交通応援キャンペーンの実施など、公共交通の利用促進が図られているところでございます。

本市におきましても、今後も鉄道を含めた公共交通利用促進啓発や、また、ＪＲ土佐山田駅発着列車との接続を考慮した市営バスのダイヤ編成などを通じて、利用者の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） いろんなことを県も含めてやってくださっている、それは非常にありがたいけど、それでもこのコロナで減っているという現状があるんですよね。そこで、今、言ってくださった、アンパンマン列車がきれいになって、高知の公共交通応援キャンペーンもやっているというお話がありましたが、こんなことができないものでしょうか。今、コロナだから遠くの人を呼ぶのは難しいけど、一つはアンパンマン列車を活用、それはＪＲ四国との連携が必要ですが、高知駅からファミリー層の観光客を対象に汽車で往復する。そして、土佐山田駅へ着いたら、市バスではなかなか一日で回れないので地元の香北観光と提携して、汽車が着いたら観光バスを利用して龍河洞へ行き、龍河洞が終わるとアンパンマンミュージアムへ行って楽しんで、この駅へ送ってくる、駅からはまた汽車で高知駅へ送ると。そのどちらかにアンパンマン列車の自由席なんかを使う。連携することで、そんなことができれば少しでも利用カウントが上がるし、今、御答弁を聞いていて、ふっと思ったがですよ、そんな工夫ができないか。ダイヤ改正に合わせてというのは、すごく大事になってこようかと思います。何らかここに手だてをしなかったら、本当にますます課長も言われたように利用が増えるのは難しい、やむなしということやったけど、やむなしで何も手だてをしなければ、本当にもうどんどん坂道を転がるようになるので、何かやっぱりこちら側が打って出ることが大事になってこようかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ＪＲ四国を通じてアンパンマンミュージアムとか龍河洞ということでございますが、ジェイアール四国バスもございますので、アンパンマンバスも大変人気でございます。そのバスを利用して、今はコロナであれですけど、岡山県とか県外からたくさん、今も土日は結構来たりしております。そのバスを利用していただいて、ジェイアール四国バスも１日乗り放題とかスマホ定期とか、いろいろサービスをしておりますので、そちらの利用促進啓発も市は一緒にしております。

また、龍河洞につきましては、とさでん交通が１日５便走っておりますので、そちら

を利用していただいて、ＪＲ四国の鉄道を使って龍河洞へ行くという形の利用促進も、また図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） ４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） 確かに既存のバスがあるから、ジェイアール四国バス、とさでん交通のバスを使うということもすごく大事。ただ、せっかく来てもらったお客さんに対してスムーズに行けることを考えたときに、毎日走らせるわけではないから、そういう高知の公共交通応援キャンペーン、香美市応援キャンペーンみたいな形で、ＪＲ四国と観光バスとが連携して、１日で周遊できて帰れるという企画ができると、利用度も上がるのではないかなと思うけど、そこら辺は課長も部署が違うから、厳しいあれかも分かりませんが、そうしたら、市長にお尋ねします。市長の立場だったら回答できるでしょう。せっかくアンパンマン列車が改装され、しかしながらコロナで利用者が少なくなっているから、ＪＲ四国と連携して、ファミリー層を対象に香美市応援キャンペーンみたいなツアーを組んで、汽車で高知駅から土佐山田駅を往復する。土佐山田駅へ着くと、観光バスが迎えに来て龍河洞へ行って、龍河洞が終われば、その足でアンパンマンミュージアムへ行く。とさでん交通のバスは確かにありますが、あれに乗ってまたアンパンマンミュージアムまで行くといったら、なかなか厳しいものがあるがですよ。そういうのを組んで、帰りにまた汽車に乗るというふうな利用促進、それがきっかけで、それが楽しかったら、やっぱりアンパンマンミュージアムへ行こう、龍河洞へ行こうということで、人がまた増えたりもすると思うがですよ。やっぱりこちら側から何かしなければということ。

それと、もう一点、以前の副市長が以前のまちづくり推進課の環境部門で、地球温暖化でノー残業デーをやったときに、その議論の中ではノーカーデーがあった。だけど、香美市は公共交通が十分でないから厳しいねというお話があって、そのときは頓挫したんですが、年に１回でも２回でも職員が春と秋と、ノーカーデーで汽車を使って来れる人は汽車、バスを使って来れる人はバスと公共機関を使ってやることもできないでしょうか。何らかの利用促進を、行政のほうからやっぱり積極的な働きかけをやっていかないと、このままでは本当に大変な状況になってくるのではないかと思います。その辺、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（利根健二君） 依光議員、せっかく一問一答でやるように議会改革の中で一般質問もやっておりますので、今回で言えば、商工観光課の担当になるような答弁とかもあると思います。一問一答の形式で通告していただければ、もうちょっと各担当課の答弁が出ると思いますので、通告の段階でそういうことも配慮していただければと思います。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えしたいと思います。

非常に経済も落ち込んでおりますし、もちろん駅をしっかりと守っていくためにも、今、お話にあったようなことをしっかり考えていくことが大事だと思います。

今年は、全国のＪＲがキャンペーンをやりまして、ＪＲ四国を応援しようということになっておりますので、ぜひそういう企画が採用されれば、全国から来てくださった方も香美市の観光を十分堪能していただき、お互いがウィン・ウィンになるのではないかと思います。ただ、これは１回のキャンペーンだけでは駄目で、息の長い形にしないと地域経済の底上げにはつながりませんので、もう少し多くの人たちと話し合いをしながら、もっともっと多くの方が来てくださるような形のものを進めてまいりたいと思います。そのために、今、龍河洞の整備も進めておりますし、アンパンマンミュージアム周辺も整備をやっておるところでございますので、そういう総合的な力をぜひとも観光協会を先頭にやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） 職員の公共交通の利用については、環境行政の中で一定考えていく必要があるのではないかとと思うところでございます。しかしながら、職員の通勤に関しては、事前の届出をしまして、車で通勤するものは車、公共交通を使うものは公共交通ということで、ちょっと公務災害の兼ね合いも出てくると思いますので、その辺のところは慎重に議論していく必要があろうかと思えます。

また、せっかく公共交通を使って環境行政の中で対応していくとなれば、職員だけではなく、市民向けに公共交通の日を設定するなど、そういった取組も大事ではないかと思うところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） ４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） 大変失礼しました。高知の公共交通応援キャンペーンでＪＲ四国を使っているということを言われたので、そういうことができたなら次々と質問させていただきました。だけど、やっぱり香美市の市長として、公共交通やＪＲの利用者が少なくなっていることに対しては、一定の方向性が必要ではないかなと思います。それで、ＪＲでこういうのをまたしていただいたらいいかと思って。私も、ただこれを１回するんじゃなくて、やっぱり定期的にやっていくことで人の利用も増えるとは思いますが、こういうことをＪＲ四国に提言していかなかったら、誰かがやってくれるだろう、ＪＲ四国がやるだろうでやっていたら、一向に前に進んでいかないのではないかとと思うがですね。このＪＲ四国と年に１回でも２回でも話し合い、課長も言われましたが、連携することで利用促進なんかを図っていききたいと、私の答弁の聞き間違いかも知れませんが、利用の向上なんかも努めたいということと言われていましたから、そういう会があれば、そこでの提案、そういうことをお願いしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） せっかくのお話でありますので、ＪＲ四国にとりましても、我々にとりましても、お互いに大変前を向いたお話ではございますので、ぜひ機会があればそういうこともお話ししたいと思います。

これまでもＪＲ四国の半井社長、今は会長ですけども、年に１回、２回、お話をお互いにしておりますので、これからは、ジェイアール四国バスの吉良社長も含めてお話をさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） ４番、依光美代子さん。

○４番（依光美代子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。こちら側から積極的に話しかけることで、人は熱意で動いてくれるので、やっぱりそういうことが大事だと思うし、それから、市民の皆さんからもエレベーターの要望があったように、このまま利用客が少なくなると、ますます遠のくお話だと思うがですね。そうしたときに、署名してくださった方々に私も言っていますが、やっぱり利用促進、年に数回でもいいから利用してくださいという声かけはしています。何かを企画すると、そこへも声をかけることで、お互い様にいろんな連携をとりながらやることが、また利用客の促進にもつながっていくと思います。私もそれに向けて努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、３番目の質問に移らせていただきます。コロナ感染を見据えた防災対策についてお聞きいたします。

全国でコロナ感染が急拡大しており、県内では８月に感染の第５波が急拡大し、県内の３市、高知市、南国市、香南市を対象に、９月１２日までまん延防止重点措置の指示が出されております。９月に入り少し減少傾向にはありますが、昨日の高知県コロナ感染者は３７人で、累計は３，８２２人となりました。そのうち自宅待機や自宅療養者は２８０人です。減少傾向とはいえ、まだまだ予断を許さない状況です。

こんなときに災害が発生したら大変なことになります。ここ数年は毎年のように豪雨災害などの自然災害の発生が増加傾向にあります。複合災害の発生をとっても心配しております。複合災害の発生に備え、平常時から感染症の観点を取り入れた防災対策がますます重要となってきます。昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて、地域防災計画の見直しを求められ、進めていると思います。

①で、お聞きいたします。

災害発生時に人々が身を寄せる避難所での感染リスクが一番心配されます。感染症の観点を取り入れた防災対策は、感染予防などのガイドラインの策定を含め、どこまで進んでおりますか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

災害時の感染予防ガイドラインにつきましては、国が策定した、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントや、避難所における感染症対策マニュアル

等に基づいた感染予防対策を行うこととしていまして、独自のガイドラインの策定はしておりません。

なお、避難所での対応として、避難所での有症者と無症状者との区分けにつきましては、避難所に配属されることの多い職員には周知しています。また、避難所が開設されたときに使用する消毒液や体温計などの入りました感染症対策用品の準備も進んでおります。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 避難所のガイドラインは独自のものはできていないということですが、少し心配をします。

そうしたら、②に移ります。

そのガイドラインがない場合に、そこには職員が配置されているというけれど、台風や豪雨のときには、避難所は職員が配置されてから開設になります。だけど、大規模災害、南海トラフの地震災害のときには、もう職員さえも来れない。だから、避難所の開設は地元の住民、そこへ行く人が主催でやるようになると思うがですね。そうしたときに、そういうことが認識されていなかったら大変だと思うがです。それで地域からもすごく心配の声があるんです。災害時に、先ほど課長は職員が対応するから大丈夫と言われたけれど、大災害のときはおりませんよね。そうしたときに、コロナ感染の軽症で自宅療養になっている人や、濃厚接触者の健康観察中で自宅待機者もおると思うがです。その人の対応はどうなるんだろう。大災害のときは職員ができませんよね、それを地元の人がすぐに行ってしなければならないことにすごく不安があっている。そこに一定のルールというか、決まりがきちっとできているんだろうかという声があります。避難のときには、その方たちの対応は、避難所へ行くときどのようになっていますか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

保健所から濃厚接触者や自宅待機を指示されている方の避難につきましては、保健所から該当者本人に避難が必要になった場合は市役所の防災対策課に電話をし、避難場所の情報を受けるように伝えているとのことです。

現状としまして、指定避難場所は別の施設で市の災害対策本部医療救護班が準備しまして、その施設を避難先として御案内するようにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 軽症で自宅療養している方、また、健康観察中の自宅待機者のそれぞれに伝えてあるということですが、一つ心配するのは、まだ軽症である、お医者さんからもよくなったとは言われていないけど、健康観察中の方というのは検査をして陰性で14日待機という形でおる。そうすると、元気であるし何も不都合がないか

らと、そのまま近くの避難所へ行くということがないんだろうか。その辺もきちっと徹底されているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 避難してきたところには、一応受付を構えるようにしております、その受付で避難者の情報を確認するように用紙も用意しておりますので、その用紙を使ってもらって、体温が高いとか、健康状態とかについて記入をするようにしております。そこで有症状者と無症状者の分けをする対応ができるようになっております。避難所の避難用品の中にもそういった流れを書いたものを入れておりますので、それを確認しながら進めていただくような形にはしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 今、受付時にチェックをする用紙を構えていると言われましたが、先ほどは保健所からそこへ行かんように指示をしていると言われました。やっぱり万が一を考えて、感染予防のために熱があるかどうかをチェックするようになっていくのでしょうか。私も、万が一避難所の受入れに来たとき、職員がおれば、ここにこうあるから、これをしなさいとかが分かるけど、やっぱり住民がすぐ対応せないけないので、資料2に東京都の避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの中からちょっと出してきましたが、これがあれば住民の方がもし自宅待機者でも、軽い人が行く可能性ってあるのではないかとすごく思ったがです。それで、その資料2にあるような簡易問診票を受付時に、皆さんチェックしますよね、書いてくださいということで、陽性者で自宅療養中ですか？濃厚接触者で健康観察中ですか？せき・発熱など、37.5度以上の発熱がありますか？息苦しさはありますか？味や臭いが感じられない状態ですか？せきがありますか？倦怠感がありますか？その他というチェック項目。こういうものがあれば、受付時にすぐ、ああ、この方はちょっと別のスペースへという判断ができるのではないかと。こういう細かなものか、ただ熱があるかないかだけなのか、こういうようなことができていますか。できていなければ、こういう問診票の準備ができないかをお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

資料のように、詳しくここまで書かれたものはまだ準備できていないんですけれども、保健所から指示を受けていませんかとかいうような内容と、あと体温を書く欄とかはありますので、もう少し内容が充実したものを今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） まだまだこの状況が長引くと思うので、誰が受付で対応してもできる、チェックできるということが必要じゃないかと思います。ぜひその辺も検

討をお願いします。

それで、一つでも該当があった方は専用スペースに入ってもらえるようになると思うがです。避難所マニュアル、私、楠目のをちょっと見らせてもらったんですが、避難したときに、スペースとして普通の人と要配慮者の方、妊婦さんの方と分けるようにはなっているけれど、今のコロナ禍の中だから心配するんですが、例えば発熱者に該当する人がおったときに、その人の家族、その人は別のスペースへ行くけど、その人の家族が入る専用スペースも必要じゃないでしょうか。よそのも見ただけど割とないがですね。やはりその家族が大丈夫だと思って皆さんと一緒のスペースへ行くと、そこでひょっと感染拡大が起こるかも分からないので、そういう発熱者の家族のスペースの確保。

それと、もう一点が、避難所マニュアルを見ていたときに、要支援者をどこまで含めてあれているか分からない。そこへ感染者が入っているかも分からんけど、やはり感染者は別にしていないと、濃厚接触者の方が間違えて来たら、ちょっと待機してもらわないけませんよね、指定のところへ行ってもらわないかんから。その人たちが入るところ、発熱者のところ、もう一つは発熱者の家族が入るスペースと、細かく分けることが感染拡大を防ぐことになると思う。そうしたときに、その人たちが出入りする入り口とか、動線、それをやはり重ならないようにする工夫が必要ではないかと思います。ちょっともう1か所別の避難所マニュアルを見たけれど、同じところが多いのではないかと思います、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 熱がある方、それから、その家族の方と分けていきますと、部屋数がなかなか広く必要になってまいりますし、そこにつきましてはちょっと詳しい検討ができていないというのが正直なところです。

動線につきましても、避難所の大きさとかにもよると思いますので、そういう動線をどう分けるかということも、今後の課題として研究していかないといけないと考えます。今後ちょっと詳しく研究したいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） ぜひ狭い避難所があったり、いろいろだとは思いますが、やはり避難時に感染をいかに防止するか、その観点がすごく大事。そうしたときに、やはり細かく分ける、別室にするということが大事になろうと思いますが、ぜひその辺の研究をお願いいたします。

それでは、次の③の質問に移ります。

担当課では自宅待機者や自宅療養者の人数や状況を把握できていますか。避難時には職員を配置させるから大丈夫ということをおっしゃられましたが、その辺の状況把握できているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

濃厚接触者や自宅待機者につきましては、災害対策本部が立ち上がったタイミングで、人数のみ保健所から防災対策課に連絡いただけるようになっております。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） 人数のみ、そうしたら、どの地域とか、一番心配するのは、自宅療養者の方はきっとそれを守るだろうと思うけれど、健康観察中の方がどこの避難所に行くかも分からない。職員がおれば、今の期間には自宅療養者、待機者がおるからということで、受付時にも緊張感を持ってできるけれど、大災害時にはなかなか職員も行けれんから対応が難しくなると思うがです。そういうことで住民の皆さんが、自主防災組織の方も非常に心配をしておるんです。

それで、④の質問へ移ります。

災害発生時の避難所では、住民の協力がなくては運営が成り立ちません。特に大規模災害発生時には、住民が自主的に判断し、運営をするようになります。そのためには、避難所でのコロナなどの感染症の観点を取り入れた防災対策マニュアル、先ほど独自のものができていないということでしたが、やはりその対応なんかを職員が指示することは難しいと思う、大混乱するような状態になると思うがです。そういう対応についても、地域の人、もしくは自主防の方に理解してもらうことで、スムーズに運営できるようになると思うんです。その辺の対応の周知と、先ほど私が聞きました、コロナ感染による自宅療養者や自宅待機者に対する対応についてはこうこうするから、保健所から指示があつてこうだから心配せんでいい、もしくは、間違つて来るような人があつても、受付時にチェックする体制ができていますとかいうことを自主防の方に伝える。今、コロナ禍ですので、大勢を集めて地域の説明会というのはできないと思うがです。だけど、今、発生したら大変なことになりますよね。せめて自主防の役員だけでも集めて、市としてこういう対応をするから心配ないですよとか、避難所での感染対策はこういうことに気をつけてくださいと言ふことが必要ではないかと思ひます。それもやはりできるだけ早い段階でしないと、今、少し減少傾向ですが、今朝もニュースで、冬場に入ったらまた感染拡大が予想されるから、決して気を緩めないようにという報道がありました。そんなこともあるので、そういうことを早急に自主防の方たちへ伝えるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

保健所から連絡が入りました濃厚接触者や自宅待機者に該当されている方というのは、その指示を守って、市がこちらへ避難してくださいねというところへ行ってくれるとは考えておりますが、そういった方は来ないことを自主防災組織に伝えること、それから、受付時にそういった有症状者とか、無症状者の分けも行ってくださいねということの自主防災組織への周知、連絡は、自主防災組織の総会とか、連絡協議会とかもちょっと

できていない状況なので、そういった協議会とかがあれば全会長に周知できるかと思うんですけれども、何かの形でそういった周知もできるように、ちょっと今後検討して進めていきたいと考えます。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 本当に今の状況では、総会したり、大勢が一回に集まってということはできなので工夫しておっしゃいましたが、そのようにやっぱり地域で、各避難所へ行くであろう地域の自主防の方や役員だったら少ない人数で、お手間をかけるけれど、やっぱり細分化して細かく伝えていくことが定着にもつながっていきますので、その辺をよろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 午後 1 時 1 0 分まで休憩いたします。

（午後 0 時 0 3 分 休憩）

（午後 1 時 0 8 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） ⑤の質問から始めます。分散避難についてお聞きいたします。

コロナ感染予防のために分散避難を推奨しています。分散避難場所である知人や親戚宅、または自宅での避難者に対して、水や救援物資、また、その他の情報が届かないのではないかと心配します。ここへの対策はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

市からの情報発信は、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、登録制メール、電話応答サービス等で行っています。ほかにも各報道機関からの情報も発信されています。このようなことから、親戚や知人宅でも何らかの手段で災害時に必要な情報は取得できるのではないかと考えます。7月の広報にも掲載しましたが、自分や家族を守るためには自助が大切です。日頃から避難先の安全確認、情報収集手段の確保や収集方法の確認をしていただき、安心・安全な避難ができるように準備していただければと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 言われるように、自助が本当に大切になってくると思います。その無線やメールなどのいろんな手段ですが、避難したときの救援物資、お水やいろんな物資の配送についても、どこそこの避難所に何時に物資の配給をしますとか、そ

ういうこともそういうもので伝えるということですか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 防災行政無線などを使いながら救援物資、分散備蓄とかも避難所へはしておりますので、情報発信をしながら、救援物資の情報も伝えていきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） その辺、よろしくお願いします。分散避難で自宅待機だとか、知人宅におったばかりに何も届かないと。自助だから、情報を求めて発信もされるだろうけど、そこら辺の配慮をよろしくお願いします。

それでは、次の⑥の質問に移ります。

避難所での密集を避けるため、避難所の増設を要請されていると思います。新たな避難所確保の進捗状況と、また、避難場所として地域のお寺と協定を結ぶことはできないでしょうか。香川県はこの協定を結んで、避難場所として取組を進めております。併せてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 分散避難という意味での新しい避難場所探しは、ちょっと今のところしていないんですけれども、ちょっと聞きますと、自主防災組織によっては独自にお寺と協定を結んでいるところもあるようです。地域の神社、仏閣は管理者不在のものがあつたりとか、避難所としての機能の有無、それから、耐震化の有無についての調査も行っていないこともありまして、避難所としては不明確なことが多く、市としての避難所指定は考えておりません。地形とか場所にもよりますけれども、境内を緊急避難場所や自主避難先としての利用は可能でないかと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 4番、依光美代子さん。

○4番（依光美代子君） お寺などを考えていないということですが、きっと大災害時になったときには避難所が十分でないと思いますので、今のうちにそれに向けて何らかの手だてを考えておいてください。

それでは、4番の質問に移ります。災害に対する事前の備えについて、お伺いします。最初に、①災害時のトイレについてお聞きいたします。

トイレは毎日の生活に必要不可欠なものです。災害時のトイレの備えは、行政、市民ともに手薄で意識が進まずと報道がありました。大規模な地震発生後にはトイレの配管はひび割れや配管のずれ、破損などで使えないと考えることが基本です。しかし、多くの皆さんは、災害時は避難所へ行けばトイレが利用できる。または、仮設トイレが設置されるから大丈夫と思っております。

災害時のトイレ利用状況について、大正大学の岡山教授が2016年の熊本地震で被

災した約 200 人を対象に調査を行いました。被災後 3 時間から 6 時間以内にトイレに行きたいと感じた人の合計割合は 73 % でした。このようにトイレはなくてはならないものです。しかし、災害時に広範囲な被害が出たときには、行政が各避難所へ仮設トイレなどを 6 時間以内に行き渡らせるのは不可能です。だから、平時からの備えがとても重要になってきます。

香美市では、南海トラフ地震発生時にトイレが使えなくなることを想定し、災害用携帯トイレなどの購入費の一部を補助して推進しております。そのトイレは自宅待機だけではなく、避難所でも使えます。災害用携帯トイレなどの補助制度利用について、年度別に分かればお聞かせください。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 災害用トイレ購入補助金につきましては、例年 10 件分、15 万円を予算計上しております。当年度 9 月 3 日時点では、2 件の利用があります。問合せも複数件ありますので、今後も利用申請が見込まれています。現在ではこういう状況になっております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） この制度は昨年もあったのかな、今年からですか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 何年度からかはちょっと頭に入れていないんですけれども、年度別の件数を言いますと、平成 30 年度では 15 件、令和元年度では 5 件、令和 2 年度では 1 件の利用がっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 平成 30 年度からあったんですね。この利用が少ないという原因、今年度の 9 月 3 日現在では 2 件で、またこれからも問合せがあるだろうということですが、昨年を見ても 1 件、その前が 5 件というようなことで、なぜこの災害用携帯トイレが必要なのかということが、市民に対して十分に伝わっていないのではないかと思います。地震発生後にはトイレの配管は破損して使えないことをもっと知らせるべきと考えます。私自身も防災士の資格を取るまでは、災害時には水道が止まるので、風呂の残り湯をためておけば使えると習っておりました。資格取得後の研修で、災害後のトイレは使えないことが基本と知りました。それこそ多くの方がトイレは使用できると認識していると思います。そして、各避難所へ行政が仮設トイレを 6 時間以内に行き渡らせるのは不可能なことも強く訴えて、補助制度があるので、1 世帯に 1 台の災害用携帯トイレを備える。先ほども課長がおっしゃいましたが、やっぱり自助ということがとても大事だから、平時からの備えが大事ということの啓発が、もっと必要ではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） やはり数字でも出ていますように、この補助金の利用は確かに少ないと感じておりますので、今後もっと利用を促すような啓発をしたいと考えております。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） ②の質問に移ります。

災害発生後の仮設トイレは、レンタル業者からの調達や、くみ取りをするバキュームカーの確保も必要となります。各自治体へ国から、災害時にマンホールの蓋を外して便器を取り付け、排せつ物を下水道に直接流すマンホールトイレの導入要請があったと思います。香美市でのマンホールトイレ導入予定はどのようになっていますか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

マンホールトイレの設置につきましては、国土交通省などによりますと、2019年度は全国で3万5,800基余りが準備されたということで、近年は増えてきています。

マンホールトイレを設置する下水道管というのは、おおむね道路の下に入っておりますので、マンホールは車道に設置されており、トイレの設置は余り現実的ではないかなと思います。また、専用のマンホールを設置するのでありましたら、学校とか、公園、それから、避難場所の駐車場等に配管などの事前準備をする必要があります。それと、このマンホールトイレを使用した後には流すための大量の水も必要になりますが、災害時は断水になることが想定されますので、水の確保もなかなか難しいのではないかと思います。マンホールトイレは臭いも少なく衛生的だと思いますが、小型テントを張って、その中に設置する簡易トイレのほうが、効率的に利用できるのではないかと考えます。以上のようなことから、今のところマンホールトイレの導入については考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） よく理解できました。

そうしたら、③の質問に移ります。災害応援協定についてお聞きいたします。

香美市は大規模災害に備え、多くの関係機関や事業所などと災害時応援協定を締結しています。しかし、ほとんどが締結後10年以上経過しております。社会情勢も大きく変化してきています。見直しや再確認はどのようにしていますか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

現在締結しています災害時応援協定につきまして、見直しが必要な協定を特定するための作業は行っておりません。今後、確認を行いまして、見直しの必要なものは見直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 見直しをしていないということですが、住所が変わったり、会社の状況が変わったりしているように感じられるところがありますので、ぜひ一度見直しをお願いいたします。

それでは、④の質問に移ります。

大規模災害発生時には、災害時応援協定先へ協力を求めて、各避難所へ必要な物資を早期に確実な発送が必要となります。協定を結んでいても、コロナ禍の中では外部からの支援は多くを期待できないと思います。速やかに配送するためにも、誰が、いつ、どのように、どのような手段で行うかの体制や手順を示した物資配送計画が必要ではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

物資配送計画につきましては、策定業務委託料を本年度当初予算でお認めいただいております。7月6日付で委託契約を締結し、現在取組を進めております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） 委託してやるということですが、高知市は、各課から防災に関心のある女性職員を集めてチームを組んで、いろんな女性からの視点を取り入れる工夫をして、それをいろんな防災計画に盛り込んだり、企画に盛り込んだりしているんですよ。委託先でもそういうことに取り組んでおられるとは思いますが、ぜひその辺の女性の視点を取り入れることができないか。今、女性が一人おられるからすごく心強いけど、それと合わせて、関連各課でやっぱり防災に対しての意見を聴くことができないものでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

おっしゃるように、幅広い声を反映することは大事なことでと思いますので、関係各課の意見を聴いたり、コンサルにも提案してみたりして、幅広い意見を反映させていきたいと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） そうしたら、最後の⑤の質問になります。

災害発生時の救援物資配送には、大変な時間と労力がかかると思います。それを全て手作業では、時間ばかりかかって効率的にもよくないと思うがです。それを改善するためにも、フォークリフトやハンドリフトなど、荷物を下ろしたり上げたりする機械類がちょっと必要になってくると思うがです。その整備はどのようになっていますか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

救援物資の受け込み時や配送作業でのフォークリフトは必要と思います。しかしながら、フォークリフトは免許の所持が必要であったり、それから、維持点検も必要となってきます。また、サイズのにも防災倉庫内ではなかなかちょっと取り回しが困難なところがあります。フォークリフトの代わりにコンベヤなどを利用して対応できるのではないかと考えております。トラックからの積卸しや積上げにつきましては、近隣の運送会社など、フォークリフトを所有している事業者と、運転者も含めた協定を結ぶように検討したいと考えております。

また、ハンドリフトにつきましては、高いところまで上げる機能があるものが余りないこともあったりとか、ちょっとメリット、デメリットが結構あるので、ここはまた今後研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 4 番、依光美代子さん。

○4 番（依光美代子君） ぜひ研究してみてください。確かにハンドリフトも高いところへは上がらないけれど、来たトラックから下ろしたり運んだりというのがすごい手間だから、いろんなことを平時に備えるということが非常に大事になってこようかと思っていますので。

それと、運送会社との協定、せめてそことの協定は早急に検討をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

（午後 1 時 2 8 分 休憩）

（午後 1 時 3 0 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1 1 番、山崎晃子さん。

○1 1 番（山崎晃子君） 1 1 番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。

私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、新型コロナ対策について、介護保険制度について、成年後見制度利用支援について、生理の貧困問題について、熱海土石流災害を教訓に、新大栃橋周辺の安全対策についての 6 項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、新型コロナ対策についてお伺いいたします。

①です。

全国では、新型コロナウイルスの感染急拡大で病床が埋まり、適切な治療を受けられないまま死亡してしまうケースが相次いでいます。自宅療養の方は全国で13万人を超えたとの報道もありました。本県では8月19日から、軽症や無症状の一部の方を自宅療養とする方針に転換、9月7日の県のまとめでは、自宅療養待機は280人となっています。8月25日付の地元紙には、高知市の20代女性と母親が療養生活の実情を語った記事が「自宅療養で悪化、たらい回し」と題して掲載されました。内容を少し紹介させていただきます。

体調が急に悪化してからですけれども、保健所からは緊急連絡先が示されておらず、母親は夜間診療がある近くの病院に連絡した。すると「うちでは対応できない。保健所へ」と言われ、濃厚接触者に渡される文書に載っていた番号に連絡。今度は「夜間に対応できる人がいない」と、市の地域保健課の番号を教えられた。そこでは「県に連絡を」と言われ、県庁の代表番号へ。どこかの部署の職員が受入れ病院を探してくれたが見つからず、結局救急車を呼んだ。間もなく救急車が来て、隊員が血中酸素濃度を測定。たらい回しにされている間に、症状が落ち着き、数値も平常だった。女性は不安から「病院へ行きたい」と言ったが、「軽症なので」と受け入れられなかったという内容のもので、自宅療養の不安さが出ていていると思いますが、また、家庭内感染のおそれとか、それから、急変時の不安がとても大きいと思います。実際にはこれはもう改善、高知市の場合ですけれども、どのような対応になるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

感染者の療養や受診・入院に関する調整は高知県と各福祉保健所が行っております。陽性が確認され、自宅療養となった方には、パルスオキシメーターの貸出しを行い、自宅での体温や酸素濃度の測定値や症状などの健康状態を、福祉保健所がアプリとかを使って入力にて確認して、さらに電話で直接状況を把握していると聞いております。

自宅療養は、基本的には同居家族がいる方や近隣に親族等がおり、状態確認や買物などの支援を得られる方としており、体調の変化がある場合や既往歴、年齢等も考慮して判断されて、必要時には宿泊療養施設や入院への切替え調整を行っているとのことでした。

また、8月24日からは自宅療養中の状態悪化に迅速に対応できるよう、県と高知市で自宅療養者用の緊急連絡専用電話を開設されているようです。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、県と福祉保健所でもう対応しているという状態で、先ほどの事例のようなことはない、パルスオキシメーターも配布されたということでお聞きいたしました。何とか不安解消できるようになってきたのではないかと思います。

それでは、②の質問に移ります。この②の質問については、昨日、同僚議員から質問があつて答弁をいただきましたので、ちょっと違う観点からお聞きをしたいと思います。

家庭で感染者の療養と言っても、普通の家ではトイレ、洗面所、風呂、廊下などは家族共用で動線を分けられません。長期になればなるほど感染リスクは高まるし、急変患者への対応も難しくなります。

この点から、臨時医療施設が必要だと思ったわけですが、全てそのあたりは県でも対応を検討しているとお聞きいたしました。そうしますと、情報共有というか、情報交換、県との協議の場というものはあるでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 実際に保健所と自宅療養の方についての協議の場というのはございませんが、応援協定を結んでいる関係がありまして、この間うち、中央東福祉保健所ですごく人数が多くなったときには、香美市の保健師が計2人、先週と先々週1人ずつが対応に行きまして、そのときに、こういう状況になっていて保健所が大変だとは把握しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 2人の保健師が対応してくださったということで、香美市におきましては非常に地域も広いですね、山のほうもありますので。やはり課長は、こうした臨時医療施設というのは必要だという認識でしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

できれば、やはり民間医療機関の御協力等をいただいて、皆さん、軽症の方も入院できるのが一番ベストだと考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、③の質問に移ります。

県内で新型コロナの感染が急拡大する中で、妊婦の感染も増加していると聞きました。千葉県ではコロナに感染した妊婦が受入れ先が見つからず、自宅で早産し、赤ちゃんが死亡する悲しい事例が発生しました。入院して適切な医療が受けられていればと残念でなりません。このようなことがないよう、万全な対策が必要です。妊産婦の場合の対応についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 県のほうでも、周産期医療の提供体制については一定決まっていたんですが、いろいろ変更とか追加とかもされて、新しく対応が変わった部分もありますので、全般的に今の状況を御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症を疑う妊産婦及び新型コロナウイルス感染症患者への医療

提供体制については、高知県産婦人科医会と高知県で協議し、取扱いを決めております。

新型コロナウイルス感染を疑う妊婦への対応は、軽症で入院加療が必要でない妊婦には各医療機関、かかりつけにおいて必要な医療を提供し、症状の程度から入院が必要な妊婦については、J A高知病院、国立高知病院、高知大学医学部附属病院、それから、幡多けんみん病院に入院するようになっております。その後、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、感染症指定医療機関である高知医療センターと幡多けんみん病院のほうに転院となっております。高知県では、新型コロナウイルス感染症と診断された妊産婦・出生児は、全例入院ができるような体制とお聞きしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今のところ全員が入院できるということで安心しました。

それでは、④の質問に移ります。

新型コロナウイルスのデルタ株の影響で、これまで少なかった子供の感染が増えてきました。保育園、幼稚園は密な接触が多く、感染対策が難しい場面もあると思います。また、小・中学校では夏休み明けで子供の心身の状態や変化にも目配りしながら、体調管理、マスクの着用、手洗い、3密を避けるなど、今まで以上に感染から子供を守る体制を強化することになると思います。

この子供の感染急増を受けて、保育園、小・中学校での感染対策について、これまでの対策ももちろん必要ですけれども、強化した対策とか、新たな対策、今後の対策などをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防に関しましては、従来のことにもずっと繰り返ししております。保育園では基本的な感染予防策であります手洗い、消毒の徹底や室内の十分な換気、できる限り密にならない工夫、全職員のマスク着用の徹底や登園前に園児や保護者の体温測定に依頼、コロナウイルス感染状況等により、その都度、感染予防の注意喚起文書を保護者へ配布するなど、できる限りの対策を行っております。また、県の警戒ステージによっては、行事等の見直しを臨時的に園長会等を開きまして決定しているところです。

学校では感染防止の3つの基本である、基本的距離の確保、マスクの着用、手洗いを徹底するとともに、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」や、県からの通知文書、保健所からの指示に基づき、その都度、感染防止の徹底を行うよう指示しております。小・中学校では、その指示の趣旨を教職員全員で確認し、感染防止に向けて万全の対策を行っております。なお、学校では、サーマルカメラの導入等の備品や学校施設への感染対策として、空調設置などの整備も行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、当然今までの対策を十分繰り返しながらということですが、感染対策に関する備品とか機器類というものは、もう必要なものは整備されたということによろしいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

100%十分かと言われればどうかというところもありますけれども、できる限り対策をさせていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 保育園では、やっぱり子供とどうしても近くなりますよね。子供はマスクとかもできない状況かと思いますが、そのあたりで職員の方のワクチン接種状況はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、希望する教職員や保育士、パート職員も含めて、ワクチン接種機会の提供を行っており、順次ワクチン接種を行っているところです。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） コロナがいつ収束するか分からないので、対策をずっと続けていくということで、先生方もかなり神経を使っておられるかと思いますが、子供たちを感染から守るために対策を強化していただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。介護保険制度についてお伺いいたします。

今年8月から介護保険制度の見直しで、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの介護保険施設入所者の補足給付の資産要件が減額されました。

資料①を御覧ください。補足給付の預貯金要件の見直しというところです。これまでは、預貯金が年金収入等80万円以下の場合には、単身1,000万円、夫婦2,000万円ということで表になっていますけれども、年金収入等80万円超120万円以下は第3段階①ということになります。年金収入等120万円超は第3段階②ということで、今までは単身が1,000万円、夫婦が2,000万円でしたが、それぞれ第2段階、第3段階①、②ということで分けて見直しをされております。

そして、食費の負担限度額の見直しでは、年金収入等80万円以下と年金収入等80万円超120万円以下は見直し後も同じなんですけれども、年金収入等120万円超は650円から1,360円に施設入所者の場合は値上がりしております。ショートステイ利用者の場合は、第2段階、3段階①、②のそれぞれが値上がりしている状況

になっております。

資料②を御覧ください。私が手書きで作りましたもので、ちょっと見づらいかと思いますがけれども、例として、市内の特別養護老人ホームの利用料を上げてみました。要介護4、年金収入等120万円超という方になります。食費が値上がりするわけですがけれども、こういうふうになっておりまして、サービスの報酬単価や加算は、その施設の形態や体制等によりサービス利用料が異なっています。食費は値上がり前と値上がり後で書いていますけれども、居住費は変わりません。多床室、従来型個室、ユニット型ということで分けて書いておりますけれども、それぞれそういう金額になります。この利用料以外にも、日用品とか、散髪代とか、おやつ代とかがかかってきます。

高額介護サービス費というのがありまして、一定以上負担をすると返ってくるというものですけれども、これを利用したとしても、特に年金収入120万円を少し超えた方がユニット型に入所する場合には、なかなか余裕のないぎりぎりの状態、もしくは不足する状態になってきます。こうした負担増により、施設利用が困難になったケースなどはなかったでしょうか。必要なサービスが利用できなくならないよう、利用者の状況把握に努め、適切な対応が必要になってきます。今回の負担増の影響と見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

食費、居住費にかかる負担額の変更は、在宅で暮らす方との食費、居住費にかかる公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金をお持ちの方には食費負担額の見直しを国が行うものとして、令和3年8月分から始まっております。始まったばかりですので、まだ現時点では施設利用が困難になったという方等の相談はありません。また、食費とか居住費の特例減額措置制度がありますので、もし大変という方がおいででしたら相談いただければと思います。

課としましても、状況把握には努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 私もちっと施設のほうに聞いたりしたら、今のところはなかったようですが、ただ、そういう可能性がある方がおいでで、説明をされて何とかサービス利用の継続ができたというお話もお聞きしたところです。

例えば、要介護4の事例の場合、食事の特例減額措置制度を使ったとしても、ユニット型はなかなか利用が厳しくなってくると思うわけですね。そうすると、多床室とか従来型個室になってくるかと思うんですが、金銭的に出せるか出せないかで、今後施設の振り分けというか、施設の利用というのは、そういう状況でいくとどこでも利用できる形にはなっていないことになりまして、多床室、従来型個室を希望する方が増えてくるということになると、またここがなかなか入所できないと。多床室、従来型個室は、低

年金で暮らされている方が、やっぱりこういうところを利用すると。でも、ユニット型で今まで利用できていた方が、この多床室、従来型個室の利用になってくると、ますます入所が厳しくなって、入所利用できないという状況が出てくるんだと思うんですけれども、そのあたりはどのような見解をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） この制度が始まる前から、多床室のほうはなかなかいっぱいということがもう既にあるところですが、やはり希望する施設に入れるというのが一番いいと思います。その事業所とか事業主とも連携をとりながら、状況把握に今のところは努めていくことで対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後もこういう状況が、介護保険の見直しのたびにどこかが値上がりをしていっている状況がずっと続いていますので、ぜひそういった動向にも注視をしていただいて、高齢者の皆さんが困らないような対応をしていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

介護職員の確保に関してですけれども、施設側は慢性的な職員不足に大変苦慮しています。特に訪問介護の現場では、需要に対応できない状況があると聞いています。こうした状況に対して、第8期介護保険事業計画では、重点施策として国・県と連携を図りながら、参入促進、定着支援、資質向上の取組の実施、市独自の支援策の検討が挙げられています。

6月定例会議での同僚議員の質問に対して、事業者へのアンケートやヒアリング、ワーキンググループを立ち上げたとのことでしたが、その後の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

今後、サービス事業者や各関係機関にヒアリングを行ったりしながら支援策を検討していくという、ワーキンググループは確かに立ち上がったんですけれども、コロナの関係で、ヒアリングというか、一緒に検討していただきたい訪問介護の方でありますとか、通所のデイサービスの方、ケアマネジャーの方、事業所のスタッフの方、事業主の方、それから、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとか、いろいろお話を聞きたいところなんですけど、コロナで少し停滞して、まだ進捗はしておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） まだ進捗していないということで、なぜ私がこの質問を短い間に上げたかといいますと、今まで私も介護職員の確保に関して何度か質問したんで

すけども、今までは国とか県とかと連携して取り組むというふうな答弁だったんですね。それが第8期の中では市独自の支援策の検討ということで上げられたんです。これは一歩前進だと思うんですね。それで、来年度に向けてやはり取り組んでいただきたいとの思いでこの質問を上げたわけですが、課長としては来年度、こういうまだコロナの関係でできていないところがありますけれども、取り組むお考えはあるのでしょうか、それだけでもお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） できれば間に合わせたいところですが、やはり一度作った施策というのは、なかなかもうそのまま走っていきますので、じっくり検討していかなければいけないと考えております。国・県の状況も見ながら、また、チャンスを見つけて、ヒアリングをさせていただきたい事業所の方とは、コロナが少し落ち着いたらまた会はできると思いますので、状況を見ながら、すごくいい案がすぐに出たら来年にでも間に合わせたいところですが、じっくり構えて考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 効果的な施策をとということになるかと思うんですけれども、また先進地の事例なども検討していただいて、やはり介護職というのは大変大事な職種ではあるんですけれども、社会の中では非常に評価が低いと思うんです。また、報酬も全産業の平均から比べると10万円ほど低いというふうなことも言われています。処遇改善が必要だと思うんですけれども、そうすると、今の介護保険制度の仕組みでは介護保険料や利用料に跳ね上がると。だから、今の状態でやっても、やっぱりこの介護保険制度の中ではそういうことになっていますので、新たな仕組みが必要ではないかと思うんです。

市長にお聞きいたします。香南香美老人ホーム組合の組合長でもありますし、介護職員の不足というのは切実に感じられていると思うんですけれども、介護保険制度の利用料とか保険料に跳ね上がる仕組みの中で、どう介護職員の確保をしていくかというところ、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 介護問題についてお答えしたいと思います。

言われるように、本当に介護職の方を施設が確保するのは大変な状況になってきております。このままでは本当に施設が成り立たない状況で、議員もよく御存じのとおり、介護についてはそれぞれの役割を持った人たちが、どれだけの数でちゃんとそろって介護しているかどうかという基準がございますので、そこで1人でも資格を持った人がいないとか、外れたら1か月分をお返ししなきゃいけないとか、いただけないという、本当に厳しい制度の中で施設運営をしておりますので、施設を運営していく側としまし

ては本当に難しい問題になってきております。

さきの議員からもお話がいろいろありましたけれども、介護するのは家族の義務だと基本的には言われてきて、家で見なきゃならないんだということが介護の長い歴史でありました。そのために、娘であるとか、あるいは連れ合いの奥様とかお嫁さんのところに介護が回ってきて、ずっと女の仕事、陰の仕事として非常に社会的にも評価が低かったということが、現在の介護職に就いている皆さんの低賃金につながっているというふうに思います。

もう一つは、介護するということは身体の介護でありますので、大変介護する側にとってみたら負担が大きいわけであります。腰痛を持つ方も大変多い。そういう職場であります。そして、下のお世話をしなければいけない。臭う、臭いということもあります。なかなか若い人が率先してそういう職業を選ぼうとしないこともあります。ですから、議員が言われるように、社会的な認知がもっともっとされなければならない、もっともっと評価されなければならない、仕事にふさわしい労働条件ができなければならないわけです。まずは今、国において賃金を上げようと、上げた施設については応援しましょうということですが、厳しい状況の中で賃金を上げること自体がまずできない。やらなければ補助がもらえないということでもありますから、大変厳しい状況になってきております。

介護というのは、もう社会が見なければならない時代になってきています。改めて、この介護というのは、誰もが最後は人のお世話にならなければならない状況にあるわけですので、この介護をもう少し広い立場から支えていくことを、まず国民自体がやらなければならない、もちろん国もそういう方向へ誘導しなければならないし、それを支える人材をどう輩出していくのか、これは大きな流れを作らなければならないことだと思います。皆さんが全体で大きな運動を起こしていかなければ、前進していかない問題だと、大変深く難しい問題であると理解しています。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 本当に市長も切実な課題と受け止めていただきました。本当にそのとおりだと思いますし、この仕組みをやっぱり変えていく、今の状況の中ではとても対応し切れないと思いますので、そういったことが必要になろうかと思います。また、そういった声も挙げていければと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。成年後見制度利用支援について伺いたいします。

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金の管理などの財産管理や、介護、福祉サービスの利用計画や入所契約などの身上保護等の法律行為を、1人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約をして、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度で

す。

介護保険制度と同時に成年後見制度も導入されましたが、十分に利用されていない現状から、平成28年5月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。成年後見制度は、本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所が成年後見人を選任し、サポートする法定後見と、本人が元気なうちに、もしものときに備えてあらかじめ後見人を選んでおき、必要が生じたときにサポートする任意後見の2つに分かれます。法定後見の種類としましては、判断能力の低下状況等により、補助、保佐、後見があります。

以上を述べまして、①の質問に移ります。

成年後見制度の相談状況や利用状況についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

平成28年度から令和2年度までの5年間、成年後見制度における市長に対する審判の要請件数は、障害3件、高齢33件の合計36件で、市長が行った審判請求は障害で3件、高齢で27件、合計30件でございます。その他の窓口相談は年に数件程度にとどまっております。

年度ごとの市長が行った審判請求の推移は、平成28年度が7件、平成29年度が2件、平成30年度は8件、令和元年度が4件、令和2年度は9件となっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長が行ったというのは、市長申立てということでよろしいですかね。そうしますと、相談の状況というのは年々増えていっている状態なのか、そのあたりのことをお聞きします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

市長による審判要請の件数につきましては、年度によりばらつきはございますけれども、後見レベル相当の要請が主であった従来とは異なり、昨年度頃からは、身元保証人がいない、入院中のため日常生活自立支援事業が使えないといったケースに対応する、保佐レベル相当の要請が徐々に増えていると感じております。

また、意思決定能力はあるものの、身寄りのない方に対して、任意後見制度や遺言、死後委任事務の紹介を行ったりするケースも見られますが、一定の費用を負担できる者でないと利用は難しいのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 後見レベルから保佐レベルということで、そういう状況になっていることが分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

本市の相談窓口や支援体制についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

成年後見制度に関する相談につきましては、障害に関する部分で福祉事務所、高齢者に関する部分で健康介護支援課の地域包括支援センターが窓口となっております。

支援者となる家族等が不在で、後見制度の利用申立人が見つからない場合は、審査の上、必要と認められるものにつきまして市長申立てを行っております。また、市長による審判請求の結果、後見制度の利用を開始した方のうち、生活保護法の被保護者など、一定の要件に該当する方に対しましては、後見人等の報酬助成も行っております。

後見制度に係る一般的な相談につきましては、パンフレットの配布や専門相談窓口の紹介等を行っております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほど高齢のほうがたくさんとお聞きしたわけですが、高齢の場合は地域包括支援センターでの対応で、障害は福祉事務所ということで、社会福祉協議会でも相談等は受けていると思うんですけれども、そのあたりの状況というのは分かりますでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

社会福祉協議会での相談状況につきましては、詳細は存じておりませんが、恐らく御相談の方は、社会福祉協議会から市役所においでで、その窓口である一定振り分けられておるとというのが現状ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、③の質問に移ります。

2000年に制度が始まったわけですが、当初は、後見人を務めた親族による横領などが続発したため、最高裁が弁護士や司法書士などが後見人を務める、第三者後見を推奨しております。その結果、全国では約8割が第三者後見になっていると聞いています。身寄りのない高齢者が増えるにつれ、後見人が身上監護を求められるケースも増えてきます。業務の難易度や報酬の低さもあって、後見人の担い手が不足しているとも言われています。担い手の状況についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

市長による審判請求30件、これは①の御質問に対して申し上げました件数でございますけれども、これによりまして、家庭裁判所から選任を受けた後見人の内訳は、専門

職後見人が２４件、法人後見実施団体が６件、親族後見人と市民後見人はともにゼロと
なっております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 専門職後見人が多いということですね。先ほども述べまし
たけれども、身寄りのない高齢者が増えてくると、やはり後見人が身上監護と言いまし
て、買物に行ったりとか、洗濯物を届けたりとか、特に、在宅の方なんですけれども、
そういった身の回りのお手伝いも増えてきます。そういった中で、そういう業務も増え
ながら後見人を受けていくわけなんですけれども、その上、報酬が払えないというよう
な状況の方も出てこようかと思うんですが、担い手に関しては現状、専門職が多いわけ
なんですけれども、今後、高齢者も増えてきますので、このままの状態で行っていると考
えていますか、何か課題があるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この成年後見制度につきましては、制度利用開始後は、基本的に対象者の方が死亡す
るまで支援を継続することになっているために、累積的に利用者が増加していくことにな
ります。こういったことから、将来においても担い手不足が顕在化してくることは目
に見えておりまして、最大のこれからの課題ではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 高知市などでは市民後見人の養成をしていたりということ
もお聞きするんですけれども、そういったことについてはどういった認識でしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

まずは、やはり専門職後見人が確実に増えていくことが望ましい方向ではございま
すけれども、市民後見人の養成等につきましては、それを補完するといったところでど
のような対策が取れるのか、今後、国等の動向も注視しながら情報を収集したいと考
えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 高齢者が増えてくる中で、こういう対応をしていかなけれ
ばならないケースも増えてくると思いますので、そのあたりはまたいろいろな情報をつ
かんで対応していただきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市区町村は２０２１年度までに計画を

作成し、中核機関を設置するよう求められています。その中核機関となる権利擁護センターは、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において適切に必要な支援につなげるため、地域連携の仕組みである地域連携ネットワークの構築を図ることとされています。本市では令和6年度中の設置を目指すとしていますが、この中核機関である権利擁護センターについてのお考えをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 山崎議員、1個飛んだんじゃないですかね、④の質問が。

○11番（山崎晃子君） 失礼しました、飛びました。

それでは、④の質問に移ります。

成年後見制度を推進するための本市の取組状況についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律におきまして、市町村は当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、令和2年度、この市町村計画といたしまして、障害部門では第3次香美市障害者計画に権利擁護制度の利用促進を、高齢者部門では第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に成年後見制度の普及促進を盛り込みました。また、成年後見の利用促進に向けた協議の場として、令和2年度には香美市権利擁護連携協議会を設置しております。その他、関係機関と成年後見制度や意思決定支援についての研修も開始しておりますが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響のため、予定していた研修会は中止となっている状況でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 協議の場である権利擁護連携協議会を設立されたということですけども、今まで会とかもされたと思うんですけども、こういった内容になっていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市権利擁護連携協議会につきましては、令和2年10月12日に第1回の協議会をもちまして、席上では幾つか議題はございましたけれども、成年後見制度利用促進体制の整備についての議題では、この体制が必要である背景の確認と、それから、今後の方針案といったことを協議されております。そこで、先ほど議員も触れられておりました、令和6年度までの権利擁護センター・中核機関設置のスケジュール案につきましても協議したところでございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それぞれ計画の中に乗せてということでお聞きいたしまし

たけれども、これの周知をしていく必要が、後見制度についてはあると思うんですけれども、そのあたりはどういうふうにいたしますか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

制度の周知につきましては、その方法等を今後またこの協議会においても十分検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これからということですが、十分皆さんに知らせていただきたいと思います。

それでは、⑤の質問ですけれども、これは先ほど言いましたが、どうしましょう。もう一回言ったほうがいいでしょうか。

○議長（利根健二君） もう一回言ってください。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、⑤の質問をもう一度読ませていただきます。

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市区町村は2021年度までに計画を作成し、中核機関を設置するよう求められています。その中核機関となる権利擁護センターは、全国どの地域においても必要な人が成年後見人制度を利用できるよう、各地域において適切に必要な支援につなげるため、地域連携の仕組みである地域連携ネットワークの構築を図ることとされています。先ほどの答弁にもありましたけれども、本市では令和6年度中の設置を目指すとしていますが、中核機関・権利擁護センターについてのお考えをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

判断能力の有無にかかわらず、家族や支援者のいない高齢者、障害者等の支援につきましては、緊急時の対応や入院、入所時における身元保証人の問題など、様々な問題・課題を抱えておられます。

一方、前述のとおり、後見制度の担い手不足という問題もあり、権利擁護センター・中核機関がこれらの課題に対してどのような役割を担えるのかについて、香美市権利擁護連携協議会で今後検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後協議会で検討するということですが、国は2021年度までに中核機関を設置するようというところで、なかなか中核機関の必要性が自治体でもちょっとばらつきがあるともお聞きしたところなんですけれども、課長としましては、この権利擁護センターの必要性というのは認識をしておられるということでしょうか。権利擁護センター事業の役割として、私は、調整機能とか、担い手をつなぐマッチ

ングとか、そういったところも入ってくると思うんですけれども、今の体制では今後増えてくるであろう相談に対応できていけないと思うので、この権利擁護センターは必要であると思うんですけれども、そのあたり、課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

令和２年度の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果というのが出ておりまして、これによりますと、中核機関設置状況が１万人以上５万人未満の自治体では約１２％、５万人から１０万人未満の自治体では１６％、１０万人以上５０万人未満の自治体では２２％、５０万人以上の自治体では４８％と、やはり人口規模が大きい自治体ほど設置状況が良好であることから見ますと、やはり活用できる社会資源が豊富である自治体ほど進んでおるといったことが如実に表れておるようです。

また、未設置自治体での課題が挙げられておりまして、その中では予算の確保や委託先との調整、中核機関を担う人材の不足、専門職団体や家族との調整といったことが大きな割合を占めておる状況にあるようです。

様々な課題がある現状ではございますけれども、本市といたしましては、できるだけ既存の組織や機能を活用いたしまして、この中核機関・権利擁護センターの設置に向けて準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 今の段階では、それぞれの窓口が対応できていっているということだと思うんですけれども、やはり、そこに行けば対応ができる一つの窓口をつくるということは、市民にとっても安心につながるのではないかと思いますので、またその方向でお願いしたいと思います。今後、高齢者も増え、認知症の方も増えてくるとも言われていますので、こういう制度、こういう機関がますます必要になってくると思います。対応は抜かりなくお願いしたいと思います。

それでは、４番目の質問に移ります。

○議長（利根健二君） 午後２時４５分まで休憩いたします。

（午後 ２時３２分 休憩）

（午後 ２時４４分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

１１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） それでは、引き続いて質問させていただきます。

４、生理の貧困問題についてお伺いいたします。

①です。

今年３月、高校生以上の生徒・学生を対象にした調査で、５人に１人が経済的理由で生理用品を買うのに苦勞と報道され、生理の貧困が大きな問題となりました。この問題について、６月県議会で知事は、女性の活動が制限されたり、活躍の機会を失う可能性のある問題、社会全体で取り組む必要があるとの認識を示し、生理用品購入の予算を計上しています。さきの６月定例会議でも同僚議員が質問をいたしましたけれども、県議会で知事がこういうふうに答弁をしましたので、迅速に対応していただきたいの思いから質問させていただきます。

本市での取組を具体的にお聞かせください。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター所長、猪野高廣君。

○ふれあい交流センター所長（猪野高廣君） 山崎晃子議員の御質問にお答えします。

生理の貧困につきましては、先月、県から調査依頼がありましたので、その調査内容等について説明をいたします。

令和３年８月１１日、高知県子ども・福祉政策部人権男女共同参画課より、県内各市町村に女性の活躍支援（生理の貧困）事業への協力について調査依頼がありました。

この事業は県が国の地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）を活用し、コロナ禍で孤独・孤立、貧困などの困難を抱える女性を対象に、生理用品の配布をきっかけに社会とのつながりを回復させることを目的としております。

調査内容は市の担当窓口、配布施設、相談支援施設の調査で、担当窓口はふれあい交流センター、配布施設は市役所本庁舎、香北・物部両支所、ふれあい交流センターの４か所、相談支援施設は福祉事務所、健康介護支援課、香北・物部両支所の市民生活班、ふれあい交流センターの５か所としまして、８月１９日に回答しております。

具体的な取組はこれからということになりますけれども、内閣府男女共同参画局のホームページには、全国市区町村の取組が紹介されておりますので、それらも参考にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 取組はこれからということで、ぜひいい方法でお願いしたいと思っておりますけれども、この相談支援施設は、福祉事務所、香北・物部支所とかは分かりましたが、ふれあい交流センターでの相談というところは、ちょっと私も初めて聞きますけれども、ふれあい交流センターでの相談窓口というのはどういうものになるのでしょうか。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター所長、猪野高廣君。

○ふれあい交流センター所長（猪野高廣君） お答えいたします。

ふれあい交流センターの事業は、大きく基本事業で６つ、特別事業で３つありますけれども、その基本事業の中に相談事業というのがあります。地域の方にお願ひしまして、地域市民の生活相談であつたり困ったことについて聞いて報告書にまとめていただき、

毎月ふれあい交流センターに持ってきてもらうようにしております。持ってきていただいた報告書をもとに、どういう相談内容であったとか、また、相談員の方ではどうにもならないようなことで、市役所各課につながなければいけないことなどがいいのかとか、あるいは困窮世帯の方で非常に困っているようなところがないか、ふだんと変わったようなことがなかったかというような相談を、月1回するようにしております。

相談事業につきましては、今年度より少し強化していこうということで取り組んでおります。生理の貧困についての相談というのはまだありませんが、今後そういうような相談が出てきた場合には対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この生理の貧困問題ですけれども、ふれあい交流センターが窓口ということになったわけですね。ジェンダーの視点からいったら、ふれあい交流センターが窓口でいいかと思うんですけれども、そうしたら、学校では何かこの予算とか、調査に関して質問とか、取りまとめせないかん状況とか、学校は入っていないということですかね。

○議長（利根健二君） 相談窓口としてということですか。

○11番（山崎晃子君） この調査のほうですね。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター所長、猪野高廣君。

○ふれあい交流センター所長（猪野高廣君） 調査の内容としましては、市における担当者連絡先、いわゆる市の担当窓口、配布施設、それと相談支援施設の3つで、相談支援施設は具体の担当課を書いてきてくださいという調査でした。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、学校とかは入っていないくて、別に何か学校のほうにそういった調査が来ているとかということはないですか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

私の知る限りでは、まだ調査は来ておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

今調査をされて、取組はこれからということですが、いつまでに取り組まなければならないとかありますか。できるだけ早い対応がいいかと思うんですが、そのあたりはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（利根健二君） ふれあい交流センター所長、猪野高廣君。

○ふれあい交流センター所長（猪野高廣君） お答えします。

今のところいつまでに取り組まなければならないというような指示はありませんけれども、先ほど申しました県の人権男女共同参画課の調査につきましては、取りまとめ次第、高知県人権男女共同参画課及び高知県社会福祉協議会のホームページに記載することをございます。

また、県からの依頼としまして、広報誌等による本事業の周知についても御検討いただきますよう、お願いしますということです。山崎議員も先ほど言われたように、県の6月県議会において予算も通っておりますので、近々準備等、事業を開始するのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

そうしたら、②の質問に移ります。

徳島市では、市の庁舎や図書館等に生理用品無料配布システム「オイテル」を設置して対応していると聞きました。これは、個室トイレに配布用機器、ディスペンサーというものですけれども、これを設置して、その設置した個室トイレに利用者が入室し着座すると、センサーが感知して広告映像が2分間流れるというもので、利用者は専用アプリを起動させたスマートフォンをディスペンサーに近づけることで、生理用ナプキンが1個無料で提供される仕組みとなっています。オイテル株式会社は、広告収入を得ることでディスペンサー設置等にかかる費用、生理ナプキン購入等を確保し、市は、ディスペンサーを起動させるための電気料金を負担するということです。こういうことも一つの方法ではないかと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

庁舎管理の担当課の立場でお答えさせていただきますと、市役所のトイレに設置すべき消耗品としまして、トイレットペーパー、ハンドソープ、ペーパータオル等を設置しております。それに加えて、生理用品を無料で配布できる装置である「オイテル」を設置できないかとのことですが、「オイテル」は先ほど議員からも申されたとおり、スマートフォンアプリが必要なため、経済的に困窮している方に向けたシステムではないように思われます。また、そのまま手洗い付近に置いて御自由にお使いくださいというのも、なかなか女性が使いづらい上、大量に置くと盗難の危険性も考えられます。さらに、トイレブースの中へ箱等を設置いたしましても、生理の貧困とは別の事情で消費されることが多いのではないかと思います。

今後、社会的な常識として、公共施設へ生理用品を設置することが高知県内でも標準的なものとなれば検討したいと思いますが、今のところ「オイテル」自体を設置する計画はございません。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今のところ置く予定はないということでお聞きいたしました。スマホは情報機器ということで、もう皆さん一般的に使われていると思いますので、困窮には向かないとはならないと思います。一部のお店なんかでは、トイレにトイレットペーパーを置いたり、それから、生理用品をちょっと置いてくれているところもあります。そういうことが一般的に本当になったらいいんじゃないかと思いますが、その点ではどうでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（利根健二君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

それぞれの家計の中で使えるお金の総額というものは、どの家庭も限られておると思います。その中で、何に優先してお金を使うかということに関しましては、一人一人違うと思います。例えば、今回の「オイテル」はスマートフォンアプリが必要なものですので、スマートフォンは所持できても生理用品は買うお金がないというのは、生理の貧困というキーワードから見ると、第三者から見て違和感があるのではないのでしょうか。私は、それよりも、一般的にトイレに置く消耗品として、トイレットペーパー、ハンドソープ、ペーパータオルと同じように、公共施設に生理用品を置くことが社会の風潮や常識となってから置くほうが、一般市民の目線から見たときも理解が得られやすいのではないかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今、課長から御答弁をいただきました。生理の貧困がもとにはなっているんですけれども、先ほど課長が言われたように、一般的に生理用品が公共施設に置かれるような状況、ジェンダー平等の視点ということになるかと思うんですけれども、そういう社会が来てほしいと思うわけですね。この「オイテル」を置いた徳島市でも、生理に関する様々な負担の軽減やジェンダーギャップ解消推進の機運醸成を図るため、市庁舎等にこの「オイテル」を設置したということです。貧困から発したことですが、もう一般的に生理というものに対してオープンにできる社会になっていくことが一番いいわけですね。そういうことを目指していくということだと思いますので、そういう社会に向けて取り組んでいくというところで、ふれあい交流センターが生理の貧困に対する窓口になったのだと私は思っていますので、ぜひそういう取組を進めていっていただきたいと思いますし、また、この「オイテル」は一つの方法ですので、ほかにいい方法があったらぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

女性は生涯で平均して35年から40年、生理とともに過ごす期間があると言われていいます。生理中はいらいらしたり、おなかや頭が痛くなったりと、肉体的にも精神的にも苦痛を伴う方が多いのではないかと思います。そうした状況を社会全体で理解しても

らうためには、生理への正しい理解が必要です。そのためには、学校での性教育が重要になってくると思います。

県では、子供たちが生理への正しい理解を深め、男性教員も含めて学校全体で適切な指導ができるよう、産婦人科医などの協力も得て、性に関する手引を策定しています。本市での取組状況についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 本市の取組についてお答えいたします。

本市では、今年7月13日に香美市学校保健委員会を行い、小・中学校の管理職、保健体育担当教員、養護教諭等、各校2人ずつが参加して、性に関する指導の推進について情報交換及び実践交流を行いました。当日は、高知県教育委員会から講師を迎え、性に関する指導の手引を活用した指導充実について、具体的な助言や授業例も紹介していただき、2学期以降も各校で適切な指導を行っていくこととしております。

学校では、性に関する指導を適切かつ円滑に進めるためには、全教職員による共通理解や役割分担による協力が不可欠であり、学校規模や児童・生徒の実態等の状況を踏まえて指導に当たるために、性に関する指導の手引は非常に参考になる冊子であり、経験年数や男女にかかわらず適切に指導できるよう作られており、非常に役に立っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 学校で役に立つ手引ということで、小学校1年生から系統立てて指導できる形で作られていたと思います。生理の問題からジェンダー平等の視点を考えたときに、やっぱり基礎となる性教育というのは非常に大事なものだと思いますので、引き続いて御指導していただきたいと思いますが、この点について、教育長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃっていただいているとおり、幼い頃からのジェンダーフリーに対する教育の在り方ですとか生理の貧困等も含めまして、性の教育は特に急速に社会が変化する中におきましては大事な、そして、必要な教育であると認識しておりますので、先ほど紹介を課長からいたしました手引等の活用により、一層教育の充実を図ってまいりたいと思います。

なお、年間計画には、小学校1年生から中学校3年生までを確実に位置づけるということになっておりまして、それらは進捗状況も見させていただいておりますけれども、熱心に取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 生理については、昔、今もそうなんですけれども、何となく恥ずかしいということがあります。でも、生理に対する正しい知識を身につければ、オープンに言えるような形になると思いますので、そういう社会になるように、できるだけ早く社会全体で理解を深めていただければと期待をしております。

それでは、5番目の質問に移ります。熱海土石流災害の教訓について伺いたします。

今年7月、静岡県熱海市伊豆山地区で大規模な土石流災害が発生し、多くの尊い命が奪われました。報道では、土石流の起点になった土地には、谷を埋めるように大量の建設残土が持ち込まれ、その盛土などが大雨によって崩れ落ち、住宅を押し流しながら約2キロメートル下の伊豆山港まで到達したとのことでした。

近年の大雨の状況を考えると、本市においても土石流災害の危険性は高くなっていると考えます。本市は雨量も多く、降り続く雨にこのようなことが起こらないかと心配する声を聞いています。そこで、本市の状況について伺いたします。

①です。

本市の盛土・残土の状況についてお聞かせください。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

香美市には大規模盛土造成地はありません。市における盛土・残土等管理箇所は4か所の残土処理場があります。小規模等で宅地造成以外の個人による盛土の状況把握はできていません。

現在、土石流災害を踏まえ、国の関係省庁局からの依頼により、盛土箇所総点検を行う予定となっています。建設課では、形成時期が分からず、住民等からの通報箇所について整理をするような予定であります。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 調査を今しているということですが、そうしますと、この調査は建設課だけじゃなくて、それぞれ別々にほかのところへも来ているということですか。例えば、山のほうであれば農林課でというように来ていると理解してよろしいですか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

国からの依頼文書が県へ来て、県からの文書という形になりますが、県からは、土木部、農業振興部、それと林業振興・環境部からの文書になっておりますので、各市の担当課へ行って、担当課から出して、県で集計するというふうな形で認識しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 住民の方からの通報と言われたかと思うんですけども、これは地域に向けて町内会や自治会長を通じて、そういう調査をするということですか、そういう調査はしないんですか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今のところ、地域のほうへの依頼という形は考えておりません。過去に地域から建設課へ来た、こんなのがあるよという情報を持っているので、それを整理していければと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 過去の情報をもとにということですけども、ひょっと過去どれくらい情報があつたのか、件数が分かればお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

規模や、盛土量何ぼとか、地山の角度が何ぼとかいう形もありますが、地域からの情報ですので現地確認はしており、大体4か所程度報告したいと、すべきじゃないかなという結論になっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 分かりました。

そうしたら、次の②の質問に移ります。

盛土・残土などの管理についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

市にての管理という形になりますが、現在4か所の残土処理場が市にはございます。その中で、周囲の地形・状況等を考慮し、最小限の公共残土を受け入れています。現在も、原則残土場として利用していますので、定期的な現地確認を行い、補修などによる対応をとっています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） そうしたら、③の質問に移ります。

山の傾斜等を削って開発することに対して、心配する声なども聞きますけれども、特にその下に家がある場合とか、農作物を作っている田畑がある場合など、住民の生命と財産を脅かすような開発について、法的に規制する仕組みをつくってはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在、土地利用規制等の10法及び廃棄物等の規制によ

り、国の関係省庁などから総点検依頼が始まったばかりですので、今後、国の動向を関係部署にて注視する時期と考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうですね、始まったばかりということですので、分かりました。

それでは、④の質問に移ります。

熱海土石流災害を教訓に、市独自の法と書きましたけれども、市では条例になるかと思いますので、条例整備の必要性について見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

前段にも述べましたが、国の動向にもよりますが、条例等が必要となれば、今後、県及び関係市町村との協議ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、急傾斜地の中山間地域が本市では多いわけですが、そういったところにおいて、災害の危険性を考慮した対応策は必要という認識はされていると思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然必要なことですし、危ないところでの危ないことについては考えなければなりませんが、やっぱり土地利用規制の10法及び産廃物の規制等がありますので、その中で各課、各省庁なりでの対応という形にはなってくるのではないかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 急傾斜地について、イエローゾーンとかレッドゾーンといったものが災害のほうでも出てくるんですけれども、個人の所有地でもそういったイエローゾーン、レッドゾーンの土地利用について、市が意見を上げていくといったルールづくりが必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりはどのようになっていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほど来述べておりますが、国の10法の中で、宅地造成とかになれば都市計画法、農業地域、農振地域であれば農業に関する法律、森林であれば森林法、また、自然公園なりというふうな形がありますので、その法律の中で動かなければならないとは思っています。

また、建設課サイドとしましては、あくまでも宅地造成的なことになれば基準的なも

のという形で入れるんですが、宅地造成でなければなかなか入れないところもありますので、各省庁なりの対応を今後注意しておかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

そうしたら、最後の質問に移ります。新大栃橋周辺の安全対策についてお伺いいたします。

大栃橋の架替え工事は来年7月頃に完成予定となり、現在、橋と国道の取り合わせ工事を施工中と聞いております。この橋が出来上がるのを楽しみにしているという市民の声をたくさん聞いております。しかし、JAガソリンスタンド前が坂でカーブになっておりまして、見通しが悪く危険だとの声も聞きました。また、国道から大栃方面、県道になりますけれども、それと奥物部ふるさと物産館出入口、奥物部ふれあいプラザ駐車場進入口はどのようになるのか、運転者や歩行者が危なくないようにしてほしいという声も聞きました。現在の橋は道幅が狭く、トラックなどの大型車はすれ違いができないため、橋の入り口で一方が通行するのを待って通行していますが、新しい橋はスピードを落とすことなく大型車のすれ違いもできるようになると思います。スピードも出やすくなるのではないのでしょうか。橋周辺の全体的な安全対策を講じる必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

用地、また、予算等も限られていることから、その中でできる限りの安全対策等も含め、利便性を考慮しての実施と考えています。また、警察などの関係機関とも十分協議を行い、過去、物部町自治会長会などでも説明しています。ただし、図面等による地域説明であることから、道路の高低差など分かりにくい面もあるため、今後、道路線形などが形として見えてきた時点で、支所を通じて地域への説明を再度行わなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 確かに今の状況ではどういうふうになるのか、ちょっとイメージがわいてこないのです、もう少し出来上がってきたら、もっと分かりやすくなってくるかと思うんですけれども、そうなりますと、今は新たに安全対策として何かをするような状況ではないということでしょうか。ちょっとスピードなんかも出るので、道路の路面に何か敷くというか、そういったものがあるかどうかあれですけど、注意喚起の標識をすとか、実際通り出してからということも出てこようかと思うんですけれども、そのあたり、ほかに具体的に安全対策を講じるようなことがあるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 橋を渡って物部サイドへ行けば変則的な交差点とはなりますが、歩道として確立したものができますので、歩行者の安全管理はできておと思っています。あと、スピードについてはモラルの問題ですので、どこまで制限するということは現在考えていません。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 物部町の方はすごく橋が出来上がるのを楽しみに待っていますので、危険のない安全な形で橋の通行ができることが一番いいことだと思います。地域の皆さんに説明も十分していただいて、また地域の声も聞いていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

（午後 3時24分 休憩）

（午後 3時26分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 9番、自由クラブ、村田珠美です。議長の許可を頂きましたので、一問一答方式で3項目の質問をさせていただきます。午後からのお疲れのところだと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の小学教科担任制についてです。

文部科学省は、2020年度から公立の小学5、6年生で導入準備が進む教科担任制の教科を、英語、算数、理科に加えて体育も対象教科といたしました。現在、小学校では、担任がほぼ全ての教科を教える学級担任制をとっていますが、導入されると、これまでの学級担任制とは変わり、どのように子供たちの学習に変化が出てくるのでしょうか。

①の質問です。

教科担任制についての見解をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

教科担任制は小学校高学年において整備を図り、専門性の高い教科指導を行うとともに、学校の働き方改革を進めるためにも必要なものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 次に②の質問に移ります。

中学校になると、教科担任制で教科によって先生が異なります。従来の学級担任制とは違いますので、中学 1 年生になったばかりのときは、少し慣れるまで時間がかかる生徒もいたと思います。教科担任制が始まりますと、中学 1 年生になって戸惑うことも少なくなり、よいことかも分かりません。先ほど御説明があったとおりだと思います。

また、体育、音楽、英語などの専門性の高い先生に学ぶことになりますので、例えば体育だと言いますと、運動がすごく苦手だった子供にも、こういうことができるんですよと、専門性を生かした指導によって喜びが出てくるのではないかと思います。また、個々の能力に合った指導や支援が必要な方にとっても、すごく有効ではないか、いいことではないかと、手厚い対応ができると思いますのでメリットは非常に多いのではないかと思います。

教科担任制の導入によりまして、期待される効果と課題をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

おっしゃっていただいているとおり、効果としましてもたくさんございまして、私どもも大変期待しておるところでございます。

まず、先ほどお答えいたしました目的のほかに、急激な社会の変化に伴いまして、学習内容が高度化する小学校高学年におきまして、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行えることがございます。併せて、そのことによる学習意欲でございまして、学力向上といった子供たちの学力発達に大きく成果が現れるものと期待しております。また、先ほどお話のように、義務教育 9 年間を見通した学びの系統性がそこで行われるわけでございますので、中学校へのスムーズな学びのつなぎというところも期待されます。教員の教える時数が軽減されることにより、児童とじっくり向き合う時間が確保され、児童一人一人に細やかに対応できることなども期待されておるところでございます。

なお、課題といたしましては、専門性の高い人員を確保することが一つの課題になってこようかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） よく分かりました。この教科担任制なんですけれども、全国的にはもう既に導入に近い形でやっていらっしゃるところもあるようでございます。自治体により多様な導入形態があるようですけれども、教科は自治体によって違ってくるのでしょうか。公立と私立というところもございしますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えをいたします。

文部科学省からお示しされているとおり、理科、そして、先ほどお話の体育、それから、外国語での運用をまず始めてみるということで、そこは共通しておるところでございます。

ただし、先ほど申しましたが、学校内の先生方の状況によって変わってくる場合もございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 先生の専門性が確保できないと、なかなか香美市内全ての学校に行き届かないところが出てくるのではないかと思います。本市の小学校でも既に、この教科担任制ではないんですけれども、専門の先生が指導されているところはあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 本市におきましては、令和 4 年度の本格導入に向けまして、本年度、県の小学校教科担任制実践研究指定事業を市内 2 校で受けることといたしまして、もう既に研究を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 市内 2 校とおっしゃいましたが、そうすると、令和 4 年度から香美市内の小学校 7 校全てで導入されるというわけではないのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

学校の規模に応じて専科制を取り入れるということでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） その 2 校はどこの学校か、お話ししていただけますか。

○議長（利根健二君） 一般質問と答弁が③に入っているように思いますが、よろしいですか。

教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 本年度導入を進めておる学校は 2 校でございます。山田小学校と楠目小学校で実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 失礼いたしました。楠目小学校と山田小学校ということでございました。

③に移ります。

先ほどお話しいただいた以外に、導入に向けて本市の取組をお伺いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 少し整理をしてお答えさせていただきます。

令和４年度の本格導入に向けまして、本年度、県の小学校教科担任制実践研究事業として市内２校、山田小学校と楠目小学校において先行実践で研究を進めておるところでございます。

来年度、令和４年度以降につきましては、これらの成果を生かして、さらに拡大していければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） そうしたら、令和４年度からは７校全ての学校においてというふうに、つなげていけるようになるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

学校規模に応じて高学年への導入になりますので、７校全てへの導入ということにはなりません。

以上です。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） 分かりました。なかなか体育の先生と、あと英語ですとか理科の先生、専門性のある先生がいらっしゃらないということで、そういった専門性のある先生の確保というところではまた御尽力いただきまして、ぜひ学校によって違いが出てくるのではなくて、やはりどこの学校に行っても香美市は同じ教育を受けられるように、これからもまたお願いしたいと思います。課題も大変多い中、大変だとは思いますが、子供たちがコロナ禍の中、心身ともに健康で、また楽しく遊び、学び、人として成長するようなことができる学校を目指していただきたいと思いますよう、期待いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、２つ目の質問へ移ります。家庭ごみの分別とごみの削減の質問でございます。

年度別ごみ分別収集実施状況を見てみますと、令和４年度のごみは平成３０年度と比較すると６トンの減少、令和２年度は令和元年度と比較すると７３トンの減少となっております。担当課の方々の啓発をはじめとする努力と、市民の方々の御協力のおかげだと思っております。

また、担当課の方々には、エコ活動としてある社会教育団体が回収しておりますペットボトルキャップの回収にも御協力いただいています。おかげさまで職員の方々をはじめとするたくさんの方々から集まったキャップの累計は、８月９日現在で２３万６、５００個となったそうです。これらのキャップをごみとして焼却した場合のＣＯ₂発生量

は173万2,050キログラムだそうです。キャップは再生プラスチック原料として換金され、医療支援や障害者支援、子供たちへの環境教育と、様々な社会貢献活動に充てられているそうです。団体の方々が、御協力にとっても喜ばれていることをここでお伝えさせていただきます。

年度別ごみ分別収集実施状況の中の瓶類ですが、平成28年度は205トンでした。令和元年度は184トン、令和2年度は187トンと余り変動は見えません。また、先日でございますが、あるボランティア団体の研修会で、ごみ問題と分別の仕方、電気式処理容器を使用してのごみの削減の勉強会が行われました。その中で、瓶の分別の仕方の違いが土佐山田町と香北町ではあることが分かりました。その後どのような検討をされたのか、お尋ねいたします。

①の質問でございます。

家庭ごみの瓶類の収集方法は、土佐山田町は瓶の色ごとに分ける必要はありません。香北町は色分けをしているとのこと。現在の資源・不燃の袋は小でも大きく、色の分別をすると同系色の瓶が集まらなくて、少量で出すと大変不経済になるとおっしゃっていました。香北町も土佐山田町と同じように、同一袋に一緒に入れて回収してほしいとの声がありますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

現在、土佐山田地区では、透明の瓶、茶色の瓶、そのほかの色の瓶を出す際、ごみ袋を分ける必要がなく、香北地区、物部地区については瓶の色ごとにごみ袋を3種類に分けてごみステーションに出すよう、ごみ分別の手引等で周知しているところです。

瓶類の回収業者は収集後、色ごとに分別し、公益財団法人容器包装リサイクル協会に搬出を行っている状況です。分別回収に取り組んでいる現状もあることから、土佐山田地区と同様の回収方法に変更することは難しいと思われます。瓶類は腐るものではないため、ごみ袋がある一定たまるまで保管するなど、各御家庭でも知恵を絞っていただければと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 合併の時だと思いますが、香北町と物部町、そして、土佐山田町の分別の仕方が検討されて、現在の形になっていると思います。参加者の方々には、合併してもう15年ぐらいになるわけなんですけれども、まだ土佐山田町と違うところがあるのは何でだろうというふうな疑問をお話しされる方がいらっしゃいました。確かに工夫するということは大事だと思いますけれども、できたら一緒にやはりしてほしいという声がたくさんありました。統一はなかなか厳しいという答弁だったと思うんですけれども、回収業者は同じ業者でしょうか、土佐山田町と香北町、物部町。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） 回収業者は同一業者となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 香北町の方がおっしゃることも重々担当参事も分かってくださっていると思いますが、ぜひ今回のこのことをきっかけに、どうすればいいか話し合っていたらと思います。結局少ないごみ、瓶ですけど、化粧品なんかはその他に入るようでございまして、なかなか色分けをしても集まりにくい。まして、一人で住んでいらっしゃる方なんかは瓶類というのがなかなか集まらない。しかし、やはり目につくとどうしても出したくなる。そうすると、小とはいえ少ない量で今現在ある袋に入れて出すことはすごくもったいない。指定袋なんかも結局プラスチックでできているごみ袋でございまして、そういった面でごみが膨らむというところもあると思いますので、大変難しいとは思いますが、どうすることが一番香美市のためにいいのかということを検討する会があると思いますので、そちらのほうでぜひ検討していただけるようなことはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） 今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） そのときにも出ていましたけれども、小より小さい袋をつくることはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） ごみ袋の種類の件かと思われませんが、過去には極小のごみ袋があったと聞いております。聞いておりましたが、需要性やコスト面から見直され、紆余曲折があって現在の3種類に落ち着いた経過があるようです。そのため、必要性については研究していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 分かりました。昔、水銀を入れる袋が確かあったと思うんですけども、あれぐらいの大きさで収まるかどうかというところもちょっと不明でございまして、香北町の瓶についてのごみ出し状況を注視していただいて、ぜひともまた研究していただけたらと思います。

それでは、次の②の質問へ移ります。

環境・経済産業両省は、プラスチックごみ削減を目的とした支援方法について、プラスチック製品のスプーン、ストローをはじめとする12品目の削減義務化を来年度4月からの施行を目指して進めています。この中の12品目とは関係ないのですけれども、同じプラスチックとして先日もこんなお話を聞きました。

通信販売で購入して息子さんが送ってくださったそうなんですけれども、爪切りを買って送ってきてもらったと。そうすると、大きな箱と本人はおっしゃいましたが、ぷちぷちと言うんですか、プラスチックで本当にすごく嚴重に巻かれて、中に小さい爪切りが一つぽつんと入っていたと。また、なかなかお買物に行くのが大変だろうからということで、ティッシュペーパーの5個組を3箱送ってくれたそうです。そちらのほうもすごく大きな箱で来て、その中にもやはり先ほど言ったぷちぷちのプラスチックがすごくたくさん入っていたと。大げさではないんですけれども、老人がごみの中で生活せんといかんようになると。少しでもごみを減らしたいし、なかなか出しに行くのも大変な状況だそうでございまして、何とか発信できる場所が担当課としてあるようでございましたら、そういったところを考慮していただくように、何とか企業にも警告してもらいたいなどのお声を聞きました。

国連の環境計画によりますと、日本人の1人当たりのプラスチックごみ排出量は、アメリカに次いで2番目の多さだそうです。日本商品の過剰包装を指摘されることも少なくないようでございます。私たち消費者がプラスチックを使わないで済むように、工夫をするしかないのかも分かりません。

土佐山田町のあるお店では、コストはかかると思いますが、お弁当を紙でできたお弁当箱に入れて販売してくれるところもございます。見た目にもおしゃれでございます。店主の方は、環境に優しいものにしていきますとお話しされていました。

まち全体でプラスチック容器の削減に乗り出している自治体もあるようでございまして、岡山県真庭市のほうでは、とんかつ店でございましたけれども、エコテイクアウトを始めたということで、プラスチック容器の削減のために容器を持参していただけると、揚げ立てのとんかつを容器に詰めてくださったりとか、いろんな工夫をされているようでございます。ここなんかも真庭市の環境課の呼びかけでこういったことが進められているということでございました。

レジ袋が有料になり、マイバッグ持参で買物をする方が増えました。しかし、量販店等で販売している商品の中には過大包装のものもあり、高齢者の方はごみが増えるのごみを出すのも大変なので、少しでもごみを削減できるように企業に対して働きが必要ではないかとの声があります。見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） ごみの削減につきましては、様々な団体の皆様にも御協力を得ながら取り組んでいるところです。昨年度作成した香美市オリジナルマイバッグを活用して、香美市主催の行事、イベントや広報等におきまして、市民及び量販店の皆様にもごみの削減をPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） マイバッグでございますが、今も庁舎の1階に掲示されてい

る分だと思いますが、本当にマイバッグを持っていらっしゃる方がたくさん増えました。昨年度はマイバッグを推奨されたと思いますが、今年度、来年度に向けまして、また、来年度には環境課が別に、新設ではないですけれども分かれてできるということで、工夫次第でいろんな提案が担当課のほうからできていくと思います。真庭市のように、いろいろ無駄にしないという努力をされているところもございます。それぞれの市町村によって目のつけどころ、内容については変わってくると思いますが、またそういったところで工夫をしていただいて、今年度はこれをやろうという目的を決めて、ごみの削減に担当課として計画をしていただきたいと思います。現在何か予定しているようなことはありますか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

せんだっての6月定例会議でも御報告させていただきましたが、今のところ、特に生ごみの削減を中心に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） その生ごみのほうでございしますが、初めに申しました、電気式のごみ処理容器のことですけれども、3分の1の補助金がございます、1基当たり上限が3万円の補助ということで、こちらのほうは今年度は対象が何基までということになっていましたでしょうか。

○議長（利根健二君） 村田議員、通告にない部分ですので、ちょっと数字はどうかと思いますが。

環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） 申し訳ありません、手元に資料がございませんので把握できておりません。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 分かりました。そのときには、3基とか、あと1基分だけあるようなことをちらっと聞いたんですけれども、これは多分私のうろ覚えだと思います。参加者の方の中には、見本で見せていただいたものより、まだ細分化される機械を持っていらっしゃる方もおられるので、そういったところを普及させて生ごみ削減をするということはすごく有効だと思いますので、ここの補助金もまたぜひとも見直しをしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

このプラスチックごみの増加は、暮らしの負担や行政コストの増加、そして、地球環境の悪化にもつながりますので、ぜひとも今後検討していただきまして、市民とこぞってごみを削減させていけるように頑張っていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな3つ目の国道195号、杉田ダム近くの改良についての質問へ移り

ます。

梅雨が舞い戻ったような雨の日が続き、百石町の花壇も田んぼのように水たまりとなりました。本市では、8月19日の集中豪雨時に、国道195号の杉田ダム近辺の道路が冠水して、旧トンネル跡から旧食肉店跡あたりだったと思うんですけども、一時全面通行止めとなりました。以前も同様のことが発生していると思います。国道でございますので、対応は県のほうですが、県と市で連携してずっと見守ってくださっていると思いますので、市としての今までの対応をお伺いいたします。

①です。

これまでに数回発生していると思いますが、どのような対応をされてきましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 一般質問が午後4時を回りそうなので、暫時時間を延長して行います。

建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

国道195号の杉田地区に冠水及び倒木竹があり、通行に支障を来した経過があることから、道路管理者である県に対し、国道195号改良促進期成会を通じ、また、市単独要望も含め、県議会及び県土木部には改良・改修要望を行っています。部分改修などにより一部改良は見られましたが、今回のような冠水となりました。

過去の対応としてですが、道路側溝の通水断面障害物（農業用パイプ及び道路幅標識など）の撤去や山からの湧水誘導、水路側壁のかさ上げなどを実施し、併せ日雨量60ミリメートル及び時間雨量30ミリメートル程度を目安にパトロールをし、側溝清掃などを行っています。結果、雨量にもよりますが冠水等は減っています。ただし、今回のような短時間での雨量、約3時間で150ミリメートル以上の雨が降っていることにより冠水したと考えられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 担当課として県とも協議をし、様々な対応をしてこられたということでございますが、確認ですけども、冠水した場所は谷が2つあると思うんですけども、その一つの大きいほうの谷に白い大きな花が咲いているところがあります。タイサンボクと思われるんですけども、そのあたりのことでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

山からの湧水箇所につきましては、市としては確認による行っていないです。といいますのは、行こうとしたときにはもう国道195号が通行止めとなり、渋滞状態になったので、職員を行かせたらもう帰れない、身動きがとれんようになるので行かせておりません。冠水場所ですが、県からの通報及び現状の状況写真から、平家の茶屋から土佐

山田町の方へ約100メートル間の山側からの湧水等で冠水したものとされます。
以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 全面通行止めになった時間ですけれども、分かるようでしたらお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 経過的な話になりますが、午後2時頃市のほうに、他の部署より旧食肉店付近が時速10キロほどでしか車で通行できないとの情報を得ました。その後、県土木部に通報し、両地区担当業者に対応させるという回答を受けています。午後2時過ぎに防災対策課へ、当地区の一部を通行止めにしなくてはならないという連絡が警察から入っています。最初の通行止めは、多分午後2時15分頃ではなかったかという認識です。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 午後2時過ぎ頃ということで、本当に断続的に長く降ったように思います。大体解除が午後6時半か午後7時ぐらいと聞いたんですけれども、結構長い間雨が降ったということと、現場自体がここからここまでということが分からないというところも分かりました。本当に急激に増水したと思います。

次の②へ移ります。

通行止めは、県道日ノ御子土佐山田線道路改良工事の場所とその場所以外だと思えますが、北岸も通行止めになったと聞きました。理由をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 北岸、県道日ノ御子土佐山田線になりますが、県からは、杉田ダム上流約500メートル付近の道路改良区間において、山側からのはけなどにより既設排水管路が詰まり、道路が冠水したことから、こちらも国道195号と同様、通行止めにしたとのこと。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） この前の日曜日に私も現場等を見てまいりました。谷からの水がすごくあふれたんだということがよく分かりました。北岸が全面開通となる予定は大体いつぐらいか、分かるようでしたら教えてください。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） こちらのほうにつきましては、現在改良工事中ですので、ちょっと時期まではよう把握していないんですが、改良工事の後、通行止め解除という形になっております。ただ、今回の雨で現場の状況が変わってきているので、ちょっと時間がかかるという情報が入っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） ③の質問に移ります。

ある方は、北岸も通行止めになり、迂回路として龍河洞岩改線を通行したそうです。迂回路が分からない方もいたのではないかと思います。解除になるまで時間調整をしたなど、いろいろな声を聞きました。迂回路として龍河洞から岩改線を利用した方から、岩改のほうの道路には不慣れで、道幅がすごく狭く、水の流れもよく、非常に怖かったと聞きました。進んだかなと思うと車が来てバックをすることになり、すごく時間がかかり不安だったということです。また、勾配が高いのにガードレールがなく非常に怖い場所があったということで、迂回路と言えるかどうか分かりませんが、この道しかないで改良してほしいという声を聞きました。

通行止めのため、龍河洞から岩改へ通る道で脱輪された車等もあり、交通渋滞で大変でした。また、通行止めのために帰宅できない人等は親戚宅で泊まったりされたそうで、非常に困ったと聞きます。迂回路の検討など、今以上の何らかの対策が必要だと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今回、物部川の対岸、北岸と言いますが、県道日ノ御子土佐山田線も同様の理由等により通行止めとなったことで、迂回路として指定したわけではありませんが、県道香北野市線へ車が流れたものと思います。特にトラックなどの輸送車両が通行したことにより行き違いなどできず、渋滞状態となったものです。県道香北野市線及び県道日ノ御子土佐山田線についても、香南香美地区県道改良促進期成同盟会及び市単独要望などにて県議会及び土木部には改良・改修要望は行っていますが、今後より迅速な改良を要望していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 最近線状降水帯が発生して短期的な集中豪雨にすごくなります。迂回路として指定しているわけではないですけれども、今のところ、この道しかないということです。それで、万が一の時のことについてなんですけれども、順次県のほうに申入れをしていかなくてもいけないとさっきおっしゃっていただきましたが、拡幅工事やガードレールを必要なところに設置すると、日頃も通行されている方がいらっしますので、そういった安全面の対策をしていただきたいと思います。

また、こういったことが絶対ないとは言いきれませんが、警報が出て通行止めになったときに、臨時的な信号機等の対応とか、安全が確保できるようでしたら交通整理をしていただくような配置等、そんなことも検討していくべきではないでしょうか、見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

県におきましては、修繕業者を路線別に委託をし、ちょうど旧の町境となります土佐山田町と香北町の間ですので、両方の業者が両方ともから攻めていってという形をとってくれていますが、なかなか今回のような予測できない雨、台風等でしたら予測ができますが、予測ができない雨に対しての対応というのはなかなか難しいものがあるかと思います。信号機やガードマンにつきましては、今回にしてもガードマンを構えてどうやって行かすのか、渋滞状態になっていましたので、なかなかそこら辺が今後の課題とは思いますが、備蓄して持っておくという話にはなりませんし、全面通行止めですので、片側通行でない限り信号って必要ないと思いますので、なかなか備蓄はできんのではないかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） その道ではなくて、迂回路となった岩改龍河洞線のことだったんですけれども、説明不足で申し訳ございません。もちろん全面通行止めになりましたらそういったことは必要ないと思います。

その通行止めになった道の改良方法等、どんなふうに県はおっしゃっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

まず、最初に国道 195 号に関しましては、このような雨によりどのような形になったのかの調査と今後の対応策のため、今、設計の入札等準備に入ってくれています。入札等が決まって業者検討になれば、市のほうも協力していかなければならないと考えております。

同じく、県道香北野市線のほうの対応となりますが、迂回路として指定して誘導という形をとるときには、何らかの対応は今後とるように県とも協議はしていかなければなりません、勝手に行ってしまうたら何ともならないという状況下の中で、どのようなことができるのかというのが今後の課題とは思います。やはりそちらの改良も要望はしておりますので、迅速な改良要望を今後併せてしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） ぜひとも迅速な対応をしていただけるようお願いしたいと思います。

④の質問に移ります。

今回、道路が冠水した場所は谷があるところで、杉田側から走っていきますと、道が下りになっている部分に水が多かったのではないかと思います。その道路の川側にガー

ドレールがございます。この場所だけではございせんが、車でも危険を感じるというお話も聞きます。川が近く、路側帯からの幅も狭いので、自転車通学等の人が安心して通行できるように自転車道を設置するなど、安全確保の要望を県へしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国道１９５号の安全対策についてですが、前段にも述べましたが、期成会なども含め、要望はしていきますし、今後もより迅速な改良を要望していかなければならないと考えています。

自転車の通行に関しましては、自転車道及び歩行者専用標識のない歩道や歩道のない場合は、車道左側路側帯付近の通行となっています。国道１９５号の当箇所につきましては、通学路の危険箇所ではないため、今後、自転車道などの設置は難しいと考えますが、通学路安全対策協議会などで議論、通学路ではないためオプション的な議論とはなりますが、できればいいかなと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ９番、村田珠美さん。

○９番（村田珠美君） 通学路ではないというお話でございましたが、たまに高校生みたいな方が自転車で通行していたりとか、あと大人の方なんかも見かけることがございます。湖畔の近くでございますので、すごく景観もよく、健康のためにもサイクリングをされる方もこれから増えていくのではないかと思います。国道１９５号沿いもずっと歩道、自転車が通れる自歩道になっているところももちろんございますけれども、杉田のあたりまではできておりますので、そんなところもまた延長していただけたらと思います。

以前、大雨でまだ通行止めになっていないときに通行した方から聞いたお話なんですけれども、ガードレールの高さが少し低いように感じると。今現在、茶色くなっている部分でございますが、山から大水が出てきて、車が押し流されそうになりながら走って怖かったということも話されていました。万が一事故等があったときの安全性がすごく心配だということでございます。ぜひこういったところも、迅速に先ほど対応していただけるということでございましたので、積極的に県のほうへ要望をお願いしたいと思います。

今回、お話を聞いていく中で、ちょっと心配なことをお聞きしました。山からの水がとにかくすごいので、このあたりの道路下の安全性は確保できているのかが心配ということです。道路が下がっているのか、もともとああいふ傾斜なのかはちょっと分かりませんが、そういったところの調査等はされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然道路メンテナンスの中でやるべきことはやっておるものと思っております。道路

が波打ちゅうところ、下がちゅうところに関しましては、水が流れるところですので、どうしてもそういうふうな形態でずっと何十年もきているものと現地のほうで確認はいたしました。ただ、今回の山からの異常な短時間での湧水ですので、それに関しては今後調査をかけて、対応等をとということで県のほうが言っていますので、その中でもう一度道路の路面メンテナンスもしてもらおうような形で考えていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 災害というのは本当にいつどんなときに起こるか分かりません。雨が降っていなくても地盤が緩んでいて崩落するということも心配されますので、ぜひとも安全に向けて尽力していただきたいと思います。

この件につきまして、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

通行止めになって多くの車が帰れなくなったりと、大変な状況になりました。もともと建設課長からもお話がありましたように、周辺は大変水の出やすい場所でありまして、また、水路が残っていたりしまして、いろいろと道路へ影響するようなものもありますので、こうしたことにつきましては、徹底的にやはり原因を究明してなくしていくということをやらないと、あれだけの雨でああいうことになりますので、これが繰り返されるということでは、そこを使っている人にとっては非常に大変なことになりますので、きちんとした整備をしていただきたいと、まずお願いしたいと思っています。

いよいよ山田バイパスにも取りかかるということでありまして、さらに物部・香北町へ行かれる方、また、香北・物部町から出てこられる方にとっても便利な状況にするためには、今、議員が言われたように、歩道でありますとか、自転車道の整備ということも、なかなか難しい課題ではありますけれども、そろそろお願いを正式にしなきゃいけない時期ではないかと思っています。当面は、美良布まできちんと歩道を通して来れるような状況をぜひつくり上げたいと、そういうことに皆さんと力を合わせてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） どうも御答弁ありがとうございます。ぜひとも市長がさっきおっしゃったように、国道でございますので、迅速・スムーズに通行できるよう改良していただけたらと思います。

今後は豪雨による心配がいろんなところで発生する可能性があります。防災力をアップさせるためにも様々な観点からの協議も必要となります。今回は午後 6 時半から午後 7 時ぐらいに解除となったとお聞きしたんですけれども、市民の方々からは通行止めで

帰宅できないということで非常に不安と心配があったと聞きます。できるだけ安心・安全に自宅に帰れるように、通行できるように、もう二度と全面通行止めがないような形に早急に改善していただけるよう、県のほうに働きかけをよろしくお願いいたします。

このことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（利根健二君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。

次の会議は9月9日午前9時から開会いたします。

本日の会議はこれで延会いたします。

（午後 4時20分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 4 号 ）

令和 3 年 9 月 9 日 木 曜 日

令和３年香美市議会定例会９月定例会議会議録（第４号）

招集年月日 令和３年８月３１日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ９月９日木曜日（審議期間第１０日） 午前 ８時５９分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
４番	依光美代子	１４番	大岸真弓
５番	笹岡優	１５番	爲近初男
６番	森田雄介	１６番	山本芳男
７番	久保和昭	１７番	比与森光俊
８番	小松孝	１８番	小松紀夫
９番	村田珠美	１９番	甲藤邦廣
１０番	島岡信彦	２０番	利根健二

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	建設課長	井上雅之
副市長	今田博明	商工観光課長	石元幸司
総務課長	川田学	環境上下水道課参事	依光伸枝
企画財政課長	佐竹教人	管財課長	和田雅充
定住推進課長	中山繁美	《香北支所》	
防災対策課長	日和佐干城	支所長	前田哲夫
市民保健課長	植田佐智	《物部支所》	
福祉事務所長	中山泰仁	支所長	竹崎澄人
健康介護支援課長	宗石こずゑ		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生

議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

議 会 事 務 局 書 記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 3 年香美市議会定例会 9 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 0 日目 日程第 4 号)

令和 3 年 9 月 9 日 (木) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

① 2 番 山 口 学

② 1 2 番 濱 田 百合子

③ 3 番 舟 谷 千 幸

④ 1 番 萩 野 義 和

会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、久保和昭君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 8時59分 開議)

○議長(利根健二君) おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

2番、山口 学君。

○2番(山口 学君) おはようございます。2番、市民クラブ、山口 学です。議長の許可を得、一問一答にて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてですが、現在の県下の状況は語る必要もないでしょう。

(1)の質問です。

デルタ株は子供の感染も増やしています。現在12歳未満のワクチン接種はできない状況の中で、小・中学校において感染者が出た場合の対応の指標が示されたと聞きました。香美市は指標に従っていくのかをお聞きします。

①です。

学級閉鎖、学年閉鎖、休校になるタイミングを教えてください。

○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長(公文 薫君) おはようございます。山口議員の御質問にお答えいたします。

令和3年8月27日付で文部科学省からの事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」をもとにしながら、保健所と相談を行い、教育委員会の場で協議し、本市対策本部に報告して決定するようにしております。

以上です。

○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。

○2番(山口 学君) じゃあ、まだ数的なもの、何人出たとかいうはっきりした基準は設けていないんですか。

○議長(利根健二君) 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長(公文 薫君) おおむねはガイドラインを見ながらということになりますが、個々に応じて状況が違いますので、その都度判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長(利根健二君) 2番、山口 学君。

○2番(山口 学君) 保護者の中には不安にいつも思われている、子供を学校に通わせるのもなかなか勇気が要るという人も実際います。その数がはっきり分かって教え

てあげたら、保護者も判断しやすいこともあると思うので、それも踏まえて検討していただければいいと思います。

②の質問に移ります。

リモート授業を実施するためにWi-Fiルーターを貸し出す自治体もあるようですが、香美市の現状でリモート授業は可能か、教えてください。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

以前にも御報告をさせていただいたと思いますが、本市では児童・生徒が家庭でリモート授業を受けられる環境を確保するために、家庭にインターネット環境が整っていない児童・生徒への対応としまして、タブレットに装着するSIMカード200台分を準備しております。現状でリモート授業の実施は可能であると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） それを聞いてうれしいですね。

③の質問に移ります。

家族に陽性者が出て濃厚接触者になった場合、本人は陰性でも2週間程度の自宅待機を告げられるようです。学習を遅らせないためにも、リモート授業を活用するべきだと思います。対面授業とリモート授業を並行して行うことをハイブリッド型授業というようですが、このハイブリッド型授業は可能ですか、教えてください。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

教育委員会としまして、現在、いわゆる対面授業とリモート授業を並行して行う、議員もおっしゃられましたハイブリッド授業を可能とするため、各学校で準備・研究を行うよう指示を出しております。一部では、既に実施済みの学校もありますが、小学校低学年や学校規模により解決すべき課題があるのも現状でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） リモート授業が可能になったことにより、このハイブリッド型授業というのが見えてきたんですけど、このハイブリッド型授業はコロナ禍だから必要なものではなくて、様々な理由で学校に通うことができない児童の助けにもなっていくんじゃないでしょうか。教員の方々の負担も当然あるでしょうが、ハイブリッド型授業を通常時でも行える体制づくりは、これからの教育の場での新しい形になるのではないかと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

④の質問に移ります。

児童福祉の観点からお聞きします。両親が感染し、入院した場合ですが、移住や仕事の都合などの理由で親族が近い地域にいないケースも考えられます。そういったときの

児童への対応を教えてください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

両親が陽性で入院等になった場合の子供への対応は、子供の年齢や状況などを御両親とよく話し合い、一緒に入院するか、親戚の家等で滞在するなどの対応になっていると聞いております。万一、両親が入院等をし、家庭に子供のみ残された状態になる場合には、要保護児童となりますので、児童相談所での保護になるとのことです。いずれの場合も県が保護者と相談して対応しておりまして、子供が独りぼっちになることはないようです。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 分かりました。

（2）の質問に移ります。

8月25日から市町村単位での感染者数が把握できるようになり、事業者として状況判断がしやすく、ありがたく思っています。実は私も濃厚接触の可能性のある状況に置かれ、様子見で店を休んだ時期もありました。飲食店のリスクを肌で感じました。感染しているのではないか、誰かに移しているのではないか、気が気ではありませんでした。私の実体験を含め、周りの事業者の生の声を質問に反映させていただきます。

①です。

香美市の飲食店は、今回の営業時間短縮要請から外れました。近隣の市町村から飲食に来る場合を想定しているのか、疑問に思っています。現に、時短後の週末に近隣市町村のお客様からの問合せが増えたとの声があります。安心して仕事ができない等の理由で時短を望む声が多いです。時短要請が適用される基準値を教えてください。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） おはようございます。質問にお答えします。

時短要請の基準につきまして県の危機管理部で確認しましたところ、今回の場合は、直近1週間の市町村の感染者数を人口10万人単位で見たときに何人になるかという数字で判断しているようです。

高知市の例で見ますと。8月13日から8月19日の1週間の発生者数は186人で、人口が32万6,000人ですので、これを人口10万人当たりでの感染者数に置き換えますと57.1人となり、国の分科会が示す基準であるステージ4の25人を大きく上回っています。この10万人当たりの数値がある一定を超えたらという基準は特にないということで、同様に県下各市町村の状況を計算した場合、突出していたのが高知市と他の2市であったため、今回の時短要請になったと聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） なかなかじゃあ個々で判断するのは難しいと。一応指標は示されちゃうけど、香美市やったらどのくらいみたいなのは分かりますか、分からなかったらいいです。

②の質問に移ります。

余りにも近い地域での対応の違いに怒りの声も多く聞きます。前回の高知市、四万十市を対象にした時短要請後の中央東福祉保健所管内での感染者増加を例に挙げる人もいます。香美市での感染者が増える要因を減らすためにも、今後このようなケースにおいて、市から県へ時短要請を促すことはできませんか、教えてください。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

市から県へ要請するかの判断につきましては、市の新型コロナウイルス感染症対策本部で検討し、県へ働きかけていくようになると思います。今後におきまして、こういった事態が出た場合には、県などの意見も伺いながら、感染症対策本部で検討するようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 一つお聞きします。今回、近隣市町村で時短要請が出たときに、その話合いの場に香美市は加わったのでしょうか。それとも、香美市抜きで判断されたのか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 香美市は特に参加という形にはなっておりません。
以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 感染者増加は長期の休みなどに起きる傾向にあります。年末年始の帰省を伴う長い休みが迫っています。今後は各自治体が国・県に意見をしていく力、意思を伝える発信力が重要になってくるのではないのでしょうか。ぜひ市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今後帰省する機会に、またこの夏と同じように感染拡大になるのではないかと心配を持たれるのは当然のことです。それに対しての対策をきちんとやるのが私たち行政の努めだと思っております。

ただ、今、皆様方の御協力を得ましてワクチン接種が進んでおりますので、ワクチン接種率が上がってまいりますと状況は少し変わってくるのではないかと、これも大きな期待を込めて感じておるところでございます。言われるように、この危機管理という立場からは、我々としましても今、議員がお話しになりましたように、隣接する自治体がそういう状況になりますと、当然、業を営んでいる方も、また、市民の皆さんも大変心

配をするわけでありますので、そうしたことについては、県にも今日お話いただいたような状況についてはしっかり伝えて御配慮いただき、取組できるような形にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） そうなんですよ、やっぱりワクチンの接種状況というのは大きく関わってくると思います。まだ私も1度目がきていないんです。そのような状況の中でちょっと一つ不可解な話を挟ませていただきます。

G o T o E a t事業ってあると思います、皆さん御存じやと思いますが、感染者増加に伴い、今、発券を止めている状況ですけれども、発券された分の使用は止められておりません。また、お客様の提示した券について、店側にそれを拒否する権利がないんですね。購入済みの人は、使用する場所を求めて出かけていくと思います。感染者増加を理由にするなら、使用も一緒に止めるべきだと、店側からは多数の意見が出ております。初めてのことで、国・県も戸惑いながらやっていることとは思いますが、香美市政が独自の意思を持って動かなければいけない場面も出てくるかと思ひまして、質問させていただきました。

③の質問に移ります。

ワクチン接種が順調に進められていると思いますが、同時にマスクをしていない人が増えてきた感じがします。事実、店側がマスクの着用を求めると、ワクチン接種が済んでいるのを理由に反発する人もいるとのこと。当然ワクチン接種後にも感染する危険性があり、感染させる危険性もあります。接種会場において、接種後のマスク着用の必要性を強く訴えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの有効性として、発症予防は70%から95%と言われております。このことから、ワクチン接種を受けても、議員がおっしゃるように、感染、発症、他者への感染も考えられます。マスクは2メートル以内の飛沫感染防止や密閉空間等でのマイクロ飛沫を抑えるためには有効とされております。いましばらくはワクチン接種後のマスク着用は必要であるため、ワクチン接種券等の通知文書やホームページには、ワクチン接種後も3密を避け、マスクや手洗い、消毒などの感染対策を続けるように掲載しておりますが、ワクチン接種会場でも掲示して啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） よろしくお願ひします。

④の質問です。

私の友人の話ですけど、自身の判断で濃厚接触者に当たるのではないかと心配し、保

健所に相談したところ、時期的に微妙であると言われ、ある程度の発熱があるか、もしくは自費で受けるかでしかPCR検査はできないと言われたそうです。PCR検査条件の引下げ、無料化はできないでしょうか、お答えください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

先日の笹岡議員への答弁と重なりますが、市単独でのPCR検査の実施、また、無症状の方への検査助成は、今のところ実施する予定はございません。香美市では検査協力医療機関の協力もありまして、検査を受けてもらう体制はできていますので、必要な方には受診していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 早く皆さんが心配なときには受けられるような、断られるんじゃないくてね、体制ができたらいと思いますけど、私も早くワクチンを打って、ちょっと安心したいところもあります。香美市において、今、感染者はここ最近1週間ぐらい出ていないと思います。とてもすばらしい結果だと思いますので、香美市政においてはコロナ対策を今まで以上にまた考えてやっていってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山口 学君の質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

（午前 9時19分 休憩）

（午前 9時21分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） おはようございます。12番、日本共産党の濱田百合子です。通告書に従いまして、一問一答方式で質問いたします。

まず最初に、1番、子供の健康と学びと発達を保障するためにについて質問いたします。

（1）コロナ感染対策についてです。

新型コロナウイルス感染症の流行第5波は、感染性がより高いデルタ株が主流になっており、成人にも子供にも陽性者が急増し、特に子供の増加率が高くなってきました。2学期が始まり、学校での感染者発生増加が強く心配されます。今までは21都道府県で12日までの緊急事態宣言となっていました、昨夜の報道では19都道府県となり、30日までの延長となりました。高知県は11日でまん延防止等重点措置が解除される予定とお聞きしております。しかし、緊急事態宣言下では、医療機関や療養施設に入れず、自

宅療養となっている方がたくさんいます。

高知県では8月19日から非常事態という最高のステージとなりました。本市も8月27日の2学期の始まりを9月1日まで延長するという対応をとりました。子供たちの健康と学びと発達を保障するために、学校現場はこれからも日々緊張して過ごさなくてはなりません。教職員の緊張感が子供たちに敏感に伝わり、子供たちも緊張し、コロナによるストレスは大きくなってくると思います。このような中、今までどおり感染予防に留意しながらも、今後、教職員や児童・生徒から感染者が発生したときの対処方法等をマニュアル化しておくことが重要ではないでしょうか。

そこで、順次お聞きいたします。①です。

希望する学童指導員や教職員等へのワクチン接種の状況をお伺いいたします。昨日の同僚議員への答弁では、教職員は希望者に順次接種しているということでございましたけれども、学童支援員などはどうなっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

ワクチン接種につきましては、香美市内施設の教職員、保育士等の2回の接種が8月中に終わるよう、1回目2日間、2回目2日間の集団接種枠をとっていただきました。公立、私立を問わず、香美市内の学校、保育園、幼稚園、小規模保育施設、児童クラブに在籍する全ての職員を対象とし、この集団接種を希望する職員約380人が2回の接種を終えております。なお、お住まいの市町村や個別予約での接種をしている方もいらっしゃいますので、接種済みの数としましてはもっと多いかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

子供や教職員へ、簡易的なことも含めまして、抗原検査やPCR検査を実施する予定はあるでしょうか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

現状では、市単独での実施というのは考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 市単独での予定はないということですが、教職員、また、子供たちに対して、抗原検査の簡易キットのことにつきまして、国や県、文部科学省とかから通知が来ていないでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 学校や保育園等に県を通じて調査は来ておりますので、今後国からの配布があった場合は使用方法等を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 調査等が来ているということです。本市の場合、9月1日に1人ということで、学校ではなくて香美市全体で。それ以後の市町村別発生状況の報道はないのですが、調査の内容なんですけど、感染者が増えれば検査の可能性があるというような何か指針のようなものが来ているのかどうか、そのあたりをちょっと伺います。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

ちょっと言葉が足らずに申し訳ありませんでした。調査というのは、個数の確認ということでしたので、具体的なところではなかったと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③に移ります。

先ほど同僚議員が質問された中身に、少し入っていくような形になるかもしれませんが、8月27日に文部科学省が、学校内で感染者が出た場合の対応ガイドラインを発表されました。先ほどの御答弁では、教育委員会や保健所、市の対策委員会において、個々の状況が違うので、その都度判断というようなことを言われましたけれども、その対応ガイドラインはどういった中身なのかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 対応ガイドラインにつきましては、児童・生徒、教職員等の新型コロナウイルスが確認された場合には出席停止になるとかいうことの説明等と、臨時休業、学校閉鎖、学級閉鎖、学年閉鎖の取扱いについての指示がございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ちょっと私もガイドラインについて調べたんですけども、もし発生した場合の検査対象者としては、感染者と同じクラスや部活動に所属している児童・生徒や、同じ寮で生活している児童・生徒というふうに例を挙げていました。そして、濃厚接触者や検査対象者の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象候補とすることが考えられると明記しておりました。保健所の調査を待たなくても、濃厚接触者や検査対象者の候補者リストを学校が作成し、それを保健所が認定すれば、行政検査対象となるということもありましたので、その都度対応すると、対策委員会の中でも検討するとおっしゃいましたけれども、文部科学省からガイドラインが出ていますので、それをもとに本市としてのガイドラインをつくる必要があるかと思うんですが、国基準を想定してつくるということはもちろんそのとおりだと思うん

ですけれども、そのあたりはどうでしょうか、時期的なこともありますけれども。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

国のガイドラインも具体的に書いていただいておりますので、それをもとにはしたい
と思います。個々にとったのは、感染状況等により、学級閉鎖とか、臨時休業等の期
間を定めるかどうかの確認をしていきたいというところですので、この国のガイドライ
ンをもとにしたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④です。

学校から保護者に感染予防対策などについての通知を出していますでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

各学校におきましては、折を見て、学校だよりや保健室だより、学校のホームページ、
eメッセージなど、いろいろな伝達手段を使って感染防止対策のお知らせをしておりま
す。また、県の目安とするステージが変更になった場合や、学校で濃厚接触者や陽性者
が確認された場合なども、その都度家庭への文書で通知を行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑤です。

児童クラブに学校の運動場や体育館の開放はできていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑥です。

分散登校や分散授業、そして、オンライン授業も予定していますか。これはリモート
授業も可能であるというような御答弁がございました。リモート以外の分散登校や授業
についてのことも伺います。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

密を避けるため、山田小学校と鏡野中学校では、新学期が始まって3日間は登校時間
をずらす分散登校を実施しておりました。また、一度に授業を受ける人数を少なくする
ため、分離して授業を行っている学校もあります。オンライン授業に関しましては、山
口議員にお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） おはようございます。濱田議員から子供たちのことを本当に心にかけていただいている御質問をいただきまして、本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

リモート授業につきまして、少し説明をさせてください。山口議員の御質問にもお答えしたところではございますけれども、併せて御説明させていただきたいと思います。

このたびの感染状況が急激に高まったことをもちまして、早速に校長会を夏季休業期間中に実施いたしました。これは、2学期以降の授業をどのようにしていこうかというこの話合いをいたしたところでございます。やはり今後のウィズコロナという生活を考えたとき、あるいは急速に変化する社会状況の中で、子供たちがICTの活用能力をしっかりと身につけることができるような教育を保障していくという観点からも、積極的にリモート授業を実施していこうということを校長会で話合いました。早速、平常でありますと8月27日から学校の2学期がスタートいたしますところ、3日間休業となりましたので、その休業期間中を活用して、さらに、9月1日の週は半日で給食を食べてから帰るということにしておりましたので、その間を利用いたしまして、大栃中学校の事例で御説明いたしますが、リモート授業の開催を実施いたしました。家庭にいながそれぞれの子供たちが先生方の授業をリモートで受けるというところでございます。

そこで、子供たちの感想が少しございますので御紹介させていただいて、積極的に各学校がそれぞれの規模に応じて取り組んでいるということの御説明に変えさせていただきます。少し長くなって申し訳ございません。

「初めてのリモート授業はとても楽しかったです。朗読コンクールの練習で私はやったことがあったけれど、1年生全員でやったから、もっと楽しかったです。朝の会から次の授業に移るときに、ばいばいとか、また後でねとかの挨拶がいつもよりうれしかったです。私の家は山なので、接続が1日目だけうまくいかなかったけど、先生が改善の仕方を教えてくれたので、2日目はきれいに映ってよかったです。2週間に2回ぐらいはリモートがいいかなと欲が出ました。会えはしないけれど、学校でもリモートでもみんなの顔が見えるし。」という感想でございます。もう1人、紹介させていただきます。

「リモートだけど普通の授業のように受けられた。暇な時間にみんなと話せたから、メディアを使う時間を減らすことができた。休校のとき、授業で復習等ができた。友達と会えてリモートで話すのが新鮮でとても楽しかった。パソコンでしかできない授業ができて、パソコンの性能も知れたし、ふだんはできないことができたのでとても楽しかった。」こういったように、子供たちが本当に柔軟に新しい教育に向けて動いていることを私どもとしても大変心強く思っておるところでございます。今後様々な課題もあらうと思っておりますけれども、それらを丁寧の一つ一つ解決しながら、積極的に進めていきたいと考えております。お時間いただき、ありがとうございました。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 大栃小学校の子供たちは本当によかったと思います。

ただ、一つ質問させていただきたいのですが、高学年の場合は、4年生以上とかだったら、自宅で親がお仕事をされていてもリモート授業を受けられるかなと思うんですけど、まだ1、2年生の場合は、なかなか親も1人で子供さんを家に置いて、リモート授業ということにはならないのかなと思ったりもするんですけども、どうしても親が仕事を休めない、低学年の場合、そんなときにはリモートや分散登校とは言っても、学校でそっと学べるような対応はできるようにしていくのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） いずれにいたしましても、子供たちの教育の権利の保障というところはしっかりやってまいりたいと考えておりますので、一人一人の子供たちの教育環境に応じて丁寧にやっていく必要があると、実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑦です。

長引くコロナ禍は学校行事の中止や給食の黙食など、子供の学びの場に大きく影響しています。部活動や行事などの取組につきましては、子供たちとコロナについての認識を共有できるよう、前向きな話し合いをされていますでしょうか、伺います。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

部活動や行事等の取組につきましては、生徒と話し合いながら行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その話し合いをする中で、修学旅行の行き場所が変わったりとか、発表会とかが中止になったりとかいうのはやむを得ないということは、もう子供たちも話せば分かると思うんですけども、コロナは災害だというような認識のもとで、ただ、子供たちから新たな提案とかが出たときには、学習指導要領に基づいてここまではというふうな思いはあると思うんですけども、そのときにはある程度柔軟な対応ができていくようなことを求めたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

今、御質問いただいたとおり、私どもも同じ考えでございます。もう随分コロナ禍の中で、子供たちが自粛生活でございますとか、特にこの夏季休業期間中は雨の日が多くて、外に出る日も少なく、子供たちはどうしていただろうかということも心配したところでございまして、2学期以降等の行事につきましては、くれぐれも注意しながら、

一層の注意を払いながら、できる形へ移行して、子供たちが主体的に提案してくる授業の変更、行事の変更等について柔軟に対応していけたらいいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑧に移ります。

8月20日の文部科学省からの通知文によりますと、令和2年の児童・生徒の自殺者数は499人で、前年の399人と比較して大きく増加していること、また、18歳以下の自殺が学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があると書かれていました。また、国立成育医療研究センターが令和2年11月から12月に行った子供アンケートの報告では、小学校4年生以上の15%から30%の子供に中等度以上の鬱症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題と書かれておりました。

そこで、質問いたします。心のケアへの体制はできているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

8月の小・中学校臨時休業の3日間は、電話や訪問で全員の児童・生徒に直接連絡を取り、様子を把握することを全学校で行いました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い日常生活の制約も多く、子供たちはストレスが多い状態で、かつ不安も多いと想定されるため、教育委員会、教育支援センター所長、スクールソーシャルワーカーが各校を訪問し、学校と児童・生徒の状況を共有しながら個々に応じた対応に努めております。

スクールカウンセラーには、通常面談以外にも、授業参観、支援会議への参加、コミュニケーションやリラックスの方法を学ぶ体験型授業の手助けを行うなど、状況に合った支援をお願いしているところです。

また、子供たちの不安は保護者の不安に起因する場合もあるため、毎年4月に配布しています子育て相談室の案内も再度発信する予定でおります。

以上のように、様々な取組を通して、児童・生徒の心のケアに努めてまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に丁寧な対応をされているということが分かりました。つい私たちはどこまで勉強が進んでいるかということに視点が、どうしても子供が学校に行き出したらそうになって、私自身もそうでしたし、けれどもやっぱりコロナの災害の中で、これまでにない大変厳しい生活を子供たちも強いられているということで、まずは子供の声に寄り添うという姿勢が本当に重要だなと、この間私自身も思いましたので、このような質問をさせていただきました。

次の、（2）学校健診について伺います。

文部科学省は、7月28日、幼稚園児から高校生まで、5歳から17歳の発育や健康の状態を調べる2020年度の学校保健統計調査を発表しました。それによりますと、

中学３年生で肥満傾向にある生徒の割合が、前年度より１．４６ポイント高くなっています。さらに小・中・高全ての学年で痩せ過ぎの生徒が前年度より増えているという結果でした。また、裸眼視力が１．０未満の小・中学生の割合が過去最多ということでございました。高知県では、肥満傾向の子供の出現率が依然として全国平均に比べて高い傾向であり、う歯は前年度より減ってはいるが、全国平均を上回っているとありました。

そこで、本市の状況をお聞きいたします。①です。

令和元年度から令和３年度の小・中学校健診結果への見解をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃられました、全国や県のことが香美市にも当てはまると思っておりますが、令和元年度から令和３年度の健診結果につきまして、香美市として集計したものは整っておりませんが、各学校で個別に取組を行っております。例えば、保健日より等で健診結果や健診等で気になる点などのお知らせをしたり、健診の結果を保健指導や肥満指導に活用している学校もあります。また、小・中学校では、保健委員会において児童・生徒が主体的に活動し、学校の課題について集会で発表するなど、養護教諭とともに取り組んでおります。

各学校が課題を認識して取り組んでくれておりますが、今後とも健診結果を受け、児童・生徒が自主的に健康管理ができるようになることや、各家庭で改善に取り組んでいただけるよう、働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 香美市も当てはまるというようなことで伺いました。やっぱりどうしても運動不足で肥満傾向とか、それと、虫歯のこと、視力のことがちょっと心配されるところでございます。

②に移ります。

健診後の課題への対応策は協議されているでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

香美市立小・中学校の養護教諭が集まって開催する養護部会等で、健診結果の課題を共有・協議し、各学校での対応策に取組を行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） ③です。

健診後に児童・生徒が必要な医療機関、歯医者さんとか、眼科、耳鼻科、内科などに受診できているか、そのあたりの状況を把握しているでしょうか、伺います。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

学校では、毎年受診状況の把握はしておりますが、今年度につきましては、夏休み前に健診結果を家庭にお知らせして、２学期に受診結果を確認しておりますので、今のところ全体の把握はできておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） まだ２学期が始まったばかりですので難しいとは思いますが。

それでは、④にいきます。

今年の結果はまだ分からないということですがけれども、今までで受診できていない子供たちがいるとしたら、どんなことが理由として考えられるという見解をお持ちですか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

養護教諭にお聞きしましたが、理由につきましては児童・生徒によって様々で、例えばコロナ禍で病院に行きたくない、病院が嫌い・怖いなどや、保護者が子供の健康に関心がない、病院に連れていく時間がないなどの理由があるようです。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） なかなか家庭の事情もそれぞれですので大変だとは思いますが。

⑤に移ります。

子供たちの健全な成長を保障する上では、必要な医療機関への受診がやはり大切ではないかなと思うところです。養護教諭の方たちが協議されて、その中でちょっと対応しないといけないなと思ったような子供さんが出てきたときには、個々の学校の養護教諭が個別対応をしていっていると思うんですけれども、そのあたりもう一度お願いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

対応につきましては、学校で取り組んでおりますので、養護教諭を中心に、担任の先生なども一緒に行っております。

医療機関への受診につきましては、個別に健診結果のお知らせ文書等をお願いしたり、三者面談の際にお願いしたりしております。また、個別や保健だより等で未受診家庭に対しての働きかけも行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） それでは、大きな２番の支所機能の充実について質問い

たします。

合併後15年になります。香北町の住民から、支所で対応できないことが増えているのか、時間がかかる、また、支所へ行くより本庁へ行った方が二度手間にならないなどの声を聞きます。高齢者が増え、免許証を返納した方も多くなりました。また、運転は慣れている香北町内だけにしているという方もいらっしゃいます。できることなら、地域住民の課題は地域の支所で解決できるようにならないものか、支所機能を充実させる手だてについてお聞きいたします。

①です。

合併後の香北支所、物部支所の職員数（正規・非正規）と業務の推移についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 合併後の支所職員数の推移につきましては、タブレットのほうに配信しています資料のとおりです。濱田百合子議員の一般質問の一番最後のページに載っております。

なお、この表におきましては、非正規の職員数について過去の人数の把握が難しいです。平成28年と令和3年の人数とさせていただきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 物部支所、香北支所は共通していますので、代表で濱田議員の質問にお答えします。

まずは総務課長が提出しています資料の説明になりますが、平成18年、合併当時の支所内では、事務管理課、業務管理課の2課があり、支所長を含め管理職は3人配置し、香北支所では、地籍調査課と香北教育委員会分室が配置されていました。同様に、物部支所には林政課が配置されていました。

平成23年4月1日には、平成21年の組織編成により、事務管理課と業務管理課が地域振興課に一本化され、管理職は支所長を含め2人になっております。また、地域振興課に教育班を配置、そして、包括支援センター職員も配置になっております。香北支所に配置していました地籍調査課が建設課地籍調査班として再編され、物部支所に配置されていました林政課が林業事務所に名称を変更したほか、業務の一部が産業振興課に移りました。

また、平成26年4月には、林業事務所が産業振興課林政班林道係として再編されています。

平成28年4月1日には、同日付の組織編成により支所の地域振興課がなくなり、市民生活班と地域振興班の2班が配置され、管理職として支所長1人となっております。地域振興課に配属していた、公共土木、農業土木、林道管理が建設課の分室となり支所内に配置、同様に、物部支所では業務を行っていた産業振興課の林道係も建設課の分室

に再編されました。教育班については、教育委員会分室として支所内に配置となっております。

支所庁舎で業務をしている職員は、平成18年3月から徐々に減ってきていますが、事務管理課から市民生活班、業務管理課から地域振興班として変わってきました。そして、地域振興課に在籍していた土木関係業務も建設課分室として在籍していますので、支所の業務としては大きく変わっていないと考えています。ただ、職員が減ってきていますので、職員1人が持つ本課の業務が増加しているのも現実で、人事異動で来られた職員は幅広い業務を覚えるのに苦労しています。初めて取り扱う業務や、たまにしか来ない業務については時間がかかることもありますし、2人体制で現場に出ることもあり、係が不在のときには後から連絡するなどの対応をして、できるだけ支所で完結できるようにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 丁寧に説明していただきました。業務内容につきまして、合併前と今とでは、併合されて課としては少なくなったけれども、中身的には大きく変わっていないとおっしゃっていましたので、支所でも本庁業務の窓口対応は全てできると、総合支所的な機能はあると理解していいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 後からの質問に対する答弁にもなりますが、とりあえず支所で全部ができるというわけではありません。例えば、健康介護支援課の業務なんかはできない部分もありますし、そのところはやはり本庁でやってもらいたいと考えております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 利用する住民の方が来た場合の窓口対応は可能だということでございますよね。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 窓口対応につきましては、本課とも連携しもってやっておりますので、そこで解決できるようにはしたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この表で見ますと、当初、香北支所の場合は保健福祉センターの健康づくり推進課が21人いましたので、当初はその分も含めましたら管内合計59人と多いわけですが、その後、今年4月1日現在では23人で、そのうち非正規が7人ですので、正規職員は16人でされていると。物部支所の場合は、33人の管内合計が今は24人ですので、正規15人、9人が非正規ということで、15人体制となっています。こうなってくると、業務内容は一緒でほとんど変わっていない

けれども、支所長がおっしゃいましたように、1人の持つ内容が増えて覚えるのが大変だが、その辺は非正規でカバーしているので、今の状況では何とかできているということでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 本課との連携でやり取りするので時間がかかることはありますが、できるだけ支所で対応はしたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 令和2年度の主要な施策の成果説明書の中で、香北支所費のほうにおいては、課題のところに、年々職員配置数が減少する中でも、香北支所管内の住民サービス低下のないように業務を実施していくと書かれてありました。これが書かれてあるということは、令和2年度の中で何か気にかかるようなことがあったのでしょうか、何か住民サービスについて。特にないけれども、今後この課題はあるということとで明記されたのでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） やはり業務はかなり増えています。マイナンバーカードとかも結構業務の中で増えていますので、そういうことで書いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 職員が覚えるのも大変で苦労しているということですが、住民サービス低下にならないために、やはり窓口機能をきちっとしていく、経験豊富な人材といいますか、もちろん新採の方も必要だと思いますが、ケース・バイ・ケースで、ある程度経験豊富な人材の支所への配置については、今まで考慮されてきたのでしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

全員が経験豊富というわけにはいきませんが、できるだけ本課のほうで経験を積んだ者を中心に配置させていただいております。これまで新採をいきなり支所という形はとっておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

縦割りの業務では住民対応が困難な場合があるのではないのでしょうか。柔軟な対応をされていますか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

支所には教育委員会分室、建設課分室、包括支援班を配置していますが、お互いに協力し合って、横のつながりを持って柔軟な業務を進めています。また、本課の職員とも連携を持って対応しています。

人事異動により来られた職員にも、支所での役割や位置づけ、そして、支所での住民サービスについて柔軟に対応するよう説明しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③です。

支所で対応・判断できない業務については、どのように対処されていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

先ほどもお答えしましたが、支所の限られた人数で、本庁全課の幅広い業務をすることは厳しいですが、本課の業務についての相談や書類の受渡しなど、各職員が業務を分担して対応しております。そのため、細かい部分につきましては、本課に聞き取りながら対応していることもありますし、支所から本課に電話をして、直接電話でやり取りしてもらったこともあります。また、支所で対応できない場合には、お客様に本庁の本課に出向いていただくこともあります。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 電話でやり取りしながら情報を共有して、きちっと対応しているということをお聞きしましたが、本庁に行けば1回の来庁で済むけれども、やはり2回、3回と支所に行かなければならないというのは、住民にとっては負担だと思うんです。1回で済ませたいと思って本庁まで行くのに、JRバスを利用すると往復1,100円要るんですね。物部町からだとその倍ぐらいは要るのではないかと思うんですけれども、マイカーに乗れる方ならガソリン代が。できるだけ節約を年金暮らしの方はされていて、近くで用が済むなら近くでという思いは当たり前だと思うんですけれども、やっぱり住民負担が軽減できる方法を望むところではありますが、そのあたりについて再度質問します。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 二度手間という形で言われましたが、やはり本課では持っていない事業もありますし、例えばk a m i c aカードなんかでしたら、再発行する場合には支所で受付します。そして、本課のほうにそれを送り、k a m i c aカードを送り返してもらって、また取りに来ていただくということになります。そういった業務が多々ありますので、この場合にはどうしても難しいかなと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） 住民の方も無理を言っているわけではないと思いますので、とにかく丁寧な対応をすることが一番大事なかなと思います。私ごとで恐縮ですが、若かりし頃に看護師をしまして、病棟勤務と外来勤務を経験したんですけど、いろんな困難な方がいらっしやいまして、今どこの病院にも総合案内がある、市役所にもありますけれども、どの科で診てもらえば自分の調子の悪いところを見てもらえるんだろうかと、すごく患者さん自身も判断できないことっていっぱいありまして、まず分からないから相談に来たみたいなのところがあるわけですね。そのときに、やっぱりゆっくり話を、医療では問診というんですけど、そういうふうに、市町村の自治体がその地域に住んでいる住民のいろいろな課題解決、何とかこれを解決してくれるんじゃないだろうかということであらっしゃいますので、どんな相談も断らないという姿勢がすごく大事じゃないかなと。少ない人数の中でその方が対応できなかつたら、先ほど支所長もおっしゃいましたように、S O Sを管内の方に出して、一緒に2人で聞くとかいう対応、その辺が一番大事なことじゃないかなと思うんですけども、見解はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

支所の中はワンフロアになっています。その中で、やはり市民生活班、そして、地域振興班があります。お互いにその部分が分からなければ知恵を出し合って、協力してやっていることは確かです。ですから、それで分からなければ本課のほうに連絡して対応するという方法をとっています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 2 番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） ④です。

香北支所において、物部支所がしているような地域担当制の必要性についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

各地域からの相談や、防災組織、自治会長、民生委員、それから、社会福祉協議会などの関係団体からの情報、包括支援センターからの情報によって訪問することはあります。今まで自治会から地域担当制にしてくれというような要望はありませんが、9月から12月末まで、香北町50世帯以下の地区へ県主体の中山間集落实態調査を行うことになっています。支所の職員も参加予定ですので、その中で要望がありましたら、地域の現状を一度確認し、把握した上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 2 番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） 物部支所長にお伺いしますが、地域担当制のメリット、デ

メリットはないように思うんですけれども、そのあたり、ちょっとお願いできますでしょうか。

○議長（利根健二君） 物部支所長、竹崎澄人君。

○物部支所長（竹崎澄人君） お答えいたします。

当事業につきましては、合併前から地域担当職員業務として実施しております。御質問いただいたところですが、今年度も地域を8ブロックに分けて実施することにしてございます。実績はコロナ禍にあってちょっと進んでいないところがありますけれども、職員をそれぞれブロックに配置しておりますので、そちらのほうに出向いた際には個別に声かけ等を行っております。今年も大雨が先日も続いたわけですが、そういった場合に早めの自主避難等を促す際にも、日頃からコミュニケーションがとれているという連絡体制では、非常にメリットがあると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 物部支所長からおっしゃっていただきましたように、やはり日頃からのコミュニケーションってすごく大事だと思います。特に、合併してもう15年になりますけれども、1ターンで来られた方はそれほどでもないかもしれませんが、役場の職員との距離が遠くなったというような声を聞くんですね。保健師の駐在制度があったときには、地域に保健師が回ってきて、いろいろ聞いてくれたというのもあるんですけど、今の状況でそれをまたするという事は難しいですので、今、物部支所がされているような、デメリットはないと思うんですね、メリットがあると思います。9月、10月に中山間集落實態調査をするときに、またそれを見て検討されるということではあると思うんですけれども、やはりもうこの時期になって、中山間も15年前とは違う状況で、人口状況も違いますので、日頃からのコミュニケーションを重視するという意味では、やはり地域担当制もちょっと前向きな検討をしていくことができないものではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

地域担当職員と言われますが、自治会長とも連携がとれていて、この間の災害でも中山間の自治会に御連絡して状況確認などはしておりますので、今のところは考えておりません。支所から遠い地区でも30分以内で行ける範囲ですし、デマンドバスも細かにまたずっと入ることになりましたし、今のところ包括支援センターのほうも各地区へ入っていて状況把握もできているということで、今のところはそういう形で動いております。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

テレビ電話のように双方向で相談できるシステムを整備することはできないでしょう

か。

○議長（利根健二君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

テレビ電話のように双方向で話せるシステムについては、現在、情報系のパソコンを利用して、課長会や防災対策会議をリモートで支所と本庁をつないで行っています。

一般住民が相談できるシステムについては、支所と本庁各課にパソコンかタブレットを配置すればできると思いますが、まだそこまでの協議はできていません。既存のパソコンでいくのか、また、どの部署に置くのか、どのくらいの費用が要するのか、いろんな課題が出てくると思います。今後、各課と協議しながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 住民サービスを向上させる一つの方法として、このようなツールも使ってやることは必要なことだと私は思います。どこに置くかとか、費用はどうするかとかいうこともありますけれども、まずは住民サービスが余計身近な、住民にとって支所が身近になって、いろんなことがスムーズにいくということがあるならば、前向きに検討していただきたいと思うところでございます。

○議長（利根健二君） 午前10時30分まで休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次に、大きな3番に移ります。地域の活性化のためにについて質問いたします。

地域には様々な課題があります。課題解決に向けて取り組むためには、課題について前向きな話し合いをすることが必要です。地域には自治会長、民生児童委員、健康づくり推進員、食生活改善委員、自主防災組織などがあり、それぞれの分野で活動されています。高齢化が進み、地域では役員のなり手がいないという声をたびたび聞きます。総務省は集落支援員制度や地域おこし協力隊制度等を創設しています。

集落支援員について、地方自治体は、集落支援員と協力して集落対策を推進し、集落支援員は、地方自治体からの委嘱を受けて市町村職員と連携し、集落への目くばりとして集落の巡回、状況把握等を実施するようになっています。自治会長等との兼務も可能としています。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移した者を

地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱します。隊員が一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民への生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。これからもこの制度の積極的な導入で地域の活性化を目指していくことを求め、質問いたします。

①です。

初日、市長の報告でもありましたが、開設5年目を迎えました、美良布地区集落活動センターの状況と評価についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

美良布地区集落活動センターは香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムや、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートを初めとする周辺の観光施設と連携して、道の駅としての役割も含め、地域内外の観光交流の拠点としての機能を担っております。

また、美良布地区集落活動センター内には交流スペースや農産物直販所、レストランがあり、市民の憩いの場として、以前はイベントやコンサートを開催したり、農産物・加工品の販売を通じて地域住民の生きがいがづくり、地域の活性化につながったと考えられます。

そのほか、部会活動を通じての特産品開発販売や、ハンドメイド作家の地元住民が集まり活動成果を披露する場としてマルシェを開催するなど、香美市産ブランドの開発や元気なまちづくりに貢献できたと考えられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この集落活動センターには、今2人の地域づくり支援員がいらっしゃると思うんですけれども、今後、この事業を継続していくためには、2人体制が必要ということでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

今、コロナ禍におきましては、部会活動が3部会になっておりますけれども、今後、バル部とかほかにも部会がございます。また、地域づくり支援員は月16日勤務というふうになっておりますので、2人で交代しながら今後も活躍していただきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

地域づくり支援員、集落支援員と言いますけれども、実績と効果についてお聞きいた

します。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

9月1日現在で雇用中の地域づくり支援員のうち、集落支援員は13人で、定住推進課、農林課、商工観光課に所属しておりまして、それぞれの課題に取り組んでおります。

活動内容としては、集落活動センターの運営、集落自治支援、見守り活動、地域活性化、観光資源の発掘、情報発信、水源地管理、移住交流業務、空き家調査、交流婚活事業、ふるさと納税業務、商店街の活性化、有害鳥獣対策に関する調査、巡回指導など多岐にわたっております。

世代間の交流の増加、地域の活性化、鳥獣被害の減少、集落課題の把握、移住者・定住者の増加が効果として挙げられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 様々たくさんのことをされているので、本当に素晴らしいお仕事をいただいている方なんだなと思いました。

③です。

地域おこし協力隊の実績と効果について伺います。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

地域おこし協力隊は、先ほど濱田議員もおっしゃられましたように、都市部から移住して、地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら地域への定住・定着を図る取組となっております。任期は3年間となっております、本市の場合は8月末に退任した隊員を最後に、現在雇用中の地域おこし協力隊はゼロ人となっております。ちなみに、5人の協力隊が退任しております。

これまでに雇用した隊員の活動内容は、地域コミュニティ活動として地域行事、集落維持の活性化、イベント企画・運営、集客などに関する活動、観光資源の発掘及び情報発信、塩の道保存会の支援活動、鳥獣対策、ふるさと納税業務などがあります。その効果といたしまして、イベント企画等を実施し、地域の活性化につながったことや有害鳥獣対策の充実を図ることができたことが挙げられます。また、退任後も引き続き地域に定住し、地域活動に貢献している人がおりまして、定住人口増加につながっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今まで5人の方が関わってくれて、今現在はゼロということですけども、その5人の中で、定住・定着されている方はどの部門で、どこにいらっしゃるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

5人のうち1人は大阪府に帰った方がいらっしゃいますけれど、あとは香美市の職員になられた方とか、地元の直販で仕事をされている方とか、また、引き続き有害鳥獣の調査や指導をしていただいたりとか、様々に定住して活躍していただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に移ります。

現在、民生児童委員がいない地域がございます。土佐山田町の8地域、香北町の2地域です。この中で、私が香北町の2地域について少し資料を持ってきましたので御覧いただきたいと思います。お手元のタブレットに載っております。資料①と②はグーグルマップの航空写真です。資料③は私が作ったものです。

資料①ですけれども、ここは香北町の有瀬、西峯の地域になっています。西峯の物部川の上のほうは写真に写っていませんけれども、地図の右側上部が西峯に当たります。物部川の右岸から勾配のきつい、湖畔遊と書いているところから上に上がっていくんですけれども、ずっと勾配のきつい市道が有瀬の市営墓地の方向、市営墓地が中段のほうにありますけれども、つながっています。広報香美4月号には、標高330メートル付近の「天空の花畑」ということで掲載されていまして、非常にきれいなところになっています。段々畑と耕作していない土地もたくさんございます。

資料③には、そこの人口構成を載せています。ちょっと世帯が抜かっておりまして、有瀬・有川・西峯地域は37世帯となります。

次に、資料②ですけれども、香北町根須です。根須の場合は距離が長くて、下段と中段と上段となっておりまして、川下から川上のほうに国道沿い、県道沿いに民家があります。根須の一番上段の建物が余り分かりませんが、ここに消防分署がもうすぐ完成いたします。消防分署から上は、また別の白石という地域になります。ここも田畑が少なくなり、耕作していない土地が目立つようになりました。一番下段の小吉野休憩所には桜の花もたくさん咲きまして、ベンチやトイレもあります。

資料③には同じように人口構成を載せていますが、高齢化率56.25%、45世帯ありまして、こういう状況になっております。

それぞれの地域は、今、入院されている方や施設入所などで、実際住んでいる方はこの数より少ないというようにも思います。空き家もございます。ずっと民生委員もいない、そして、自治会長もなかなか決まらない、同じ方がしなくてはいけないような状況にもなっている、このようなところに、2つ一緒でも構わないのですが、地域に集落支援員制度を使えないかどうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する民生委員

は、地域住民の最も身近な相談相手として、福祉、介護、保健医療、住まい、就労や教育など、様々な活動を行っております。

一方、過疎地域等における集落対策の推進要綱に基づき設置される集落支援員は、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落の在り方に関する住民同士・住民と地方公共団体との話し合いに従事するとされております。

総務省過疎対策室による令和元年度集落支援員に関するデータ分析では、兼任の集落支援員として設置されている3,320人のうち62人、1.9%が民生委員・児童委員など公的委員と兼務しております。また、活動形態では、民生委員や自治会長等と協力して活動する割合が高く20.6%、具体的な活動内容としましては、高齢者等の見守りの割合が18.3%で最も高くなっていることが示されております。

一見、民生委員の活動と集落支援員の活動が重複しているように見えます。しかし、両者の設置目的以上の大きな違いは報酬の有無でございます。民生委員には活動に必要な費用弁償が行われますが、報酬を支給しないことが法で定められております。これに対しまして集落支援員には、専任で月額10万円以上20万円未満、兼任で月額5,000円未満の報酬の支払いを行っている自治体が最も多くなっております。

民生委員制度は創設100年を超える歴史を持ち、全国で23万8,000人余の方が従事しておられます。欠員となっている民生委員の職務を集落支援員に代行させることは、この方々の矜持を失わせるばかりか、かえって民生委員のなり手不足に拍車をかけてしまわないか、危惧されるところでございます。せっかくの御提案ではございませうけれども、民生委員の欠員対策としまして集落支援員を設置することは困難ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） いろいろお調べしていただきまして、御報告もらいました。本当に集落支援員制度に乗ってこういう形ですればいいかなと思ったのですが、かえって地域住民の民生委員に誰かという気持ちをそぐといいますか、言葉はちょっとはっきり分かりませんが、マイナスになってはいけないと私も思いますので。ただ、もうここ6年ぐらいずっといないわけです。住民の方はその間ずっと高齢化してまして、誰になる、もうなり手がおらんよねと、けれども自治会長は要るよねみたいなところなので、私もずっと何か方法はないかなと考えていたところで、この制度を使えたらいいなと思って提案させてもらいました。御検討できる余地がありましたら、またしていただきたいと思うところがございます。

では、地域にこういうこともあるよと提案することはどうなんでしょう。民生委員がずっといない地域に、総務省のこういう制度では、こういうことを仕事としている、仕事としてのこういう制度があるよと提案することもかえってマイナスでしょうか。そのあたりはどうでしょうか、そういうことを知らない住民の方もいらっしゃると思うんで

すね。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

現在、任期中の委員も令和元年１２月の一斉改選時には１４人の欠員が生じておったところでございます。その後、地域の方々の御協力もいただきまして、現在１０人の欠員にまで減少していただいております。今後も粘り強く取組を進めてまいりまして、民生委員のなり手確保に福祉事務所としては取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

観光振興に地域おこし協力隊制度を活用し、地域観光の掘り起こしと発展に寄与できる人材を募集してはいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

香美市において活用した事例がございますので、今後必要に応じて地域おこし協力隊制度の活用を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 今までもこの制度を活用してやられて、効果があったというようなことから御答弁いただけたと思うんですけれども、６月定例会議で同僚議員が地域おこし協力隊による物部町活性化のことで質問しました。確かに物部町にも集落支援員がいますけれども、やはり広く物部町の観光全体をと考えたときに、何かアクションをしていただいて、今、ライダーズイン奥物部とふおれすととべふ峡温泉やキャンプ場がありますよね、それぞれ指定管理をされていますけれども、それをうまくつなぎながら物部町の観光を一体的に考えていく、そして、来年７月には大栃橋も新しく使えるようになっておりますので、そのあたりも考えながら、意欲のある青年の募集ということで。私こういう「まるごと自然体験土佐奥ものべ」というものを持っていて（資料を示しながら説明）、なかなか行きたくても行けないんですけれども、やはり今、自然っすごく見直されていて、地球環境の上でも物部町の自然環境と地域観光というのは一体的なものだと思います。そのあたりの物部町の観光ということについては課長、どんなふうな御見解でしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

物部町の観光につきましては、香美市におきまして一番奥の観光にはなりますが、やはり奥物部の観光があるからそちらへ来る人が増えるということもございます。もし奥物部の観光がなくなってしまうたら、奥へ来る人というのはかなり減ってくると思いま

す。今後、秋には紅葉のシーズンも迎えます。それ以外のシーズンにおいても季節それぞれの観光がございますので、ぜひ今後も守っていくべき観光地と考えております。

先ほど濱田議員から御提案のありました地域おこし協力隊制度の活用につきましても、ただ協力隊の方に来ていただいて、とりあえずその地区の活性化に向けて丸投げするのではなくて、掘り起こしを行う地域や活性化に向けた取組方針、また、目標など、協力隊を受け入れる上での体制づくりをしっかりと検討した上で募集をかけるべきと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に体制づくりをしていただいて、前向きに配置もよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、最後の4番の質問に移ります。国道195号の防災対策をについて質問します。

この質問につきましては、昨日の同僚議員の質問で御答弁いただいたことがございます。その部分については取下げをしたいと思います。私の質問の④ですね、迂回路として県道香北野市線のことを書いております。この分は取下げしたいと思います。①につきましては②に関係がございますので、引き続き質問させていただきたいと思います。

8月19日の豪雨により、香北町橋川野付近と県道日ノ御子土佐山田線、新佐野大橋から香麗橋までが通行止めになりました。杉田ダムから橋川野川奈路バス停までの区間は、今までも豪雨のたびに冠水で片側通行となっていました。議会でも対策を県に要望するよう求め、県は側溝掃除等の対処はされてきたと思います。気候変動で度重なる集中豪雨は今後大災害にもなりかねません。山からの落石、倒木も危惧します。抜本的な対策を求め、質問いたしたいと思います。

①です。

通報があったのが午後2時過ぎとお聞きしましたが、当時の状況を時系列にお聞かせいただきたいと思います。また、道路の冠水場所につきましては、昨日の御答弁で伺っておりますので構いません。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 概略的な時系列につき一部抜粋となりますが、建設課にて把握している範囲でお答えいたします。

昨日もお答えしましたが、午後2時頃に道路冠水情報があり、県へ報告しています。午後3時頃から警察による通行止めを行っています。午後4時頃から県土木事務所による通行規制登録となっています。その間、市役所内にて情報が錯綜し、この中から重要な情報を把握し、地形的な要素も入れ、技術的にどういうふうに処置すればいいのか、建設課として対応してまいりました。午後5時頃、県土木職員による詳細説明を市役所で受けています。雨がやんだこともあり、午後4時半から片側通行、翌20日の午前9

時半より全面通行可となっています。19日の午後2時半頃から対策本部の防災対策課、市役所代表電話番号の総務課、そして、建設課のほうに多数、通常の業務が止まるぐらいの問合せ電話がありました。「詳細に関しましては、県土木事務所に確認を願う。」としか言えず、中には高圧的な電話もあり対応に苦慮しました。午後4時頃、県土木職員、道路管理以外の職員と個人携帯にて連絡が取れ、細部が見えてきた状況でした。緊急時には多忙なことから、構築した連絡網の個人携帯によるホットラインでは、なかなか連絡が取りにくいという理由があります。せっかく築いた連絡網ですので、今後それをどう機能させるかが課題と考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

先ほど時系列でお聞きしましたがけれども、実際私はそのとき土佐山田町におりまして全く気づかなかったのですが、緊急速報メールによる通行止めメールは来ませんでした。本市の登録制メールに通行止めメールが来たのは午後4時57分です。そして、片側交互通行可能のメールは、緊急速報メールでは午後6時54分、登録制メールでは午後7時19分に来ました。このように時間差があります。多少の時間差はあると思うんですけども、実際橋川野の私の家の前で、午後3時半頃から警察が通行できないからUターンさせていたと母に聞きました。母は、とりあえずびっくりして私の携帯に電話をくれたんですが、その時点では情報が入ってきていなくて困りました。課長もおっしゃったように、もう既に午後3時の時点で警察による通行止め、あと午後4時に県土木事務所からのお知らせということは、香美市はどういうふうになっているのか、このあたりの情報伝達指示系統について伺います。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

災害等の発生につきましては、災害警戒本部や災害対策本部に連絡が入ります。入りました情報は、本部長を初め、本部員で共有して対応の検討を行います。必要な情報は、それぞれの情報伝達機能でお知らせするようにしております。この当日は、情報のあった頃に対策本部会議を開いておったりとかいうこともありまして、ちょっと対応に不備な点があったかというふうにも感じてはおります。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私が疑問に思いますのは、午後3時の時点で警察による通行止めがあつて、もう午後3時半には私の家のところから通行できないという指示を、警察が何人か来てされていたというようなことですが、登録制メールによる通行止めのメールが午後4時57分だったんですよね、すごい時間差があると思うんです。少しの時間差ならいいんですけども、もう少し機敏な情報周知、情報を流すことがで

きないものかなと思ったわけです。午後４時に県土木事務所からということですので、どうしても午後４時以降にその辺はなるのでしょうか。建設課と防災対策課とのやり取り、そして、ちょうど豪雨でしたので、避難所の設置とか、住民避難の情報とか、そっちのほうのほうに確かになのでやっていたと思うんですけども、それと並行してこういう情報伝達ができないものかなと思うところなんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

情報発信の前には、情報の正確な詳細等の確認も必要でありまして、緊急速報メールにつきましては、配信できる内容が各社の利用契約で定められておりまして、今回のような通行止めの情報のみでの配信というのはできないことになっております。片側通行が可能になった際の緊急速報メールも、県の危機管理部へ相談しまして、避難を要する危険地区への侵入をほう助するものではないことに注意しての利用は可能ということで、指導を受けております。

防災行政無線の利用につきましては、口頭、または、文章による合成音声での放送でありまして、合成音声の場合ですが、発音等の調整にも時間を要するという欠点があります。また、登録制メールにつきましては、文章を入力したときのみ配信されるようになりますので、ある一定時間がどうしても必要になってくるとことはあります。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 素人が思うのには、こういう状況になったときに、早く住民が情報を知りたいと思います。今なかなか困難ないろいろ縛りがあるとおっしゃいましたので、やはりそのあたりが少し改善できるような余地があれば、その辺のこともお願いしたいところでございます。

それで、戸別受信機、防災行政無線のことを課長が話されましたけれども、これは香北町、物部町全域に戸別受信機もあって、全域に屋外受信機も地域には聞こえるところに立っていると思うんですけども、それでは通行止めのこととか、それから、解除で片側通行できるようになったこととかは流されていたのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

放送の履歴を確認しましたところ、午後４時５０分に通行止めの放送を流しております。あと、国道１９５号の片側通行についての放送も午後７時１１分に流しております。北岸の通行止めも一緒に内容の中には入れております。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 今後とも迅速な対応をしていただきたいと思いますと思うところでございます。

次の③に移ります。

倒木や落石を未然に防ぐ手だて、そして、山から出る水の対策については、昨日の答弁もお聞きしましたけれども、もう合併して15年になるんですよね、前の'98豪雨のときに、1999年に引っ越してきましたので私はまだ香北町にいなかったんですけども、一度トンネルのあたりが通行止めになって、それから15年間の中で、何度か雨で片側通行、通行止めにはならなかったけれども、なかなか行くのが非常に困難なときもありました。山から出ている水というのは、課長が山からの湧水とおっしゃいましたが、今回は見ていませんが、私が今まで見たのは山の表面から土混じりの茶色の水であった、そして落石もあったように思うんです。課長がいつもおっしゃっていますが、国道195号は命をつなぐ道ですよ、香北町、物部町にとってはもう命綱です。そして、国道195号が駄目になったら、当然県道も今回のような状況で通行がなかなか難しいと思うんですね。この間、何度か課長から県にもおつなぎをして、要望もされてきたとは思いますが、確認したいんですが、この国道195号は主要幹線道路という位置づけですよ。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然主要幹線道路、香美市における真ん中をずどんと通ちゅう大事な道という認識はしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 主要幹線道路でありながら、この間数回の片側冠水も何度かありました。危険なことが分かっています。山からうっそうとした木々が道路に覆いかぶさって、いつも日が当たらないところがあります。谷筋もどこに谷があるかが分かります。これを県に対して、国道に流入する水の原因がどこなのか、県がまだ今になって調べていないというのが、妙におかしいなと思うところです。今までの側溝にたまった土砂や草木を除去するのはもう当たり前のことで、今まで何度か対症療法としてやってこられました。そのあたりは⑤も関連しますけれども、抜本的な安全対策を本気でやってもらわないと、住民の命は守れないというふうに私は思いますので、そのあたりをお願いしたいと思います。

そして、市長が昨日の答弁で、そろそろお願いをしなければならない時期とおっしゃいました。ちょっと私、聞き漏らした部分があるかと思ひまして、申し訳ありませんけれども、どういう部分をそろそろお願いしなければならない時期になったとおっしゃったのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

昨日の答弁に対する確認でございますけれども、昨日申し上げましたのは、今回通行止めになったところは、もう前後につきましても湧水、水が出るというよりも、大変な

ときには水が飛んでいるような状況にあるわけですね。しかも歩道もない。自転車の話もありましたけども、自転車も通れないような状況になっておりますので、これについては、やはりしっかり歩道も、それから、自転車も安全に走れるような道にしていたかなきゃならないということを申し上げたわけであります。その前段に、この湧水とかいうものについては、やはり原因をしっかりと調べて対策を打つということが前提になろうかと思っておりますので、そのことを前段で申し上げたところであります。これまで一生懸命対策はやってきてくださったと思うんですけども、今後、要望としてそういうことも含めて、しっかり命の道を守るという立場から、県には力を尽くしていただきたいとこれから求めていくということでございます。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長にお聞きいたしますけれども、県に要望して、県も動いてくれるということを昨日の答弁でも伺いましたけれども、都度要望、電話とかかけるなり、調査はその後どうなっているかとか、国道195号の対策は順調に進んでいるかとか、担当課の課長から連絡なり、また出向くなりして、そのあたりの県とのつながりを常に持っていくと。日頃から持っているとは思いますが、国道195号のことにつきまして、再三声かけなんかもしていただきたいと思いますと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然今までもしていますし、これからもそういうことはしなければならないと思っております。やはり雨の降る量、一応今の現況でいきますと、昨日もお答えしましたが、日雨量60ミリメートル、時間雨量30ミリメートル程度では通行止めにならないような対応はとってくれているようですが、この間のような形の1時間に150ミリメートル以上降っていますので、そこら辺の対応を今後検討してくれるという形の中で、現在、昨日も確認をとりましたが、原因究明への委託等の入札準備をしておることになります。また、先ほども述べましたが、県とのホットライン、個人携帯とはなりますが、そこら辺で複数とれるような形、どう機能させるかが今後の課題と考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 以上で質問を終わります。

○議長（利根健二君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

消毒のため暫時休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） 3 番、公明党の舟谷千幸です。通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、子供たちに公園をということで質問させていただきます。

資料①を御覧ください。これは、楠目小学校高学年の社会科テストの一部分なんですけれども、「社会とかかわる」ということで、「みりょくあるまちづくりを提案しよう！」の中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、政治で取り組んでほしいことと、その理由が書かれてあります。答えとしては、防災とか交通安全等、ほかの角度での答えを求めているかもしれませんが、この児童は、日頃から思っている公園のことを答えとしたと思われます。ちなみに、一緒に遊んでいるお友達も同じ公園の答えを書いたということでございます。資料①にありますように、政治で取り組んでほしいことは公園を造ってほしい。その理由に、楠目校区には公園がなくて、山田校区で遊んでいる人が多いけど、山田校区は遠いから造ってほしい。このようなテストの答えを見て、私は率直な小学生の要望と捉えて質問いたします。

①の質問です。

この児童は、楠目校区には公園がないと書かれてありますけれども、楠目校区には公園がございます。香美市都市公園条例を見ますと、土佐山田中央公園、物部川緑地公園があり、香美市児童遊園の設置及び管理に関する条例には、旭町児童遊園があります。それぞれの施設の内容として、規模、遊具の有無、トイレの有無について伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

まず、土佐山田中央公園、都市公園の近隣公園となり、現在、教育委員会にて市民グラウンドとして管理していただいております。規模としては1.3ヘクタール、ナイター等設備、男女兼用トイレ、なお、このトイレにつきましては令和3年から4年にかけて改築予定と聞いております。昭和50年の設置となります。

続きまして、物部川緑地公園、都市公園の緑地公園となっております。規模としましては1.94ヘクタール、多目的広場等となります。トイレ設備はありません。昭和63年の供用開始しております。

続きまして、旭町児童遊園、児童福祉法によります児童遊園、公民館併設となっております。規模としましては0.03ヘクタール、遊具としましてはジャングルジム、水飲み場、男女兼用トイレは公民館附属という形となっております。昭和35年の設置ということになっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 今、お聞きしまして、ちょっと意外に思ったのは土佐山田中央公園が市民グラウンドということで、ちょっと公園なのかなというような思いもしたんですけれども、ここの公園が近隣公園というふうになっておりますが、ちょっと都市マスタープランのほうを見ますと、八王子の公園も近隣公園ということですので、こういった公園とはどういう公園なのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国土交通省の都市局によりまして、公園の規模、大きさ、それとどれくらいの範囲、誘致距離といいますが、どればあの距離の方が使うかによって公園の種類を分けております。その中で、土佐山田中央公園、市民グラウンドとなりますが、近隣公園という形になりまして、500メートル範囲の誘致距離、1か所当たりの面積が2ヘクタールを標準とするという形でうたわれています。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 内容じゃなくて規模とか、誘致距離とかで近隣公園ということが分かりました。さっき言いました3つの公園がせっかく楠目校区にはございますけれども、子供たちに聞いてみると、土佐山田中央公園を公園というにはちょっと名前があれで、遊びに行くには市民グラウンドでもあり、公園と思っていないというようなところがありまして、それから、旭町児童遊園というのは、公民館と一緒にあって、すごく整備されていますけれども、やっぱり遊具がジャングルジムだけと、それからまた、余り広くない公園で行っていないと。物部川緑地公園もすごく広くて、整備は草も刈られて広々したところですが、この子供たちはやっぱり町から離れているというようなことで余り行っていない。自分たちが行っていないから、公園がないというふうにテストの答えを書いたと思われま。

②の質問でございます。

この物部川緑地公園ですけれども、これは山田堰の遺構公園とも言われて、公園内には山田堰の一部が残されています。少し離れたところに高知県指定史跡、山田堰の碑もございまして、史跡調査に子供たちも行っているということですが、しかしながら、この公園には同僚議員からも質問がございましたけれども、トイレがなくて、舟入小学校や楠目小学校の校長先生からもトイレ設置の要望があったということですので、今回、近隣の片地小学校の先生にもお聞きしますと、トイレの管理上の問題もあるだろうということ前置きされまして、けれども小学4年生が毎年2時間ぐらい野外学習でここへ行っているということで、トイレがあるといいんだけどということでもございました。今年3月の同僚議員の一般質問に対する井上課長の答弁では、なかなか設置は難しいということですので、物部川の水系流域治水プロジェクトの防災ステーション整備の必要性も検討されている中で、こういう要望が出てきたらといった答弁でございましたけれども、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 過去にも答えておりますが、物部川緑地公園へのトイレ等の設置は、財源や管理等の問題もあり、現在考えておりません。

御指摘のありました、物部川水系流域治水プロジェクトにて、防災ステーションの必要性は確認できていますが、まだ位置や整備内容が決まっておらず、今後の検討ということで今現在進んでいます。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 引き続いて設置に向けての検討をよろしくお願いします。

次に、③の質問です。

この小学生たちは、遊び場を求めて、お休みの日とか、それから、放課後、大体水曜日あたりだと聞きましたけれども、自転車であちこちの公園へ、主に宝町の児童遊園地に行っているようです。以前には遊び場を求めて、昨年新設した医療救護所倉庫の敷地内で遊んでいて注意されたというようなことも聞いております。遊び場は今もう本当に昔と違って、私たちの子供のときには空き地とか、田んぼで遊んでいたんですけども、今そういった時代じゃないですので、どこでも遊ぶわけにはいきません。だから、この整備が必要となってくる、公園の整備が必要となってくるかと思います。本当に今、ゲームとか、テレビなどで室内で体を動かさないで一人遊びをする子供が多くなって、近年、子供たちの体力低下が叫ばれているところです。そんな中で、この楠目小学生の子供たちは公園へ行き、鬼ごっこ、鬼ごっこといいますが、今の子供たちは隠れ鬼ごっこというそうですけれども、友達と体を動かす遊びをしていることは、本当に心や体の発達にとってもよいことだと思います。校区内に宝町の児童遊園地のような遊具のある広いスペースの新たな公園や児童遊園の設置ができないでしょうか、考えをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

児童福祉法による児童厚生施設としての児童遊園は、平成10年3月31日付、厚生省児童家庭局育成課長通知で標準的児童遊園設置運営要綱が定められ、その設置場所としては、児童の居住する全ての地域を対象に、その生活圏に見合った設置が進められるべきで、当面児童の遊び場が不足している場所に優先的に設置することとされております。

しかしながら、香美市公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の維持管理を優先的、計画的に進めていかなければならないことから、施設の新設につきましては慎重に、十分な議論が欠かせないものと考えております。現在のところ、新たな児童遊園の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） 不足しているところは優先するけれども、現在のところ、維持管理とかの関係で設置の考えはないということでございますけれども、子供たちのために遊具とか、そういったところのスペースとか、今ある公園にプラスアルファというようなこともできないということですかね。今の公園に、例えば東町上 1 公民館の旭町児童遊園に新たに遊具を増やすといったことも難しいことなんでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

既存の旭町児童遊園に遊具の追加をということでございますけれども、現在の敷地面積からいたしますと、子供さんの御要望に十分応えられるような面積もございませんので、なかなか実現は難しいものではないかと考えます。舟谷議員から御提示いただきました、児童直筆の答案用紙を拝見いたしまして、この切実な御要望に応えることができず、心痛極まるところではございますけれども、大変利発なお子さんとお見受けしますので、長じまして、本日私の申し上げた大人の事情を御理解いただける日が必ずや到来することと確信しております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） ありがとうございます。この気持ちをしっかり子供たちに伝えたいと思います。

④の質問です。

難しい状況がございますけれども、新たな設置については、どのような状況になれば可能になるのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 少しピントがずれている答弁になるかもしれませんが、香美市都市計画マスタープランにて公園・緑地等の整備方針について検討を行っております。その中で、香美市土佐山田町内市街化区域及び隣接市街化調整区域において、都市公園法施行令で示されています市民 1 人当たりの都市公園敷地面積、平均で 10.0 平方メートルに対し、現在 9.4 平方メートルと若干標準を下回っている状況です。今後の人口などを考慮すれば、新たな都市公園等の整備予定はありません。

また、先ほど福祉事務所長から答弁がありましたが、児童公園においても、総合管理計画により現状施設管理のみとなっており、新たな計画のところはないとのことです。

今後、どのような状況になれば可能かと言われれば、なかなか予算的な話、規模的な話、土地から必要になってきますので、それこそ大人の事情できついのではないかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 香美市都市計画マスタープランにおいて都市公園法施行令で市民1人当たりの公園面積が定められているため、新たな都市公園も児童遊園も設置の計画はないということで、残念ですけれども、本当にこれは人口減少というすごく大きな課題に公園のこともなっていることが分かりました。

ちょっと重なるかもしれませんが、先ほど福祉事務所長にもお聞きしましたが、今は新たな公園が無理だということですが、児童遊園以外に、香美市のすばらしい秦山公園とか、楠目校区外には本当に香美市が胸を張れるような公園があるんですけれども、そういう現在ある公園に新たな遊具とか、運動のスペースといった、プラスアルファのことは今後可能なのか、御意見をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

福祉事務所長の答弁と重なるところもありますが、スペース的な問題もあるし、当然物部川緑地公園は広い広場がありますが、川の中であったり、緑地公園という自然を愛するスペースという形の中でまた利用していただきたいと。

また、秦山公園には秦山公園なりのよさがあり、併せて秦山公園には県下でも有数な遊具もそろえております。ただし、またコロナ禍の中でなかなか遊ぶくがないという中で、秦山公園も閉鎖ということを考えたりもしたのですが、野外施設ということで、子供がごった返すような状況もありました。その中で、小学校の低学年は遊ぶくがありますが、高学年はないということの中で、スリー・オン・スリーのバスケットコートとかの計画も今後はしていかなければなりません、なかなかそれも予算的な問題、大人の事情でできていないような状況があります。今後またそのようなことも計画しなければいけないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） スペース的なこととか、公園の自然というような中で、新たなものは難しいということです。

最後に、私が子供たちに聞いた、これは本当に未来志向のことで、本当に体を動かすことが好きな子供たちの希望ですけれども、バスケットボールのゴールのある公園、弥右衛門公園とかにはあります。それと、スケートボードがオリンピックで今、はやってきております。それに似た、私も今回初めて見せてもらったんですけれども、スケートボードは輪が4つありますが、ブレイブボードといって、ブレイブは勇気という言葉ですけれども、輪が2つで、それでスケートボードほどは倒れなくて平衡感覚が養えるという。大体これはお金も要ることですし、推奨するものではございませんけれども、子供たちが言うには、そんなバスケットボールのゴール、それから、スケートボードができるような公園がともお聞きしましたので、実現は難しくても、子供たちのこういった要望があるということを知っていただきたいと思います。

以上を述べまして、2番目の質問に移らせていただきます。コロナ禍で認知症の方を地域で見守るでございます。

新型コロナウイルス感染症での影響が続いておりまして、この話を聞きましたのは、まん延防止措置が出る前のことですが、ある民生委員より、症状の悪化が見られる認知症の方が増えていると、昨日の一般質問で同僚議員からもございましたけれども、広島大学大学院の石井伸弥特任教授の新型コロナウイルス感染症拡大が認知症の人に与えた影響調査で、認知症の症状悪化が施設・在宅それぞれ4割に上ったという報告がございました。

今年3月定例会議で同僚議員からも質問がありましたけれども、①の質問です。コロナ禍で認知症、また、鬱の報告が、同僚議員の質問から後、本市の認知症の方とかの状況で把握していることがございましたら、お伺いしたいです。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

令和3年4月から8月までの地域包括支援センターでの相談対応数ですが、延べ2,256人、月平均にしますと451.2人となっております。令和2年度は延べ4,932人、月平均が411人、それから、令和元年度は延べ4,874人で、月平均が406.2人となっております。

相談分類別で認知症関連の相談ですが、令和3年4月から8月までは、延べ437人、月平均が87.4人となっております。それが、昨年の令和2年度では月平均が98.7人、令和元年度は月平均が97.6人となっております。相談件数から見ると、昨年、その前の年と比較して全体の相談件数はやや増加してきていますが、認知症関連の相談件数については大きな変化はなくて、コロナ禍の影響としてはっきりしたものは見受けられませんでした。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） この統計では4割に上ったということがあったんですけども、本市においては、相談件数から認知症の方の大きな変化は見られなかったということでございます。

次の②の質問です。

これに関しては、昨日、同僚議員の質問にございましたので、取り下げさせていただきます。

③の質問で伺います。

見守りに関してですが、昨日の答弁では、民生委員とか、包括支援センターとか、社会福祉協議会の方たちとともに、高齢者の見守りをされているとお聞きしましたが、その取組の効果というか、どんな状況なのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

民生委員や地域の方々の見守りが、相談や支援につながる事例もございます。また、民生委員の見守り訪問や、地域包括支援センターや社会福祉協議会の地域訪問が、相談窓口を知っていただくきっかけにもなっており、行政だけでは難しい面を地域の方や民生委員、社会福祉協議会の方に助けていただいて、大変心強く、ありがたく思っているところです。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 相談事例があったこととか、知るきっかけになったという、すごい効果があっているかと思います。その中で、言えるような事例がございましたら伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 最近では、ごみ屋敷になっているので心配だというような御家庭や、また、近所の方で電気代とかが払えていないのではないだろうかというような御心配とかが挙げられていまして、包括支援センターのほうで対応をしているところです。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） やっぱり地道な見守りということが大事だなと感じます。こういった見守りの方たちとの情報共有に関しては、どのように行っているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 職員が民生委員の会に行くときもありますけれども、心配な方がおる場合は、逐一もう相談がすぐに入るような状況になっておりまして、地域の方からの情報もかなり多くなっていると感じております。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 連携を密にして取り組んでいただきたいと思います。

④の質問です。

認知症への理解を深める普及啓発として、平成30年9月に認知症支援ガイドブックが作成されております。資料②に表紙と目次がありまして、昨日、健康介護支援課長の了解を得まして、同僚議員の皆様には手元にお配りいたしました冊子でございます。このガイドブックは、認知症が疑われる症状が発生したときや、認知症の人を支える場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかが理解できるような内容になっています。それで、香美市の第8期高齢者福祉計画には、令和元年の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行っているということで、その調査ではこのガイドブックの認知度が16.1%と低かったと書かれており、2023年度の目標は30%にしようというふうに書かれてありました。これに向けての市の取組はどのようにされるのか、伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

認知症支援は、香美市よりそい支援事業として香美市社会福祉協議会に委託し、普及啓発活動を初めとする様々な事業を実施しております。その活動の一つとして、地域の集いや公民館に出向いて、認知症への理解を深める出前教室を実施しております。その教室で香美市認知症支援ガイドブックを紹介しております。また、このガイドブックは、香美市での相談窓口をお知らせする認知症啓発ポスターと併せて市内医療機関や量販店、関係機関等への配布と、イベント等での配布をしており、これらの取組を通じて認知症支援ガイドブックの普及を図っておるところです。

また、相談窓口に来た方にも配付しておりますが、平成30年9月に作成したのが1万部でしたが、今、7,500部ぐらい配布が終わっているところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 7,500部ということで、配布場所は量販店等ということでしたけれども、そこに置いての配布というような形で、別に説明とかはなく行っているということですね。私も先日の介護予防講座でまたいただいたわけですがけれども、全部を調べたわけではないですけれども、量販店、薬局、また、銀行とかいったところへ、この冊子がきちんと今も置かれているのか、そういった確認はいかがなのでしょう。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 私も全てを確認していませんので、また確認してみたいと思います。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 認知症の方を地域で見守るという、本当に高齢化社会に向かっていくわけですので、大事な冊子だと思います。よろしく願いいたしたいと思えます。

⑤の質問でございます。

認知症の人が住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるためには、周りの人が認知症を正しく理解し、行動することが必要です。地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを2005年より養成していますけれども、その数は今年6月30日、大体3か月ごとに集計しているようですけれども、全国で1,300万人を超えております。本市の認知症サポーター、現在までで分かる範囲の人数をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

本市では、平成18年度から認知症サポーター養成講座を実施しており、これまでに2,362人の方が受講されております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 2,362人ということですが、人口から占める割合で見ると1割に達していないという状況ですが、全国とか高知県といったところでのこの数値に関して、どういうふうに判断されているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

県下的な中での比較はまだしたことがないので分かりません。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） ちょっと私のほうで調べてみたんですが、高知県が9.5%、全国が9.8%というような数字であったんです。それからいうと、香美市は大体全国レベルかなというふうにも思えるんですが、お隣の香南市ではもうちょっと高くなっているというようなこともありますし、数値はもちろんのこと、やっぱり地域の方に、こういった認知症サポーター養成講座を継続して進めていくことは大事になってくるかと思います。

⑥の質問でございます。

さきの民生委員からのお話ですが、物とられ妄想というか、物をとられたと思う認知症の方特有の症状がございますが、見守りをしているときに、認知症の方がその家族の方とお話ししている状況に出くわして、物をとられたと、ないなったと言ったことに対して、その認知症の方の御家族が、そうじゃないでしょう、こうでしょうというふうに、その都度訂正したり、それから、否定したりしている場に出くわして、すると、その認知症の方がすごい嫌なきつい顔になっていたということで、やっぱり認知症の方の対応を知る機会が必要じゃないのだろうか。なかなかその場でこうなんですよということも、関係性にもよりますので民生委員も言うことができなかったという話をお聞きしたんですが、認知症の方は、今食べた御飯の内容とか、人に会ったこと、誰とか、そういった記憶は本当にすぐ忘れるわけなんですけれども、抱いた感情というのは長く残ることがございます。よい感情が残ると、あの人はいい人やということで、訪問してもにこにこことすごくいい関係でお話ができるんですが、さっきのようにならぬと否定されると、嫌な印象や感情がずっと長く残るというようなことで、こういったときにはもう介護がなかなか困難な状況になってくる場合がございます。認知症の対応例なども認知症サポーターの養成講座では知ることができますので、さらなる養成の推進を望むものです。新型コロナウイルス感染症で認知症サポーターの養成講座は進めにくい状況ですが、今後、どのように推進していかれるのか、取組をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度から認知

症サポーター養成講座を実施できていない状況になっております。また、養成講座の再開に向けては、関係職員のスキルアップや認知症サポーター養成講座の講師役になる方の養成が、県でキャラバンメイトというのがあるんですけども、そちらに今年香美市から3人ぐらい参加する予定でした。9月17日でしたが、このコロナの関係で中止になってしまって大変残念に思っているところです。そういうところもやはり進めていけるように、職員のスキルアップについては準備を行いながら、チャンスを見て実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） ちょっとまん延の関係でキャラバンメイトの講座が中止になったということです、それができなかつたらできない状況での対応というか、スキルアップは考えているということですけれども、具体的にはどのようなことをされるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 余り詳しくは決まっておられませんけれども、やはり開かれた場合は研修会への参加、それから、書籍等、また、日頃の対応の中でケースから学ばせていただくこととかもあると思いますので、そういうことでスキルアップしていきたいと考えております。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） そうしたら、この香美市第8期高齢者福祉計画の中で（資料を示しながら説明）、認知症サポーター養成講座が今年目標と捉えたんですけども、1回とはありましたが、これはコロナ感染症のために1回とされたのか、この回数についての確認をお願いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 一応最低1回は開かなければということで1回になっていると思いますが、サポーター養成講座は、始まってから平成21年ぐらいには年間42回とか、平成22年には年間16回とか、かなり多く力を入れてやってきた経過もございます。今も希望されている施設や学校とかがいろいろありまして、実施できるようになりましたら、1回は最低回数でございますので、状況を見て希望に応じた回数が開ければと考えます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 今、希望されているところがあるとお聞きしましたので、ぜひまた進めていってほしいと思います。

もう一点、このコロナの状況が落ち着いてからになるかと思いますが、対象はそういった希望のあるところ、計画に書いてありましたのは、地域とか学校とありましたけれども、企業、団体、スーパーといったところも、今後、認知症の方を地域で見守

るためには大事じゃないかと思うんですけども、そういったところへのこちらからの呼びかけというのは、どういうふうにされるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 議員がおっしゃるように、サポーターは何人おっても構んと思うがですね。やはりスーパーの方とか、いろんな企業の方にぜひこちらからも働きかけを行って、その裾野を広げていきたいと考えます。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 本当にありがとうございます。団塊の世代が75歳になる令和7年はもうすぐです。誰もが認知症になる可能性があります。コロナ禍の中で認知症を予防し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような取組をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（利根健二君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 1番、萩野義和、市民クラブです。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

それでは、まず最初に、教育と子育て支援ということで質問させていただきます。

香美市は合併以来、15年間で人口が約4,000人減少しております。地方自治体は約1,740あるんですが、その中で人口が増加しているところもございます。その上位50番以内に6年間も継続して入っているような市町村もあるわけですね。例えば千葉県流山市とか、愛知県長久手市、福岡県福津市、中城村、これは沖縄県ですが、これらと最近急激に人口増加が始まった北海道東川町等を見ますと、地理的に恵まれたところもあります。大都市の傾向としては、どうしても人口増加が起きています。ただ、それを除いて、こういう長期にわたって人口が増加しているところを見ますと、何らかの特色、非常に個性が強いというか、そういうものを持っております。その個性、特色が香美市でもうまく当てはまるような市町村を探しましたところ、そういうものがございまして、まず、香美市が特色を出そうとしたとき、すばらしい教育がある市を一つの特色にしたらどうかと。すばらしい教育があれば、必ず人口というのは徐々に増えてきますけれども、ただそれだけでは時間がかかりますから、もう1つ、子育て支援が非常にいいこと。この2つを特色にしたいということで、教育と子育て支援についてをテーマとさせていただきます。

香美市の教育がいいというのは、まず、先達の方が高知工科大学を誘致されたということが大きいだろうと思います。それから、もう1つは、バカロレア教育を始めてくれているということは、教育の基本的なところでもう何歩か進んでいると。それをずっと伸ばしていけば、必ず香美市の特色、すばらしい教育がある香美市になり得るということで、教育分野をまず最初に質問させていただきます。一番対応が遅れているのは、片地小学校と大栃小・中学校だったんですが、片地小学校は特認校ということでスタートしました。また、大栃小・中学校は、令和5年頃に一貫校であり、かつ特認校ということで進んでいると思われます。その大栃小・中学校・保育園に関して質問いたします。

①小中一貫校は施設分離型、あるいは一体型等がありますが、大栃小中一貫校はどのような計画をお考えでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

まず、大栃小中学校一貫教育の取組状況につきまして申し述べます。

現在、探究的な学びの系統性を核とする小中一貫教育の研究2年目となります。この研究には多くの地域の方々の御協力、御支援をいただいております。次年度以降もこれまでの研究の成果を生かし、義務教育9年間の学び方や学習内容の一貫性を重視した、特色ある学校づくりの質的向上に向けて実践的研究を深め、地域の担い手となる児童・生徒の育成に取り組んでまいります。併せて、保育園と小学校との接続教育に今後も引き続き取り組んでまいります。したがって、現段階での大栃小中一貫教育の施設形態につきましては、現状の学校施設を生かしての取組ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 現在の形ということになりますと、大栃小学校と大栃中学校を生かすと。私がこの質問した趣旨なんです、学校の先生方というのは非常にハードワークだと同僚議員もよく言っておられますし、小中一貫校ということになりますと、通常の学校よりも先生方は忙しくなるだろうと。そういうことで、精いっぱい教育に専念していただくためには、なるべく一体型がいいのではないかと考えてのことです。その先生方への負担というのは、どのようにお考えでございましょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 教員の負担についての御質問にお答えいたします。

現状では、探究的な学びの研究を推進するということで、それに専念をする教員を1人配置してございます。地域とともに物部町を学んでいく物部学というカリキュラムを作成中ですので、その作成に当たっては、小学校と中学校が密に連携を取り合う必要がございます。したがって、その教員が小学校と中学校を行き来しながら、現在カリキュラム作成に取り組むべく、頑張っておるところでございます。負担の軽減

も併せてですけれども、より効果的な教育の実現を図るために、現状で1人の増員を、指定研究でございますので、できておる状況でございます。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 教育の深い部分というのは、私にはよく分からないところがございますが、そういう形で進められるということであると、②の一体型にすればという質問は必要ないかと思っておりますので、削除させていただきます。

それでは、③へまいります。

今、小・中学校と保育園の活性化ということで、教育委員会の方は委員会を開催していろんなことをされていると思います。この保育園と小・中学校では、小・中学校は義務教育で保育園は違いますので、そこを一体化するというのは非常に難しいんじゃないかと。それと、保育園が余りにも大き過ぎた。時期をちょっと逸したんじゃないかと、人数が少ないということがございますが、その辺はどのように一体化を考えておられるか、質問させていただきます。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 萩野議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育園と小・中学校の施設一体化につきましては、今のところ考えておりません。保育園は保育園としてのあるべき施設内容等もありますので、今すぐにそれを一体にする考えはございません。ただ、保育園と小・中学校とは現在も連携しており、園児が小学校に出かけて様々な活動をするなど、つながりを持っております。これからも連携を密にしながら、保育園としても物部町の一貫教育につなげていけるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） お考えはよく分かりました。確かに私も保育園と小学生の交流の場面、それから、大栃小・中学校と保育園との一体の運動会ですね、今、コロナのために中止になっていきますけど、そういうものを見ますと非常に感動の場面を感じましたし、教育の在り方として非常に望ましいことではないかと思っておりますので、どうか引き続き頑張っていただきたいと思います。

ということで、次の④へ移ります。

小中一貫校や特認校ということになりましても、非常に生徒数、児童数が少なくなっておりますので、他県からの留学というか、寮を造って単独で入学させている学校も現実にはありますが、大栃小中一貫校ではいかがでございましょうか、そういう方式をとることができるかどうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

他府県等からの小学生である児童単独の受入れは今のところ考えておりません。なお、

中学校対象の山村留学等につきましては、香美市物部町保育園及び小学校中学校等活性化検討委員会でも協議されており、地元の方々とも協議をしていく予定であります。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 私としてはぜひそれをやっていただきたい。現実的によそがよかったからと、その物まねをするのは嫌だという考え方もあると思いますけれども、そんなに創造的な、これはと思うものを自ら考えつくということは、なかなかできないと思います。よそでうまくいって勉強ができていいるなら、それをどんどん取り入れたほうが望ましいと思いますので、時間が非常に厳しいものですから、急ぎながらひとつお願いいたします。

（2）に移ります。

香美市としては、教育に強い支援が必要ではないかと。本来、教育のことですから、教育委員会に全て任せろということかも知れませんが、やっぱり最初から言っているように、香美市は優れた教育のある市というのを特色としたいとの考えでございますから、市としても全力を挙げてやっていただきたいということでございます。

①土佐山学舎が小中一貫校でうまくいっていると思われておりますが、土佐山学舎の成功は教育委員会を中心とし、市としての総力戦の結果だと思われるところがございます。香美市も純然たる教育に関しては当然教育委員会が実施すべきと思いますが、市としてバックアップ的な支援体制をとる必要があるのではないかと。例えば、ハード面だけでも、校舎の問題、施設分離型でやられるということですから、とりあえず校舎の増設等はないと思いますが、いい教育がされていれば、必ず子供と御両親と一緒に移住してくるというケースが想定されます。しかし、そんなに空き家等があるわけではございませんので、今、公営住宅も10室ぐらい空いているんじゃないかと思いますが、教員住宅も4つ空いております。そういうところの条例改正をして備えられないか。教員用住宅に関しては、多分物部村時代に造ったときに県の補助等も受けていると思いますので、単純に市の判断だけでできないという面もあるかと思いますが、その辺の条例改正をしておいて、移住してきたい方に、ただ、長期というわけにはいかないでしょうから、2年なら2年と限りまして、その間にしかるべき住居を構えていただくと。定住推進課でもやっています、移住の人との兼ね合いもございますから、2年間ぐらい特別安い対応とか、ほかに持ち家があっても2年間だけは住めるとか、特別な配慮ができるように条例を変更して備えるということではできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

公営住宅の一部を移住用にという御指摘でございますが、そもそも公営住宅自体が市外の方からの入居申込みをお断りしておりません。所得や家族構成等、一定の要件をクリアできれば市外の方も入居申込み可能です。ちなみに、市営住宅等の管財課で管理し

ている住宅の現在の空き室は、物部地区の6戸、香北地区の5戸、定住推進課が移住を検討されている方向けに提供しているお試し住宅は、物部町地区に今現在空き家が2戸ある状況でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

教員用住宅につきましては、活用用途を検討しているところですが、移住者用住宅にするということは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 教員用住宅は、ぜひ対応を急いでいただきたい。あそこがずっと空き家状態になっているというのは、やっぱり住民の方も余りいい評価はしていません。空き家にしてもったいないと。住宅は人が住んでいても傷みますけど、空き家にしておいても傷みます。空き家にして傷むほうが、どちらかというとながら悪いものですから、そういうことをよく知っている方もおられるし、あそこの前面の道路というのは非常に通行量も多くて、すぐ目につく場所でございますから、速やかに活用をやっていただけたらと思います。

ということで、②の質問に移ります。

児童単独での受入れ、寮の話をしましたが、計画があるということだったら、寮を建設するとなると、やはりどうしても市の場合にはどのような計画で建てるか、設計、施工に相応の時間をとるため非常に時間がかかりますので、なるべく早く計画をある程度まで進めるようにしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、香美市物部町保育園及び小学校中学校等活性化検討委員会でも協議をされており、急ぎ地元の方々とも協議をしていく予定としております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 地元の方と協議しながらとおっしゃいましたが、物部町は非常に教育が熱心な方も多いし、物部っ子会ですね、そういうものも活発で、そこに属している方が教育に関しては随分関心も持って、お手伝いというか、先生方と一緒に協力してやっているようですから、地元の意見を聞きながらぜひ進めていただけたらと思います。

それでは、③にいきます。

大柵にはたくさん市の土地がございます。これを将来のために、将来のためというのはそんなに長期じゃなくて、先ほども言いましたように、いい教育があれば必ず移住し

てきたい。特に今、光ファイバーさえあれば、どこに住んでいても仕事ができる方がおられますから、そういう方が子供とともに移住してきて、空気、環境のいいところで住むことも考えるだろうし、それから、土地に新しい建物を建てるのはそれなりの時間も必要でございますから、ある程度計画して備える必要があるのではないかと思います、いかがでございますでしょうか。

○議長（利根健二君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

移住用住宅の建設という御要望でございますが、先ほどの答弁の中でも御説明しましたとおり、多くの空き室が現在ある状況でございますので、新たな住宅の建設については今のところ予定はございません。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 今、計画はないでしょうけど、私が言っているのは、すばらしい教育があれば移住したいと思う人が来年の春、入学するとすれば、入学手続って10月ぐらいから始まるんですかね。そういうことで、あの学校に行こうと思ったときに、そんなに住宅を探している時間はないと思うんです。だから、空き家バンクとか、いろいろ空き家の手配等もあるようですが、そういうことで備えておけば速やかに建設ができると。土佐山学舎なんかは、1億7,000万円かけて6戸ですか、非常に速やかだったと思います。スピード感がありますよね。そういう支援を市としてやるべきだろうという考えがございまして、備えておく必要があるのではないかとということでこの質問をいたしました。とりあえずそういうことで結構でございますが、ひとつ御検討しておいてください。

それでは、次に、（3）子供がたくさんいる市への転換を図るための子育て支援ということで、香美市の2つ目の特色、人口増加を図るための政策の2つ目として、子供支援をしてはどうかということです。

①子供がたくさんいる市にするために、いろんな政策が必要であります。資金さえあればいろんな子供支援ができます。たばこ税を全て子育て支援とでいきないか（1億3,400万円、目的税とする）。子供とたばこは関係があると思われる。思われませんかね、私、たばこと子供って結構関係があるように思うんです。よく集合住宅のベランダなんかでたばこを吸っている方がいますけど、これは子供のためだけじゃなくて、家の中で吸うとたばこの臭いがする、外で吸おうと思っても公道で吸えない、集合住宅なんかだと庭がございませんから基本的に自分のところのベランダで吸っているということかも分かりませんが、たばこは子供にもよくないという意味では関係があると思いますので、たばこ税を子供支援に使うようにできませんでしょうか。これから予算組みが始まりますので。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

市町村たばこ税は、地方税法第5条において、その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課せられる普通税として定められていることから、市が独自に目的税化することはできません。子育て支援施策の推進は、総合戦略においても基本目標として掲げられている重要な取組でございますので、引き続き関係課と調整しながら財源の確保にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） なかなか難しいということですが、子育て支援は予算さえ組めるならいろんな方法が考えられるわけで、そんなに難しい、教育の問題とは違いますので、教育はお金があるからといってうまくいくとは限りませんが、子育て支援は予算さえ組めるならいろんな方法がとれるだろうと思います。そういう事情ならやむを得ないということで、結構でございます。

じゃあ、②子供支援策の1つとして、子供が生まれるとお祝い金を支給する方法はいかがでございましょうか。例えば、ある市でございますが、第4子だと100万円支給している自治体もあります。この市の場合は、第1子、第2子は10万円、第3子は50万円、第4子以降は100万円となっております。お祝い金政策を子育て支援の1つとして実施できませんか。私の知っている限りでは、新潟県佐渡市なんかは、いろんな時間差があるんですが、第3子はトータルで200万円ぐらいと、そういうお金を出す市もあるわけですね、非常に極端ですが。香美市でも、お金をあげるからというのは余り好ましくないかも分かりませんが、移住等を考えたときに、ネットでそれぞれの自治体の状況というのは当然調べるだろうと思います。そうすると、ある市はお祝い金がいっぱい出ますよとか、給食費が幾らですとか、いろんな条件が出ると思います。そういうのを見た上で移住を考える方もおられると思いますので、1つの方法として、そういうお祝い金を出すことができませんか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

御提案のありましたお祝い金ですけれども、子育て支援の一環で支給するとなりますと、何年も継続して実施する必要がございますし、また、全で一財で補填することとなりますことから、現時点においては実施する予定は持っておりません。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） うまくお祝い金を出す方法ってございせんか。

○議長（利根健二君） 萩野議員、最初の部分がちょっと聞き取れなかったのもう一度質問をお願いいたします。

○1番（萩野義和君） 最初のほう、今申し上げた件ですか。

○議長（利根健二君） 2回目の、先ほどの短い質問の冒頭部分がちょっと聞き取れなかったの。

○1 番（萩野義和君） 冒頭の②のところからですか。

○議長（利根健二君） いえ、その後の、2 回目の質問。

○1 番（萩野義和君） ああ、2 回目の質問ね。

お祝い金を出せないことには、それなりにいろいろな事情があるようですが、うまくお祝い金を出す方法がないかどうかということでございます。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 他市でも、お祝い金などによって一定政策効果が上がっているところがあるやもしれませんが、現在、子育て支援所管課のほうから、そうした祝い金による制度設計の協議というのはなされていない段階で、初めに給付ありきではなかなか答えを見つけることは難しいかと思っております。いろんな事例を参考に、お祝い金というのが人口定着に結びつくということであれば、検討することはしていきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） なかなか子育て支援というのは難しいだろうということなんです。子育て支援を香美市の特色とする場合、どうしても必要なものが1 つ欠けているんですね。それはいろんな方がいろいろ誘致で苦労されたみたいですけど、結果的に駄目であった小児科医院がないこと。移住の方を募るとき、不動産屋の営業マンが住宅を売ろうとすると、小さい子供がおられるような方に住宅を売ろうとするときは、最寄りの駅だとか、小学校、中学校がどこにあるとかいうことを説明するんですが、間違いなく小児科医院がどの辺にあるかという説明をする。小さい子供のいる方に住宅を販売しようとするとき、どうしても小児科医院がないといけないことはないんですけど、小学校、中学校が近くにありますがといったような販売のやりやすさ。香美市でこういうふうには人口が減っている、子供が少なくなっている、これが教育等の取組で徐々に盛り返していけば、また、将来的には変わるかも分かりませんが、人口が減って、子供も減っているようなところに小児科医院が開院するということはなかなか考えにくい。先に言いました人口が増えているような市町村、そういう振興の町には現実的に小児科医院がどんどん造られていますので、医者がいないわけじゃないんですけど。そういうことで、子育て支援はなかなか難しいとは思いますが、何とかこういうことをしていかなないと、香美市はどんどん人口が減っていく状況になりますので。

今までのお話だと、教育の分野は間違いなく香美市の特色となっていけそうなので、この分野は教育委員会の方々に頑張っていただいて、市としても全力を挙げて支援するということでひとつお願いしたいと思います。

それで、市長にちょっとお伺いしますけれども、今、地方創生ということで、東京一極を避けて地方を活性化させようという時代でございます。それでありまして、地方の長期政策を見ますと、人口が減っていくことを容認している。ただ、単純に政府の機関等が出している人口減少の数字よりは、いろんな政策をとることによって少しいい

状態にしようと図られております。大きく政策を変換して、人口、特に子供が増えるような政策を今後とっていかれる予定等はいかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 萩野議員、通告では、もう既に子育て支援に対する一問一答になっておりますので、大きい質問は項立てをして通告しておいてください。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員のおっしゃられる子育ては、本当に大事な町を元気にしていくために、次代を担う子供たちがどう育って増えていくかということだと思います。本当に真剣な思いで質問していただいておりますけれども、我々もいろいろな施策をとってやっておりますが、なかなか難しいというのが実態であります。

しかし、ここにきまして、様々今まで打ってきた施策も少しずつ効果を出してきております。また、小児科のお話もありましたけれども、周りの自治体の先生方にも大変お世話になっております。そして、職員もその先生方と本当に膝を合わせて話をしながら、子育てについて先生方の協力を得るといようなこともやっております。非常に涙ぐましいところの努力をしておりますので、そういったこともひとつ知っていただいて、ぜひ今お祝い金のお話もありましたけれども、そのお金もいろいろな形で使えるように、さきの質問にもありましたけれども、子供たちが育つための公園も必要であります、様々なものに使ってほしいという声もいっぱいあがってきておりますので、ぜひともみんなで知恵を出し合って、子育てのしやすい環境をつくっていくよう頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きこの件につきましては御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） それでは、2 番、中山間部を守るためということで、（1）市営バスの活用方法を広げられないか。

ここに、兵庫県の神姫バスが乗降客減少のため、路線バスで野菜運搬を始めたというような例を載せております。香美市では農家の方が良心市等へ野菜を軽トラック等で運んでおります。それらの手助けや、また野菜の露地栽培を進め、市営バスで販売所まで乗客と一緒に運ぶことで山間部活性化に役立つと思われませんが、そのような目的で、とりあえずは野菜運搬で市営バスを活用することはできないか。美良布に集落活動センターも立ち上げておりますし、大栃でも集落活動センターを立ち上げようとしております。これがちょうど同じ課の中でのこととございますから、非常にやりやすいのではなかろうかと。いろんな法規制等もあろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

市営バスでの貨客混載につきまして、全国的に見られます民間での事例によると、旅客運賃収入減と貨物輸送ドライバー不足の両方の対策となる取組となっております。兵庫県の神姫バスの事例では、農業の活性化にもつながるシステムであると認識しており

ます。

一方、現在、香美市の市営バス車両は14人乗りの車両が多く、貨物専用のスペース確保や、また、通学、通勤時間帯の乗客との兼ね合い、運行ダイヤ、運賃など課題は多くあります。今後、物部地区の集落活動センター推進協議会が設立されまして、その活動の中でニーズがあり、また、具体的な要望がありましたら、運行事業者の意見を聴きながら検討したいと考えております。

また、集落活動センター事業の中で、県・市の補助金を活用して集荷車を購入後、農産物を集荷できるシステムなどを構築できましたら、それはまたすばらしい取組になると思いますので、御検討のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ぜひ前向きにお願いいたします。いろんな法規制とかあるのではないかと危惧したのですが、何とかですね。

もう少しこの件で申しておきますと、とりあえず野菜運搬と申しましたけど、コンビニなんかでは、現在500メートルぐらいのところまでは買われた商品を届けるということをやっているようですけど、それを本格的に佐川急便やヤマト運輸がやっている分野まで手を出したいというお考えが、コンビニの中において一部あるようです。もしそういうものをやったとしても、例えば美良布のローソンから別府だとか影まで1個、2個の荷物を運んでも、恐らく採算は合わないだろうと。そういうところで、市営バスと組めばうまくいくのではなかろうかという思いがあるのと、市営バスって非常に山間部では評判がいいんですよ。というのは、あれを見ると、極端なことを言いますと元気が出るそうです。やっぱりこの村は捨てられていない、バスが来ることによって、私たちは見捨てられていない。一番山間部の人で嫌な思いをしているのは、私たちはもう捨てられているのではないかという気持ちのようですが、あのバスがくるくる山あいを、あのバスはそんなにスピード出していませんから、それを見たら何かほっとして幸せを感じるというようなことがございますので、人が少なくなったからやめると、空気だけ運ぶわけにはいきませんから、乗り手がなければやめなきゃならないんですけど、人の代わりに何かを乗せて活用していくということは、中山間部の1人とか、2人ぐらい、先日、同僚議員が物部町には一人暮らしが非常に多いと、事実多いと思います。そういう方があのバスを見てほっとされる、乗らなくてもそういう面があるみたいですから、ぜひ大切にしていきたいと。私も集落活動センター推進協議会には出席させていただける立場でございますので、精いっぱい支援させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、（2）へ移ります。太陽光発電の開発に関しての条例づくりはできないかということでございます。

現在香美市には、太陽光発電設備設置のための山間部開発行為許可基準がないのでは

ないか。ないですよ、これは事実。そのため、担当部門の方は指導管理が非常に難しいように感じます。極端に言えば、責任はあるんだけど権限がないと。公務員である皆さんは、市民を守ろうとしているんだけど、守るためにはそれなりの権限が必要だと。その権限がないような状況になっていますので、条例をつくりまして、太陽光発電の開発許認可ができるようにしたらどうかと思います。現実には、県は1ヘクタール以上では許認可をしているということです。5件ぐらいやったそうです。県と農林水産省のどちらに確認しても、市が条例をつくって指導することはできるという見解でございますので、つくられたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

太陽光発電設備設置につきましては、国は事業計画策定ガイドラインを、高知県は太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインを策定しており、事業者にはこのガイドラインに沿った運営や管理をお願いしておりますので、条例の制定につきましては近隣市町村の動向も勘案しながら検討していきたいと考えております。

また、香北町梅久保の計画地につきましては、排水処理の状況や土の流出を確認しております。近隣に香美市所有の水道施設があることから、事業者には引き続き適切な管理をお願いしていきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 私、そのガイドラインというのはちょっと分からないんですが、県の意向と、それから、農林水産省のお考え等をお聞きしたところ、やっぱりきっちとした開発の条例を私はつくったほうがいいと思います。

少し飛躍した話をしますが、先日、同僚議員からも出ていた熱海の問題ですね、最近ではもうマスコミも取り上げませんから、かなり古い情報しか私は持っていないんですが、その中で、工事をやった事業主はもう倒産してないそうですが、建設会社が残っていて、その建設会社は、私たちは届けを出してやったので、私たちに何ら責任、問題はないという見解ですね。一方、副市長は設備関係に詳しい方なのですが、排水設備がない、堰堤がないという指摘をしています。それから、市の職員は、現地を見ていろいろ問題があるので改善要求をしたけど、事業主はやらなかったと、市のいうことを聞かなかったということが私が持っている状況です。その後、いろんな情報が出たかも分かりませんが、私、これを聞きまして、やっぱりこの件は1ヘクタール未満であって、1ヘクタール以上だったら開発行為になりますから、恐らく県の開発該当物件として開発の許認可をすることになったでしょうけど、規模が小さいために届出だけで済んでいたと。ところが、そういう状況できていて、こういう結果が起きたということになっていますので、これだと非常に亡くなった方が私は浮かばれないと思いますよ。それがこの太陽光発電でも起こる可能性があるのではないかと私は危惧していますの

で、それほど労力が要ることではないですから、1ヘクタール未満の開発許認可条例をつくってやったほうがいいのではないかと思います。いかがですか、やはりやらないですか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

議員のおっしゃっている細則を拝見しましたが、こちらは森林法に基づく細則にもなっております。また、1ヘクタール未満の場合には、香美市の森林環境保全条例の規定によって、林地開発行為の届出書の提出も必要となっております。条例の制定については、先ほども申し上げましたが、引き続き研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 前段にもお答えしておりますが、今現在、各省庁のほうから土石流を踏まえた形の中で総点検が出てきております。その中におきまして、今は点検の最中でどういう形になるか分かりませんが、やはり関係省庁での横のつながり等が出てきます。併せて市のほうも横のつながりが出てくると思いますので、注意し、各関係機関と協議していくべきだと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 関係省庁と井上課長が頑張ってくださいるなら、参事を別にあれするわけじゃないですけど、一緒に協力し合って、問題のないようにしていただけたらと思います。

それでは、次の（3）にいきます。

①拓・庄谷相多目的集会所は避難場所なんですが、現在携帯はa uだけが使えて、その他は使えない状況です。避難場所ではほかにもこのように携帯が使えないところはあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えします。

避難場所の携帯電話での通話につきましては、避難場所全ての現地確認はできていません。携帯電話の大手3社、NTTドコモ、a u、ソフトバンクがインターネット上で提供していますサービスエリアの地図で確認しますと、山間部にある避難場所で1社だけ入らないと思われる場所が3か所で、岩改はソフトバンク、西後入はa u、久保影はソフトバンクが入らないと思われます。3社とも入らない場所が1か所で、これが笹上地区と思われます。ただ、このサービスエリアの地図も余り精度の高いものではないと思いますので、実際現地で確認すると状況は違うかもしれません。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 携帯電話は市が好きなようにできるわけじゃないと思いますので、ただ、庄谷相の場合は崖崩れがございまして、長く避難所としては使えないような状況だったんですが、それが完成しまして、今後100年たっても大丈夫なようになっていますし、前々から携帯電話が使えないのは知っていたんですけども、a uが今回入るようになりましたので、あと2社が入れば完璧な避難所となります。特に整備をきちっとやってくださいましたし、駐車場なんかも随分広がっています。担当された方はいろいろ苦労したみたいですけど、そういう状況にもなっていますので、何とかと思っています。

②へ移ります。

繰り返しますが、a uは最近使用できるようになったが、他のメーカーは使用できていません。うまい解決方法はございませんでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

電気通信事業者の通信エリアを調査しましたところ、庄谷相地域はa u以外の携帯電話の回線がエリア外となっておりましたが、拓地域にはa uとソフトバンクの回線が通っております。今後、a u以外の電波を利用するためには、携帯電話の基地局でありますアンテナを設置する必要があります。自治会長からアンテナ設置の要望書を提出していただきましたら、電気通信事業者へ要望をつなぐことは可能でございます。

また、当該地区は今年度の光回線整備地区対象となっておりますので、こちらの光インターネットへお申込みいただくことで、インターネット回線を利用した電話、LINE電話でございますが、その御利用が可能ということになります。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） ちょっとよく聞き取りにくかったんですが、自治会長って区長という解釈ですね。じゃあ、区長にお話しして、また御相談させていただきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 萩野義和君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了いたします。

次の会議は9月10日午前9時から開会いたします。

（午後 1 時 5 3 分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 5 号 ）

令和 3 年 9 月 1 0 日 金 曜 日

令和３年香美市議会定例会９月定例会議会議録（第５号）

招集年月日 令和３年８月３１日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ９月１０日金曜日（審議期間第１１日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
４番	依光美代子	１４番	大岸真弓
５番	笹岡優	１５番	爲近初男
６番	森田雄介	１６番	山本芳男
７番	久保和昭	１７番	比与森光俊
８番	小松孝	１８番	小松紀夫
９番	村田珠美	１９番	甲藤邦廣
１０番	島岡信彦	２０番	利根健二

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	建設課長	井上雅之
副市長	今田博明	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境上下水道課参事	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	明石清美	ふれあい交流センター所長	猪野高廣
市民保険課長	植田佐智	会計管理者兼会計課長	萩野貴子
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横山和彦	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
建設課参事	近藤浩伸	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 7 1 号 令和 2 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 令和 2 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 6 号 令和 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 7 号 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 8 号 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 9 号 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 0 号 令和 2 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 1 号 令和 2 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 2 号 令和 2 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 3 号 令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 8 4 号 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 5 号 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 6 号 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 7 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 88号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89号 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 94号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 95号 財産の取得について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第11日目 日程第5号)

令和3年9月10日(金) 午前9時開議

- 日程第1 議案第 71号 令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第 72号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 73号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 74号 令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 75号 令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 76号 令和2年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 77号 令和2年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 78号 令和2年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 79号 令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 80号 令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳

入歳出決算の認定について

日程第11	議案第	81号	令和2年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第	82号	令和2年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第	83号	令和3年度香美市一般会計補正予算（第6号）
日程第14	議案第	84号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第15	議案第	85号	令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
日程第16	議案第	86号	令和3年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第17	議案第	87号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	88号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	89号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	90号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	91号	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	92号	香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	93号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第24	議案第	94号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第25	議案第	95号	財産の取得について

会議録署名議員

6番、森田雄介君、7番、久保和昭君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第71号、令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第86号、令和3年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）まで、以上16件を一括議題といたします。

これらの議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第87号、香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第88号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第89号、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第90号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第91号、香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第92号、香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２３、議案第９３号、香美市過疎地域持続的発展計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 過疎地域持続的発展計画の冊子をいただいたんですが、この冊子も含めて計画そのものを策定する目的といいますか、これを策定することは国の補助事業等の関係でどうしても必要ということでしょうけど、ちょっと経過も含めてその辺の説明をいただきたいですが。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、この計画が各種事業において過疎債を適用するのに必要となつてまいります。新法の制定に際して、県からもある種計画のフォーマット、章立て等について一応案内がありまして、各種それに従って急遽つくっている形になっております。前回の旧法上のものと変わらず、過疎債の適用に際して必要となるということでございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２４、議案第９４号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第２５、議案第９５号、財産の取得について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第１、議案第７１号から日程第２５、議案第９５号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、９月１６日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、９月１６日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 ９時０５分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録 （ 第 6 号 ）

令和 3 年 9 月 1 7 日 金 曜 日

令和3年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和3年8月31日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月17日金曜日（審議期間第18日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1 番	萩 野 義 和	1 2 番	濱 田 百合子
2 番	山 口 学	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	舟 谷 千 幸	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	依 光 美代子	1 5 番	爲 近 初 男
5 番	笹 岡 優	1 6 番	山 本 芳 男
6 番	森 田 雄 介	1 7 番	比与森 光 俊
7 番	久 保 和 昭	1 8 番	小 松 紀 夫
8 番	小 松 孝	1 9 番	甲 藤 邦 廣
9 番	村 田 珠 美	2 0 番	利 根 健 二
1 1 番	山 崎 晃 子		

欠席の議員

1 0 番 島 岡 信 彦

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	建 設 課 長	井 上 雅 之
副 市 長	今 田 博 明	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	川 田 学	商 工 観 光 課 長	石 元 幸 司
企 画 財 政 課 長	佐 竹 教 人	環境上下水道課参事	依 光 伸 枝
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	明 石 満 雄
防 災 対 策 課 長	日 和 佐 干 城	管 財 課 長	和 田 雅 充
税 務 収 納 課 長	明 石 清 美	ふれあい交流センター所長	猪 野 高 廣
市 民 保 険 課 長	植 田 佐 智	会計管理者兼会計課長	萩 野 貴 子
福 祉 事 務 所 長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横 山 和 彦	支 所 長	前 田 哲 夫
健康介護支援課長	宗 石 こずゑ	《物部支所》	
建 設 課 参 事	近 藤 浩 伸	支 所 長	竹 崎 澄 人

【教育委員会部局】

教 育 長	白 川 景 子	教 育 振 興 課 長	公 文 薫
教 育 次 長	秋 月 建 樹	生涯学習振興課長	黍 原 美 貴子

【消防部局】

消 防 長 宮 地 義 之

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- 議案第 7 1 号 令和 2 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 令和 2 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 令和 2 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 令和 2 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 6 号 令和 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 7 号 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 8 号 令和 2 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 9 号 令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 0 号 令和 2 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 1 号 令和 2 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 2 号 令和 2 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 3 号 令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 8 4 号 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 5 号 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 6 号 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 7 号 香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 88号 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89号 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 94号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 95号 財産の取得について
- 議案第 96号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 7号 国の新型コロナ対策支援金の制度拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第 8号 広島・長崎からの「平和宣言」に応え、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 9号 学校法人森友学園の国有地売却に係る、公文書改ざん問題の全容を明らかにするよう求める意見書の提出について

議事日程

令和3年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第18日目 日程第6号)

令和3年9月17日(金) 午前9時30分開議

日程第1 諸般の報告

(1) 専決処分事項の報告について

- 報告第 12号 香美市消防署香北分署新築工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 日程第2 議案第 71号 令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 72号 令和2年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 73号 令和2年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第 5	議案第 7 4 号	令和 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 7 5 号	令和 2 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 7 6 号	令和 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議案第 7 7 号	令和 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第 7 8 号	令和 2 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第 7 9 号	令和 2 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第 8 0 号	令和 2 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第 8 1 号	令和 2 年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第 8 2 号	令和 2 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第 8 3 号	令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第15	議案第 8 4 号	令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
日程第16	議案第 8 5 号	令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
日程第17	議案第 8 6 号	令和 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）
日程第18	議案第 8 7 号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第 8 8 号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第 8 9 号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第 9 0 号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第 9 1 号	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

- 日程第23 議案第 9 2 号 香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 9 3 号 香美市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第25 議案第 9 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第26 議案第 9 5 号 財産の取得について
- 日程第27 議案第 9 6 号 香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第 9 7 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第 9 8 号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 意見書案第 7 号 国の新型コロナ対策支援金の制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第31 意見書案第 8 号 広島・長崎からの「平和宣言」に応え、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見書の提出について
- 日程第32 意見書案第 9 号 学校法人森友学園の国有地売却に係る、公文書改ざん問題の全容を明らかにするよう求める意見書の提出について

日程第33 議員派遣の件

会議録署名議員

6 番、森田雄介君、7 番、久保和昭君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長（利根健二君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告いたします。10番、島岡信彦君は、欠席という連絡がありました。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について、報告第12号の報告がありました。

これから、報告第12号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第71号、香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、議案第95号、財産の取得についてまで、以上25件を一括議題といたします。

初めに、9月10日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生常任委員会での審査結果につきましては、お手元に配付しました委員長報告書のとおりであります。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第71号から、日程第13、議案第82号までにつきましては、予算決算常任委員会委員長から休会中の審査とする旨の報告がありました。

お諮りします。予算決算常任委員会委員長報告のとおり、休会中の審査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第82号までの各案件は、休会中の審査とすることに決定いたしました。

これから、日程第14、議案第83号から、日程第26、議案第95号までの13件を一括して採決いたします。

以上13議案に対する委員長の報告は可決であります。13議案を委員長報告のとおり

り決定することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第 83 号ほか 12 件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第 27、議案第 96 号、香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 32、意見書案第 9 号、学校法人森友学園の国有地売却に係る公文書改ざん問題の全容を明らかにするよう求める意見書の提出についてまでの 6 件は追加案件であります。会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第 27、議案第 96 号から、日程第 32、意見書案第 9 号までの 6 件の案件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、日程第 27、議案第 96 号、香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 議案第 96 号、香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 9 月 17 日提出、香美市長 法光院晶一

香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年香美市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 泰山ふれあいセンターの項を削る。

別表第 2 泰山ふれあいセンターの項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

本案は、令和 3 年 1 月 15 日午前 2 時頃に発生しました建物火災により使用不能の状態となっておりました、香美市立泰山ふれあいセンターにつきまして、施設を廃止するため、関係条例を改正するものでございます。

施設の解体撤去工事は、6 月 1 日付で工事請負契約を締結し、着工、7 月 3 日に現地での解体作業が終了し、7 月 12 日には廃棄物の運搬・処分を含めて全工程が完了いたしました。その後、指定管理者と交わしておりました、泰山ふれあいセンター管理運営に関する協定書に基づき、指定期間終了の協議を行い、合意文書が提出されました。これをもちまして、同施設の廃止を確定させるために、条例における該当事項を削除することとしたものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 96 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 28、議案第 97 号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 議案第 97 号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

令和 3 年 9 月 17 日提出、香美市長 法光院晶一

香美市営住宅条例の一部を改正する条例

香美市営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表下野尻の項中「28」を「38」に改める。

附則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、令和 3 年 6 月 3 日入札執行、令和 3 年 6 月 7 日契約、令和 3 年 6 月 8 日着工の令和 3 年度市営住宅下野尻団地駐車場追加整備工事が、令和 3 年 9 月 30 日までに完成する見込みが立ち、令和 3 年 10 月 1 日より増設分を供用開始するために、条例の別表に記載されております、下野尻団地の設置台数を 28 台から 38 台へ改正するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 97 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第98号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 議案第98号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年9月17日提出、香美市長 法光院晶一

香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4下野尻の項中「8」を「10」に改める。

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

先ほどの市営住宅と同じでございます。令和3年度市営住宅下野尻団地駐車場追加整備工事が、令和3年9月30日までに完成する見込みが立ちましたので、令和3年10月1日より増設分を供用開始するために、別表第4に記載されております下野尻団地の設置台数を8台から10台へ改正するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、意見書案第7号、国の新型コロナ対策支援金の制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これから、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 意見書案第7号につきましては、可とするもの9人、否とするもの9人であります。

ただいま報告しましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

意見書案第7号について、議長は否決と採決いたします。

次に、日程第31、意見書案第8号、広島・長崎からの「平和宣言」に応え、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。日本共産党、暮らしと福祉を守る会、香美市をよくする会を代表し、意見書案第8号、広島・長崎からの「平和宣言」に応え、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見書案に、賛成の立場で討論を行います。

日本は唯一の戦争被爆国です。広島・長崎の被爆の実相を見ても明らかなように、核兵器は地球上で一発でも爆発すれば、人間と地球に壊滅的な被害を与える大量破壊兵器です。その被害や影響は長期にわたります。どの国も、どの国際機関も救済する能力を持っていません。それにもかかわらず、これまでこの兵器を禁止する条約はありませんでした。しかし、今年1月22日、核兵器禁止条約が発効され、核兵器が人類史上初めて違法化されました。世界的に有名な広島の被爆者、サーロー節子さんは、核兵器の終わりが始まったと述べました。条約批准国は、7月3日時点では55か国となっています。これらの国々の願いを被爆国である日本は受け止める必要があります。

また、今、世界の危機をより深刻にしているのは、核保有国間の対立と軍拡競争です。

特に、中国は、巨大化する経済を背景に力づくで現状を変えていこうとする覇権主義に、バイデン米政権は、自由で開かれたインド・太平洋の名で、ドイツ軍、イギリス軍も加わり、日米合同訓練を強めています。

麻生副総理兼財務大臣が7月に行った講演で、中国が台湾に侵攻した場合、安全保障関連法に基づき集団的自衛権を行使し、米軍の武力行使を支援するために自衛隊を出動させる必要があると主張しました。武力衝突は核戦争につながるのではないのでしょうか。コロナ禍で国民が、また、世界が苦しんでいるとき、気候変動で地球が悲鳴を上げているとき、最も抑制すべき道は軍事対軍事の対立のエスカレートです。そして、最も推進すべき道は、どんな国であれ覇権主義は許さないという立場に立って、平和主義による問題解決を図る姿勢です。国連憲章と国際法という世界のルールで解決する、その大きな平和への柱が核兵器禁止条約ではないのでしょうか。

8月に本市で開催された原爆ポスター展での感想に、核兵器禁止条約に早く批准してほしいと思います。核のない世の中にならないと、私たちも子や孫のことを思うと心配で死ねません。市長を初め、みんなで忘れないでこのことを訴えていただきたいと思います。よろしくお願いしますと書かれていました。

香美市には、高知県被爆者団体協議会の元会長がいらっしゃいます。日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める署名用紙に、真っ先に署名してくれました。香美市からこの意見書を国へ提出することは、大きな意義があるのではないのでしょうか。

以上述べまして、本意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第8号は否決されました。

次に、日程第32、意見書案第9号、学校法人森友学園の国有地売却に係る、公文書改ざん問題の全容を明らかにするよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありません

か。

6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 6 番、森田雄介です。日本共産党を代表し、意見書案第 9 号、学校法人森友学園の国有地売却に係る、公文書改ざん問題の全容を明らかにするよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

公文書管理法では、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、主権者である国民が主体的に利用し得るもの、現在及び将来の国民に説明する責任が全うされるようにすることと定めており、これを棄損することは許されません。

しかし、安倍政権下において、森友学園問題だけでなく、加計学園、桜を見る会など、政治家が関与する様々な問題で公文書が捨てられたり、隠されたり、改ざんされたりすることが次々と起こりました。改めて政治の質や公文書管理の在り方が問われております。

近畿財務局が森友学園に鑑定評価額から 8 億円の値引きをして売却した問題が、2017 年 2 月に国会で初めて取り上げられました。森友学園小学校の名誉校長に安倍前首相の妻が就任していたことも取り沙汰され、国会で安倍前首相は、私や妻が関係していたら首相も国会議員も辞めると答弁しました。この答弁後より、財務省決裁文書の改ざんが始まったことが公文書等で明らかになっております。

故赤木俊夫さんの妻は、公文書改ざんを強要され、自死した夫の損害賠償を求めて提訴し、裁判で赤木ファイルが証拠採用されました。赤木ファイルには、佐川理財局長から、国会答弁を踏まえた修正を行うように指示があったこと、改ざんが組織的に行われたこと、赤木さんが決裁文書の修正は行うべきではないと強く抗議したなどの記録が残されていました。

一方で、法廷に提出された赤木ファイルは、改ざんを指示した側の氏名が黒塗りされているなど、不明な点が多く、赤木さんの弁護士は、これだけの改ざんを理財局と近畿財務局だけのやり取りでやったのかどうか、さらに上からの指示を受けていたのではないか、具体的に明らかにする必要があると発言しております。

赤木さんの妻も、国がなすべき正しいことは何だったのか問いたい。第三者による再調査を訴えました。

麻生財務大臣も政府も再調査は行わないとしていますが、財務省の内部調査により、改ざんに関わったとされる佐川氏ら 20 人を処分しただけで幕引きされることは許されません。このことの原因究明を拒み、なぜ政府に付度して公文書がゆがめられたのかという点を明らかにせずして、どうやって再発防止ができるのでしょうか。

公文書の改ざんや隠蔽は、政治をゆがめ、主権者をないがしろにするものです。政府及び財務省は法に照らして襟を正し、係る公文書改ざんの問題の全容を明らかにするよう求め、賛成の討論とします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第9号は否決されました。

日程第33、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会議に付議された事件は全て議了いたしました。

それでは、散会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会議では、令和3年度香美市一般会計補正予算（第6号）など、議案28件、報告3件、意見書案3件について、それぞれの議員各位の慎重な審査と審議がなされました。そして、令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど、12件が休会中の審査となったところでございます。10月22日開催の決算認定臨時会議までに審査を終えるよう、お願いいたします。

一般質問では、13人の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問がなされました。執行部におきましては、しっかり精査されまして、市政運営に生かしていただきたいと思います。

8月31日に開会しました頃には、日中の暑さはまだまだ厳しいものがありましたが、その暑さも少しは和らいできているように思います。

ワクチン接種も進んでいるところではございますが、コロナウイルスの変化も懸念されているところでございます。消毒、マスクなどの予防は、今後も着実な対応をとっていただくようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会議に提案申し上げました全ての議案につきまして、慎重なる御審議、適切な御決定を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

一般質問では、13人の議員の皆様から行政全般にわたって御指摘、また、貴重な御意見、御提言を賜りました。

鍛冶屋創生塾につきましては、1期生の卒業が目前となりました。まだまだ支援、応援は必要と思われますので、議論を深め、適切で効果的なものを目指してまいりたいと存じます。

また、通学路の安全につきましては、様々な角度からきめ細かく危険性を見ていくことが大事だと考えており、スピード感をもって対策を急ぎたいと思います。

国道災害につきましては、原因究明、対策を急ぐとともに、地域を支える道であり、高知県、徳島県を結ぶ極めて重要な道路でありますので、安全・快適な国道195号を目指して要望活動を強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策をめぐって、市民の皆さんの率直な思いや意見を聞かせていただきました。市としても厳しい状況にある市内事業所の支援を行いたいと考えており、具体案を急ぎ、議会にも諮りたいと思います。

その他の御指摘、御意見につきましても、なお検討、議論を深めまして、行政に生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本定例会議におきまして、会議中断後の答弁、後日回答となったものが少なからずございました。答弁者においては十分に準備し、議会に臨んでまいったつもりですが、まだまだ不十分であると反省するところです。準備の徹底、簡潔で分かりやすい答弁を心がけ、各自行政能力の向上に精いっぱい努めたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染減少の傾向が数字的にも表れており、県のステージも特別警戒となりましたが、まだまだ安心して社会活動や交流活動を思い切ってやれる状況にはありません。

ワクチン接種につきましては、計画的に推進していますが、希望者の接種を一日も早く終えるように力を集中してまいりたいと思います。

なお、台風14号が接近しておりますので、この後、直ちに災害対策本部を設置し、警戒を強めるとともに、事態に応じて機敏に、適切に行動・指示が行われるようにしてまいります。

終わりにりましたが、議員の皆様のみすますの御活躍、御健勝を心から祈念申し上げまして、令和3年香美市議会9月定例会議閉会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（利根健二君） 以上をもちまして、9月定例会議を終了し、令和3年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時00分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

9 月 定 例 会 議 会 議 録

卷 末 掲 載 文 書

令和3年香美市議会定例会9月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	8月24日(火)			再開要求通知・議案書発送
	8月25日(水)			
	8月26日(木)		AM9:30	議会運営委員会
	8月27日(金)			
	8月28日(土)			
	8月29日(日)			
	8月30日(月)			
第1日	8月31日(火)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	9月1日(水)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)】 【抽選(午後1時)】 議案精査のため
第3日	2日(木)	休 会		〃
第4日	3日(金)	休 会		〃
第5日	4日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第6日	5日(日)	休 会		〃
第7日	6日(月)	休 会		議案精査のため
第8日	7日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第9日	8日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第10日	9日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③ 会派代表者会議
第11日	10日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会 教育厚生常任委員会
第12日	11日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第13日	12日(日)	休 会		〃
第14日	13日(月)	休 会		議案審査整理のため
第15日	14日(火)	休 会		〃
第16日	15日(水)	休 会		〃
第17日	16日(木)	休 会		〃
第18日	17日(金)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

9月10日(金)	予算決算常任委員会		議案第 71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86 号
	総務常任委員会		議案第 87・88・92・93・94・95 号
	教育厚生常任委員会		議案第 89・90・91 号

決算審査

10月4日(月)	総務分科会	AM9:00	議案第 71 号
10月5日(火)	教育厚生分科会	AM9:00	議案第 71・76・77・78・79・80 号
10月6日(水)	産業建設分科会	AM9:00	議案第 71・72・73・74・75・81・82 号
10月21日(木)	予算決算常任委員会	AM9:00	議案第 71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82 号

臨時会議

10月22日(金)	決算認定臨時会議	AM9:30	議案第 71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82 号
-----------	----------	--------	---

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所 管 委 員 会	審査結果	備 考
議案第71号	令和2年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第72号	令和2年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第73号	令和2年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第74号	令和2年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第75号	令和2年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第76号	令和2年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第77号	令和2年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第78号	令和2年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第79号	令和2年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第80号	令和2年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第81号	令和2年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第82号	令和2年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	審査中	
議案第83号	令和3年度香美市一般会計補正予算（第6号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第84号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第85号	令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第86号	令和3年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第87号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 常 任 委 員 会	原案可決	全員賛成
議案第88号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 常 任 委 員 会	原案可決	全員賛成
議案第89号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第90号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第91号	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第92号	香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第93号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第94号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第95号	財産の取得について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

意見書案第7号

国の新型コロナ対策支援金の制度拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和3年9月17日提出

香美市議会議員 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 〃 山崎 晃子

賛成者 〃 村田 珠美

国の新型コロナ対策支援金の制度拡充を求める意見書（案）

新型コロナ感染危機に対し国は、中小企業・小規模事業者、農業者への救済策として、感染症拡大の影響を受け、売上が半減した事業者の事業継続を支援するため昨年の「持続化給付金」から今年は「一時支援金・月次支援金」という形で、給付を行っています。

しかしながら申請手続きの煩雑さ、支給金額の問題等で一時支援金は予算の2割、約1,260億円しか使われませんでした。

高知県においてはコロナ特別警戒に対応した営業時間短縮要請対応臨時給付金等の申請にて、事業者等を支援しているところです。

本申請はネット申請のほか、認定支援機関等の審査を受け書面により、郵送でも申請可能となっており事業者に歓迎されています。

新型コロナ感染対策としてのワクチン接種が進む中、一方、デルタ株等の蔓延から第5波が押し寄せてきております。長引く感染症の影響で業者からは、「また休業要請、

自粛要請等があれば廃業を考えざるをえない」などの意見もあります。本市においても廃業された事業者も見受けられます。

消費が極端に減少している経済危機時の最も効果的な支援策は減収を補填する直接支援の継続です。

よって、政府におかれては、下記の事項について国の新型コロナ対策支援金の制度拡充を行うよう強く要望します。

記

1. 売上減少率の基準を50%以上から30%以上に引き下げること。
2. ネット申請と共に、書面や面談でも申請可能とすること。
3. 都道府県を窓口とした支援策とし、財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月17日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
財務大臣	麻生太郎殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
経済再生担当大臣	西村康稔殿

高知県香美市議会議長 利根健二

意見書案第 8 号

広島・長崎からの「平和宣言」に応え、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 17 日 提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 笹 岡 優

賛成者 〃 山 崎 晃 子

賛成者 〃 依 光 美代子

広島・長崎からの「平和宣言」に応え、核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見書（案）

今年 1 月 22 日に核兵器禁止条約が発効され、核兵器は違法とする国際社会の規範として核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、使用などあらゆる活動が禁止されました。

被爆者が戦後 76 年間、苦しみを乗り越え「核兵器の無い平和」を叫び続けてきたことが世界を動かしています。

広島市は「平和宣言」で、「持続可能な社会の実現のためには、核兵器の完全なる撤廃に向けて人類の英知を結集する必要があります」と訴えています。

そして、長崎市の「平和宣言」では「日本政府と国会議員に訴えます。一日も早く核兵器禁止条約に署名し、批准することを求めます。『戦争をしない』という日本国憲法の平和の理念を堅持するとともに、核兵器のない世界に向かう一つの道として、『核の傘』ではなく『非核の傘』となる北東アジア非核兵器地帯構想について検討を始めてください」と日本政府の核兵器廃絶への貢献を求めています。

また、日本世論調査会が実施した「平和」に関する世論調査で、核兵器禁止条約に日本が「参加するべきだ」と答えた人が71%に上っていることから多くの国民が核兵器の廃絶を求めています。

よって、政府におかれては、広島・長崎からの「平和宣言」に応え、唯一の戦争被爆国として速やかに核兵器禁止条約に署名・批准し、来年3月に開かれる締約国会議において核兵器のない世界に向けて先頭に立っていただくよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月17日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
外務大臣	茂木敏充殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
(原子力経済被害担当)	
内閣官房長官	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 利根健二

意見書案第 9 号

学校法人森友学園の国有地売却に係る、公文書改ざん問題の 全容を明らかにするよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 17 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 依 光 美代子

学校法人森友学園の国有地売却に係る、公文書改ざん問題の 全容を明らかにするよう求める意見書（案）

学校法人森友学園をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、自ら命を絶った同省近畿
財務局の元職員、赤木俊夫さんの妻が、国などに損害賠償を求めた訴訟の第 4 回口頭
弁論が 6 月 23 日に大阪地裁でありました。

その際、改ざんの過程をまとめた文書「赤木ファイル」が証拠採用されました。報
道によれば、公表された「赤木ファイル」には公文書改ざんをめぐる財務省本省と
近畿財務局の間でやりとりされたメールが多数含まれていますが、改ざんを指示した
側の本省理財局の職員名は黒塗りされており、具体的な経緯は明らかになっていない
とのことです。

財務省、近畿財務局が森友学園に鑑定評価額より 8 億円も値引きをして国有地を売
却した問題は、国会でも追及され、会計検査院が近畿財務局に実地検査を行い「値引

きの根拠が不十分」であると指摘しましたが、いまだ事実は明らかにされていません。

法廷で、赤木俊夫さんの妻は、「なぜ夫が自殺に追い込まれたか、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行なわれたのかを明らかにし、上司の指示や判断で追い詰められて自殺するような職員が2度と出ないように」と意見陳述をしています。

公文書は、役所が意思決定する過程や結果を記録したもので、後の検証を可能にすることが狙いです。また公文書は国民共有の財産であり、改ざんは行政をゆがめ、国民の信用を著しく失墜させるものです。

よって、国におかれては、第3者による再調査を行い、学校法人森友学園に係る公文書改ざん問題の全容を明らかにするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月17日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
総務大臣	武田良太	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
内閣官房長官	加藤勝信	殿

高知県香美市議会議長 利根健二

令和3年香美市議会定例会9月定例会議決一覧表

1. 議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 83 号	令和3年度香美市一般会計補正予算（第6号）	原案可決	3. 9. 17
議案 第 84 号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	3. 9. 17
議案 第 85 号	令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	3. 9. 17
議案 第 86 号	令和3年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	3. 9. 17
議案 第 87 号	香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 88 号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 89 号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 90 号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 91 号	香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 92 号	香美市基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 93 号	香美市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 94 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 95 号	財産の取得について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 96 号	香美市立ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 97 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
議案 第 98 号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 9. 17
意見書案 第 7 号	国の新型コロナ対策支援金の制度拡充を求める意見書の提出について	原案否決	3. 9. 17

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
意見書案 第 8 号	広島・長崎からの「平和宣言」に応え、核兵器禁止条約に署名・ 批准するよう求める意見書の提出について	原案否決	3. 9. 17
意見書案 第 9 号	学校法人森友学園の国有地売却に係る、公文書改ざん問題の全容 を明らかにするよう求める意見書の提出について	原案否決	3. 9. 17